

經濟經營研究

年 報

第 18 号 (I)



神 戶 大 学

經濟經營研究所

1968

經濟經營研究

18 (I)



神戸大学経済経営研究所

目 次

欧米の現段階における

地域開発計画の課題とわが国の場合……米 花 稔 1
——国連E C E資料を中心として——

神戸港の発展指標について(その一)……佐々木 誠 治 21
——貿易量指標と船舶量指標との関連を中心に——

わが国における

百貨店企業の成立と模写的企業者……井 上 忠 勝 45

社会会計の統合問題再論……能 勢 信 子 75

後入先出法と三つの企業利益概念……中 野 勲 103

研究会記事

所 員 研 究 会
金 融 専 門 委 員 会
国 際 経 済 専 門 委 員 会
企 業 経 営 科 定 例 研 究 会

欧米の現段階における 地域開発計画の課題とわが国の場合

——国連E C E資料を中心として——

米 花 稔

1. 開 題

一国における地域開発の問題は、今日先進国、後進国通じて、熱心にとりくまれている課題であることは、あらためて指摘する要をみないところである。特に近年この分野において、特徴的なことは、国際間において、共通的にこの問題がとりくまれているという点である。それぞれの国が、それぞれの特殊事情によって、個別性があるとともに、かなり共通的なものをふくんでいることから、研究調査段階において、計画段階において、また実施段階において、その経験交換、ノウハウの交流が、次第に盛んになりつつある。このことは、先進国と後進国の協力関係として、またそのそれぞれの間における協力関係として、さらに国連、その他の国際協力機構によって、進められているのである。

先進国欧米の場合についてみてみよう。いま手元にある資料による限りでも、E F T Aによるもの (Regional Development Policies in EFTA, 1965), O E C D におけるもの (O E C D 加盟諸国における地域開発政策, 1965年 —— 雑誌「工業立地」昭和40年8, 9月号紹介), 国連によるもの (Problems of Regional Economic Planning and Development in Europe and The United States —— U. N., Economic Bulletin for Europe Vol. 17, No. 2, Nov. 1965) などがある。前2者については、別の機会に若干ふれたこともあるので、本小論においては、後者国連資料を中心に、最近における欧米の地域開発についての課題のアウトラインを考察することと

する。

筆者は、最近自著「地域開発計画論」(昭和42年10月刊)において、欧米諸国を中心とする地域開発の国際的動向を、昭和36年ならびに昭和40、41年における現地視察と関連資料とによって概観し、経営学的視点からその特徴把握を行ったのであるが、さらにここで上記諸資料、特に国連の資料を主として、その総括的な記述にもとづいて、全体的把握をおこない、さきにおこなった特徴的把握を補い、今後の考察の展開に資したいのである。

地域開発問題が、今日国際協力的に進められつつあることが、筆者にとって最近とりわけ印象ぶかいので、さきごろ別にアジア後進地域における後進国の経済計画に関する国連資料 (Economic Development and Planning in Asia and the Far East — Administrative Aspects — UN., Economic Bulletin for Asia and the Far East, Dec. 1966) についてもこれを概観し、いわばそのマネジメント的接近について、とりわけ興味をもったのである。このような筆者の一連の関心から、本小論をもとりまとめることとしたのである。

このことは、わが国の地域開発問題が、あたかも再検討の段階にあることとも関連しているのである。すなわち、昭和36年からのいわゆる所得倍増計画にもとづく全国総合開発計画が昭和37年にまとめられ、過度集中の防止と地域格差是正を目標として、新産業都市の指定などの手段を中心に進めてきた地域政策が、その後今日までの数年の実態の推移との関連で、再検討を必要とするに至っているのである。さきごろまとめられた経済審議会地域部会報告「高密度経済社会への地域課題」(昭和42年11月)は、そのような意味でまとめられたものであるといえよう。もう一度地域開発問題の国際的動向をみてみたいと思うゆえんである。このような国際的視点から、わが国の地域開発問題をみることも、その考察の前進に役立つと思う。

この小論にとりあげた国連資料は、国連のECE加盟政府の第15回(1960)総会によってはじめられたECE関係政府経済専門官会議 (Meetings of Senior Economic Advisers to ECE Governments) の第3回会議(1964年

11月開催）における報告ならびに討議の概要である。そのテーマが、欧米諸国の地域経済計画とその開発に関する問題（Problems of Regional Economic Planning and Development in Europe and The United States）である。ECEの関係各国それぞれ経済制度が異なるが、その報告の情報ならびに経験交換が、相互理解をふかめ、かつ相互にその国の経済発展に役立つであろうという趣旨のもとにはじめられた第3回の会議に、地域開発問題がとりあげられたのである。

以下主として本資料にもとづき、その問題点を概観考察することとする。

2. 欧米の地域計画研究の現段階

国連ECEの会議の報告は、まず欧米の地域計画に関する研究の現段階について、地域研究促進の原因、地域計画についての現段階における各国のすすめ方の特徴を、要約的に概観している。

地域経済の研究なり地域分析の研究は、欧米において、近時次のような諸原因によって急速に進められつつあるとしている。

第1は、各国が地域政策を進めねばならないというきびしい要請に当面したこと。既に今日ではくりかえして指摘する必要をみない各国の1930年代からのきびしい地域的失業問題ということがそれである。戦後各国とも国全体としては完全雇用という状況による環境変化から、国内の地域構造の不均衡という視点が地域政策の課題となり、より広域的、より長期的視点からの政策が要求せられることとなった。そのことは、必然的に、一国全体としての長期経済計画との関連による地域計画を必要としつつある。いまや各国とも地域政策の必要性と有効性が十分に認識せられ、地域間格差が余り顕著でない国においても、このことを必要としているところまできたという。

第2は、経済学はもちろん、社会学、人口学、経済地理学、歴史研究、都市計画のような諸科学において、それぞれ地域問題についての関心がたかまり、境界領域における諸科学の接近ということが各国においておこり、このことが地域研究を一層盛んにすることとなった。

第3は、経済成長理論において地域問題が強く関心をもたれることになり、過度発展地域の成長度のスロウダウンとおくれた地域の発展の問題に関心がむけられてきて、このことがまた地域研究を強く刺激しつつあること。

これらがあいまって、地域経済の研究、地域分析、地域計画の研究を急速に促進しつつあることが指摘せられている。

地域経済計画 (regional economic programming, or regional economic planning) には、次の4のプロセスがあるとする。

- (1) 特定の基準による経済地域の区画。
- (2) 諸科学の援用による地域分析。
- (3) 地元参加による地域の個々の諸計画の形成。
- (4) 全国長期計画とこれら地域諸計画との統合、

このうち(1)と(4)は、中央集権的機能であり、(2)と(3)は地方分権的な仕事であるといえよう。全国計画作成の進展している国にあっては、当然のことながら、(3)と(4)との間の問題が重要な課題となる。アメリカ合衆国の現段階は、地域分析ならびに地域毎の計画形成という地方分権的接近が重点であり、フランスとイギリスは、より中央集権的である。これに対して、東欧の計画経済諸国にあっては、(1)と(4)が高度に中央集権化され、(2)と(3)は地方分権化せられているのが現状である。

これらの地域計画は、はじめは経済学的接近よりむしろ、施設計画 (physical planning) が中心に進められ、土地利用のより高度化の必要性が、一方には立地理論の展開、特にミクロ的接近からマクロ的接近を進め、他方には都市計画を促進することとなっている。とりわけ土地の不足する国々においては、施設計画 (physical planning) がより重視せられ、その都市計画的なとりくみから、漸次広域の地域計画に展開するというプロセスをとっている。このことは、広域共通施設としての道路、鉄道、河川、電力等の基盤整備の必要におよんで、経済計画と施設計画の関係をより密接にしてきたといえよう。

この経済計画 (economic planning) と施設計画 (physical planning) との地域問題における関係は、国によって若干異っていて、フランス、イタリー、

イギリスなどは、この両者が相当緊密な関係をもっており、オーストリア、オランダなどにおいては、全国計画との関連からみても、施設計画がより優先している。いずれにしても、これらの総合の必要性が認識せられてきつつあるといわれる。

以上のようなアウトラインにもとづいて、以下、地域政策、地域計画の目標、全国計画と地域計画の関係、政策推進の諸手段についての考察がおこなわれるのである。

3. 地域政策の目標

地域政策なりそれにもとづく計画の目標とするところは、全般的にいえば、後進地域あるいは衰退地域の発展の促進と、過度成長地域の成長度のスロウダウンという点にある。より具体的には国により、地域により、もちろん相異のあることはいうまでもない。これを、特定地域の発展の促進政策と、過度集中地域における分散政策とにわけて、考察している。すなわち、

(1) 特定地域発展の促進政策について

特定地域発展の促進のために地域政策をとる国々においても、その前提条件によってかなりその目的とするところが異ってくる。地域間の成長度の相異のあまり大きくない国とその格差の大きい場合とでそのことがみられる。

まず地域間の成長度の相異のあまり大きくない国、しかもそれが一国全体としての成長度の高くないという場合においては、地域政策の目標とするところと、一国全体として経済発展の目標とするところとは一致するので、その間に問題はすくない。問題は、このような場合に、国の政策としての投資を全国的にひろく実施するか、特定地域を重点にするかという選択にある。経済効率と社会的配慮という問題で現実には国により政治的、社会的条件なり、利害集団の関係によってきめられることになるであろう。

これに対して、地域間の成長度の格差の大きい場合にあっては、事情が異

る。おくれた地域の発展の問題は、前の場合と異り、一国の経済成長と必ずしも結びつかないことになり、従って地域の経済発展の不均衡是正が主たる目的とならざるを得ない。このような地域の経済発展の差は、1の原因は地域のもつ経済的諸条件に由来するもので、この場合はいわゆる未開発地域 (under-developed regions) の問題であり、もう1の原因は、その地域の経済構造が変化する環境条件に適応することのできないことからたらされるもので、この場合はいわゆる衰退地域 (depressed areas) の問題としてあらわれている。従って、衰退地域問題の場合は、未開発地域問題の場合と比較して、既にとにかく基盤施設なり、社会資本なり、生産設備等のあることから、地域政策としての産業誘致は、より容易であるといえるし、また一国の経済成長計画との関連をみても、衰退地域対策の場合は、未開発地域の場合に比しては、その矛盾はすくないのがつねである。

(2) 過度集中地域における分散政策

過度集中地域問題は、後進低開発国の場合においても、カルカッタ、カラカス、ジャカルタ、イスタンブールなどにおいて当面しているところであるけれども、欧州の大都市圏、パリ、ロンドン、ワルシャオ、ブタペストなど、あるいはルールのような高度に工業化せられた地域において、当面してきている。公共施設なりサービスのコスト上昇、企業の生産コストの上昇が、集中することによる外部経済の利益をこえるという現象が、経済活動の分散政策を必要としているのである。

この経済活動の分散政策にも2の進め方がとられている。1は集中地域から相当距離をおいた地域の開発と関連づける場合であり、もう一つは集中地域の周辺において、いわゆる新衛星都市の建設のような手段をとる場合である。集中地域の地方自治体は主として後者の手段をより望ましいとする傾向がある。全国的な長期開発計画を欠く場合に、この傾向はより顕著である。

このような地域政策のねらいとするところは、ヨーロッパ諸国において共通しており、かつそのそれぞれが同時に特徴的な相異をもっている。しかもそれ

は、その国の経済体制の相異によるよりも、経済開発なり工業化の段階にもとづいているようであるとしている。

ヨーロッパの自由経済諸国のうち、高度に工業化された国においては、経済成長の均衡的な進展という点に地域政策の重点がおかれ、南ヨーロッパの相対的に開発のおくれている国々の場合は、前者よりもっときびしい地域政策目標をかかげている。重点地域の決定にしても難しい問題となっている。またヨーロッパの計画経済国にあっては、その計画の集権的なためと、長期的な計画の欠除から、地域政策について若干のおくれをもっていたが、1955年以来この問題に対して、理論的ならびに実践的関心が急速にたかまってきたのが現状であるという。

このような地域政策の推進にあたって、地域分析がその前提になることはいうまでもないけれども、本報告書は、これについて、現段階においては、次のような地域分析のあり方を指摘している。

地域政策のよりどころとしての地域の区画については、同質の地域、機能的に関連する地域、経済単位的な地域等による地域わけ、地域相互間における補完的關係、代替的關係、競争的關係等による関連づけ、過去ならびに現在における成長度における発展地域、平均的地域、後進地域の位置づけなどによるわけ方が考えられるとする。そのうちでも、特に地域計画との関連では、特定の指標によって、全体の平均からの偏差の程度による把握が、もっとも簡単な地域分類といえよう。その場合、就業人口1人当り純生産高の成長度による推移と、現時点における1人当り純生産高による位置づけを併用することによって、過去の推移と現段階における位置づけによる開発の水準からみた地域マトリックスがつくられ得るとするのである。

地域分類 成長度

一人当り純生産高水準		低 率	平 均	高 率
	低 開 発			
	平均的開発			
	高 開 発			

しかしながら、以上のみでは、いわゆる過度集中 (regional over-concentration) と人口過疎 (regional de-population) の問題は明らかにならないので、加うるに、一方軒当りGNPを用いることによって、これを補うことができるとしている。

これらをよりどころとして、地域研究を進める場合、一方には地域における諸活動のための地域区分のための regional zoning の問題と、地域経済計画としての regional economic programming の問題との両側面から進められねばならない。大部分の国において、地域研究は、人間とその施設的环境との諸関係をふくむ社会科学的研究としてとりあげているのである。

このうち地域経済計画をつくるについて、もっとも単純な場合は、一定の投資にともなう雇用、労働生産性ならびに附加価値の増加等の算出からはじめて、地域的失業吸収のための、基盤整備ならびに生産設備への投資を部門別に検討するなどの方法がとられてきた。しかしながら、最近は、よく知られているように、より高度の手法として、regional social accounting, comparative cost analysis, cost-benefit analysis, industrial complex analysis, input-output technique, linear programming 等が用いられつつある。しかしながら同時に、地域開発の目標が明確に把握され、かつ地域のあり方と一国全体の基本方針との関係が明確でないと、このような高度の諸手法が、かえって実態から遊離する危険をもつことを指摘している。

4. 全国計画と地域計画との関係

地域計画が全国計画と全く関連づけなくすすめられている場合から、相互に密接に関連づけられている場合まで、現にさまざまな段階があるけれども、全国計画との関連における地域計画という観点から、考察が進められるのが順当であることはいうまでもなからう。そのような意味で、この報告書においても、全国計画と部門計画、地域計画、それとの関連における経済諸活動の立地の問題、さらに進んで都市計画の問題におよんで論ぜられているのである。順をおって考察することとする。

(1) 全国計画と部門計画と地域計画

この問題は、一口でいえば、全国計画としての目標づけの段階、それとの関連における部門毎の、また地域毎の計画の段階、さらにこのような部門毎ならびに地域毎の計画と全国計画との相互調整の段階という段階が考えられる。

全国計画の段階では、特定の計画時点について国民所得その他の主要目標が、一方に消費、投資、輸出、他方には国内での財貨、サービスの生産ならびに輸入のわくづけをすることになる。第2段階のうち部門別計画の段階としては、全体の生産目標との関連で、各部門の生産能力と目標に対する成長率が、生産性向上についての改善の問題、新投資、投入要素の変更等が方向づけられることになる。しかし部門間の関連性の総合は、全国計画と部門計画との相互調整の第3段階においてはじめて可能となる。

これらに対して地域計画の位置づけは、第1には、生産設備、基盤整備、社会資本等の新投資をふくむ地域における部門毎の計画、第2には、これらとの関連で新規活動部分の立地計画が問題になる。当初に一度設定せられた全国目標と、ここにみられる地域計画における諸目標と、部門毎の計画との調整が、次のプロセスとなることはいうまでもない。地域毎の分権的検討と、統合過程における集権的検討との十分な適合が問題になることとなる。

このような考え方としての高度にたくみにインテグレートされた地域計画は、現在の段階においては、各国ともまだ十分とはいえないのが実情である。東欧の計画経済をたてまえとする諸国にあっては、地域計画は、全国計画の単に一部分で、部門別計画ほどなお重視せられていない。経済活動の地域的配分は、理想的にも実践的にも計画上のもっとも弱い部分であるといわれる。もっとも時にいわゆる外部経済、内部経済の利益を達成するための産業の集中化を求める産業部門的な利益主張と、地域分散と地域的専門化ならびにインダストリアル・コンプレックスの必要を強調する地域利益主張との論争がみられたりしたこともあることが指摘せられている。

これに対して西欧の自由経済諸国にあっては、当然のことながら、地域計画が、全国計画と今日なおよくインテグレートされているとはいいたい。そのうちでも比較的その程度の進んでいるのは、全国経済計画が発達している国においてみられ、フランスはその代表的なものといわれる。フランスでは、第4次計画ではじめて部門計画に地域性を導入することをきめたけれども、資料不足で、これを全地域におよぼし得ず、第5次計画においては、全国計画と、部門計画と、地域計画の調整をより強化するための工夫をいくつか進めている。オーストリアは、これと反対に、地域計画と全国計画とのインテグレートについての法的よりどころはなく、ただ低開発地域助成の国による特別の措置がとられているにとどまる。またオランダは、地域政策が、広義の施設計画 (physical planning) としての全国計画とのみ関連づけられている。以上の若干例のように、地域計画と全国計画との関係については、国によって、相当特徴的に異っているのが現状である。

(2) 経済活動の立地

地域計画の実施における具体的な課題は、工業を中心とする経済活動の立地の問題としてあらわれる。国連の報告書は、その意味で、欧米における立地論の展開を次のように要約している。よく知られているところであるけれども、実態、政策との関連における理論的研究の概観の意味で、簡単にふれることとする。

- (a) 立地論はなによりドイツで A. Weber 以来急速に発展した。Weber の運送費用を中心に、附加するに労働ならびに集積という点をとりあげたのに対し、W. Sombard, A. Engländer, T. Palander などは、市場条件を立地論にひき出している。立地論はさらに M. Ritschl, A. Predöhl, A. Lösch によって展開せられたが、とりわけ Predöhl は生産諸要素の代替性理論を立地論に導入し、Lösch に至ってミクロ的立地論からマクロ的立地論を展開するに至り、地域経済論的接近の道をひらいたのである。

- (b) フランスでは、ドイツのように立地の一般理論への関心は高くなかったのであるが、R. Maunier は工業化の初期段階では地理的環境が、高度段階にすすむと社会経済的条件の重要であることを指摘し、L. Dechesne は産業部門毎の立地条件の分析を進めた。戦後の研究は、主として工業の地理的集中と分散問題に重点をおいて進められている。
- (c) イギリスにおいては、1920年代に、P. Abercrombie 教授を中心とするリヴァプール学派のように多数の地域研究がみられたのであるが、理論的研究としては、R. E. Dickinson, S. R. Dennison, P. S. Florence 等があげられ、特に Florence の工場規模、水平的ならびに垂直的集中と立地の関係等に特徴的な業績を示した。
- (d) 大不況ならびに第2次大戦以後、アメリカにおいても、立地理論への関心が非常に高まった。いわゆる地域研究が盛んにおこなわれ、その戦前の代表的なものとして、National Resources Board の“Location and National Resources”（1942）があげられる。これによってセンサスによる地理的分布を分析し、時代の推移による立地条件の重要性の変化を解明している。第2次戦後、E. Hoover, W. Isard が立地の近代理論を展開して、地域経済の計画化に大きな貢献をしている。
- (e) 以上の自由諸国と異り、計画経済の国においては、すべての経済活動は、集中的に指導され、従って全国的地域配置計画が個別事業体の立地にとっても正しいというマクロ経済的立地決定が中心になってきた。このような地域配置についての社会主義立地理論形成の試みが、戦後数多くおこなわれているという。R. Liwzyc, J. Feigin, R. Stepanov などが例としてあげられている。しかしながら最近になって、個別事業体の問題を解明する立地理論、特に生産費にあたる立地の影響の問題が注意せられるようになり、この数年間に立地条件を中心とするこのような分析が行われている。ただ社会主義国のうち、ソビエトは国土面積がとりわけ広大であること、連邦国であることによる構成国の開発問題、アジアに属する地域の経済的發展などによって、他の東欧諸国と異なる特徴的な立地問題をもっていることが注意せられ

ると指摘している。

以上のように、自由経済国、計画経済国通じて、立地理論の展開が進められている。これらにわたって、共通的に次のことが知られる。

- ① 個別事業体の立地。自由経済国にあっては、個別事業体の立地はその企業の経営者によって決定せられることを建前としつつも、地域政策なり一国の開発計画との関連で制約をうけることとなり、計画経済国にあっては、経済立地が中央において計画的に進められつつも、個別事業体の立地条件の分析の進展によって、そのことが次第に考慮せられつつある。
- ② 立地条件としては、経済的(生産、流通機構など)、自然的技術的、ならびにその他の条件(政治、社会、軍事)があげられる。このうち経済的立地条件は、労働費用とか税制を別にすると自由経済、計画経済に共通するところが多い。また国土の広さが相異をもたらし、アメリカ、ソ連で重要な輸送条件は、歐洲諸国ではそれほど重要とはいえない。
- ③ 全国レベルで、経済活動の地域的配置の計画をすすめる際、自由経済、計画経済の両制度の国に共通して、経済効率の極大化と社会的政治的考慮との間に健全な調整をすることの難しさに当面している。

このようにみえてくると、全国、広域ならびに地域社会の各レベルの立地問題への要請という点で、難しい複雑な問題をもっていて、現段階においては、なお満足な状態でないというのが実情である。しかしながら、アメリカの例で見ると、原材料とかエネルギーとか特定の立地条件につよく制約せられる産業は全産業のうちの20%程度で、その他の80%は、いくつかの立地選択の可能性をもっているいわゆるフット・ルース型である。前者は、特定地域での同種産業の集中をもたらす傾向があるが、後者の場合は、一般的にいえば、都市地域的立地ということになる。ここにおいて、都市の開発整備計画(urban development programme)が全国的地域政策としても、地域的視点からも、共通に重要な問題として認識せられざるを得ないとする。

(3) 都市化対策と都市計画

急速な工業化が、急激な都市化を、西欧においては、この150年間に招来したものであって、数多くの経済的、社会的、技術的問題をもたらしてきている。ここに都市計画なり、都市化対策の問題がある。このうち、都市計画（town planning）は、第1次大戦と第2次大戦の間に専門的發展をとげたのであるが、これに対して、都市化対策（urbanization policy）は、ヨーロッパ諸国における急激な都市化によって、第2次大戦後展開せられつつあるもので、まだその歴史は浅い。

都市化対策は、経済活動の立地問題と直接にかかわる。しかも全国計画、地域計画との一体化は、現段階においては、なお難しい状態にある。

しかしながら、今日の方角は、都市化対策は、都市が、広域における経済活動を吸収する中心地域であること、すすんで都市は、周辺地域への放射的發展を促進する原動力であることとみることができるようになっている。このようにみえてくると、都市化対策は、広域の地域政策、あるいは進んで全国計画の一部として、それをすすめる役割をはたすという機能をもつに至りつつあるとみられるのである。このような機能を果たす都市として、西欧諸国の最近の調査研究では、住民1人当たり社会投資の費用を最少にするには、人口10万から30万人単位の都市ということになるが、しかし費用最少のみが唯一の基準であるはずはなく、社会的、文化的、また都市機能的にいかがあるべきかが、これからの重要な研究課題であるとされているのである。

5. 地域政策推進の手段

欧洲諸国での地域政策推進の手段としてしているところを概観するのが、次の課題である。その手段の有効性は、国の異なる事情によって異なることは当然であるが、これは、内容としては、おくれた地域の経済開発促進の手段としての問題と、過密化地域における發展の速度を若干おくらせるための手段としての問題

とがある。まず自由経済諸国についてこれを見、ついで計画経済国の場合を見ているのである。

(1) おくれた地域の開発推進の手段

自由経済諸国において、おくれた地域の開発推進の手段としては、直接的ならびに間接的方法、短期的ならびに長期的方法、一般的ならびに部分的方法があるが、さしあたり、次のような諸手段がみられる。

- (1) 労働移動による方法
- (2) 経済的社会的基盤整備の公共投資
- (3) 農業の生産性向上
- (4) 工業化促進の方法として、直接的には工業の地域的規制と助成、間接的には金融その他の諸手段。

このうち労働の移動は、地域間の労働移動と特定地域における労働の産業間移動の2形態があげられる。普通低開発地域から開発地域への移動ということになる。その場合その低開発地域の人口が南イタリアのように過剰の場合とオランダ東部やフランス中部のように人口の過少の場合とがあげられる。人口過剰の場合、労働移動がその地域の開発を促進することになるが、人口過少の場合、労働移動は発展を阻害するおそれも生じる。

また熟練労働者の再教育のための施設から、住宅、保健、娯楽などの諸施設についての公共投資が、従来比較的看過されていたのが、ようやく各国において認識せられつつある。ただこれらの公共投資が、地域の経済発展計画と無関係に進められる場合と、その関連がよく配慮せられる場合とで、その投資効果に著しい相異となってくることを指摘している。

低開発地域で人口過剰で、しかも自然的条件には恵まれている地域では、工業化の促進とともに農業生産性の向上がはかられるべきであるとしている。その方法として、土地開墾、灌漑、農場合併統合、機械化の高度化、肥料、有畜化、輪栽の改善等があげられている。自然的条件に恵まれない地域では、加えるに低利長期資金、税の減免、協同組合の育成等があげられている。しかしな

がら、これらを通じて、農産物市場の拡大の可能性が前提となるのでなければ、すべてこれらの手段もまた無効になるほかはない。

低開発地域の工業化促進には、前にかかげたように直接的手段と間接的手段とがある。工業化の直接的手段としては、公的活動として、企業立地の規制と助成ということになるが、自由経済諸国においては、一部の国において重要な手段としてとりあげられている。工業において公的部門の比重の相対的に高い国、例えばイタリアでは、1957年の法律にもとづいて、国営企業の投資の40%を低開発地域である南部にもたらし、民間企業誘致の役を果さしめている。同様にノルウェーでは国営製鋼所が北部に工場を設立し、またフランスでも、国営自動車工場を、最近低開発地域である北西部に設置している如き例があげられる。また立地の公的助成として、国の開発対象とする地域での企業立地について、各種の補助をする政策もみられる。イギリス、オランダなどでは工場建物について、補助金をあたえ、またトルコ、フランスなどでは、はじめの投資について若干率の補助をおこなっている。さらに、イギリス、ノルウェーなど一部の国では、建築許可制による特定地域での工場立地の事実上の規制をおこない、上のような積極的な立地政策の推進をうらづける手段としている。

低開発地域への工業誘導についての間接的手段として、資金融通制度が多く採用せられているが、これはそれら企業がその地域での活動が軌道にのるまでの一時的手段としていることを建前としているのが普通である。イギリスでは、商務省に対象企業に対して資金援助する権利があたえられ、また1963年から開発地域の対象企業の自由償却制度を採用するなどしている。フランスにおいては、地域開発政策のための財政面からする助成として、長期資金、中期資金等それぞれに特別の融資基金を設けて、公的部門、私企業部門にわたってこれを対象とするほか、地域的に低利制度とか補助金制度をも採用していて、地域、部門、などの特殊事情に対応したかなりフレキシブルな融資制度を採用している。イタリアでは、南部未開発地域の開発について、基盤整備のための特別の公共投資とともに、その融資機関によって、工業、農業その他産業の為の資金助成をするとともに、国税および地方税の引下げ等の措置をとっている。

以上のような地域開発における資金面からの助成について、その目的と効果との関連性が当然に問題になる。このような資金助成の効果は、産業の種類、企業の規模などによって異なり、中小企業にとっては、低利融資とか公的保証などがとりわけ役立つことになる。しかしながら、アメリカでの実証的研究調査によると、一般的には、地域開発目的に、このような財政的助成が必ずしも効果的でないという結果が報告せられているとしている。資金面からのコストが、コストに占める部分の比重がひくいということからの理由である。このような立地上の財政的助成は主として、大企業を誘致し、これによってさらに多くの関連産業をもたらしことを期待してとられているのが普通である。その効果がとりわけ資本集約的大企業に意味をもつこととなる。しかも資本集約的大企業の典型は、石油工業であるが、それは原材料を海外から、そして製品は他地域へ、そして雇用はすくなく、関連産業も制約があるということの特徴としていることから、地域開発上の関連効果がすくないということになる。以上のようなことから、報告書は、地域開発における財政的、資金的助成の効果については、なお十分検討すべき問題をもっているとしている。

(2) 過密地域における分散推進の手段

自由経済諸国において、過密地域における経済活動の一層の集中化防止の手段は、おくれた地域の開発推進のそれにくらべて、相当制約せられたものしかないのが現状である。このような消極的な手段は、なかなか効果をあげにくいことを実態が示している。過度に発展している地域の新規立地を停止することはなかなかできにくいし、またそのような新規立地が現にその過度発展地域の産業を補完し、あるいはその地域の活動をより円滑ならしめるに必要な場合もすくなくないからである。さらにまた低開発地域からこのような高度成長地域への人口流入を防止することも非常に困難である。従って現実には新規工業なり経済活動の規制という手段も、相当弾力性をもって適用せざるを得ないのである。

過度集中地域からの分散を推進する手段として、次の3の方法をあげること

ができる。

第1は、さきにもべたことに関係ある低開発地域における経済発展を強力に推進して、その地域の人口流出を防止することがあげられる。

第2は、過度集中地域の既存の経済的あるいは社会的活動のいくつかを、他地域へ分散するという手段である。これは、新しく発展しようとする活動を低開発地域へ吸収する場合と同様の問題と、さらに既存活動の移転ということにともなう平常活動の阻害という問題とで、困難に当面する。

第3は、過度集中地域の周辺に衛星都市を建設するという方法である。これはたしかにこの問題の部分的解決の手段になっているけれども、これは、この集中地域をふくむ広域の依然たる成長発展となり、低開発地域の発展とのつながりをもたないこととなる。

これをフランスの経験についてみよう。パリへの集中化防止のために、1945—1954の10年間に、工業分散化政策をとり、10の工業地域を設定し、約50の重要工場を地方に立地させるなどしたのであるが、この間270の新規企業がパリ地区に立地している。そこで1954年以来このような部分的な施策にかえるに、より組織的の方針をとることとし、従業員50人以上の工場のパリ地区の立地を1955年に許可制にするとともに、若干の公共サービス機関の地方移転計画をたてた。1958年には、新規工場のみでなく既存工場の場合ならびにオフィス・ビルについても許可側にし、公共機関についても国営工場、教育施設、行政機関の移転にもおおよし、10の工業高校の移転をも進めた。このようにしてようやくこの10年間のパリ地区の発展をスロウダウンすることになったのであるという。

最後に、地域計画の前提としての情報なり資料に関する点について、報告書の指摘しているところをみることにする。

地域開発計画において必要な数量的資料としては、1は地域構造の特徴を示すもの、2は地域内ならびに地域間の諸活動のフローを示すものとの二分野があげられる。このうち、前者は各国ともほぼととのっている。ただ問題は、そのような資料が従来もっぱら国全体としての実態把握を主たる目的としていて今日問題になっているような地域視点が十分配慮されていないことにと

もなう資料の不備不相当さがある点が、これからの解決されるべき問題点である。後者すなわち諸活動の地域的フローの資料については、人口に関しては今日までもある程度整備せられているけれども、商品ならびに所得については、なお相当不備であるといわれる。このことが一国の経済会計に対し地域経済会計(いわゆる社会会計、ただし地域問題における社会的視点という用語と意味を困乱させるので、マクロ経済会計というべき意味)、地域投入産出表などの作成において困難に当面する。この点、フランス、スエーデン、アメリカ等ではこの種地域分析の試みが進められている。これは今後一層研究展開せられるべきことが指摘せられている。

このようなことから、ヨーロッパ統計会議(Conference of European Statisticians)が地域開発計画の観点から、地域統計の制度の評価改善の問題を検討すべきことを、この地域開発会議が期待していることを報告書に記しているのである。

6. 欧米の地域開発計画の現状とわが国の場合

以上ECEにおける地域開発計画に関する諸国の現状と問題点についての報告書の概要をみることによって、以下のように要約できる。同時にこれをわが国の地域開発計画の現状とを関連的に考察することとする。

- (1) 大まかにみると、欧米諸国、特に自由経済諸国の当面している地域開発計画上の諸問題は、わが国においても今日当面しているものと、共通的なものがきわめて多い。しかし、より仔細にみると、特徴的な相異がまたそこにみられる。
- (2) 欧米の地域開発計画が、1930年代あるいは戦後において地域の当面するきびしい課題から発足し、それが漸次克服されるにともない(必ずしも地域政策自体の成果といい得ないとしても)、漸次長期的視点からの諸資源の有効利用とか、成長論的接近にうつりつつあることが特徴的である。わが国の場合、地域の当面するきびしい問題から地域政策がはじまったというより、低開発地域もふくめて、成長論的な接近の比重が当初からつよくとられてきた

ところに、その実施上の課題に当面しているといえよう。

- (3) 欧米の地域開発計画は、はじめ施設計画（**physical planning**）が先行し、漸次一国の地域経済計画に転じ、さらにそれが社会開発視点をとりいれて、いわゆる総合開発計画（**comprehensive planning**）へと展開していることが知られた。これに対して、わが国の場合は、施設計画がまったくなかったわけではないけれども、その面の経験の十分な積みかさねなしに、地域経済計画なり総合計画をとりあげてきたといつてよい。従って地域開発計画自体の当面する問題が、欧米諸国の場合とわが国の場合ときわめて共通的であるといつても、その前の段階において、欧米諸国の施設計画を中心とする経験の段階をわが国が十分経過していないことこそ、今日のわが国の地域開発において当面する特徴的課題の一つとなっているといつてよいように思う。
- (4) 欧米諸国の場合、第1次大戦と第2次大戦の間において、施設計画なり都市計画に関する諸問題接近についての試行錯誤の経験の集積として、相当の成果をあげてきている。この成果をもって、第2次戦後の地域開発、都市づくりを手がけてきているのである。ただ第2次大戦後のきわめて急速にしてかつスケールの大きい都市化（**urbanization**）の進展が、従来の経験の蓄積をこえるものがあり、ここに都市化対策（**urbanization policy**）を必要とするようになって、一段階上の新たな問題に直面し、それにいまとりくみつつあるといえる。その意味の都市化問題は、わが国も現に当面しているところであるが、その前提としての経験不足から、わが国の場合、一層多くの課題に当面していることになるのである。
- (5) 欧米諸国の場合といえども、一国の総合計画と、地域を主体とする地域計画との関係、さらにそれらと施設計画的接近との関係は、今日の段階において必ずしもよく調整がとれているとはいえない。低開発地域対策と、大都市を中心とする周辺部分への浸潤的發展政策とが、調整されえずに併存している如きにこれがみられる。わが国をふくめて、今後さらに検討せられるべき課題である。

- (6) そのうちでも、成長をつづけて過密をもたらしつつある都市化問題について、都市の周辺地域に対する発展の推進的エネルギーを認識して、その都市の望ましいあり方と、より広域的な地域計画のあり方を求めようとしていることは、わが国がいま大都市を中心とするきびしい都市化問題に当面しつつあるだけに、共通の課題として、関心のもたれるところである。

筆者は、国連のE C Eの最近の地域開発計画の動向を概観して、わが国もきわめて共通の地域問題に当面し、計画上の諸問題をもっていることに興味をおぼえるとともに、欧米諸国の地域開発においては、既に常識化して、このような報告なり概観的文献に論及せられない点としての、都市計画、施設計画に関する諸手法とその実践、特に第1次大戦と第2次大戦中に、これらの国々が体得したもろもろの特徴的な都市づくりのあり方が、わが国の場合まだ十分に感得せられていないように思われる点が、とりわけ痛感せられるのである。これが本小論における筆者の要約的な結論である。

神戸港の発展指標について（その一）

——貿易量指標と船舶量指標との関連を中心に——

佐々木 誠 治

I 問題の提起

II 貿易量の発展指標

- 1) 輸出入貨物トン数に即応せる発展期
- 2) 貿易価額に即応せる発展期

III 船舶量の発展指標

- 1) 入港船隻数における発展期
- 2) 入港船腹量における発展期
- 3) 隻数面での発展期とトン数面での発展期との関係

IV 結 び —— 貿易量の指標と船舶量の指標との関連

1 問題の提起

世の中には、わかったようで、その実、わからないこと、はっきりしているかに見えて、はっきりしていないことが案外に多い。われわれ、一応、その分野の専攻学究であって、また、日頃そうした論題でしゃべったり・書いたり、そうした言葉（用語）を使っていたりしておりながら、さて、その具体的且つ正確・厳密な内容—意味は何か、この説明とあの解釈とではいずれが正しいのか、を他人からたずねられたとき・ふと自問自答したときでもしかりである。おおよその意味・内容はわかっており、また、言い得ても、より微細なこと・より正確な点は、とつきつめて行ったならば、甚だしばしば迷路の悩みを感じるもので、実に、こうした反省や体験を通じて、まだまだ研究し・討議すべき勉強材料・考察課題が多いことを指摘できる。ここで取扱う港の発展——港

湾の成長・近代化——とその指標のごときも、その顕著な実例である。

港湾の発達、なかならず、神戸港なら神戸港というひとつの重要且つ著名な港の近代的——および現代的——成長過程を語り、或いは、吟味しようというとき、その意味や論議すべき主内容は、或る意味では、たしかにほぼ明確であり、たれであれ、大体、同じような項目・指標を同じように挙げ・述べるものである。すなわち、神戸港は、もと、兵庫の港から劃然と区別され・はなれた砂浜地帯—寒村にすぎぬところを開港場とするときめたときにはじめて港として生れ出たのであって、そのかぎり、いわゆる港湾設備はもち論、港乃至港町たる物的な形状と証拠を全くもち合わせていなかった。しかし、やがて、外国の艦船およびわが国商船の出入数が増加し、また、その船舶の大きさも大きくなる一方、それら内外船舶に積んで運ばれる貨物、特に輸出入貿易貨物が増大するにおよんで、これに見合った港湾規模の拡大と築港および港湾諸設備の新設・拡充がなされるにいたった。いわば、単なる砂浜から今日の巨大・最新の港湾（都市）への成長が神戸港百年の成長発達過程であって、若干繰返し気味だが、最も端的な、また、実質的な中身—指標としては、①築港工事の進展乃至港湾設備の拡充、②出入港船舶の増大乃至海運活動の発展、③輸出入もしくは搬出入貨物の増大乃至貿易活動の発展 の3つをあげることができよう。これが、従来からの一般普通な神戸港発達史の述べ方でもある。

しかして、その説明・敘述自体が、或る程度まで、正当性乃至妥当性をもっていること改めて言うまでもない。だが、然しである。或る程度の・一応の根拠と妥当性とはあっても、必ずしも絶対でも、完全無欠でもないというところがまず問題であり、問題が残るのである。次いでは、如上の表現・指標で、何等かそれなりに適当な説明が可能であるとしても、3つの内容・項目のより一層詳細にして具体的な説明・指示ができないかどうか、必要でないかどうかを考える場合、および、3項目・指標相互間の関連・関係——より言えば符合・一致と不一致乃至矛盾の関係——をかえりみるときに、なお、かなり吟味・再検討する余地のあることをおぼえる。これについて、いま少し詳しく解説してみよう。

如上 3 つの指標＝具体的内容の各々が〔神戸〕港の成長発達を語り得ると同時に、3 つ或いは 2 つを合せて港の発展過程がより完全に物語られ得るとしても、神戸港の近代的成長を論ずるのに、それだけで絶対充分だといひ張ることはできなからう。港の大きさと設備が拡張充実に行くこと、港に出入する船舶の数がふえて行くこと、港で取扱われる貨物が増加することは、いずれも、たしかに、港の発達・繁栄を証拠だてる材料であり、内容であるし、従前そうだと見做されてきているけれども、その外に、港湾発達を証する方法・指標が全く無い訳ではない。他の事実や資料で、直接乃至間接に、神戸港の成長ぶりをうかがったり・云為したりすることができるからである。

たとえば、神戸市の人口や家屋・店舗の発展ぶりは、神戸港の成長と密接不可分である。他方、いわゆる港湾事業——より一層細別して荷役作業といってもよい——に従事する企業数および人間（労務者）の数が増加することも、港の発展過程を物語る筈である。或いは、また、神戸港における諸事業活動が生み出す価値総額とか、それから得られる所得総額とかも——計算の能否・資料の有無は大問題だが——、理論的重要性に富んでいるかもしれない、この種観点からは、出入港した船舶が納入したトン税額・岸壁およびブイの使用料収入額の如き統計数値によって港の発展・盛衰がうかがえるという立論・主張もなされ得よう。

こういうことを考えただけで、すでに、上掲 3 指標＝具体的内容・数値一辺倒の思想には大きな問題が残ることがわかる筈だが、しかも、それのみにとどまらず、第 2 のより複雑な問題が内包されているということが、当面の、われわれの関心事である。それは、一応、さらに、ふたつに分けて検討・解説するのが妥当と思われる。まず、片方は、3 つの指標・数値それぞれの内部になおひそむ複雑微妙な関係である。神戸港という外形的なかたちと大きさができ上り・拡張されて行く過程というものは、おそらく、築港工事の年代表と港(内)面積——それ自体いくつかに細分化され得ようけれども——の拡大テンポといったもので表現・提示されることができようが、内容的・実質的な神戸港の発達ということになれば、いわゆる近代的港湾（機械）施設、たとえば岸壁・棧

橋とか、上屋・倉庫とか、クレーン・コンベアー・舁とか、の新設拡充ぶりを典拠・資料とすることによって、一層適切に物語ることができるであろう。このいずれをもって神戸港の発展を語るのが妥当なのか、また、語ろうというのか、そこに問題が生ずる。

神戸港に出入した船舶の数といっても、すでに、入港する船舶か出港する船舶かで微細な差があらわれる。のみならず、船舶の隻数とトン数とのどちらに依拠するのか、後者のトン数について登簿トン数・総トン数・重量トン数のいずれを選ぶのかは、實際上、甚だ大問題である。さらに、現実に、昔ははじめの時代についてはこの種の統計が全く無かったり、有っても、はじめとあとでは基準がちがうといったことがおこる。ここも問題である。最後に、神戸港に入ってくる輸入貨物および神戸港から出て行く輸出貨物がふえることは明らかに神戸港発展の指標たり得るであろうが、その場合にも、いわゆる価額とトン数とのふたつのあらわし方＝数値があり得ることほほ周知のところであろう。しかして、従前、多くの場合、貿易価額統計の方が一般利用されており、ととのっているようだけれども、それ自体、物価変動・価値変化を考慮して評価・利用されねばならないものである。他方、海運＝船舶の立場からは、貿易貨物の価額よりもトン数の方が重要であるという主張も可能であろう。港湾の発展史の見地からもしかりではなかろうか。ここにも亦問題が残る。

もう片方の問題点は、如上の内部的複雑さが仮りに何等か処理され得て、港の大きさ或いは能力・出入船舶量・取扱貿易量の3種の統計指標〔の各々〕で神戸港の発達を或る程度具体的・明確に示すことができるという前提乃至認識の上立って、それら3種の統計資料、もしくは、それに即して看取・指摘できる特徴・傾向・発展の段階または劃期といったものが、如何なる相互関係・⁽¹⁾つながり合いをもっているかという問題である。さらに附言すれば、こうした

(1) 論点の明確化を考えて3種の統計・指標相互間のつながり具合という問題・事項に限定し、また、そういう述べ方をするが、上述したように、3種の指標の内部にいくつかの区別がある訳であって、それら相互の間にも同様な関連性問題のあること、念のため注記しておく。

事項に関する吟味や反省も必要であるまいかという点である。詳細は後述するとして、この場合の主要検討課題或いは筆者の問題意識は次ぎのごときものである。

神戸港に入港する船舶が或る年もしくは或る時期・段階で急増（減）したということは、神戸港（発達）史上必記され・されきたった筈であり、それ自身港の発展の指標と言い得よう。神戸港で積み揚げされる貿易貨物が、或る年・或る時期に急増したということ亦しかりである。しかし、このふたつの動向・事実は密接なつながりをもつという解釈・認識が一般であろう。だが、前者入港船舶数 100 年間の統計に示される増減の波、さしあたって急増した年と、後者貿易量 100 年間の統計上に認められるそれとは、必ずしも、一致するとは限らない。むしろ、若干の懸隔・くいちがひがある筈だという事実を強調すべく、見方によっては、その方が理論的にも首肯できるところだと言ってよいかもしれない。

如上、入港船舶統計に即した発展経過と取扱貿易貨物統計についてみた発展経過との間に若干の〔時間的〕ズレがある事——そうであって、なお、大勢的・基底的には、ほぼ同似・同期の、したがって関連深き動きをするということはこの際伏せておこう——だけでなく、この双方と港湾規模もしくは設備について調べた発展経過との間にも、当然、かなりのギャップ乃至不一致がある筈である。最も大きな不一致事例は、あとでも述べるが、入港船舶についても・貿易貨物についても、共通して、日清戦争・日露戦争・第 1 次世界戦争を劃期・契機とする飛躍があったということができるとしても、神戸港の建設拡充面に関しては、これら 3 戦争（期）はほとんど無関係・無影響だったと思える差のあるごときがそれ。

こういう点を考えると、神戸港の発達過程が、港の規模や設備の拡大と出入船舶の増加と取扱貨物の増大との 3 面・3 尺度で論議・解説できるにせよ、また、それら相互の間に何等かの関連・つながりのあることは確かであっても、一面、それぞれの特色乃至限度というものと、つながり方の微妙さ乃至不一致点もあり、安易な推論は危険であることも知っておかねばならないであろう。

それ自身有意義な観点ではあろうが、とかく、現代・近状を前提とし、それに癒着した見方や理論に依拠しすぎると、過去の事実や今日までの微妙な流れを正當に認識把握しそこなうおそれが多分にある。”そこで積み揚げする貨物が増加するにいたったがために、その港へ出入する船舶がふえ、それらの活動を円滑ならしむるように港湾の規模乃至設備の拡張がはかれる”といった理論・解釈が余りに巾をきかせ・一般化しすぎていないだろうか。これは、好くいって、現代的な考え——現段階に通用し得る考え——であり、些か単純にすぎるように思える。けだし、神戸港は、厳密には、100年前に始めて港としてスタートしたのであって、且つ、いわゆる港らしい港＝近代的港湾の姿態は、明治39年に着手——完成はより後年である——された第一期築港工事まで見られ得なかったからであり、そうでありつつ、船舶の出入＝投錨と貨物の積み揚げとは行なわれ、発展して行ったからである。当初は、神戸（港）で積み揚げされるべき貿易貨物自身ほとんどなかった状態であって、一方、同港沖に投錨する外国艦船は或る程度あったという点も亦挙言できよう。

要するに、われわれは、これまで港の発達ということを始終口にし・論じつつも、實際上、かなりラフであり、大雑把でありすぎた。或る程度は、それで話が通じ・大筋がつかめるとも思えるけれども、つきつめて考えるとかなりの矛盾や不明白が存在する。大綱さえつかめれば、微細な内実・問題点を余りいじくり出さなくてよいではないかといった考え方も有り得ようし、そこに一理もあろう。けれども、現代民主主義は、しばしば、少数派を無視・抑圧しすぎ且つ独善的になりがちである。一方、他の問題・研究分野にあっては、よし枝葉項目であれ、かなり微細精密な検討がすすんでいるのに対して、港湾経済・海運経済に関しては、こんな初歩的なことがらでさえ、なお未考察だということも許さるべく、逆説的に、こうした具体的・個別的事項の追求認識をおろそかにするかぎり斯分野研究の本格的向上も望みがたいといえよう。これ、本小稿執筆の一動機に外ならない。

Ⅱ 貿易量の発展指標

貿易量もしくは貿易高の一般的且つ具体的な表現・数値は、輸出入貨物のトン数か価額のいずれか、或いは、その双方であるが、かく、トン数と金額とのふたとおりの方法・数字でいいあらわされるということ・可能だという事実から、港勢発達の一指標たる貿易量統計も、それ自身、ふたつ〔以上〕の具体的な数字に分かたれ得る——分かたれなければならぬ——ことも了解し易いであろう。このうちのどの数字乃至方法が、神戸港の発達ぶりを最も如実に物語るかという問題も考えてみる必要・意味のあること確かだが、ここでは、さしあたって、若干よりさきの問題点、即ち、神戸港の発達過程を云為するに足る貿易貨物トン数ならびに貿易価額ふたつの統計数値があるとして、一体、そのいずれか一方について求め得べき発展の段階＝劃期が他方によって指摘できる段階＝劃期と合致するかどうか、に焦点をしぼって考察してみよう。より直截に言うならば、仮りに、輸出入貨物トン数（合計）の上で明治27年・37年、大正元年・7年・8年、昭和10年・31年・32年・35年・36年・39年が、大台のせの飛躍を示した年度＝劃期だとして、一体、こうした年に、貿易価額（合計）も亦、同様・同質の増進傾向を示しているのかどうか、それとも、後者には、それ独自の発達年次＝劃期があるのかどうかという問題であり、また、そこに認められる相互関連性もしくは離反性に関する分析・吟味を試みるのが当面の課題である。一見、どちらでも同一・同傾向だろうと思われがちだけれども、また、時に、どちらでも大した違いもなく、さまで重要なことでもなかろうと考えられ易いかとも思われるけれども、その実、少なくとも一面では、決して無視の許されぬ、また、軽々に判断すべからざる事項・問題だとも言い得る。

1) 輸出入貨物トン数に即応せる発展劃期

加工貿易、つまり、輸入した原材料に加工して完製品乃至半製品を作り、これを輸出する方式が、わが国の貿易、否、むしろ経済全体の基本的在り方であ

り、しかも、物理的・物量的に、前者の輸入貨物の方が後者の輸出貨物より多量であるかぎり、神戸港のみならず、ほとんどすべてのわが国の港で、輸出貨物トン数を上廻る輸入貨物トン数が認められるのが常態——少なくとも今日の——であろう。かくて、100年間のほぼ全期を通じて、常に、神戸港が輸出貨物トン数を遙かに超える輸入貨物トン数を受け入れてきたということは、見方によっては、必ずしも、独自の、また、注目すべき特徴だと言うを得ないかもしれない。だが、一面、矢張り、神戸港におけるこの輸入貨物トン数の優位その意味での輸入貿易中心性は、何はあれ、且つ、何にもまして、強調されてしかるべき特殊性に外なるまい。実際、100年間のうち、僅かに、明治22年と明治24年の2年度だけ、輸出貨物トン数が輸入貨物トン数をオーバーしたにすぎないという事実は、この両年における輸入に対する輸出の凌駕度自体が至って微少であることとともに、充分留意さるべく・確実に記憶されておかねばならない一重要事である。(第1表参照)

だが、いま、ここでは、その問題に深入りしないで、輸出と輸入双方のトン数合計量について、ごく平凡・常識的な発展＝増大の過程、なかんづく、いわゆる転期＝頂点をうかがうに、前に一寸ふれたところでもあるが、次ぎの諸年度を指摘できる。

合計トン数が 100万トン台にはじめて達した	明治27年	(1,246,903トン)
〃 200 〃 〃	明治37年	(2,259,100トン)
〃 300 〃 〃	大正元年	(3,285,980トン)
〃 400 〃 〃	大正7年	(4,328,626トン)
〃 500 〃 〃	大正8年	(5,275,990トン)
〃 600 〃 〃	昭和10年	(6,074,799トン)
〃 700 〃 〃	昭和31年	(7,352,533トン)
〃 800 〃 〃	昭和32年	(8,430,519トン)
〃 900 〃 〃	昭和35年	(9,917,380トン)
〃 1,000 〃 〃	昭和36年	(11,709,656トン)
〃 1,500 〃 〃	昭和39年	(15,800,182トン)

もち論、この100年間には、第2次大戦による大きな断層があるし、他方、輸出入貨物トン数——より広く、貿易全体——が減退なしの増大傾向を示した

第1表：神戸港における輸出入量の推移

(単位 トン)

年 度	トン数			年 度	トン数		
	輸 出	輸 入	計		輸 出	輸 入	計
明治22年	577,386	350,767	928,153	昭和元年	1,299,105	3,823,573	5,122,678
23年	398,031	481,948	879,979	2年	1,290,343	3,774,791	5,065,134
24年	434,520	372,728	807,248	3年	1,373,315	3,861,114	5,234,429
25年	392,230	393,104	785,334	4年	1,020,413	3,934,091	4,954,504
26年	440,197	538,212	978,409	5年	986,505	3,284,174	4,270,679
27年	492,737	754,166	1,246,903	6年	881,047	3,368,774	4,249,821
28年	582,799	667,802	1,250,601	7年	1,180,831	3,098,890	4,279,721
29年	585,819	776,197	1,362,016	8年	1,372,260	3,050,921	4,423,181
30年	536,853	1,102,716	1,639,568	9年	1,919,487	3,646,403	5,565,890
31年	581,591	1,406,723	1,988,314	10年	2,161,168	3,913,631	6,074,799
32年	604,976	1,002,729	1,607,705	11年	2,236,427	4,306,400	6,542,827
33年	557,296	1,118,481	1,675,777	12年	2,221,499	4,341,497	6,562,996
34年	597,292	1,017,633	1,614,925	13年	1,763,010	3,350,234	5,113,244
35年	620,284	1,076,371	1,696,655	14年	1,936,608	3,592,502	5,529,110
36年	681,507	1,223,829	1,904,336	15年	—	—	—
37年	793,205	1,465,895	2,259,100	16年	—	—	—
38年	746,432	1,665,454	2,411,886	17年	—	—	—
39年	805,652	1,535,847	2,341,499	18年	—	—	—
40年	739,191	1,670,384	2,409,575	19年	—	—	—
41年	661,052	1,451,221	2,122,273	20年	—	—	—
42年	782,050	1,447,581	2,229,631	21年	86,622	460,158	546,780
43年	899,823	1,807,840	2,707,663	22年	165,245	957,900	1,123,145
44年	896,393	2,007,339	2,903,732	23年	278,114	1,690,560	1,968,674
大正元年	1,005,179	2,280,801	3,285,980	24年	583,095	2,189,294	2,772,389
2年	1,110,286	2,282,830	3,393,116	25年	1,119,814	2,117,165	3,236,979
3年	1,090,988	1,759,438	2,850,426	26年	1,531,058	3,118,795	4,649,853
4年	1,380,866	1,568,722	2,949,588	27年	1,693,865	3,319,263	5,013,128
5年	1,710,138	1,941,992	3,652,130	28年	1,471,483	3,846,161	5,317,644
6年	1,777,365	2,184,505	3,961,870	29年	1,815,046	3,606,001	5,421,047
7年	1,587,442	2,741,184	4,328,626	30年	2,455,849	4,151,399	6,607,248
8年	1,322,400	3,953,590	5,275,990	31年	2,537,543	4,814,990	7,352,533
9年	1,342,035	3,142,978	4,486,013	32年	2,731,929	5,698,590	8,430,519
10年	799,812	3,063,775	3,863,587	33年	2,941,195	3,882,052	6,823,247
11年	927,000	3,748,000	4,674,633	34年	3,296,642	5,558,826	8,855,468
12年	875,000	3,943,000	4,818,074	35年	3,591,547	6,325,833	9,917,380
13年	1,019,785	3,964,994	4,984,779	36年	3,621,566	8,088,090	11,709,656
14年	1,235,019	3,448,719	4,683,738	37年	5,241,209	7,585,271	12,826,480
				38年	5,611,098	8,657,782	14,268,880
				39年	6,193,374	9,606,808	15,800,182
				40年	7,092,478	9,260,183	16,352,661
				41年	7,963,428	10,112,988	18,076,416

大正12年までは「神戸市史 別録2」により、それ以降は昭和41年版「神戸港大観」による。

第2表：神戸港における輸出入額の推移

(単位 1,000円)

金額 年	輸 出	輸 入	計	金額 年	輸 出	輸 入	計
明治元年	449	688	1,137	大正7	539,350	784,310	1,323,660
2	674	1,979	2,653	8	443,249	1,015,142	1,458,391
3	2,141	5,314	7,455	9	518,987	1,127,577	1,646,564
4	2,209	3,572	5,780	10	229,144	768,209	997,353
5	1,911	5,154	7,065	11	279,822	856,357	1,136,179
6	2,517	5,925	8,442	12	357,111	1,007,926	1,365,637
7	3,406	4,769	8,175	13	580,294	1,177,039	1,757,333
8	2,852	5,355	8,207	14	715,932	1,220,404	1,936,338
9	3,450	3,790	7,240				
10	4,659	4,258	8,915	昭和元年	680,682	1,052,418	1,733,100
11	6,505	6,026	12,532	2	705,730	966,192	1,671,922
12	5,750	7,067	12,817	3	631,411	887,735	1,519,146
13	5,654	7,849	13,502	4	701,893	882,331	1,584,224
14	5,589	7,381	12,969	5	523,173	563,669	1,086,842
15	6,515	6,379	12,894	6	409,011	457,738	866,749
16	5,973	6,989	12,962	7	499,302	535,647	1,034,949
17	6,611	7,971	14,401	8	650,539	641,122	1,291,661
18	7,256	7,584	14,840	9	790,601	791,544	1,582,145
19	9,934	9,499	19,433	10	910,899	821,641	1,732,540
20	12,771	13,854	26,625	11	970,784	958,220	1,929,004
21	18,304	24,668	42,972	12	1,107,552	1,119,515	2,227,067
22	20,332	26,035	46,367	13	774,038	706,257	1,480,295
23	16,955	32,041	48,996	14	959,909	686,534	1,646,443
24	21,734	25,701	47,434	15	1,014,169	914,642	1,928,811
25	21,296	30,698	51,994	16	624,448	820,795	1,445,243
26	24,969	41,294	66,263	17	362,692	578,185	940,877
27	29,438	56,911	86,349	18	391,954	788,857	1,180,811
28	38,308	63,098	101,406	19	322,330	733,807	1,056,137
29	40,318	82,547	122,864	20	79,615	343,480	423,095
30	51,408	110,742	162,150	21	748,481	1,760,432	2,508,913
31	60,120	138,134	198,253	22	3,810,735	4,284,793	8,095,528
32	75,321	120,290	195,610	23	18,409,156	15,747,599	34,156,755
33	69,707	137,484	207,191	24	76,133,604	82,429,870	158,563,474
34	77,206	125,979	203,185	25	139,173,360	129,662,899	268,836,259
35	74,748	144,516	219,264	26	233,566,795	259,087,030	492,653,825
36	90,518	154,534	245,052	27	186,695,586	225,546,623	412,242,209
37	87,976	174,855	262,831	28	181,493,806	225,050,824	406,544,630
38	84,459	228,614	303,073	29	244,700,549	207,988,987	452,689,536
39	110,605	192,190	302,795	30	303,617,617	206,654,164	510,271,781
40	106,668	223,438	330,106	31	361,284,151	268,634,687	629,918,838
41	84,115	191,081	275,196	32	422,462,081	324,626,387	747,088,468
42	100,617	184,225	284,841	33	397,740,894	223,586,652	618,327,546
43	122,115	230,568	352,682	34	461,096,733	259,180,995	720,277,728
44	120,582	256,717	377,299	35	535,112,459	312,885,328	847,997,787
				36	546,323,383	380,452,580	926,775,963
大正元年	150,476	302,200	452,676	37	613,879,605	334,683,542	948,563,147
2	170,470	346,609	517,079	38	657,864,774	386,240,242	1,044,105,016
3	167,523	281,960	449,483	39	754,772,610	442,629,433	1,197,402,043
4	197,598	269,216	466,814	40	901,602,232	405,509,029	1,307,111,261
5	331,105	374,099	705,204	41	1,014,903,818	458,591,041	1,473,494,859
6	479,771	530,929	1,010,700	42	1,039,998,594	527,596,394	1,567,504,988

大正12年までは「神戸市史 別録2」により、それ以降は「神戸港大観」による。

訳でもない。いわゆる戦前の発達過程と戦後の復興および発展の過程とに両分して述べる方法がむしろ一般的であり、事実、戦前の相対的に漸増型の発達ぶりと戦後の急進型の復興発展とは、かなり趣きを異にしている。また、上記各年度におけるトン数の「大台のせ」に示される貿易発達が原則的方向であるとしても、反面、いくつかの停滞や減退の反対現象があったことも否定できず、こうした隆替盛衰こそが現実の歴史に外ならないと言うこともできよう。さらに、そうした発達乃至盛衰の過程・現象の主理由についての考察こそが必要大事な課題である場合もあろう。けれども、時々・部分的の変動と後退現象にもかかわらず、長期且つ大勢として発展しつづけてきたと見得る神戸港輸出入貨物トン数の一応劃期的な足どりは上掲諸年度を指標として代表的に語り示され得よう⁽²⁾。

そして、また、ここに掲げられた各年度と、その年々の「大台のせ」の貿易量（トン数）増加現象が、ほとんどすべて、一般歴史上の著名事件＝劃期と密接に関連するところでもあることに容易に気付くであろう。ただし、明治27年は日清戦争の、明治37年は日露戦争のはじまった年であり、大正7年は第1次世界大戦の終了した年であるという事実を指摘し、或いは、昭和10年ころは第2次世界戦争につながる軍国主義化・臨戦体制が明確・鞏固となった時期だという点を想起するだけで、少なくともいわゆる戦前期の動向と劃期性とは充分に理解され得ようからである。

さて、われわれの主題は、このような輸出入貨物〔合計〕トン数について如上看取した発展劃期が、貿易価額統計にも適応・付合するかどうかということである。

2) 貿易価額に即応せる発展劃期

ただ単に港勢発展の指標として限定的に利用乃至評価するという場合だけにかぎらず、ひろく、100年間の貿易価額統計を通覧・云為するにあたって、

(2) この外に、いわゆる戦前最高の昭和11年（650万トン余）や、戦後におけるその回復・凌駕がなされた昭和30年（660万トン）も指示できるかもしれない。

われわれは、主として、その間の価値変動、いわゆる物価騰貴のゆえに、何等かの手法・条件の選択乃至設定を余儀なくさせられる。それ自体に問題は残ろうけれども、ここでは明治元年から昭和16年までのいわゆる戦前期とそれにつづく4年間の戦中期とをひとつの期間とし、昭和21年以降を他のひとつの期間とみなすことにする。いわば近代期の貿易価額統計と現代期のそれとに二分するわけで、双方ともに内部的な物価＝価値変動をもつにせよ、まずまず、同水準的貿易額として評価・比較できようふたつの期間とその統計数値である。

a 近代期における発展劃期

明治元年の113万円強が、翌2年には2.3倍の265万円となり、次年度には6.5倍の745万円にふえたのは、倍率的には大きく、その限り重要視すべきであるかもしれないが、なにせ、開港当初であり、出発点を成す価額の絶対額が余りにも小さすぎる。明治10年代における概して停滞気味な神戸港の輸出入貿易額が、19年・20年・21年と顕著な騰勢に転じたことや、25・26・27年の各々がわりの増加も、この際、ほとんど考慮外において、ごく大まかな増大現象・発展の時期を求めると、次のとおりであろう。

貿易額が 1,000万円 になった	明治11年	(12,532千円)
〃 2,000万円	〃 20年	(26,625千円)
〃 5,000万円	〃 25年	(51,994 〃)
〃 1 億 円	〃 28年	(101,406 〃)
〃 2 億 円	〃 33年	(207,191 〃)
〃 3 億 円	〃 38年	(303,073 〃)
〃 4 億 円	大正元年	(452,676 〃)
〃 5 億 円	〃 2年	(517,079 〃)
〃 7 億 円	〃 5年	(705,204 〃)
〃 10 億 円	〃 6年	(1,010,700 〃)
〃 20 億 円	昭和12年	(2,227,067 〃)

貿易額が1億円に達した明治28年は既述貿易トン数が100万トンに達した明治27年の翌年であり、前者が3億円の38年と後者が200万トンの37年との関連また同様である。さらに、貿易額における躍進年度である大正5年および6年

は、貿易トン数の発展時期たる大正7年と8年に接続し、且つ、一括的に第1次世界大戦期と呼ばれている。最後の戦前最大貿易額22億円強が示される昭和12年も戦前最高貿易トン数の昭和10年とはほぼ近接している。この限り、上掲貿易額における発展劃期と貿易トン数面の発展劃期との間に、密接なつながりのあることは確言できる。けれども、そうであって明治27年と28年、37年と38年或いは、昭和10年と12年というように、微小だが明白な差異・懸隔もある。また、明治期にあってはトン数面の発展期が先行し、大正期にあっては逆に貿易額上の躍進年度の方が早いというのも、それ自身、ひとつのちがいである。

より重視さるべきは、日清戦争のあった明治27～8年・日露戦争が戦われた明治37～8年・第1次世界大戦に見合う大正6～8年、さらには、第2次大戦に先き立つ準戦体制期の昭和10～12年に、貨物トン数も、貿易価額も、相ともに、したがって関連的に、増大・発展したとはいえ、双方の増大比率・躍進度は同じでなかったという点である。すなわち、日清戦争に伴なって輸出入貨物トン数が100万トンの大台を越え約125万トンに達したとはいえ、5年程前の明治22年度にあって同じ貿易貨物トン数はほぼ93万トンをかぞえるので、ひっきょう32～3万トン・約3割の増大にすぎないのに対して、貿易価額では明治22年の4,600万円強から28年の1億円強——27年でも8,600万円強——への2倍以上の飛躍が認められる。この日清戦争に伴なう貿易貨物トン数100万トン台・貿易価額1億円を基準としたとき、日露戦争時には、トン数面ではほぼ2倍ののびに対し貿易価額面では3倍の増加、第1次大戦に際しては、トン数として大正7年に4倍、8年に5倍という発展ぶりであるが、価額面では、より早期の大正5年にすでに7倍、6年に10倍という躍進がみられる——大正7年および8年の貿易額について言えば13倍と14.5倍の増大率——わけであって、端的に言って、貨物トン数ののび率よりも貿易価額ののび率の方が早くまた大きい。⁽³⁾この事情の背景・理由としては、いわゆる物価変動と輸出入貿易構造——

(3) 戦前最大の貿易貨物トン数である約650万トン（昭和11年および12年）は、明治27年の貨物トン数に比べほぼ6倍。之に対して、昭和12年度の貿易価額22億円は明治27年の価額の22倍。

主たる貨物——の転移などを考慮すべきこと改めて述べる必要あるまいが、ここでは、その検討は差控える。

b 戦後現代期における発展劃期

第2次世界戦争に基づくわが国国土ならびに経済活動の崩壊は、経済史、さしあたって貿易史や港湾史にひとつの明確な断絶状態と新たな開始期とをもたらしたと見てよいであろう。1868年1月1日に〔仮〕開港して以来今日までの100年間に、神戸港或いは同港の貿易活動は、発展につぐ発展を重ねたとか・発達一路の歩みを示したとか、時に、むしろ一般的に、いわれてもいるが、そういう言い方・見方の人たちにして、第2次大戦およびそれに先き立つ日支事変の数年間が大きな断層であることを否定できない筈である。いわゆる戦前の発達過程が一旦終止符を打って、戦後＝現代の復興から再発展への歩み・過程が、新たに・別に、はじまったという思考方法は、神戸港の貿易、特にその価額面を考察課題とする場合に最も妥当・合理的である。ただし、戦後間もない新田切替え措置と凄まじいインフレーションの進行とは、いわゆる戦後の各年度・各期間を比較しようとするときでさえ問題を投げかけ、まして、戦前の貿易額と戦後のそれとを単純対比することの愚・不能を示しているからである。

こうした点から、われわれは、戦後において貿易総額が戦前水準に到達・回復したのは幾時かとか、最近年度の貿易額は戦前の最高もしくは基準と比べて何倍・何十倍になっているとかを論ずるのはほとんど無意味なことがらとして度外視しよう。他方、また、いわゆる戦後約20年間の貿易額それ自体の推移についても、出発点たる21年の統計——その異常な低さを想え！——を基準として何倍増となった時期とか、いわゆる台替りの飛躍年とかを劃期・指標にえらぶ考え方には賛意を表しがたい。といって、何等か理論的な根拠を示しつついくつかの劃期・段階を求めるといふことは、その意義を否定する訳ではないけれども、ここでは試みない。その必要もほほなからう。ただし、第2表によって年々の実情が知り得られるからである。そこで、21年（25億円）→26年

（4,927億円）→31年（6,299億円）→36年（9,268億円）→41年（1兆5,676億円）の如き5年目毎の劃期でも、ひとつの指標的意義をもち得る筈だという考えを前提としつつ、本小稿の狙いは、こうした貿易額の指標・劃期と貿易トン数上のそれとの関係であるので、既掲後者——戦後分——に見合った各年度の貿易価額を示すこととする。〔戦前の最高水準を回復・凌駕した昭和30年度分も参考までに附記する。〕

昭和30年の貿易額	5,103億円	(661万トン)
" 31年 "	6,299 "	(735 ")
" 32 " "	7,471 "	(843 ")
" 35 " "	8,480 "	(992 ")
" 36 " "	9,268 "	(1,171 ")
" 39 " "	1兆1,974 "	(1,580 ")

輸出入貨物トン数の100万トン台の台替りに着目して撰んだ各年度にあってその貿易額も亦、ほとんど、1,000億円単位の台替り増が認められる形となった⁽⁴⁾ということは、全く、偶然というべきか、はたまた、奇しきつながりというべきだろうか。内実面、なかならず、輸出入貨物構造ならびに輸出入価額構造との関係を吟味・分析する必要のあることもとよりであるが、如上の符合性それ自身も事実であり、且つ、興味深い。

Ⅲ 船舶量の発展指標

港を訪れる船舶が増減するということは、明らかに、その港の発達・盛衰ぶりの指標を成すとともに、その港でいとなまれる貿易活動の隆替と直接的関連をもつ。しかして、また、出入船舶の増大は、多分に、同港の、少なくとも同港を基地とする海運活動の繁栄を意味する。この意味で甚だ重視さるべき出入港船舶統計ではあるが、わが国〔主要貿易〕諸港各個の乃至は全体総括的な過

(4)ここには除いたが、昭和38年度には、貿易価額は1兆円台への大台のせを実現した。もっとも、同年の貿易トン数は1,427万トン余で、必ずしも、劃期的意義はないように思える。

第3表: 神戸港における外国航路用船舶の入港量の推移

(明治39年~昭和41年)

年次	隻数	総トン数	年次	隻数	総トン数
明治39年	2,752	5,432,880	昭和10年	4,418	27,793,987
40	2,712	5,497,877	11	4,575	28,609,035
41	2,459	5,333,826	12	4,238	27,330,114
42	2,459	5,374,600	13	3,603	23,060,733
43	2,523	5,676,143	14	3,718	23,469,976
44	2,501	5,774,303	15	3,313	19,984,567
			16	2,257	12,845,666
大正元年	2,577	6,214,126	17	1,022	2,528,168
2	2,804	7,102,990	18	589	1,428,513
3	2,711	6,607,976	19	311	712,001
4	2,493	5,562,616	20	26	64,961
5	2,660	5,817,832	21	337	1,661,188
6	2,563	5,429,477	22	478	2,246,919
7	2,776	5,104,140	23	785	4,387,284
			24	1,180	7,227,704
8	3,980	11,035,487	25	1,359	8,399,918
9	4,165	13,662,613	26	1,987	11,447,770
10	4,418	13,478,837	27	2,944	15,695,244
11	4,575	16,767,421	28	3,522	19,454,312
12	4,238	18,284,947	29	3,698	20,329,918
13	3,603	19,899,473	30	3,865	21,235,930
14	3,718	20,287,136	31	4,217	23,559,964
			32	4,923	28,218,817
昭和元年	3,926	22,537,491	33	5,126	30,558,528
2	4,136	21,953,104	34	5,569	35,088,799
3	4,214	24,048,089	35	6,319	40,217,537
4	4,323	24,343,727	36	6,652	44,206,034
5	4,507	26,311,229	37	6,830	46,501,277
6	4,150	25,071,412	38	6,867	46,798,950
7	3,915	24,047,775	39	7,167	47,035,922
8	3,980	24,653,825	40	7,249	46,703,120
9	4,165	26,174,292	41	7,950	51,787,083

「神戸港大観」による。

明治39年~大正7年は登簿トン数, 大正8年~昭和41年は総トン数。

去の出入港船舶統計というものは、現実には、きわめて不備・不完全である。

なかんずく記憶さるべきは、いわゆる信憑性ある港湾統計もしくは税関統計の一環・一項目として出入港船舶量が算定・提示されるようになったのは比較的最近であるという点と、何等か集め得た此種過去の資料があるとしても、断片的であって連続性を欠くという点である。さらに、他方、ひとくちに港を訪れる船舶量といっても、厳密には、入港船舶量と出港船舶量との別があり、しかも、両者が異なる数値であるのがむしろ常態だという問題がある。隻数とトン数とのいずれ、また、後者において総トン数と重量トン数とのいずれがより重要か・いずれを撰ぶかということも、一見単純だが議論立てしようと思えばいくらでもできる性質の問題である。その他種々な事情・条件から、ここで示そうとする神戸港の出入船舶統計というものは、内容上および期間的に、かなり限定されざるを得ない。上述した貿易量に関する統計資料に比して甚だ短期的であり・比較的新しい時代のものとなってしまう点だけでなく、さらに、次ぎのような制限的内容の船舶統計であることを予め承願したい。

1. 神戸港に入った船すなわち入港船舶に関する数値であること。
2. 明治39年——神戸港第1期築港工事の着手年——以降の統計であって、⁽⁵⁾且つ、大正7年までと同8年以降とは船腹量（トン数）の算定基準を異にすること。
3. したがって、一貫した比較が可能なのは隻数のみであろうこと。
4. トン数面については、大正8年以降の総トン数の推移を考察の中心とせざるを得ないこと。

1) 入港船隻数における発展劃期（指標年）

ここで提示できる神戸港入港船舶の統計資料が有限的であり、さらに、全期間にわたって同一共通の基準で比較・論議できる〔かに思える〕数値は僅かに

(5) 明治38年以前の時期についての同種統計が全くないわけではない——もっとも、或る期間については目下なお資料を全然認めがたい——が、信憑性がかなり少ないし、基準を異にする統計で比較の用をなさない。

隻数のみであることすでに述べた。この入港隻数に関する発展劃期、より具体的には、その指標となるべき年度を考察するに、やはり、第2次大戦の前と後とにまず2分割し、それぞれ別な観点を求めるのが妥当なようだ。戦前(戦中を含む)の入港船舶隻数統計と戦後のそれとを見比べたときひとつの対照的な差が指摘できる。すなわち、戦後にあっては、少なくとも昭和41年度まで、毎年増大一途の歩みをつづけているのに、戦前では、かなり上下浮沈のカーブを画いていることがそれ。戦後の休みなき増進が、一体、正常な状態であるのか、また、いつまで続き得るものなのかは別問題として、われわれは、入港船舶隻数に関するかぎり、神戸港が戦後⁽⁶⁾20年間明白にしてほとんど異常な発展時代を経験しつつあると言ってよいであろう。そこに、驚嘆に値する神戸港の発展力を感じることもできるけれども、経済理論的には一種の変調・不可思議も覚え、その故に、"ほとんど異常な発展"という表現を用いた。それは、反面、戦前期における戦争或いは景気変動に伴う入港船舶数の増減と対比して特にしかりであろう。

いずれにせよ、戦前期と戦後期とでは、入港隻数の発展期指標は別個とならざるを得まいし、むしろ、それが合理的であろう。戦前期(戦中を含む)については、入港隻数の上昇・増加の頂点にあたる年度をえらび、他方、戦後期については、千単位の台替り増加の認められる年度とした次ぎの指標がどうであろうか。私見として、これを入港隻数の発展劃期・指標たらしめる。(念のため、昭和20年の最低値と資料的に最近年の昭和41年度分とも附記する。)

明治39年	2,752隻	昭和24年	1,180隻	昭和39年	7,167隻
大正2 "	2,804 "	" 27 "	2,944 "	" 41 "	7,950 "
" 8 "	3,415 "	" 28 "	3,522 "		
昭和5 "	4,507 "	" 31 "	4,217 "		
" 11 "	4,575 "	" 33 "	5,126 "		
" 20 "	26 "	" 35 "	6,319 "		

(6) 入港船舶の総トン数(船腹量)についても、ほぼ、同様な休みなき増大傾向が見られるが、厳密には、1度だけ、昭和40年度に減退現象がある。

2) 入港船腹量における発展劃期（指標年）

前記のとおり、神戸港に入った船舶のトン数合計量すなわち入港船腹量に関する統計資料は、明治39年から大正7年までについて登簿トン数、大正8年以降について総トン数という不統一をもっているため、厳密には、区別して論議・考察されるべきであろう。ただし、ここでは、発展の過程をうかがい、その解説に有効適切な指標的事実・数値を知るのが目的であり、それでこと足りるわけだから、基準の相違を明示しつつ、一応、両期・両資料を通覧して見て行くことにする。

なお、隻数に関して試みたとほぼ同様、戦前期の入港船腹量については、主として、上昇・発展の頂点にあたる年度をえらび⁽⁷⁾、戦後期については、まず、1,000万総トン台・2,000万総トン台・3,000万総トン台等々、千万トン台の台替りをとげた年度を求めて指標たらしめよう。そうして得た船腹量の発展指標＝劃期と、隻数のそれとのつながり・差等がわれわれの主関心事であるから。もっとも、船腹量に関する劃期としては、その外にも注目すべきもの、或いは、重視すべき点があるように思える。前年度に比して明白に大きな増減が認められる年のごときその一例である。この種入港船腹量の激増は、おそらく、港の繁栄或いは港湾の諸設備と諸活動とに直接的な関連をもち、それに大きく影響するにちがいない。よって、上述の見方からの劃期・指標の外に、約100万トンの大量増加のあった年度をも抽出して、参考用もしくは第2の指標としよう。

(7) 登簿トン数分については、500万トン台から600万トン台・700万トンに台かわりした年度、総トン数分については、1,000万トン台から2,000万トン台へすすんだ年度、さらには、最大と最小の年度なども包含した。

a) 第1指標

明治39年	5,432,880登簿トン	昭和5年	26,311,229総トン	
" 40年	5,497,877登簿トン	" 11年	28,609,035	(戦前の最高)
大正元年	6,214,126	" 20年	64,961	(" 最低)
" 2年	7,102,990	" 21年	1,661,188	
" 5年	5,817,832	" 26年	11,447,770	
		" 29年	20,329,918	
" 8年	11,035,487総トン	" 33年	30,558,528	
" 9年	13,662,613	" 35年	40,217,537	
昭和元年	22,537,491	" 41年	51,787,083	

b) 第2指標:一前年比約100万トン増加した年度

大正2年	約90万登簿トン増 ⁽⁸⁾	昭和31年	約230万総トン増
" 9年	" 260万総トン増	" 32年	" 470万
" 11年	" 330万	" 33年	" 230万
昭和元年	" 250万	" 34年	" 450万
" 3年	" 210万	" 35年	" 510万
" 5年	" 200万	" 36年	" 400万
" 11年	" 80万	" 37年	" 230万
" 26年	" 420万	" 41年	" 500万
" 28年	" 280万		

昭和40年度の入港船腹量が前年より約30万トン減少した——隻数面では増加——ことを唯一の例外として、戦後の神戸港入港船舶量も、逐年、増大一路の歩みを示している。けれども、第2指標から理解できるように、増加に次ぐ増加とはいえ、年度によって増大率が異なるのみならず、昭和26年から28年までの比較的短い時期と、昭和31年から37年までの比較的長い期間との2期間＝2段階に分れて急速な増大がもたらされたものである。前者は、サンフランシスコにおける平和条約調印を端緒に接收されていた港湾区域が返還される一方、海外航路なканずく定期航路が再開・新設されたためであり、この間の復興ぶりそれ自体は顕著であっても、まだまだ、いわゆる戦前水準への回復に成功していない。その意味では、この期の増勢は、いわば、本格的跳躍のための助走

(8) 登簿トン数であるが、総トン数に換算すれば100万トンを充分こえる筈。

乃至準備運動ということもできよう。昭和30年代の第2の且つ本格的な増加テンポは、確かに驚異的である。特に、32年度乃至33年度に戦前水準を回復・凌駕するや、その余勢をかって、次ぎ次ぎ、且つ大幅に、記録を更新して行っている。後でふれる予定だが、こうした入港船舶量の顕著な発展がありながらも神戸港の全国的比重は却って小さくなる傾向を否定できない。いわゆる港灣都市としての新産都市開発のためである。だが、その問題を別として、この期間を中心に、戦後の神戸港入港船腹量が大幅にして急速な増大をとげつつある事実は、それなりに充分認識評価されるべきであり、同時に、これを可能ならしめた港灣区域の拡大・港灣諸設備の革新・港灣作業および労働力問題の改善等が裏にある筈だということも留意・理解さるべきである。

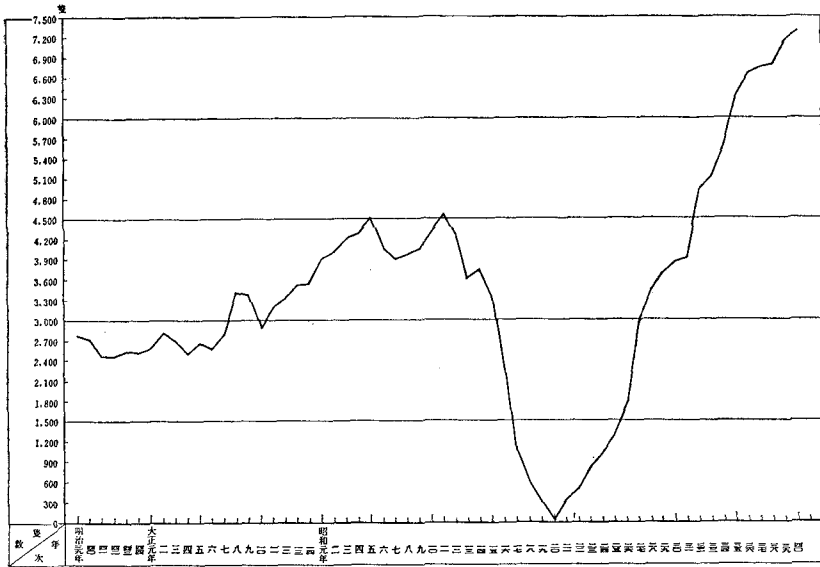
3) 隻数面での発展期とトン数面での発展期との関係

既に触れたように、神戸港のみならず全国総計について過去における入港船舶その他諸統計は不備であり、しばしば、時期によって基準を異にしている。既述神戸港入港船腹量に関する統計数値でも、大正7年を境にして違った基準が用いられ、そのかぎり、統一的・同一基準での分析・比較は不可能である。或る意味では、大正中期ごろまでの統計というものは、一応の逐年の傾向を知る手がかりとなり、その程度の効用をもつものだ、と思ってもらった方がよいかもしれない。

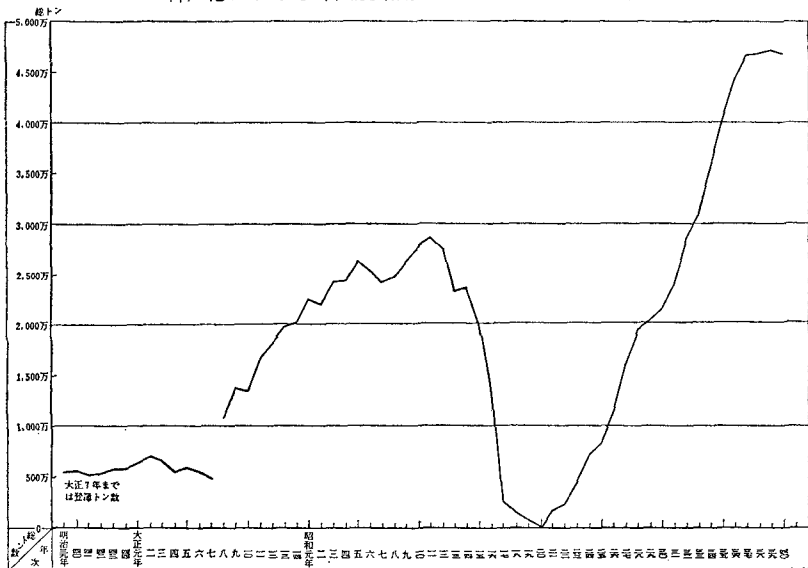
戦前にあっても、また戦後についても、入港船舶の隻数の増加〔頂点〕とトン数の増大とは、もち論、かなり密接なつながりをもっているといい得よう。事実、隻数に即して指示した発展年度の大半は、トン数面での発展期としても再認されているし、そうでない場合でも、前または後に接続した年度にトン数増大カーブのトップが求められる。（グラフ参照）

ただし、こうした大勢・原則であって、しかも、なお、微妙なズレも認められるということを忘るべきではない。それは、既説した貿易金額と貿易貨物量

神戸港における外国航路用船舶の入港隻数



神戸港における外国航路用船舶の入港量(総トン数)



との関係に相似的であるかもしれないが、また、若干異質的であるかもしれない。注目すべきズレのひとつは、戦前期と戦後期とにおける関連性の差であり、いまひとつは、隻数面での指標殊に増減カーブと、トン数面でのそれとの開きであろう。もち論、このふたつは相互関連するところ大きいが、説明の便宜上分けて述べるに、まず、戦前にあっては、隻数・トン数ともに明白な上下動＝波を示すのに対して、戦後にあっては、双方とも、ただただ上昇一途の傾向をあらわしている。つまり、戦後にあっては、減退現象はほとんどないわけである。しかして、こうした戦前的浮沈カーブと戦後的累増傾向とまでは同様でありながら、同じ浮き沈み・同じ登り一筋のなかで、激しい動きと緩やかな歩みとに区別できるところこそ問題なのである。すなわち、入港隻数の戦前期の上下動の波はトン数のそれより激しく、また、戦後における隻数増加の足どりも相対的に荒々しい。同じように増減し、或いは、増大に次ぐ増大を示しながら、隻数は男性的に・トン数は女性的に振舞うということができよう。

次に触れるべきは、上と関係するが、戦前にあって、入港隻数の増大は比較的長期持続型——その限り微速前進型——であり、他方、トン数は変動型である点であろう。これが、隻数上の発展劃期＝上昇の頂点よりも若干数多いトン数上の発展期指標を生ぜしめた理由である。戦後期については、隻数とトン数ともに——昭和40年度のトン数減は唯一の例外——ほぼ同じ上昇をたどりつつありというべく、双方の指標的年度のちがいはさまで重要でなからう。

この外にも、指摘すべき微妙なズレと複雑なからみ合いとがあるにちがいないが、ここでは敢えて割愛する。なお、本小稿では、神戸港の入港船舶の隻数およびトン数が全国的に如何に位置づけられ、評価すべきかという点、或いは、こうした神戸港の比重を云為するにあたって留意すべき隻数的分析とトン数的比較との不一致乃至関連——端的に云って、戦前における隻数面での神戸港比率の19～27％は、トン数上の比率37～53％に比してかなり小さく、双方間に明らかなへだたりが認められる。ちなみに、戦後においては、トン数と隻数とで比率の開きはほとんどないし、増減傾向も亦同一である——はどうかという問題には、全くふれなかった。他論を期したい。

IV 結 び——貿易量の指標と船舶量の指標との関連

貿易量の発展指標も、船舶量の発展指標も、ともに、単一のものでないがため、各々の内部で或る指標と他の指標とが如何なる関係にあるかを考えてみる必要があるということ上述した。思考の当然の順序として、われわれは、次に、そのような性質の貿易量の指標と船舶量の指標との関連はどうかを検討すべき段階に達している。もっとも、この両指標の関連・関係について詳述することはここでは避けたい。一方では、余りに交錯した敘述内容となるおそれがあり、他方では、貿易量の発展指標或いは船舶量の発展指標それぞれの中で、すでに、微妙なズレ・不一致があるということが判明している以上、当然、両指標の間に何等かのズレのあることは予想でき、前提とされている筈だからである。それゆえ、最も際立った差等1～2を示して理解のいとぐちたらしめるにとどめる。

いま極めて簡便なやり方として、輸出入貨物〔合計〕トン数をもって貿易量を代表せしめ、他方、船舶量は入港隻数で代弁させることとすれば、神戸港において、貿易量の発展傾向と船舶量の増進傾向とは、どのように関連し・どのように離反しているだろうか。これをわれわれのここでの視点とする。さきに示した入港隻数のグラフから、われわれは、戦前にあつては、大正初期に小さな山・大正中期——第1次世界戦争の末期乃至直後——により大きな山、そして、昭和5年と11年の2度にわたる最も高く且つ鋭い山を読みとることができ、戦後期については、スピード乃至角度の多少の変化があるにせよ、まず、継続的な登り一方の発展、すなわち、右上りのカーブを認め得た。之に対比したとき、貿易貨物量の動向は、かなり異質であるということができよう。なる程、大正初期と中期とに小波と中波の貿易量発展のあることが指摘できるし、昭和初期に入っても、初期における不安定的な上昇傾向と、昭和11～12年における大きな興隆とを或る程度明瞭に認め得るけれども、そして、その限り、双方の発展に相通ずるものありということも可能であるけれども、仔細に検討す

ると、こうした一応の同似・関連的傾向が、実は、かなりなズレ・不一致をもっていることがわかる。

第1表の神戸港貿易量の推移に徴するに、

- 1) 大正初期における貿易量増大の頂点は**大正3年**であって、入港隻数のカーブの山が2年であるから1年のズレがあることになる。
- 2) 大正中期の貿易量の発展も、それが**8年**だけの孤立突出型であるという点で、入港隻数の**8年度**および**9年度**の2年つづきの上昇型と若干ちがっている。
- 3) 昭和期に入って、入港隻数面では**5年**と**11年**との2度に分れた鋭いうねりの嶺が示されるのに比較して、貿易量は、むしろ、大正末期以来不安定的・停滞的ながら上昇気味であったものが、4年から明白に下降に転じて5年にはその底に達している。また、11年頃の大いなる発展も、隻数面での1年ポッキリとちがって、翌**12年**にもわたる持続的・非孤立的興隆ぶりである。
- 4) 戦後についても、前述したように、貿易貨物トン数は昭和**33年**に明白な減退＝陥没現象を示しており、その限り、入港船舶隻数のとどまることなき増大傾向とちがう面をもっている。

この外にも、指摘可能なズレ現象が残っていようし、他面、より内部分析的な、入港船舶量と輸入貨物量もしくは輸出貨物量との関係如何などを考察する必要も自ら感じている。だが、すでにことわったように、本小稿ではそうした問題にまで立ち入らない。

のみならず、如上、船舶量指標と貿易量指標との複雑な諸関係を、さらに、築港工事乃至港湾規模・港湾設備面の諸指標とのつながりにおいて検討することは、当初の意図に反して、後者の資料整備が思うように進まず、また、予定の紙幅をこえたことでもあるので、後の機会に譲ることとする。要は、従来、放棄・無視された問題に諸家の留意を喚起しつつ、神戸港或いはわが国港湾の発達という表現・概念について、改めて熟慮すべき必要の少なくないことを提言し、もって、筆者今後の神戸港史研究の序説たらしめる。

わが国における百貨店企業の成立と 模写的企業者

井 上 忠 勝

序

経営史家レドリックはその論文「企業経営における革新」において、企業者を次の四つの類型に分⁽¹⁾っている。

- 1 創造的企業者 (creative entrepreneur)
- 2 半創造的企業者 (semi-creative entrepreneur)
- 3 模写的企業者 (copying entrepreneur)
- 4 常規的企業者 (routine entrepreneur)

第一の創造的企業者とは本源的革新 (primary or genuine innovation) および再革新 (re-innovation) の遂行者をいい、いわば世界的に見て J. A. シュムペーターのいう新結合 (neue Kombination) ないし革新 (innovation) の機能を遂行したものと考えればよい。第二の半創造的企業者とは模倣による革新すなわち派生的革新 (derivative innovation) の遂行者を指す。彼は世界的視野に立って見れば本源的革新あるいは再革新の模倣者であるに過ぎないが、しかしその属する経済領域に対して与えた効果においては何ら革新者と呼んではばからない存在である。例えば、18世紀末アメリカに水力紡績機を導入したサミュエル・スレーターは、リチャード・アークライトやジデジア・ストラットがイギリスで試みたところのものを模倣したに過ぎないが、しかしその行動がアメリカ産業革命の口火を切ったという意味において、彼はやはり一個の革新者というべきであり、事実彼が「アメリカ製造工業の父」と呼ばれる所

(1) Fritz Redlich, "Innovation in Business," The American Journal of Economics and Sociology, Vol. 10, No. 3, April, 1951.

以もここにある。これに対し第三の模写的企業者は、以上の如くにして一定の経済圏の中に導入された革新の模倣をなすものをいい、ここでは革新的要素は皆無となる。しかし彼とても、彼がそれまで行なわなかったところのものを新しく企てようとするのであり、また彼のこのような行動によって革新は伝播し普及していくのである。この点において、彼は第四の単なる常規的企業者と区別される。

さて、これら四つの企業者類型を念頭に置きながら、わが国における百貨店企業の成立過程を検討してみよう。まず、わが国の百貨店は外国のその模倣の上に成立したものであるから、わが国にはレドリックのいう本源的革新あるいは再革新によって百貨店という新しい型の小売店を創り出した創造的企業者というものは存在しない。しかしこのことは、開国後先進国の技術や制度の導入によって近代化を達成したわが国においては、ひとり百貨店に限らず産業一般にみられる傾向である。したがってわが国においては、派生的革新の遂行者としての半創造的企業者の役割がより問題となるのであるが、百貨店に関してこの機能を遂行したものは三越の前身をなす越後屋のちの三井呉服店とってよいであろう。すなわち、延宝元年(1673年)三井高利の創業にかかる越後屋呉服店は、明治維新以後その財力と知識によっていち早く文明開化の新時代に順応し、明治28年には東京本店階上を陳列場に改造してわが国最初の呉服陳列販売を行ない、29年上期からは大福帳を洋式帳簿に改め、32年には新橋駅頭に等身大のポスターを掲げて街頭広告の先鞭をつけ、さらに33年本店全館を陳列場として座売りを全廃した。[その間29年に屋号を三井呉服店に改めていたが、37年にいよいよ株式会社組織に改組するとともに、その定款に「物品陳列販売すなわち欧米の所謂デパートメントストア営業を行なう」とうたいあげた。そして38年には化粧品、帽子および小児用服飾品、40年には食堂、履物、洋傘、櫛、写真部、41年には貴金属、文房具、煙草と商品領域を拡張し、また資本金においても41年に当初の50万円を100万円に、43年にはさらに200万円に増資し、わが国における呉服店より百貨店への転換に重要な先鞭をつけた。

百貨店企業三越の出現はわが国小売業界において生じた一つの重要な革新で

あった。しかし百貨店という新しい型の小売企業がわが国経済社会の全面に浸透し普及していくためには、さらにこの革新に後続してこれを模倣する模写的企業者の存在が必要であった。そしてわが国はこのような企業者に決して事欠くことはなかった。三越が百貨店の名乗りをあげたあと、明治末から大正初期にかけて松屋、松坂屋、白木屋、大丸、高島屋の各呉服店が漸次百貨店へと転向し、次で第一次大戦にともなう好景気時代には、山形屋(鹿児島市)、天満屋(岡山市)など、地方都市においても有力呉服店の中より百貨店に転換するものが次々と現われた。さらに大正末年には阪急電鉄がターミナルデパートという新しいタイプの百貨店を開設した。そしてこのような百貨店発展の勢は、昭和12年秋の百貨店法の施行にいたるまで衰えず、その前年の11年には百貨店企業の数是全国で58社の多きを数えるにいたった。

われわれはレドリックのいう創造的、半創造的、模写的、常規的の四企業者類型を指標に、わが国における百貨店企業の成立過程を概観し、そこにおいて半創造的企業者と模写的企業者との二種の企業者がそれぞれに重要な役割を演じていることを知った。しかしわれわれにとって真に興味ある問題は、彼らがこのような役割を遂行するに当って、一体どのような企業経営上の問題に遭遇し、またこれをどのように処理していったであろうかという問題である。ことに、百貨店という未知の小売形態を外国より最初に導入し、その意味において半創造的企業者の名に値すべき三越のそれは、われわれ経営史家にとって一様に興味のある問題である。しかし、三越の企てたところのものを模倣し、その意味において模写的企業者と呼ばれるべき他の百貨店の創設者も、また挑戦すべき数多くの問題を有していたのであり、これまたわれわれにとって看過することのできない問題を含んでいる。以下われわれは、この後者の問題に対する一つの接近として、福岡市に本拠をもつ株式会社岩田屋をとりあげ、その創設者二代中牟田喜兵衛が、同社の創設から百貨店開店にいたる過程において経験したところのさまざまな企業経営上の問題を明らかにしてみようと思う。

1

株式会社岩田屋は昭和10年5月8日に一個の法人として成立し、翌11年10月7日に百貨店営業を開始した。しかし同社は、三越、白木屋、松坂屋など、わが国の代表的百貨店の多くが長い歴史をもつ呉服店からの転身であったのと同様に、江戸時代中期にはじまる呉服企業を母体とし、その発展の上に成立したものである⁽²⁾。したがって、同社の設立過程を論じるためには、まずもってこの呉服企業の歴史を簡単にふり返しておく必要がある。

株式会社岩田屋の母体となった呉服企業の起りは、9代將軍家重の宝暦4年(1754年)に、筑前52万石黒田藩の城下町福岡の大工町(だいくまち)の一角において、中牟田小右衛門(1729~1808)が呉服営業を開始したときにさかのぼる。彼は戦国の武将中牟田紀伊守元正の8代の孫に当り、若年の頃より博多川端町の呉服商紅屋九兵衛方に奉公に上った。宝暦4年、許されて屋号紅屋を名乗って呉服営業を開始したが、創業10年後の明和元年(1764年)、福岡の岩田屋平七より呉服営業一切を譲り受けるに及んで、その屋号を岩田屋と改めた。やがて小右衛門は呉服商免礼を受け、当時福岡博多を通じて7軒存在していた呉服商仲間に組入りし、城下町福岡の格式ある呉服店の一つに数えられるようになった。

中牟田小右衛門を父祖とする岩田屋呉服店は、宝暦4年の創業から江戸時代の中期および後期を経て明治初年にいたるまでに、子(藤兵衛, 1768~1820)、孫(藤助, 1791~1836)、曾孫(藤兵衛, 1817~1836)、その弟(藤兵衛, 1819

(2) わが国の代表的百貨店には、その前身が呉服店で、しかも江戸時代からの長い歴史をもつものが多い。年代順にいえば、松坂屋の前身である「いとう」呉服店は慶長16年(1511年)、白木屋は寛文2年(1662年)、三越の前身である越後屋は延宝元年(1673年)、大丸は享保2年(1717年)、高島屋は天保2年(1831年)にさかのぼる。このほか松屋や伊勢丹も呉服店より転身したものであるが、この両呉服店は明治以降の創業である。

～1886）と4度の交替りをみ、またその店勢にもかなりの消長があった。しかしこの間の約120年間、岩田屋はもっぱら福岡大工町において呉服営業を行ない、この地から一步も離れることはなかった。しかし明治10年秋、当時の岩田屋店主中牟田藤兵衛は、明治維新の变革によって福博の商勢が、武家の町福岡から商家の町博多へと大きく移行する大勢にあるのを察し、商都博多の中でもひととき繁栄を誇っていた博多六町筋の麴屋町に3間間口の支店を開設し、二男久兵衛（1853～1880）にその経営を委ねた。しかし久兵衛は数年を経ずして病没し、明治14年12月よりは妹エンの婿喜兵衛（1858～1921）がこの支店を預かることになった。しかしやがて喜兵衛はその独立を考えるようになり、明治18年、養父の了解を得て支店の一切を譲り受けた。これが後に西日本に名をなした博多岩田屋呉服店の起りである。

博多岩田屋呉服店は、喜兵衛の骨身惜まぬ努力に加えるに、正札販売、現金仕入れ、優良品第一主義の革新的商策が凶に当り、年々発展を重ねていった。しかし同店にとって何よりも幸であったことは、初代喜兵衛のあと二代喜兵衛——現株式会社岩田屋会長——というよき後継者に恵まれたことであった。

二代中牟田喜兵衛は前名を山下袈裟吉といい、明治24年に佐賀市山下家の二男に生れた。同家は屋号を丸木屋と称して呉服商を家業とし、大正中期に兄の卯助がそれを母体にして佐賀に丸木屋百貨店を創設するまでは、九州指折りの呉服大店として知られていた。袈裟吉は久留米商業に学び、後に福岡商業に転校した。卒業後、大阪の服地商に修業に出、数年をここに過ごした。そして大正3年、24歳のとき、初代喜兵衛の養女の婿に迎えられ、同10年家督を相続して二代喜兵衛を襲名した。

二代喜兵衛は、先代の打ち立てた優良品第一主義の店是に徹し、また質素勤勉の家風を尊重しながらも、他方では商売に新味を加えることにぬかりはなかった。当時、博多六町筋の商店街は「御一新」以来の時流を反映し、代呂物屋（しろものや）、びんつけ屋、わた打ち、唐物屋（とうぶつや）、ろうそく屋、油屋、木櫛細工、古手屋（ふるてや）、あい染屋などが姿を消し、代ってメガネ、時計、洋反物、洋品雑貨、靴、帽子、蓄音器などの新しい商品を扱う店が

出現し、それに住友銀行博多支店その他の銀行や保険会社が割り込んでいた。また販売形式も、店員が店の間に居並んで客と対応する座売りから、陳列棚を飾る立売りへと変りつつあった。二代喜兵衛は自分の代になって間もなく従来の座売り営業を陳列式に改めたほか、機会をみて他方出張販売や商品陳列会などを催し、弾力性ある経営を行なっていた。

大正末年に及んで、博多岩田屋の店勢はいよいよ盛んなものとなった。大正14年、従来岩田屋が競争の目標としていた紙興呉服店が突然に店を閉めたのに対照に、翌15年、岩田屋の堂々たる新店舗が落成した。今や博多岩田屋の店員は約50名を数え、売上高は連年100万円、大売出しのときは1日8～9万円に上った。当時、京都、大阪以西の呉服専門小売店では、大阪の(3)小大丸を第一とし、これに次ぐのが広島の高橋呉服店と博多の岩田屋であった。博多岩田屋呉服店の躍進のほどが知られるのであるが、やがて二代中牟田喜兵衛の決断のもと、この呉服企業を母体とし、これに本家の福岡大工町岩田屋が加わり、百貨店企業「株式会社岩田屋」の誕生をみるのである。

2

前述の如く、大正末期より昭和初期にかけての博多麴屋町の岩田屋の店勢には福岡大工町の本家岩田屋のそれをさらに上回るものがあり、大阪の小大丸、広島の高橋と並んで京阪以西における呉服専門の三大有名小売店の一つに数え上げられていた。このような店の勢を反映して、二代中牟田喜兵衛も多年福博呉服商組合長に推され、また大正14年には博多商業会議所の議員に最高点で当選するという栄に輝いた。

しかし喜兵衛は決して現状に安んじる人ではなかった。ましてその盛況に心おごる人ではなかった。彼は時代の変遷に適宜対応していく努力を重ねるので

(3) 小大丸は岩田屋よりややおくれて明和元年(1764年)に創業し、今もお心斎橋で高級呉服を商っている老舗である。同店については宮本又次教授執筆の店史がある。

なければ、繁栄はおろか、衰退していく危険のあることを常時心に留めていた。

すでに述べたように、博多岩田屋は先代からの優良品第一主義を店是とし、「呉服の岩田屋」としてもっぱら高級呉服を取り扱っていたのであるが、かねてより喜兵衛はそこに次のような傾向のあることに気付いていた。その傾向とは、出売りは別として、普段は店にやってくる客、すなわち、はじめから岩田屋目当てにわざわざたずねてくる客や、また博多六町筋商店街を通りすがりに立ち寄る客の数はごく限られているのに対して、何か特別売出しを催して特価品や出血品を提供すると、どっと客が押し寄せてくるという傾向があることであった。喜兵衛はこの傾向をみながら店の将来の在り方について次の如く思案したのであった。

すなわち、もし岩田屋が今後ほんとうに高級呉服専門の小売店としての道を進むのなら、東京の銀座通りや大阪の心斎橋ではいざ知らず、ここ博多においては現在の如く50名もの店員を抱えておく必要はない。それよりもむしろ、店には格子戸でも入れ、古参の番頭を5～6名ほど置き、それに丁稚を1人ほどずつ付け、得意先へ出売りをする。それもただ漠然と行なうのではなく、個々の客それぞれの好みに合わせて反物を選定し推薦していくという行き方をとる方が望ましい。しかし日本の経済がいよいよ発展し、それにともなって大衆の生活程度がますます向上し、また給料生活者を主体とする人々の都市への集中がますます進行して行こうとしているときに、それはいかにも逆行的で退嬰的な態度である。それよりもこのさい、「誓文ばらい」や「新築記念売出し」などの催しもののさいにどっと集ってくる客筋、すなわち大衆顧客層を相手に将来の発展を期すべきではなかろうか。そしてそれには、当時大衆相手の最も進んだ販売機構として発展しつつあった百貨店の経営に乗り出して行く必要がある。何時か喜兵衛の頭の中には、このような考え方がしだいに熟していきつつあったのである。

それでは、わが国の百貨店は当時どのような発達の状態にあったのであろうか。すでに述べた如く、わが国の百貨店はその頃はすでに勃興期（三越の登場

した明治後期から大正初期にかけての時期)から発展期(第一次世界大戦ともなう好景気の時期)を経て普及期(大正12年の関東大震災から昭和12年の百貨店法の施行までの時期)に入っており、例えば昭和8年⁽⁴⁾において全国で百貨店を経営するもの36社、そのうち日本百貨店商業組合加盟の24社の総営業延面積は約575,740平方メートル(174,466坪)、1社当り延面積は約24,000平方メートル(7,266坪)に上り、互にその優劣を競い合っていた。ここ福岡市においても、大体このような状態にあるとって誤りはなかった。

福岡市において近代的百貨店の登場をみたのは大正9年である。すなわちこの年のはじめ、松居元右衛門、同豊三郎一門が東中州において、資本金100万円の株式会社松葉屋を創業した。しかし同店は、その開店がたまたま大正9年3月に勃発した第一次世界大戦後の恐慌と時期的に重なり、わずか一年の多難な経営ののち、翌10年、不慮の火災によって全焼し、再び起つことができなかった。

それから4年後の大正14年10月、資本金100万円の株式会社玉屋百貨店が開店した。創設者は佐賀県牛津の呉服老舗田中丸善蔵で、現福岡銀行の前身の一つ、十七銀行東中州支店の建物を買収してはじめてのものであった。これが現在の福岡玉屋である。

昭和に入って間もなく、九州日報社が東中州の西大橋東詰4階建の建物において特産物陳列所を開設し、地方物産の紹介販売を行なったが間もなく閉鎖し、そのあとに中州の大地主許斐友次郎が不二屋デパートを開いた。昭和4年のことであったが、建物の狭隘と経営不馴れのためにわずか1年を出ずして閉店した。

また、博多の老舗松居博多織店の奉公人から出発、大正4年に福岡橋口町で松居モスリン店を開業し、その後事業を拡張に拡張していた宮村吉蔵が、昭和8年に店舗に大増築を施して百貨店経営に転向する構を見せはじめ、翌々10年

(4) 昭和8年4月、商業組合法にもとづいて組織されたもので、百貨店業界の自主統制を目的としていた。なおこれより先、大正13年9月に百貨店協会が結成されているが、これは主として、協会員の親睦のための組織であった。

に資本金 100 万円の株式会社松屋を設立していよいよ本格的に百貨店経営に乗り出した。同社は太平洋戦争中の昭和18年、魚雷の製造に従事するために百貨店営業を廃業したが、現在の松屋ビルの 6 階建、約8,250平方メートル（2,500坪）の建物がその跡である。またこれと時を同じくして、小倉に本社をもつ九州電気軌道株式会社が博多駅前に九軌百貨店を開設し、鉄道旅客の土産品に特徴をもつ百貨店を経営していた。

3

二代中牟田喜兵衛が博多岩田屋の将来の在り方についてあれこれ思案をめぐらしつつあった頃、わが国および地元福岡市の百貨店はおおよそ以上の如き発達の状態にあった。もちろん、昭和 8 年当時全国で三十数社を数えた百貨店の中には各種各様のものが含まれており、その規模、その位置、そしてその経営方法によって、その間にはかなりの優劣があった。しかし一般に、百貨店は壮麗な建物を構え、そこにありとあらゆる種類の商品を豊富に陳列し、定価販売、現金販売、機に応じて特別販売を行ない、商品券を発行し、大量に安く商品を仕入れ、そして大店舗を運営するのに分散的な商品別組織と集中的な職能別組織とをかみ合わせた合理的組織をもってするなど、群小の小売商にまさる数々の利点を有して大量販売の実をあげていた。喜兵衛はこのような事実を目にしなが、ますます百貨店への転向の意向を強めていくのであるが、しかし喜兵衛は直ちに百貨店経営に乗り出したのではなかった。その前にある小さな実験を試みたのである。

廻屋町の岩田屋呉服店のすぐ近く、同じ博多六町筋の通りに面した掛町の一角に、現在は某中華料理店に模様替えしている 3 階建洋館があった。この建物は、もと博多岩田屋の番頭本田太郎が別家して岩田屋洋品雑貨店を営んでいたところであるが、適当な後継者が得られないために廃業し空家になっていた。喜兵衛はこの建物を借り受け、昭和 6 年にここに分店「岩田屋マート」を開設した。

当時、わが国では高島屋を中心に「10銭マーケット」ないし「10銭ストア」というものが流行しておった。従来高島屋は高級呉服中心の百貨店として知られておったが、昭和6年から東京、大阪、京都の3大都市を中心に、10銭20銭ストアを開設して大衆化に踏み出し、まもなくその数を約50に増加するという勢いであった。この均一ストアとは別に、マートというものがまた昭和初期に流行しておった。マートは英語の“mart”に当り「市場；競売室」を意味するが、一般の小売店よりはやや大規模な店舗を構え、各種の日用品、実用品を選びどり見どりに並べておき、大衆相手に現金販売しておった。岩田屋マートはこの式の企業として出発したのであるが、これには次の三つの期待がかけられていた。すなわち、その第1は、最高頂の状態にある呉服専門の行き方から方向を転じて開新の途を拓くこと、その2は、岩田屋は高級呉服店で大衆の店でないという評判から大衆向きに引直すこと、第3は、マーケットの本領として大衆を吸集し附近の街を賑やかに明朗にすることにあった。

岩田屋マートは約500平方米（約150坪）の売場に衣料品繊維品を中心に各種の日用雑貨を揃え、各階に10名ほどの従業員を配して営業をはじめた。しかし開店の結果は一向にかんばしかなかった。日々の売上げは期待したほどには伸びず、利益は上らなかった。大体、この種の大衆相手の商店を経営して成績をあげるためには、商品の量および種類を豊富に取り揃えておく必要がある。しかし、岩田屋マートは、それが約500平方米という限られた面積であるために、十分な量と種類の商品を並べることができず、大衆を引き寄せるだけの魅力に欠けていた。この理屈がわかったとき、喜兵衛は、岩田屋という暖簾の手前なかなか行ないにくいにもかかわらず、開店わずか1年にして決断よくこの店を閉鎖した。

岩田屋マートの企ては失敗したが、しかしそれがために喜兵衛のかねてよりの念願である百貨店への転向の氣勢がそがれたわけでは決してなかった。むしろ、大衆顧客層を対象に広く小売販売活動を営むためには、岩田屋マートの如き中途半端な規模でなく、どうしても百貨店方式でなければならないという教訓を得ることによって、一層真剣に呉服店から百貨店への転向を考えるようになったのである。

4

岩田屋マートの実験を経ていよいよ百貨店転向の決意を固めた博多岩田屋の二代中牟田喜兵衛は、まず本家の福岡大工町岩田屋藤兵衛⁽⁵⁾と岩田屋一門の長老である岩田屋羅紗店の二代中牟田久兵衛⁽⁶⁾、それに自分の実兄であって佐賀市において百貨店丸木屋を経営した経験のある山下卯助に謀り、また京都・大阪方面の主立った取引先にも自分の意向を説明して応分の協力を求めた。しかし周囲は必ずしも喜兵衛の計画に賛意を表したわけではなく、それに疑問をいただくものも少なからずいた。開店15周年記念として行なわれた「百貨店創立懐旧座談会」⁽⁷⁾の席上、喜兵衛は次の如く述べている。

大体、百貨店を開業しようという事について、大阪なり京都あたりの先輩の方々の意見としては、「今頃から百貨店をやるのか」といわれ、大体賛成じゃなかったですよ。「それよりも呉服屋で利潤をあげなさい。今頃百貨店の様な繁雑で、労の割に功の薄い経営をやってどうするか」という様な具合でした。

丸紅の古川さんは「損得は別として、百貨店という事業を残すならおやりなさい。併し勿論、事業は収益を伴わなければやって行けないのだが、兎に角、事業を残すためならおやりなさい」と至極簡単な意見で、寧ろあの時の空気としては、反対の方が多かった。

⁽⁸⁾ 円城さんが大連、天津に出掛けるの帰途、福岡に来られたので、この事を話すと「あ

-
- (5) 明治14年、本家岩田屋中牟田家の嫡男に生れ、早くから父藤兵衛を助けて家業に従事し、昭和2年父の死とともに家督を相続し、同時に九代藤兵衛を襲名していた。
 - (6) 初代中牟田久兵衛の残した一人娘トキの婿で、初代中牟田喜兵衛の甥に当る。叔父喜兵衛の手足となって博多岩田屋呉服店の発展に貢献した人であるが、明治38年、服装の洋風化に着目して、羅紗生地 of 卸業を麴屋町に開業した。
 - (7) 昭和27年2月27日、中牟田喜兵衛会長他十数名のものが出席して行なわれた。その速記録の全文は社内誌「いわを」第9号に収録されている。
 - (8) 博多岩田屋の主要な取引先の一つである京都の安藤商店の専務取締役。株式会社岩田屋の設立に当っては、京都の丸紅商店京都支店長矢守治太郎、同市田商店取締役山川乙次郎、同矢代商店井上芳太郎の各氏とともに評議員となり相談に加った。

なた、百貨店をやりますか、それより、家の業務をがっちり守って行く方がよろしいではないか」といわれるし、佐賀の兄(山下卯助氏)は、百貨店で相当にがい経験を嘗めて居るので、百貨店をやる事には、非常に不賛成でありました。当時の百貨店経営は、企業としての安全性があるか無いか、というような事については、寧ろ疑問がありました。あの時は、昭和9年ですね。佐賀の兄が大正の半頃、百貨店を始めて、とうとう経営できなくて止めて了ったということがあったし、既に松屋、玉屋の2店もあるし、それに百貨店をやるという事は、余り感心したものでないという事でありました。

つまり、これらの人々は、わざわざ今から百貨店経営に乗り出して苦勞しなくとも、家業大事にやっておればそれでよいものをという気持ちから喜兵衛の考え方に首をかしげ、また福岡市には玉屋、松屋、九軌の3百貨店があり、当時人口29万の同市の購買力からいえば百貨店はすでに飽和点に達しているのではないかと判断して喜兵衛の行き方を危ぶんだのである。

事実、その後岩田屋が百貨店界に進出するという噂が広まるにつれて、このデパート飽和論を裏書きするかのようになり、同業の百貨店はもとより、中小の小売業者の間から俄然反対の声があがり、果ては百貨店排斥、岩田屋反対を標榜する政治屋まで乗り出している。しかしすでに百貨店転向の決意を固めるにいたっていた喜兵衛の気持ちがこれによって動じようはずはなく、またこの点についての計算もすでに十分立っていた。彼はそれを次の如く説明している。

福岡市に3つのデパートが鼎立するに就き危ぶまれる方もありますが、その心配は御無用です。勝算は充分です。現在の岩田屋の得意による売上額と、デパートで用を達しられる金高を合算しただけで相当なものです。然しそうした既設デパートへの侵略を狙っているではありません。3つのデパートが仲好くがっちり組んで明らかな営業を展開するなら、競争によるデパートの質の向上は必ず郡部の購買力をより一層吸収し、更に佐賀、長崎を始め南九州から大阪・東京におされていた婚礼衣裳等の大口注文を福岡に食い止め得て好都合に行くことを確信しています。

かくて、結局は周囲の人々も、喜兵衛の確固たる信念に全幅の信頼を寄せて百貨店の建設に力を併せることを約した。

このようにして、本家はじめ中牟田一門のもの、また取引先の同意と協力を

かち得た喜兵衛は、昭和10年1月6日にまずこのことを岩田屋杖誠会（岩田屋別家者の会）の会員一同に発表し、次で玉屋百貨店、村上呉服店、松屋百貨店、木梨呉服店を歴訪して同じく百貨店の設立の目論見につき挨拶をなした。そしていよいよ百貨店企業株式会社岩田屋設立の手續にとりかかったのである。

5

しかし喜兵衛には、株式会社岩田屋の設立に先立ち、もう一つ決定しておかなければならないきわめて重要な問題があった。それは百貨店の敷地をどこに求めるかという問題であった。元来、小売企業は、最終消費者を顧客とし、その多数を吸収するのでなければ到底繁栄を期しえない業種であるだけに、昔から店舗の位置をどのように選定するかが重要な問題となっているが、ことに建物および設備に巨額の資本を固定する百貨店の場合には、一層の慎重を要することはいうまでもないのである。

喜兵衛は最初店舗の候補地として博多土居町を考えた。前記の15周年記念座談会で喜兵衛は次の如くいっている。

元より博多の人間じゃから博多の内でもやり度いのでした。それは土居町の今の東京銀行の所にでるといふ考えを持って居ったのです。990平方米（300坪）許り土地がありましたから、そこにでて商売するといふ考えでした。

この最初の候補地は博多岩田屋の所在地である麴屋町に近く、また博多駅前から呉服町を左折して東中洲にいたる市中電車の土居町電停前にあり、百貨店の所在地として決して不満のない場所であった。しかし土居町案は、その後博多呉服町の線がより有力な候補地として浮びあがってくるとともに自然に消えていった。喜兵衛は同じく前記座談会で、呉服町が新しい候補地となった経緯について、次のように述懐している。

太田清蔵（先代）さんが、呉服町にビルを造ってやるから此方に来んか、自分の方なら土地も買うことが要らんし、建物も造ってやるからと大分勧めて頂きました。

この第2の候補地は最初の候補地土居町から約200～300メートルほど東、博多駅前から西北進する市中電車が西南方東中州方面と東北方東公園方面とに分岐する呉服町停留所前の十字街の一角にあり、当時博多駅からの交通のもっとも頻繁なところであった。ここへはずっと後に(昭和28年)株式会社大丸が進出するのであるが、ことに当時は博多部が繁栄をきわめていた時代であり、百貨店の所在地として全く申し分のないところのように思われた。しかしほぼ同時に、あたかもこの案に対抗するが如く、今度は福岡部の方よりもう一つの候補地が登場してきたのである。それは土地周旋業者小幡一のもってきた話で、電鉄企業九州鉄道株式会社(現西日本鉄道株式会社)の福岡駅とその周辺の土地を買収しないかというものであった。

九州鉄道のターミナル福岡駅の所在する天神町は「テンジンノチヨウ」と読み、その町名は福岡県庁前の水鏡天満宮に由来している。この辺りは、旧黒田藩時代は簡素な御家中の屋敷町であったが、明治維新による武士階級の崩壊後は、堀あと一帯にレンコン堀が出現するというようなわびしい状態になった。しかし明治の終り頃から、現在の天神町の象徴である大きな建物がぼつぼつ建ちはじめた。明治42年に、いまなおそのまま建っている日本生命ビル、大正2年に現在の県庁舎、同6年に、当時九州で最も誇るべき建物といわれた九州電灯鉄道株式会社社屋、のちの天神ビルが落成した。そしてその頃、天神町に九州鉄道株式会社が設立され、大正13年に同所から久留米に至る急行電車が開通した。この郊外電車の出現は天神町をして今日の如く発展せしめる第1の原動力となったものであるが、しかしいま問題の昭和10年頃においては、天神町境界はまだ博多の賑いぶりには遠く及ばなかった。自然、九州鉄道の方も乗客は少なく、経営も楽ではなくて昭和6年上期から無配の状態であった。同鉄道が福岡駅とその周辺の地所を人を介して岩田屋に譲渡しようとしたのも、一つにはこのような事情がからんでいたものと思われるのである。(因みにそれ以前にも、話はまとまらなかったけれども、福岡橋口町の松屋店主宮村吉蔵との間において、同じようにターミナルデパート建設の交渉がなされたという事実がある。)喜兵衛は15周年記念座談会でこの辺の事情を次のように説明

している。

あの時の九鉄は経営も面白くないし、乗客も少いし、配当などもしていなかったの
で、九鉄も自分の更生上要らん所は岩田屋に譲って、急を要する線路の補修などをせね
ばならぬという様な按配であったと思われます。

さて、このようにして東に呉服町、西に天神町の二つの有力な候補地をもつ
ことになった喜兵衛はその何れを選ぶべきかについてあれこれ検討を重ねてい
ったのであるが、はじめのうち喜兵衛の気持はどちらかというとう呉服町の方に
傾いていた。喜兵衛が博多の人であることや、当時における博多と福岡との勢
の違いを考えると、それは当然そうなるところであった。喜兵衛は例の座談会
で次のように話している。

当時、呉服町は駅からの交通の一番頻繁な所で、一応呉服町の方がよくないかと考え
たわけですね。天神町は未だ未だバラツとした所で、人通りもさして多くはなかったの
です。

しかし、喜兵衛はこのように考えながらも、依然天神町の線を捨てきれなか
った。彼はかねがね商都博多の将来についてある疑問を持っていた。すなわち
、旧博多部はこれ以上発展するにも、東は東公園と九州大学でさえぎられ、北
は海、南は博多駅でたち切られており、すでにその頃行きづまりの状態にあっ
た。したがって福岡市がこれから発展していくためには、どうしても西南方に
開けている旧福岡部を中心にせざるをえない。そうすると天神町に敷地を定め
る方が将来のためによいことになる。

加えて、天神町は郊外電車九鉄の起点にあたり、ここに店舗を建設するとター
ミナルデパートとしての性格を備えることになる。すでにこの型の百貨店
は、大正の終りに阪急電車の小林一三社長が大阪梅田に開設して以来、松屋の
浅草支店（東武鉄道）、十合の神戸支店（阪神電車）などによって試みられ、
電鉄沿線にますます増大する傾向にあった大都市通勤者層を対象に、予想以上
の成績をあげつつあった。九鉄もいまのところは乗客は少ないが、今後福岡市
がますます発展し、それにともなって電鉄沿線が開けてくれば、ターミナルで

乗り降りする人の数もずっとふえてくるに違いない、それに近く大牟田まで路線を延長するという計画もあるという（昭和13年9月開通）。そうなると天神町は一大ターミナルと化し、ここに百貨店を設けることが極めて得策となってくる。

このように考えていくにつれて、やがて喜兵衛の気持は呉服町の線から天神町の線へ大きく傾いていった。そしていよいよその何れか一方に決着をつけないければならなくなったとき、彼は現時点では安全で確実に間違いのない呉服町よりも、将来大きく発展する可能性のある天神町の方に賭けた。

天神町に岩田屋の将来の地を卜した喜兵衛は、直に九州鉄道に対して福岡駅買収の交渉を開始した。前述来の記念座談会で喜兵衛が話しているところによると、先づ「小鳥の主人（二代中牟田久兵衛）と佐賀の兄と一緒に、九州鉄道社長進藤甲兵さんを介して、同鉄道の実力者松永安左衛門さんに会い」つづいて「この年（昭和9年）の12月25日頃、今度は私（喜兵衛）一人で出掛けて行って話を決めて大晦日に帰ってきました。」とある。

喜兵衛が呉服町か天神町かと思案をこらした頃からすでに30年、今日岩田屋百貨店の一角からその限界を見渡すとき如何に喜兵衛の判断が適切で的を射当てていたかがよくわかるのである。一般に天神町限界というとき、それは東西は市中電車の福岡県庁前停留所から万町（現在は天神二丁目）停留所まで、南北は国体道路北側から50メートル道路南側までをいうが、この区域には、官公庁公社、銀行、証券、会社、新聞放送、大相撲の行なわれるスポーツセンターその他の娯楽設備、岩田屋とともに都心界を形成している新天町、西鉄商店街、因幡町商店街、天神市場が、あたかも丸の内と兜町と銀座を小さく混ぜあわせたようにぎっしりとつまり、その昼間の人口は通勤者だけで夜の人口の10～20倍にふくれあがるという賑わいを見せている。喜兵衛とてもこれほどの発展は予想しなかったと思われるのであるが、この通勤者の大部分がかって九州鉄道、現西日本鉄道大牟田線の利用者であってみれば、その出入口を押えている岩田屋の繁栄は推して知るべしといわなければならないのである。

6

さて、このようにして着々と百貨店転向の準備を進めていった喜兵衛は、かねての手筈どおり会社組織による事業の運営を意図しての株式会社岩田屋の設立にとりかかった。その経過の概要はおおよそ次の如くである。

まず、中牟田喜兵衛、中牟田久兵衛、中牟田藤兵衛、山下卯助、奥村利助⁽⁹⁾、中江熊蔵⁽¹⁰⁾、山本菊治⁽¹¹⁾の7名を発起人に選び昭和10年1月19日に発起人会を開いた。かねがね喜兵衛らは、百貨店の店舗に充当されるべき土地建物の経営は、これを資本金100万円の姉妹会社「共栄土地建物株式会社」によって行なわれようとの方針を立てていたが、この日の発起人会において、その第1回株式払込み期日を2月1日、創立総会の期日を2月21日とすることに決定した。

次で、2月21日、共栄土地建物株式会社の創立総会を開いて同社設立案を可決し、社長に中牟田久兵衛、専務に中牟田喜兵衛を選んだ。同社は同26日、岩田屋百貨店建築用地として、九州鉄道株式会社との間に天神町17番地および因幡町44番地合計約1,983平方メートル（600坪）を買収する本契約を締結し、そして7月26日、別館用地として天神町18番地735平方メートル（約222坪）を買収している。

また、3月23日、株式会社岩田屋の発起人会を開き、第1回株式払込み期日を4月11日、創立総会を5月8日に決定の上、5月8日に創立総会を開いて設立原案を可決し、ここに株式会社岩田屋の成立をみた。

株式会社岩田屋の資本金は50万円、額面100円の株式5,000株よりなった。全株主44名のうち中牟田一族は7名であり、その持株総数は3,040株、全株主数の60.8%を占めた。この点、株式会社岩田屋はかなり同族的色彩の強い企業として出発したといわなければならないが、それは同社が個人企業岩田屋呉服

(9) 博多の旧家で、古くから麴屋町で雑貨卸商並に寿新道にて洋品雑貨小売を営む。

(10) 当時2代中牟田久兵衛の下で、岩田屋羅紗店の支配人をつとめていた。

(11) 当時、博多岩田屋呉服店の最後の支配人として活躍していた。

店を母体にして成立したということからくる当然の結果であった。

株式会社岩田屋の役員には、専務取締役⁽¹²⁾に中牟田喜兵衛、取締役⁽¹²⁾に中牟田久兵衛、中牟田藤兵衛、福井英雄、奥村利助、常任監査役に山下卯助、監査役に⁽¹⁵⁾林慶次が決定した。このように、喜兵衛は社長の椅子には就かずに専務制を布き、昭和17年9月に初代社長に就任するまでこの体制で通した。

7

中牟田喜兵衛は、昭和10年5月8日の株式会社岩田屋の創設につづく約1年半の期間、さらに百貨店開店のための準備にその努力を傾中しなげなければならない。何分、呉服店の主人以下約50名のものが新たに百貨店営業を開始しようというのであるから、そこには挑戦すべき数多くの問題があった。第1に、百貨店を運営するためには呉服店時代に比べてはるかに多数のそしてまた一定の素質と能力を備えた男女従業員を必要とする。そこで、開店の時期とにらみ合せて、これらの要員を獲得しました養成していかなければならなかった。第2に、百貨店を経営するためには呉服店に比してはるかに豪壮な店舗を必要とすることはいうまでもないが、その内外の構造および設備をどのようにするか、非接客部門および商品部門をどのように配置するかなどの店舗設計上の問題を解決し、そして実際に建築を進めていかなければならなかった。第3に、百貨店という以上当然多種類の商品を取り扱うことになるが、予定した商品部門の中には、その開設に当って外部の小売業者との間にいろいろと厄介な問題が生じ、これを善処していく必要があった。そして第4に、百貨店という多種類の商品を扱う大規模小売企業を経営していくためには、それにふさわしい管理機構を樹立していかなければならなかった。ところでこれらの問題を処理していくに当って、岩田屋は既存百貨店の経験を少なからず参考にすることができ、

(12) 粕屋郡出身、大正5、6年頃より麴屋町にて洋品店を営み、昭和10年株式会社岩田屋に参加のため廃業した。

(13) 佐賀より博多に出て麴屋町にて陶器小売商を営み、昭和10年岩田屋に参加。

その意味では後発企業としての有利性を享受したのであるが、しかしときには後発百貨店であるが故にかえって厄介な立場に立たなければならなかった。

(1) 百貨店要員の獲得

株式会社岩田屋は昭和11年10月7日の開店までに約1,100名に上る従業員を獲得するにいたっているが、このうちの7～8割を占めるいわゆる売子あるいはこれに類する従業員については、大体開店前1～2カ月の間に雇用した教育することができた。「創業日誌」はこれを次の如く誌している。

昭和11年8月1日

午前9時半ヨリ記念館ニ於テ約150名ノ入店式ヲ举行ス。専務ハ「岩田屋精神ト岩田屋ノ沿革」ト題シ、山下常任ハ「百貨店ノ趨勢ト岩田屋ノ行キ方」ニ付テ各々新入店員ノ心構エヲ指摘スル講話ガアリ……。

同 年8月3日

新入店員約150名ノ入店式ヲ行ウ。次第ハ1日ノ入店式ト同ジ。

同 年8月4日

得意課、奉仕課、計算課、商品課、出納課ニ所属スベキ新入店員約200名ノ入店式ヲ举行ス。

同 年8月5日

1階課、食堂課、庶務課ニ所属スベキ新入店員約160名ノ入店式ヲ举行ス。

同 年8月10日

新入店員ノ第1回教育を本日ヨリ開始ス。

同 年9月22日

本日新入店員最終ノ入店式ヲ行ウ。

しかしながら、より重要な人事上の問題は、「創業日誌」において「創業店員」と呼ばれているところの一群の従業員を獲得することであった。百貨店の開店準備にたづさわり、開店後は幹部として活動したこれらの人々を獲得するに当って、同社はおよそ4つの方法を採用した。

第1に同社は、百貨店業務に経験のある人材を外部に求めた。その代表は初

代営業部長兼管理部長に就任し、後に取締役になった吹野誠太で、「創業日誌」に次の記事がみえる。

昭和10年12月16日

営業部長吹野誠太本日着任。

吹野誠太は株式会社三越の従業員で、京都とともに同社の仕入店があった桐生において仕入方主任を務め、織物関係にくわしかった。彼は15周年記念の「創立懐旧座談会」で入店の経緯を次のように述べている。

昭和10年12月頃だったかと思いますが、山川さん、矢守さん、井上さん等から、当時三越に勤務して居た私にこんな話が持ちこまれた——福岡の呉服商岩田屋が百貨店を始めることになった。何しろ新発足の経営体ではあるし、先方で「呉服を知り、百貨店を知り且つ主人は主人として立ててくれる人」を推薦せよとのことだが、どうだ一つやってみないかと私に白羽の矢をさされたものです。私も心動き、現会長や、故山本氏（菊治）、4人の顧問の方々とお会いして、入社という事に決まりました。翌11年の1月11日だったと思いますが、故中牟田久兵衛氏にお目にかかった折、「百貨店経営については一切まかせるから、しっかりやって下さい。但し、責任はありますよ。」と、1本釘をさされた事を憶えております。

入社早々、私が苦心しましたのは、如何にして立派な百貨店人を養成していくかという問題でした。

第2に同社は、百貨店業界に限らず広く外部から課長、主任クラスの人材を導入した。「創業日誌」の昭和11年6月25日のところには、「7月1日入店者左ノ通り決定」として、宣伝課長以下4名の課長と、用度主任以下3名の主任の名前があがっている。このとき宣伝課長として入店した奥村十七は、昭和37年以来専務取締役の要職に就いている。

第3に当店は、専門学校、商業学校、女学校の新卒者の中から、将来幹部となるべき人材を募集した。「創業日誌」に次の如き記事がある。

(14) 前述の京都市田商店取締役山川乙次郎氏、同丸紅商店京都支店長矢守治太郎氏、同矢代商店井上芳太郎氏のこと。

昭和11年 3月10日

長崎高商並ニ各商業学校本年卒業生中、採用決定ノ21名ヲ召集シ、専務、常任並ニ営業部長ヨリ夫々訓示アリ。尚各人ノ所属ヲ任命セリ。

同 年 3月11日

福岡近在の女学校卒入店志望者ヲ詮衡13名採用。

同 年 3月14日

専門学校以上ノ学校出身者採用ニ付書類詮衡会議ヲ開ク。

そして第4に、もちろん当店は呉服店時代の従業員をそのまま引き継いだ。その中には、後に取締役となった支配人山本菊治、鮫島信義、延寿寺虎雄、岩尾良吉などがいた。これらの人たちは、開店をひかえて1日も早く百貨店人としての知識と見識を身につけるべく既設の百貨店その他に赴き、実地に研修を受けた。この研修にはまた新規採用の従業員も参加した。「創業日誌」の中からこれに関係ある記事をあげると次の如くである。

昭和10年 5月31日

阪急百貨店ノ経営機構制度研習ノタメ山本菊治、鮫島信義ノ兩名ハ約1ヶ月ノ予定ヲ以テ本日上阪セリ。

同 11年 4月 1日

販売実務実習ノタメ左記ノ通り各商店⁽¹⁵⁾へ配属シ本日ヨリ勤務セリ。（以下略）

同 4月10日

大阪大丸、阪急両百貨店へ研習ニ赴ク21名ノタメニ天神町昭和食堂ニテ壮行会ヲ開ク。（以下略）。

同 5月12日

大阪滞在研習中ノ男子4名女子8名本日帰店シタ。

この日誌の最初に、山本菊治と鮫島信義がいち早く阪急百貨店に研習に赴いたとあるが、それは百貨店敷地買収の交渉を通じて相知った東邦電力松水安左

(15) 奥村雑貨店、森友フトン店、木村カバン店、石田電気店、小田洋服店、渡辺新二郎商店（元博多岩田屋呉服店支配人の既製服店）、丸善書店、寺田写真機具店、丸善書店文具係の9店をいう。

衛門社長が、同業の東京電灯副社長でもあった阪急電車の小林一三社長を紹介したことに端を発するものであった。山本菊治は同百貨店において経営全般を研究し、開店時には吹野部長の下で営業部次長の地位についた。一方、鯨島信義は同店において伝票の作り方や記帳方法など経理方面を研究し、開店時には計算課長に就任した。

(2) 百貨店舗の建設

百貨店舗を設計し建築するに当って、岩田屋は既設の百貨店のそれを参考にし、また百貨店舗の建築に経験のある建設業者を利用することができた。「創業日誌」によると、早くも昭和10年2月24日、「岩田屋百貨店舗建築ノ設計ヲ竹中工務店ニ依頼ス」とあり、またこの辺の経緯について、中牟田喜兵衛は15周年記念座談会で次のように述べている。

土地の売買契約が済んだので、松永さんに何とか世話して頂き、東横まで同道して、その建物を見せて頂いたことがあります。東横が百貨店を開業してほんの間もない頃です。それから竹中工務店を紹介されたのは、小林さんなり、松永さんでした。竹中の御主人が、新大工町の宅に見えられたので御相談をしたのですが、3.3平方メートル(坪)当り150円で百貨店を造って頂けませんかといって頼んだ。兎が竹中さんは即座に造って見ましょと承知して貰ったのです。

しかし竹中工務店が実際に工事に着手したのは、それから半年以上も経過した昭和10年9月に入ってからのことであった。それは、九鉄より同年2月12日付をもって買収した敷地内居住の某食堂外2家屋の立退きをめぐり、九鉄と居住者との間に問題が紛糾していたずらに日時を費し、ようやく同年9月16日にいたって家屋全部の立退きが完了したからであった。この結果は工事着工が約3カ月もおくれ、ひいては落成予定期日を延引せざるを得なくなった。

しかし建設工事着工後は万事順調に進行し、昭和11年9月30日に百貨店舗の完成をみた。そして翌10月1日には本館屋上において落成式典を挙行し、つづいて10月3日から6日まで、一般来賓550名、市内取引先200名、京都評議員、京阪取引先150名を招待して披露宴を行なったほか、店員約1,100名による自祝

宴を催した。かくて、いよいよその翌日（10月7日）には待望の開店を迎えるというところまでこぎつけたのであった。

さてこのようにして落成した岩田屋百貨店舗の規模、構造、および各階室配置の概要を示せば次の如くである。

1. 敷地面積

本館 1,983.5134平方米

別館 735.3719平方米

2. 建物面積

本館 15,118.6152平方米

別館 2,388.6010平方米

3. 階数

本館 地下1階，地上8階，屋上塔屋2階

別館 地下1階，地上3階，屋上塔屋1階

4. 本館各階室配置

地階 商品売場（食料品），御届品承所，喫茶室，御好み食堂，機械室など。

1階 東西北面各出入口玄関，商品売場（紳士用品，化粧品，靴カバン旅行用品，名産品等）電車への出入口など。

2階 商品売場（銘仙，洋反綿反，蒲団，既製品，ショール洋傘等）。

3階 商品売場（呉服），日本間。

4階 商品売場（婦人子供服，帽子，袋物，手芸品等），休憩室，歯科室など。

5階 商品売場（和洋家具，家庭用品，食器，美術品等），写真室，茶室。

6階 催物会場，重役室，事務室など。

7階 大食堂，特別食堂。

8階 屋上庭園，店員食堂。

塔屋1階 エレベーター機械室など。

塔屋2階 水槽室。

5 別館各階室配置

地階 更衣室，倉庫，ポンプ室など。

1階 事務室，倉庫，商品検査室，配達品区分室など。

2階 誂部室，札入場，倉庫など。

3階 事務室など。

塔屋1階 エレベーター機械室。

6. 附帯設備

キャリヤ温湿度調整装置、昇降設備（客用エレベーター3基、エスカレーター1基等）など。

さて、以上の数値および諸項目から知られるように、岩田屋百貨店舗は、その規模および構造において、地方都市の百貨店としては一流のものであった。日本百貨店組合調査彙報昭和13年8月号に発表された都市別百貨店売場面積統計表によると、全国166百貨店舗のうち、岩田屋クラス（1万ないし2万平方メートル）およびそれ以上の売場面積を有するものは35店を数えたが、その大半は6大都市に集中し、わずかに7店が地方都市に所在したにすぎなかった。また、岩田屋はキャリヤ温湿度調整装置を設置したが、当時の日本ではいまだ冷暖房装置はめずらしく、もちろん福岡市の百貨店でこの種の設備を備えているものは1店もなかった。

しかしこの百貨店舗が完全に申し分のないものというわけではなかった。それから十数年後に行なわれた懐旧座談会で、中牟田喜兵衛はこれについて大変興味のある発言を行なっている。

それから惜しいことをしたと思うのは、古川鉄次郎（丸紅専務）さんが、この間の三五会の時にも話された様に地下室の機関場は地下2階にしろとの説をだされたけれども実行に移さなかった事です。抑々地下室を作るなんていう事が破天荒なのに、地下2階なんて思いもよらぬ。地下室1階は、地上「2階半」分位の費用がかかる。そういう事に災いされて、地階の半分に機関場を造った。しかし、今から考えると大きな失敗であった。その当時の建築費では大した事はなかった。3.3平方メートル（坪）当り150円だったので。今から考えてみると、矢張成程、先見のある方、経験のある方の言う事は聞かにかいかんと思います。

それからもう一つは、階段を中に挟んで、エレベーターを両側に置いたのはいけなかった。エレベーターというものは集団を作ることが必要でした。

それからもう一つ……。1号エレベーターを7階で止めたでしょう。8階まで、屋上

まで上げねばならぬところでしたが、8階に水槽が乗ったので、どうにもならなかった。

それから1台のエスカレーターを1階から2階に通したけれども、あれは寧ろ、1階から地階に持って行かなくてはならぬところでした。しかし、そう考えた時は既に工事が進んで変更ができなかった。ああいう事は思い切って突飛な様に思われても十分な事をしておかなければいけないと思う。

(3) 取扱商品をめぐる小売商人の反対

百貨店経営に乗り出す以上は、顧客がどのような種類の商品でも1店舗内で買いとめることのできるように、また目的とする買廻品だけではなく目にふれる便宜品にも思わず手を出すように、できるだけ多種類の商品を取り揃えておく必要がある。ことに岩田屋の場合は、ターミナルデパートとして出発しようというだけに、その特色を生かして一層多種類の商品を用意しておくことが望ましかった。しかし当店が最初に予定した商品種目の中には、必ずしもその開設が意のままになるものばかりではなかった。タバコ、塩、郵便切手、収入印紙については、その販売に当局の許可を必要としたことはいうまでもないが、それ以外の物品および用役についても、それが設置をめぐって小売商人との間にも厄介な問題が発生した。

これらの商品の中で最初に問題となったのは、レコードと書籍であった。これらの商品は、組合員でなければ絶対に品物を入手できないという強い全国組織になっていた。そこでまずレコードについては、予め個人名義でレコード店を開業し、百貨店開店後にこれを移転するというような方法まで考えられたが、結局は組合への加入が正式に認められて、開店当初から営業を開始することができた。

しかし書籍の方はなかなかの難産であった。この業界では、組合に加入するには最寄りの組合員の承諾判が必要であったが、これらの組合員が有力な同業者の斡旋にもかかわらずなかなか判をおさず、とうとう開店に間に合わなかった。そこで6階書籍売場には月刊雑誌や一流書籍は1冊も入らず、「筋の通ら

ない書籍」ばかりを並べて、岩田屋の中で一番貧弱な売場となった。その後2年間ほどこのような状態がつづいたが、ようやく小倉の宝文館の斡旋で書籍販売が許可になった。しかしその場合でも、売場の所在は4階以上でなければならぬという制約がついていた。

一方、薬品、美容室、理髪部は、関係業者の猛烈な反対運動にあつて、結局は放棄せざるを得なくなった商品ないしサービス部門であつた。薬品は全市の小売店が結束して反対したし、美容室は早くから大阪の山野女子と話がつき、建築の設計までしておきながら、組合の猛烈な反対で遂にあきらめた。その室は構造を変更して茶室となった。また理髪部については、福岡市の組合全体から福岡県の組合まで一致結束してこれに反対した。「創業日誌」は次の如く誌している。

昭和11年3月23日

店内理髪部開設ニ付、福岡理髪業組合ノ反対運動経過……ヲ専務報告セリ。

同 年4月2日

岩田屋百貨店内理髪部開設ニ付テ理髪業組合ノ反対運動熾烈化シ、本日福岡警察署長ノ調停ニヨリテ開設ヲ見合ワスコトセリ。

同 年4月5日

理髪部開設問題ノ落着ニ付福岡理髪業連合会長谷亀彦氏及市組合長吉原伝太郎氏等来訪シテ謝意ヲ陳ブ。

岩田屋に対する小売商人のこのような反対は、すでに数年前より全国的な規模において起つていた百貨店反対運動を背景に有していた。既述の如く、わが国の百貨店は大正年代の終り頃から全国的に普及し、またその取扱商品の面においても高級品から実用品に及んで大衆化を達成し、国民の日常生活の中に深く食い込んでいった。それはいうまでもなく伝統的な小売商人にとって大きな脅威であつた。ことに当時は昭和5、6年の世界恐慌の波がわが国にも及び、これに浜口内閣の緊縮政策が拍車をかけて、中小商工業者が不況の底にあえいでいた。さらに、一般の失業者が逃避の場所を小売業界に求めたため、小売商人の数は不況にかかわらず減少するどころか増大する傾向にあつた。ここに小

売商人は、不況に加えるに同業者の競争多く、かてて加えて百貨店の進出がはなはだ盛んであったために、彼らは自然その経済的苦境の原因を百貨店の進出に求め、これに対して大々の反対運動を起すにいたった。しかもこの運動は当時の百貨店の過度の顧客吸収策に対する反対から自然世間の同情を呼び、遂には政府当局まで動き出しそうな形勢になってきた。岩田屋が呉服店から百貨店への転換を企てたのはまさにこの時点においてであり、それだけに同社に対する市内小売業者の反対には勢の強いものがあったわけである。

(4) 経営管理機構の樹立

企業は新しい経営戦略の採用を通じて成長する。しかし経営管理機構の整備がこれに伴わない限り、その成長も十分な効果を発揮することはむっかしい。岩田屋は中牟田喜兵衛の決行した経営戦略、すなわち呉服店から百貨店への転換という経営戦略によって飛躍的に成長した。しかし一方では、巨大な建物と約1,100名に上る多数の従業員と、そして多種類にわたる商品部門を抱えることとなり、これらの人的物的資源をどのように管理するかが、きわめて重要な問題として浮び上ってきた。中牟田専務は三越より迎え入れた吹野誠太、阪急に研習に赴いた山本菊治および鮫島信義らをしてこの問題を検討せしめ、昭和11年10月の開店までに一つの職制を制定した。その特色はおおよそ次の如くである。

1. 専務が最高経営執行者である。

2. 営業部長の権限が非常に大であり、人事以外の面はすべて営業部長の掌握指揮するところとなっている。これは三越より入店してこの地位に就いた吹野誠太の百貨店経営に関する経験と知識とを高く買ったものであろう。

3. 営業部は、売場グループとそれ以外のグループとに大きく分類されている。前者は地階課から6階までの階別課制をとり、各課には数名の係主任がいる。例えば、1階課長の下には、同課長兼務の紳士用品・紳士肌着係主任のほか、化粧品係主任、履物係主任、靴靴旅行用品係主任（心得）、名産品係主任兼九鉄売店係主任が置かれている。これらの係主任は、それぞれの売場部門に

ついで、仕入と販売の両者について責任を負う。1人の売場主任に仕入と販売の両者を兼ねさせることの可否は、いろいろ論じられる問題であるが、同社は昭和25年6月6日の改正職制で係仕入主任と係販売主任に分立専門化するまでこの体制をつづけた。

これに対して、後者のグループの中には、食堂課のほかに、職能ないし機能別に部門化された宣伝、得意、奉仕、商品の各課がある。

4. 営業部長統轄下の管理部は、庶務、計算、出納、受渡の4課からなり、営業部に属しない課の寄合い世帯の観がある。

5. 人事部は独立部門として専務の直轄制である。

要するに、独立性の強い商品別部門組織と集中性の強い職能別部門組織を適当にかみ合わせ、百貨店の管理組織としては一応筋の通ったものであった。

結 語

われわれは以上において、昭和10年5月8日における株式会社岩田屋の成立および翌11年10月7日における百貨店開店の経過をかなり詳細に記述した。ここに改めて、この発展を指導し推進した博多岩田屋呉服店主中牟田喜兵衛の行動ないし彼による意思決定の内容を要約吟味しておこう。

1. 岩田屋が呉服店より百貨店への転換を企てた頃、わが国の百貨店はすでに勃興期から発展期を経て普及期に入っており、地元福岡市においてもすでに本格的百貨店として玉屋、松屋の2店があった。この意味において中牟田喜兵衛はレドリックのいう模写的企業者であり、創造的企業者や半創造的企業者の如く、百貨店形態の創出あるいは外国よりの導入という問題には直面することはなかった。

2. しかし中牟田喜兵衛は呉服店の域を遂に脱し切れなかった無数の常規的企業者とは異なり、呉服店より百貨店への転換を決行したのであり、そのさいには後者の決して経験しないような数多くの問題に遭遇しなければならなかった。

3. まず第一に、呉服店より百貨店への転換を試みるに当っては、旺盛な企業心、時代の趨勢に対する洞察力、そして果敢な決断力が不可決であった。すでに詳しく述べたように、中牟田喜兵衛のこの企てに対する周囲の人々の意見や態度は決して肯定的でなかった。大方の人々は、好んで百貨店経営の危険と苦勞を求めなくとも、堅実に家業を守っておればそれでよいものと思い、また福岡市にはすでに本格的百貨店として玉屋、松屋があり、これにさらに百貨店を開始することは当時人口29万の同市の購買力よりして無理ではないかと懸念した。喜兵衛自身の気持の中にもこれに似た不安がないとはいえなかったが、しかし結局、彼のすぐれた企業者性能がこれらのすべてに打ち克った。

4. 呉服店より百貨店への転換を執行するに当って、中牟田喜兵衛の判断と決断を要した一つの重要な問題は、店舗の位置であった。当初百貨店の候補地として、土居町電停前の所有地、呉服町交差点の一角、そして天神町の現敷地があげられたのであるが、当時福岡では東中州を商業の一級地として呉服町は二級地、そして天神町は未知の土地とされていた。しかし喜兵衛は天神町界限のもつターミナル的性格に着目し、また西南方に発展すべき福岡市の将来を卜して、この土地に一大店舗を建設することに決定した。この決定は今日における岩田屋百貨店繁栄の一つの重要な要因となっている。

5. 中牟田喜兵衛は呉服店より百貨店への転換、百貨店舗の位置の決定といったいわゆる「企業者の機能」を遂行する一方、また、百貨店要員の獲得と養成、百貨店舗の設計と建設、あるいは百貨店管理機構の樹立といったいわゆる「管理者的機能」に関しても配慮を怠らなかった。しかしこの点については、岩田屋は既設百貨店の経験を少なからず参考にすることができ、いわゆる後発企業としての利益にあずかった。

6. しかし他方において岩田屋は、百貨店開設に当って先発百貨店企業の経験しなかった厄介な問題に遭遇しなければならなかった。全国的な百貨店反対運動を背景に、岩田屋と地元小売商人との間に生じたあつれきの如き、その最たるものであった。

社会会計の統合問題再論

能 勢 信 子

開 題

周知のように約10年以前に社会勘定の総合化問題が提起せられて以来、各国の社会会計学者および政府の統計機関によってこの主題に対する数多くの試論が発表せられて来たのであるが、その多くは試作の域にとどまり成功した総合の事例も社会勘定全体の総合ではなくて少数の体系同志の部分的総合にとどまっていた。けだし現在の発達した社会会計の領域が、1つには多種大な取引要素を含み、就中イ．フローの側面とストックの側面の両面にわたり、ロ．フローの会計には国民生産物、中間生産物等の実物フローに関する体系と預金、対外債権の増減等の資金フローに関する体系とが含まれ、かつ、ハ．国内集計値が計上せられる体系すなわち純粋国内勘定の体系と国民集計値が計上せられる体系すなわち純粋国民勘定の体系とが共存していること、いま一つには各社会会計体系が沿革的には独立に発達して来ており、それぞれの理論式に対応する勘定のデザインのみならず担当官と資料処理の慣行を異にして居り、諸領域相互の調正を得難いことが、総合問題の解決を困難なものとしたと考えられる。

ところで、こうした初期の試行錯誤のプロセスを経て、現在漸く総合に関する一般的なガイドラインが設定せられる状態に到達したのである。その一端をわれわれは、最近のSNA改訂案とこれに対する各国の反応に見ることができる。こうしたガイドラインが得られるまでに、総合論争の方向を定めた労作

が、ステューヴェルのマクロ勘定デザイン⁽¹⁾を中心とする著作とストーン⁽²⁾の一般的取引行列およびSAMの研究である。

筆者は総合問題を再三取扱って来たのであるが、総合に関する議論が著しい速度で進んだために、旧稿では綜合理論の全貌を完全に把握していなかった。故に小論においてステューヴェルとストーン⁽²⁾の労作を要約し、彼等のアプローチによって解決せられた問題としからざる点を吟味することによって、総合問題に関する一応の結論を得たいと思う。

1. 一般勘定体系のデザインによる総合 ——ステューヴェルのアプローチ

ステューヴェルは、従来なされてきたアプローチが総合化を達成し得なかった理由の一つが、個々の社会勘定を包括する一般体系を欠くところにあるという認識から出発する。そこでステューヴェルの総合アプローチは、総合を可能にするところの一般体系の勘定のデザインに集中する。この一般体系のための勘定が、「マクロ経済勘定のグランドデザイン」と名付けられた総合勘定で

(1) G. Stuvcl, *Systems of Social Accounts* (Oxford, Oxford University Press, XIV+270pp. 1965). 能勢信子訳「社会会計の構造」および Stuvcl, *The Grand Design of Macro-economic Accounts*, paper which was read at the 1961th Income and Wealth Conference.

(2) R. Stone, *Simple Transaction Models, Information and Computing*, *The Review of Economics & Statistics*, 1951-52. Stone, *Input-Output and the Social Accounts*, in 'The Structural Interdependence of the Economy', edited by T. Barna (New York : John Wiley & Sons, VIII+429 pp). Stone, *A Computable Model of Economic Growth, A Programme for Growth*, series 1 (Cambridge : The Dept. of Applied Economics, University of Cambridge. 1962). Stone, *A Social Accounting Matrix*, same series 2, 1962. Stone, *Input-Output Matrix*, same series 3, 1963. G. Pyatt, *Capital, Output and Employment 1948-1960*, same series 4, 1964. Stone, *Mathematics in the Social Sciences and Other Essays* (London : Chapman and Hall, X III+291pp. 1966).

ある。このグランド デザインは、「個々の経済勘定の体系の殆どが各勘定のそれぞれ異なる総合方式によってこの一般体系に関連付けて表示され得るように設計」せられており、そしてつぎの属性をもっている。⁽³⁾

イ、グランド デザインは、多種多様の取引活動のすべてを記録することができ、かつその取引記録の外延は国内居住者の活動にとゞまらず対外経済活動を含み、包括的・全世界的の性質をもっている。

ロ、グランド デザインは、生産領域、資金領域の両面に関係する取引を記録することができる。すなわちそれは、(i) 所得の形成、所得の支出、貯蓄・投資に関する取引、(ii) 産業間の中間生産物取引、(iii) 資金の供給と媒介および使用に関する取引、および (iv) 分析に必要なならば資本利得の稼得のような投機取引をも記録することができる。

ハ、グランド デザインは、「取引勘定」*transaction account* と呼ばれる行列形式によって表示せられる。⁽⁴⁾

ニ、グランド デザインは、集計的な勘定だけでなく集計的勘定を部門に細分した部門化勘定 *sectored account* にも適用されることができる。なほこの勘定は、これに記録せられる取引の完全な接合がなされている「完全接合体系」にも、また非接合体系にも、ないしは「市場勘定」という分類・接合装置をもった「凝似接合体系」にもひとしく適用することができる。またこの体系は、実物・資金の二勘定体系、生産・所得・蓄積の三勘定体系、資本利得（損失）

(3) Stuvcl, *The Grand Design*, *ibid.*, p. 2.

(4) 取引行列の技術的性格について、つぎのものがあげられる。イ、取引の流れはこの勘定の行方向に貸方記入項目、列方向に借方記入項目を記録するように定められている。ロ、各行合計、各列合計は、バランス項目が調正するため恒等である。ハ、(I)主対角線上のマス目、(II)内部取引記入の数だけある負（又は正）のためのマス目、(III)当該経済活動に関する情報を得られない項目が記入されるマス目および(V)純計の情報しか得られないため一方が空欄となるマス目は、空欄である。なお、ニ、勘定の統合（逆に分解）の程度が増大すると、空欄のマス目の数（逆に明細が記録される数）が増大する。Stuvcl, *Systems*, *ibid.*, pp. 37-38.

を計上する、投機勘定を加えた四勘定体系の何れにも適用することができる。⁽⁵⁾

ホ. グランド デザインは、国民所得会計の設計図である。実物の流れの体系と、資金の流れの接点にあたる国民所得会計は、従来から総合の中心となる体系とされてきたのであるが、ステューヴェルもこの伝統を踏襲している。

第1表 国民勘定・国内勘定の体系

借方 貸方		1. 国民経済			2. 海外
		生産勘定	所得勘定	資本勘定	統合勘定
1 国民 経済	生産勘定		C_{11}	I	$P_{12}+C_{12}$
	所得勘定	Y_{11}		●	$Y_{12}+T_{12}$
	資本勘定	●	S		N_{12}
2 海外	統合勘定	$P_{21}+Y_{21}$	$C_{21}+T_{21}$	N_{21}	

備考 1. 部門 1. 2 は、国民経済および海外、C, I, S, P, Y, T, N は、消費、投資、貯蓄、中間生産物、所得、移転、金融的請求権の増(減)を意味する。

2. 斜線部分と点は、それぞれ空欄であり消去された記入のマス目と記入可能性があるため空けておくマス目を意味する。

第1表は、ステューヴェルの作成した2部門3勘定体系のグランドデザインであって、国民勘定・国内勘定総合体系と呼ばれる。2部門とは国民経済と海外部門を意味し、3勘定とは社会会計の三つの基礎的なタイプの勘定すなわち生産勘定、所得勘定および資本勘定を意味する。国民経済を単一の部門で示すところから明らかなように、このデザインは極めて集計的な勘定体系のそれである。

(5) 投機勘定は、資産保有にもとづく収入(負の収入)すなわち資本利得(損失)と支出を示すためにステューヴェルが導入した勘定である。投機勘定を加えると、資本勘定と投機勘定を合した貸借対照表変動勘定は、期首、期末の各貸借対照表の運動分に当る。Stuvel, Systems, ibid., pp. 67-75.

国民勘定・国内勘定体系は、これを通常の典型的な二つのタイプの勘定体系である純粋国民勘定の体系および純粋国内勘定の体系と比較することによって明かになる。第3表 純粋国民勘定の体系と第4表 純粋国内勘定の体系とは所得、生産、輸出、輸入、消費の諸概念が異なっている。この相異は国民概念に基礎を置く取引と国内概念に基礎を置く取引の定義上の相異に由来するものである。

第2表 国民勘定・国内勘定の体系（海外勘定統合前）

借方		1. 国民経済			2. 海外			貸方合計
		生産勘定	所得勘定	資本勘定	生産勘定	所得勘定	資本勘定	
1. 国民経済	生産勘定		C ₁₁ 20,732	J ₁₁ 2,763	P ₁₂ 4,946	C ₁₂ 203		28,644
	所得勘定	Y ₁₁ 22,827		・	Y ₁₂ 1,043	T ₁₂ -360		23,510
	資本勘定	・	S ₁₁ 2,505				N ₁₂ ※	2,505
2. 海外	生産勘定	P ₂₁ 5,276	C ₂₁ 273			C ₂₂	J ₂₂	
	所得勘定	Y ₂₁ 541	T ₂₁		Y ₂₂		・	
	資本勘定			N ₂₁ 258	・	S ₂₂		
借方合計		28,644	23,510	2,505				

備考

- ※ 258は N₁₂ ではなく ΔN である。
※※ -360は T₁₂ ではなく ΔT である。
- 海外部門内部の取引の流れを示す C₂₂, J₂₂, Y₂₂, S₂₂ は実数がない。故に、その項目のある行・列の合計を記録していない。

第3表 純粋国民勘定の体系

借方 貸方		1. 国民経済			2. 海外	貸方 合計
		生産勘定	所得勘定	資本勘定	統合勘定	
1 国民 経済	生産勘定		C 21,005	J 2,763	E 6,192	29,960
	所得勘定	Y 23,870		.	.	23,870
	資本勘定	.	S 2,505		△N 258	2,763
2. 海外	統合勘定	I 6,090	△T 360	.		6,450
借方合計		29,960	23,870	2,763	6,450	63,043

第4表 純粋国内勘定の体系

借方 貸方		1. 国民経済			2. 海外	貸方 合計
		生産勘定	所得勘定	資本勘定	統合勘定	
1. 国民 経済	生産勘定		C' 20,935	J' 2,763	E' 4,946	28,644
	所得勘定	Y' 23,368		.	△T' 72	23,440
	資本勘定	.	S' 2,505		△N 258	2,763
2. 海外	統合勘定	I' 5,276	.	.		5,276
借方合計		28,644	23,440	2,763	5,276	60,123

いま、国民概念によって定義せられる国民的集計値をダッシュのつかない記号、国内概念によって定義せられる国内的集計値をダッシュのついた記号（たとえば、 Y' 、 E' ）で示すと、三つの勘定における集計値相互の関係は、つぎのように定義せられる。

$$\begin{aligned} Y' &= Y_{11} + Y_{21}, & Y &= Y_{11} + Y_{12}, \\ E' &= E - (C_{12} + Y_{12}), & E' &= P_{12}, \\ C' &= C_{11} + C_{12}, & C &= C_{11} + C_{21}, \\ J &= J, & S &= S', \\ I &= I - (C_{21} + Y_{21}), & I &= P_{21}, \\ \Delta T &= T_{21} - T_{12}, & \Delta T &= (I - E) + \Delta N, \\ \Delta N &= N_{21} - N_{12}, \\ S &= J + \Delta N, \end{aligned}$$

ところで第1表の国民勘定・国内勘定の体系には、国民概念に基づく集計値と国内概念に基づくそれとが共に表示されており、第3表の要素であって第4表の要素ではない C_{21} 、 Y_{12} 、おなじく第4表の要素であって第3表の要素ではない C_{12} 、 Y_{21} を計上していることが明かである。この国民勘定・国内勘定の意義は、海外勘定統合以前のそれである第2表と第3表、第4表との実数による比較によって、一層明瞭となる。三つの表は、国民資本勘定を除くすべての勘定の構成が異なり、そして国民勘定・国内勘定の体系は国民勘定の要素と国内勘定の要素とを共有することが、示されている。したがって国民勘定・国内勘定の体系から、われわれは国民的集計値と国内的集計値をそれぞれ小計とするところの純粹国民勘定の体系と純粹国内勘定の体系を容易に導くことが出来る⁽⁶⁾。そしてステューヴェルは、国民勘定・国内勘定の体系を「混合勘定」と呼び、これを橋わたしとすることによってのみ両体系の綜合が達成されることを強調する。現行の社会勘定は、国民勘定体系か国内勘定体系かのいづれかに

(6) 国民勘定・国内勘定モデルにおいて明示的に示されない唯一の項目（第3表では72）は、海外からの本国に対する純国内移転 $\Delta T'$ である。 $\Delta T'$ はつぎのように定義せられるとステューヴェルはいう。

$$\Delta T' = \Delta T + (Y_{12} - Y_{21}) + (C_{12} - C_{21}).$$

ゆえにこれも計算することができる。

Stuvel, Systems, *ibid.*, pp. 65.

属している。投入産出表は後者であり、資金フロー表および国民所得勘定は前者である。⁽⁷⁾かくて、混合勘定ないし二重構造型の国民勘定・国内勘定システムによれば、第1表のような集計の最高のレベルにある勘定の場合であると、次に述べる部門化勘定の場合であることを問わず社会勘定の総合の場を呈供することができるかという。

つぎにこの集計的勘定と部門化勘定との関係をみよう。集計勘定の部門化は集計勘定において消去せられている勘定内取引を部門間取引として構図に再現する作用をもっている。国民経済部門を制度別に個人、法人、政府の3部門に部門分割することによって得られる第5表は、国民所得会計の勘定体系である。第1表と第5表とを比較すれば、第1表で空欄になっている取引が第2表では示されており、所得循環の部門別明細が描かれていることを観察することができる。なほ第1表の全部についてではなく特定の勘定をさらに細分することによって国民所得会計以外の社会勘定がえられる。この場合部門化 *sectoring* の方法は、個々の領域の理論式に対応して特殊の基準によってなされる。たとえば投入産出表は、生産物同質性を基準として産業部門ごとに細分して得られる。産業部門が生産物同質性の基準を充足しない場合には、さらに生産物ごと取引の流れが分解せられる。また資金循環会計では、所得勘定と資本勘定とを資金活動分析の見地から金融部門、非金融企業、家計部門、政府部門を大分類とし更に資金需結の機能別に細分化することによって得られる。なほ、この場合個々の分野にとって外生的取引である項目が計上せられる勘定は、一括して統合せられる。たとえば、投入産出会計では外生項目である投資、消費、政

(7) ただしフランスの国民所得勘定は例外であって国内勘定のタイプである。P. Adey & M. Courcier, *Systems of National Accounts in Africa* (Paris : OEEC, 232pp. 1960), pp. 43-57. Stuvell, *Systems*, *ibid.*, pp. 102-109.

(8) *Screen Account* という。Stuvell, *Systems*, *ibid.*, p. 105. Adey & Courcier, *ibid.*, pp. 52-57.

市場勘定は、取引フローの明細を示し、その細目を接合 *articulate* する手段として役立つところから、まずフランスで開発せられた。つづいてこれはイギリスの投入産出表(B表、C表)に使われ、ステューヴェルによって理論付けられた。なおストーンは、SAMにおいて市場勘定の一種である *commodity account* を活用している。拙稿「市場勘定について」——国民経済雑誌 第117巻 第4号 所収——参照。

第5表 国民勘定・国内勘定の部門化体系

借方 貸方		生産勘定			所得勘定			資本勘定			統合勘定
		個人	法人	政府	個人	法人	政府	個人	法人	政府	海外
生産勘定	個人	斜線	P_{12}	P_{13}	C_{11}	△	△	I_1	△	△	$P_{10}+C_{10}$
	法人	P_{21}	斜線	P_{23}	C_{21}	△	△	△	I_2	△	$P_{20}+C_{20}$
	政府	P_{31}	P_{32}	斜線	●	△	C_{33}	△	△	I_3	$P_{30}+C_{30}$
所得勘定	個人	Y_{11}	Y_{12}	Y_{13}	斜線	ΔT_{12}	ΔT_{13}	●	△	△	$Y_{10}+\Delta T_{10}$
	法人	Y_{21}	Y_{22}	Y_{23}	●	斜線	ΔT_{23}	△	●	△	$Y_{20}+\Delta T_{20}$
	政府	Y_{31}	Y_{32}	△	●	●	斜線	△	△	●	$Y_{30}+\Delta T_{30}$
資本勘定	個人	●	△	△	S_1	△	△	斜線	ΔN_{12}	ΔN_{13}	ΔN_{10}
	法人	△	●	△	△	S_2	△	●	斜線	ΔN_{23}	ΔN_{20}
	政府	△	△	●	△	△	S_3	△	●	斜線	ΔN_{30}
統合勘定		$P_{01}+Y_{01}$	$P_{02}+Y_{02}$	$P_{03}+Y_{03}$	C_{01}	△	△	●	●	●	斜線

備考 添字 1, 2, 3, 0 は、個人、法人、政府、海外部門を意味する。斜線と点については第1表備考を参照、またクロス印は該当取引なきため空欄であるマス目。

府支出を計上するとの資本勘定、家計部門、政府勘定が統合せられ、単一の勘定とされる。なほ生産勘定の地域別細分によって地域勘定がえられ、また海外部門勘定の細分によって国際収支表がえられる。国際収支表をさらに地域に分割することが可能であり、この場合、地域別（たとえばスターリング地域、非スターリング地域等）国際収支表が得られる。

このように現行の一切の社会勘定体系は国民勘定・国内勘定の部門化体系として位置付けることが可能である。そして、一般に、生産活動または実物フロ

一に関する勘定は、国内勘定の細分であり、他方、購売ないし支出活動または資金フローに関する勘定は、国民勘定の細分であって、それぞれ国内勘定型の体系、国民勘定型の体系のいずれか一方に所属せしめることができる。ところで、国民勘定体系と国内勘定体系との総合体系である国民勘定・国内勘定の中で、それぞれの特長領域である個々の社会勘定を総合するためには、諸領域を相互に変換装置によってリンクすることが必要となる。ステューヴェルは、この変換を **switching** と呼ぶ。**switching** の手段として、変換せられる勘定同志をその会計恒等式の形で比較対応して不要な構成要素を除く単純な方法と、市物勘定と呼ぶ取引者と商品との連結のための会計装置による精密な方法とを彼は呈示し、これによって社会会計諸体系の総合を完結するのである。

2. 取引行列と SAM による総合 ——ストーンのアプローチ

ストーンの実理論は、総合体系の範囲に、イ. 実物の流れに関する体系と資金の流れに関する体系、ロ. フローに関する体系とストックに関する体系を収容している点で、ステューヴェルと共通の足場に立つのであるが、総合の進め方と重点が異っている。

まず取引勘定に相当する社会勘定体系の一般形式は、取引行列 **transaction matrix** ⁽⁹⁾ である。取引行列は取引一般の集合形式を示す行列であって、取引 $w_{ir,js}$ (w は取引, $i, j=1, \dots, n$ は活動別勘定, $r, s=1, \dots, n$ は部門) を要素とする W によって示される。すなわち, $W = (w_{ir,js})$ 。

$w_{ir,js}$ は, s 部門の j 勘定の支出で r 部門 j 勘定の収入となる取引を示す。この取引行列は社会勘定一般の形式となることのできる種々の属性をもっている。それらは、イ. 同一部門内・勘定内取引が捨象されること、ロ. 取引行列の行すなわち部門の収入と列すなわち支出がつねにバランスし、したがっ

(9) Stone, Transaction Model, *ibid.* なお、拙稿「国民経済勘定と部門分割」——国民経済雑誌 第89巻 5号 所収——参照。

て取引行列の1行・1列が会計恒等式を構成すること、ハ、その要素 $w_{1r,js}$ は、財をサービスのみに関する取引とそれ以外の取引（たとえば請求権の取引）に分けることができ、それぞれが全取引の構成要素であり、かつそれらは相互に重複しないということ（財とサービスに関する取引を W^* 、それ以外の取引を W^{**} とすると、 $W = W^*UW^{**}$ 、 $O = W^*UW^{**}$ ）、ニ、取引行列は部門について、また勘定についてそれぞれ集計することができるということ（たとえば $(w)_{ij} = \sum_{rs} W = W_{rs}$ が投入産出勘定、 $(w)_{rs} = \sum_{ij} W = W_{ij}$ が国民所得勘定の基本形）である。

ストーンは、この取引行列をさらに対応行列に変換する。そして取引行列の特徴は、取引の相互依存関係を説明する行列であるこの対応行列に変換できるということにある。対応行列は、個々の経済モデルに即して取引発生の原因を説明する（たとえば消費支出なる取引を消費関数と所得合計によって説明）取引行列の要素間の相互依存関係の一般形式である。⁽¹⁰⁾

(10) ストーンは、取引行列の要素が具体的にとる相互依存関係、すなわち取引主体の収入と支出対応状況を示す行列を構想し、これを「対応行列」 **response matrix** と名付けた。そして取引連関においてある部門が収入を支出する場合、その部門の収入合計に正比例する支出のみから成る場合（たとえばケインズの所得・消費支出、レオンチェフの産出・投入）と支出が収入に無関係な支出（たとえばケインズの投資、レオンチェフの最終需要）と収入に比例する支出から合成される場合の二つを考察し、対応行列を各々の場合について展開している。第1の場合、 Vs を s 部門の収入合計のベクトル V 、 w_{rs} を s 部門から r 部門への支出行列、 b_{rs} を s 部門から r 部門へ支出される比例常数行列とすれば、 $b_{rs}Vs = w_{rs}$ 。 \hat{V} を V の対角行列とすれば、この関係は、一般に $B\hat{V} = W$ で示される。いま I を 1 を要素とするベクトルとすると、

$$\begin{aligned} W\hat{1} &= V \\ B\hat{V} &= W \\ \therefore BV &= V \\ (E - B)^{-1}V &= 0. \quad (E \text{ は単位行列}) \end{aligned}$$

第二の場合、

今 a_{rs} は、 s 部門から r 部門へ Vs と独立に支出された取引であることを示す行列とする。

$$\begin{aligned} a_{rs} + b_{rs}\hat{V}_s &= w_{rs} \\ \text{この関係は、一般に次の如くである。} \\ A + B\hat{V} &= W \\ A\hat{1} + B\hat{V}\hat{1} &= W\hat{1} \\ \therefore A\hat{1} + BV &= V \\ V &= (E - B)^{-1}A\hat{1}. \end{aligned}$$

費者財貨・サービス勘定と政府目的勘定は、消費者および政府の需要分析のために所得・支出勘定と商品フローとを接続する。商品勘定は技術的な投入・産出連関を商品フローを以て示すために導入せられた一種の市場勘定であって、生産物を産業部門および消費者財貨・サービス勘定、政府目的勘定に呈供する。ハ．独立の分析のタイプである産業連関分析、消費者需要分析、政府目的支出分析におけるそれぞれの取引分類基準と実物の流れをリンクするところの「分類変換行列」 classification converter matrix を持っている。ニ．消費支出は、経常支出と耐久財支出に二分せられる。ホ．資本勘定は、資本拡張勘定と資本更新勘定に分割され、それが産業部門、消費者、政府の諸部門に細分せられる。

第6表は SAM の要約表である。SAM は、青書の国民勘定（NIE）と投入産出表の資料の総合表である。この総合の特徴は資料出所と理論体系を異にする二つの分析体系である需要分析と投入産出分析とを接続するために、SAM の要素を分類・変換する機構すなわち分類変換行列をもつことである。SAM による勘定の総合は、消費需要モデルと動学的投入産出モデルとを総合した実物成長モデルであるケンブリッジ・モデルの計測のための装置として作られ、同モデルの計測に何度か使用されてきた。そして一般的取引行列に含まれる個々の勘定体系の中でもストーンが部分的総合すなわち実物勘定の総合にのみ関心を集中するところから、われわれはストーン⁽¹⁴⁾の総合アプローチを⁽¹⁴⁾実物型総合と呼んで来たのである。

ところでストーンは金融連関モデルを試作し、かつ金融分析のための勘定の行列のデザインを示している⁽¹⁵⁾。金融分析のための行列は、制度部門の貸借対照

(14) 拙稿「社会会計の綜括デザイン」——国民経済雑誌 第115巻 5号 所収——参照。

(15) R. Stone, The Social Accounts from a Consumer's Point of View. An Outline and Discussion of the Revised United Nations System of National Accounts, the Review of Income and Wealth, Mar., 1966, pp. 1-34.

この論文においてストーンは、択一的なつぎの二つのモデルを構成している。

A 投資累計即ち実物資産 e_j を外生変数とした部門別金融負債・金融資産保有量の決定モデル。

第 6 表 SAM要約表

基本勘定の型	勘定名	生産勘定			所得・支出勘定		資本取引勘定					全勘定		収入合計			
		商産品	消費者財貨・サービス	政府目的	間接税・補助金	制 度 部 門	商産品	産業更新	消費者財貨・更新	政府目的・更新	制 度 部 門	海 外 部 門					
生産勘定	商 産 品	• ^{1,2} T	• ^{1,3} T	• ^{1,4} T	•	•	^{1,7} T	^{1,8} T	^{1,9} T	^{1,10} T	^{1,11} T	^{1,12} T	^{1,13} T	^{1,14} T	^{1,15} T	t ¹	
	産 業	^{1,1} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	t ²	
	消費者財貨・サービス	•	•	•	•	•	^{3,5} T	•	•	•	•	•	•	•	^{3,15} T	t ³	
	政府目的	•	•	•	•	•	^{1,8} T	•	•	•	•	•	•	•	•	t ⁴	
所得・支出勘定	間接税・補助金	^{5,1} T	^{5,2} T	^{5,3} T	^{5,4} T	•	•	^{5,7} T	^{5,8} T	^{5,9} T	^{5,10} T	^{5,11} T	^{5,12} T	^{5,13} T	^{5,14} T	•	t ⁵
	制 度 部 門	•	^{5,2} T	^{5,3} T	^{5,4} T	^{5,5} T	^{5,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{5,15} T	t ⁶	
資本取引勘定	商 産 品	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{6,14} T	•	t ⁷
	業 更 新	•	^{10,3} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{6,10} T	•	t ⁸
	産 業 更 新	•	^{10,2} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{6,9} T	•	t ⁹
	消 費 者 財 貨 更 新	•	^{10,2} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{6,9} T	•	t ¹⁰
	消 費 者 財 貨 更 新	•	•	^{11,3} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{11,14} T	•	t ¹¹
	政 府 目 的 更 新	•	•	•	^{12,4} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{12,4} T	•	t ¹²
	政 府 目 的 更 新	•	•	•	^{13,4} T	•	•	•	•	•	•	•	•	•	^{13,4} T	•	t ¹³
	制 度 部 門	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	商 産 品	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	業 更 新	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	産 業 更 新	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	消 費 者 財 貨 更 新	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	政 府 目 的 更 新	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
	制 度 部 門	•	^{14,2} T	•	•	•	^{14,6} T	•	•	•	•	•	•	•	^{14,15} T	•	t ¹⁴
全 勘 定	海 外 部 門	^{15,1} T	^{15,2} T	^{15,3} T	^{15,4} T	•	^{15,6} T	^{15,7} T	•	•	•	•	•	^{15,14} T	^{15,15} T	t ¹⁵	
支 出 合 計		(t ¹)'	(t ²)'	(t ³)'	(t ⁴)'	(t ⁵)'	(t ⁶)'	(t ⁷)'	(t ⁸)'	(t ⁹)'	(t ¹⁰)'	(t ¹¹)'	(t ¹²)'	(t ¹³)'	(t ¹⁴)'	(t ¹⁵)'	

表とその構成要素すなわち金融的請求権のバランスと実物資産・貯蓄累積分のバランスおよび合計行・列から構成せられるもので、取引フローに関する勘定モデルではない。この体系では、金融的請求権保有（または負債発行）量は、内生変数であって実物資産（または貯蓄累積分）の量が外生変数である。金融的請求権保有（または負債発行）量は、部門貸借対照表の行（または列）合計と金融的請求権保有係数（または負債発行比率）によって決定せられる。ちなみに金融的請求権保有係数および負債発行比率は安定した係数であって部門の金融ビヘヴィアの型を示す係数であると考えられている。第7表で示される金融分析の勘定は、それ自体ストックの表であるが、期間の増分をとってフロー化することができる。その場合、外生変数は、実物資産・貯蓄の累積分の期間

$$A_{jk}^{***} = A_{jk} \hat{a}_k^{-1} \quad \dots \quad (1)$$

$$L_{jk}^{r*} = L_{jk}' \hat{x}_j^{-1} \quad \dots \quad (2)$$

$$w_j = A_{jk}^{***} a_k + e_j \quad \dots \quad (3)$$

$$l_k = L_{jk}^{r*} x_j \quad \dots \quad (4)$$

$$w_j \equiv x_j \quad \dots \quad (5)$$

$$a_k \equiv l_k \quad \dots \quad (6)$$

以上から $w_j = A_{jk}^{***} L_{jk}^{r*} w_j + e_j = (I_{jj} - A_{jk}^{***} L_{jk}^{r*}) e_j \quad \dots \quad (7)$

$$l_k = L_{jk}^{r*} (I_{jj} - A_{jk}^{***} L_{jk}^{r*})^{-1} e_j = (I_{kk} - L_{jk}^{r*} A_{jk}^{***})^{-1} L_{jk}^{r*} e_j \quad \dots \quad (8)$$

但し $A, L, w, l, a, x, e, j, k, I$ は、金融資産、金融負債、部門貸借対照表行合計、金融貸借対照表行合計、同じく列合計、部門貸借対照表列合計、実物資産部門、金融的請求権の種類、単位行列を意味するものとする（第7表参照）。

B 貯蓄累積分合計 z_j を所与とした部門別金融負債・金融資産保有量決定モデル。

$$A_{jk}^{r*} = A_{jk}' \hat{w}_j^{-1} \quad \dots \quad (9)$$

$$L_{jk}^{***} = L_{jk} \hat{l}_k^{-1} \quad \dots \quad (10)$$

$$x_j = L_{jk}^{***} l_k + z_j \quad \dots \quad (11)$$

$$a_k = A_{jk}^{r*} w_j \quad \dots \quad (12)$$

$$x_j \equiv w_j \quad \dots \quad (13)$$

$$a_k \equiv l_k \quad \dots \quad (14)$$

以上から $x_j = L_{jk}^{***} A_{jk}^{r*} x_j + z_j = (I_{jj} - L_{jk}^{***} A_{jk}^{r*})^{-1} z_j \quad \dots \quad (15)$

$$a_k = A_{jk}^{r*} (I_{jj} - L_{jk}^{***} A_{jk}^{r*})^{-1} z_j = (I_{kk} - A_{jk}^{r*} L_{jk}^{***})^{-1} A_{jk}^{r*} z_j \quad \dots \quad (16)$$

第7表 部門貸借対照表

	n 部門報告書	m 金融的請求権報告書	実物資産・貯蓄累積分報告書	行合計
n 部門報告書		A_{jk}	e_j	w_j
m 金融的請求権報告書	L'_{jk}			l_k
実物資産・貯蓄累積分報告書	z'_j			L
列合計	x'_j	a'_k	ε	

(備考) 大文字は行列, 小文字は列ベクトル, 文字にダッシュがあるときは転置行列または転置ベクトル, ギリシャ文字はスカラー, j は部門, k は請求権のタイプを示す。

的増分である投資・貯蓄となり, 内生変数が部門の金融資産(負債)形成となるとストーンは云う。

この単純化された金融勘定による分析は, ストーン自身認めるように「僅かの進路」にすぎない。しかしながらこの試論もまた綜合理論上注目すべき点を示唆する。それは制度部門の勘定と金融的請求権なる一種の市場勘定が部門貸借対照表行列の中で区別して表示せられ, (i) 債権と債務は金融的請求権として統一的に分類されており, また, (ii) 金融資産・負債保有という金融ストックの関係と, 実物資産・貯蓄の累積分という実物ストックの関係を明示し, またストックの体系とフローの体系を連結する意図があるからである。

以上の実物体系の総合と, 金融分析への試論を通して, ストーンの実体アプローチの特徴が (i) 経済モデルと密着した勘定および総合勘定の解釈, (ii) 総合表における複数分類方式の採用にあることが明らかである。ところで(iii)はストーンのつぎの総合の方法論と表裏の関係にある点で注目される。

ストーンは, 総合方法に三つの種類がありそれらを(i)「実践的であるが局限された方法」(ii)「プロクルステスの解決法」(iii)「適正な解決法」と名づける。(i)は国民所得勘定の個々の勘定——生産勘定, 所得勘定, 資本勘定——とその補足表体系による総合方式のように, 個々の社会勘定を個々の補足表と

(16) Stone, Mathematics, *ibid.*, pp. 230-233.

関係付ける方式であって、個々の社会勘定の取引相互の連関はつけられない。この方法は、実行可能であるが理論的ではないとしている。(ii)はある特定の社会勘定体系たとえば投入産出会計の分類方式をとり、この単一の分類方式を他の一切の体系にたいして適切かいなにかかわらずどれにもプロクルステスの名のとほり強引に適用する方式である。ストーンはこの方法を誘惑的ではあるが各分野に固有の分類方式があることを抹殺するので結局総合効果がえられない方式であるとする。(iii)はストーン自身のとる方式であって、個々の分野の分類方式に応じて複数の分類方式をとり、これらを分類表示する龐大な取引表と分類変換行列をもって総合する方式である。ストーンは、この方式のみが理論的に有効であり、総合の真の効果を期待することができるのである。この第3の方式がSAMにおける総合の実験方式であることは云うまでもない。

3. 現在の綜合理論の種々の類型

まづステューヴェルのアプローチとストーンのそれとを比較し、つぎに現在の綜合体系の類型を吟味しよう。

ステューヴェルのアプローチとストーンのそれとは彼等の焦点が異なるとはいえ社会会計の全体、すなわち実物フローと資金フロー、国民勘定と国内勘定、フローとストックの各体系を綜合範囲に考え、かつこれを行列表示の一般的勘定体系において綜合すること、および個々の体系の連結を通常なされる諸体系の並列という方式または共通基準に統一する方式によらない点で、共通するのであり、これらは、両者のアプローチが大綱において共通性をもつことを証明する。

ただし二つのアプローチの間には別の相異が存在しており、それは、つぎのごとくである。(i)ステューヴェルの体系は、高度に会計的であってそのグランドデザインは勘定システムとしての会計的洗練をもっている。反面、それは、個々の社会勘定と理論式との対応を明かにせず、また各体系を綜合する場合

の取引の流れの連結に対する経済学的なヴィジョンを示してはいない。他方、ストーンの取引行列は一般総合勘定のデザインを示さない反面、対応行列によって経済モデルと直接に連繫を保っている。これは総合の具体作業である SAMにおいて最も明かであって、分類変換行列を使う勘定デザインと実物成長モデルとの明確な関係がそこに介在する。前者の一般勘定の整備と後者の経済モデルとの直結性が、社会会計家としてのステューヴェルとストーンの方法・資質の相異であると解される。

(ロ) 個々の社会勘定分類についてストーンは、実物フロー体系と資金フロー体系の二分法を適用し、実物対資金の区別を重視するが、国民勘定に属する体系と国内勘定に属する体系によって区別する方法を重視せず、他方逆にステューヴェルは、彼の二勘定システムを除いて実物・資金の二分法を一貫して主張して居らず、むしろ国民勘定と国内勘定の区分の方を強調している。なほストックの体系とフローの体系の連繫がステューヴェルの四勘定体系において考察されているが、ストック体系自体は明示的ではない。これに対してストーン的设计は、国民貸借対照表とフローの体系とを連絡する会計的処理についての吟味がないが、ストックの体系自体は明示的に導入せられている。かくて両アプローチは総合の外延を共通とすることを別として、それぞれの進め方と焦点について対照的であることが明らかである。

つぎに現在の他のタイプの総合アプローチを要約し、これとこの二つの総合アプローチとを比較してそれぞれのもつ綜合理論上のメリットを吟味しよう。

I. OEEC 標準勘定および SNA の総合方式

OEEC 標準勘定および現行 SNA が採用している国民所得勘定を中心とした諸領域の総合方式は、⁽¹⁷⁾ストーンが「実践的ただし限られた方法」とよんだ方式

(17) OEEC, A Standardised System of National Accounts (Paris: OEEC, 99pp. 1952, 1958). UN, A System of National Accounts and Supporting Tables (New York: UN, X+45pp. 1953, 1960, 1964.)

である。この総合方式は、国民勘定の三つの勘定に対する補足表として実物の流れの明細表と資金の流れの明細表をそれぞれ付け、もって国民勘定、投入産出表、資金循環表の統合を考える方法である。この方式はなによりも実行が容易である故に社会会計家が考え、また官庁統計たとえばイギリスの青書によって部分的に採用せられている。⁽¹⁸⁾

その典型として純粋国民勘定の体系に属しているOEEC標準勘定をみると、これは、(イ)「国民生産物・支出勘定」の補足表を、粗国民生産物の産業別構成表と国民粗支出の調達資金表とし、(ロ)「国民所得勘定」の補足表を、国民所得の構成と関連集計値の表とし、(ハ)「資本取引勘定」とよばれる資本勘定の補足表を粗投資の産業別、資産形態別、機関別構成表と国内資産形成の調達資金表とし、その他に、(ニ)一般政府の統合処分勘定および家計・民間非営利団体の統合処分勘定について各収支表と経常支出の明細表とを付け、また海外部門の勘定の補足表として国際取引表を付け、ホ. 付属表として粗国内生産物の構成表を付けている。この方式は、個々の補足表についてそれぞれ対応する個々の社会勘定の分類基準を適用する。それ故、たとえば生産は産業部門により、実物投資は商品別、産業部門別に、資金フローすなわち貸付・借入および消費支出は制度部門別に分類せられる。このOEEC方式は、部門分割がなされていないかまたはミニマムの分割しかない国民所得勘定にその明細を呈示する限りにおいて有用であり、かつ既存の諸体系と国民勘定とを位置付けるだけの効果があり、何より特別の理論的・会計的装置とこれに対応する統計処理を必要としないので、実行可能性が大である。しかしながらOEEC方式は、個々の補足表における取引の分類基準相互の間の連結がなされていない。それ故、補足表合計同志を連結する以上の効果はあり得ない。したがって取引フローをその細目にわたって総合する効果はない。故に、ストーンのつぎの批判が妥当する。この

(18) A Critique of the United States of Income and Product Accounts, in Conference on Reserch in Income and Wealth, vol. 21 (Princeton : Princeton University Press, 1958, 589pp.) におけるジャスジヤコブブランドらによる米国国民所得勘定への改革意見がそれである。pp. 43-44, pp. 338-350, pp. 368-371.

方式にあっては、「人は補足表における個々の項目の間の関係について問うことをしない」し、「かりにこの分析の線に沿うならば、われわれは、果物や野菜の消費と食加品工業部門の生産との間の関係を追求することができない」ので著しい総合の効果を期待することができない。⁽¹⁹⁾

国民所得勘定の基本勘定と補足表による総合方式は、現行 SNA も跡襲している。ただ SNA の場合、純粋国民勘定の体系ではなく生産勘定として「国内生産物・支出」勘定を掲げ、国内勘定を体系内に導入している点に、改良が認められる。もっとも現行 SNA は「国内生産物・支出」勘定についてのみ国内概念、他の勘定については国民概念をとり、このために全体が第一章で示した本来の国民勘定ではなく、また国民勘定の体系とも異り、定義上の一貫性がないことを注意すべきである。この点は、いま一度 SNA 改訂勘定の吟味に際してふれよう。

Ⅱ．資金循環体系の総合アプローチ

ステューヴェル、ストーンともに資金フローの体系を一般総合体系の中にいはれているが、固有の資金サイドの緻密な分析はない。資金フローに関する特殊研究はコーブランドのマネーフロー会計⁽²⁰⁾において開拓せられてきた。ところで改訂資金循環体系は、このマネーフロー表を基礎とし所得・資金の総合体系⁽²¹⁾として作られている。

同体系は、本来、金融ビヘヴィアの分析上必要な情報を得るものであるから、資金循環の明細を示す制度部門分割を行い、かつ所得・処分勘定、資本勘定、金融貸借対照表、資金循環勘定総括表の4勘定システムをとっている。

(19) Stone, Mathematics, p. 230.

(20) M. Copeland, A Study of Money Flows in the United States (New York : N. B. E. R., 1952, 338+A241 pp).

(21) Board of Governors of the Federal Reserve System, Federal Reserve Bulletin, Aug., 1959, pp. 828-859. 資金循環分析の総合アプローチと参考文献については、拙稿「社会会計の綜括デザイン」——国民経済雑誌 第115巻 5号 所収——参照。

シーゲルの資金循環勘定の試案では、さらに生産勘定、所得・処分勘定、経常購入勘定、有形資産勘定、資金勘定の5勘定システム⁽²²⁾となっている。これらの体系は、金融資産選択ビヘビィアの観察に必要な情報を得るために勘定を細分してサブ・アカウントを作った結果多勘定システムとなったのであって、三勘定システムと本来調和する体系である。資金領域と実物領域との交流に対する連邦準備制度理事会の解釈は、ケインジアン⁽²²⁾の貨幣観をベースとしさらにこれを発展せしめたものである。それ故、資金勘定と三勘定システムの国民所得会計との総合に限っていえば、その達成は困難ではない。なほ同体系は会計上の洗練をもっており、その詳細な部門勘定と四重記入システム **four-fold system** によって、資金フロー面の詳細な情報を実物体系に伝達する効果が期待できる。

ただし、綜合理論上、資金循環体系の方法に問題があり、それは、つぎの点である。まづ (i) 資金循環勘定は、純粋国民勘定に属している。ゆえに国民所得勘定、国民資本勘定、国際収支表といった国民勘定型の体系との総合については困難がない反面、国内勘定体系との総合は、国民勘定と国内勘定との要素を要素とする勘定たとえば国民勘定・国内勘定の体系において何らかの変換装置が作られない限り達成できない。資金循環勘定の総合範囲は、国民勘定体系のサークルの内という局限せられたものならざるを得ない。この点は、第1章でみたステューヴェルの国民勘定・国内勘定体系がヤヌスのように双頭であって、純粋国民勘定の体系と純粋国内勘定の体系とを総合できるのとは対照的である。

2. 資金循環アプローチにおいて、部門分割基準については資金分析固有の金融部門に重点をおく制度的部門分割基準をとっているが、取引の評価面では資金循環分析以外の体系との調正 **reconciliation** を重視して国民所得会計に接近した測定基準を本来のマニーフロー基準にかえて総合表の作成に必要な

(22) S. Sigel, *An Approach to the Integration of Income and Products and Flow of Funds National Accounting System : A Progress Report, in the Flow of Funds Approach to Social Accounting* (Princeton : Princeton University Press, 1962, X + 476pp), pp. 11-102.

基準として統一的に実施していることが注目されるべきである。このために綜合体系に改訂する以前のいわゆるマネーフロー会計の会計原則であった現金主義の基準は発生基準に代り、かつ帰属取引や内部取引の計上など国民所得会計固有の計算原則が導入せられた。資金フロー分析の綜合アプローチは、国民所得会計と資金分析とに共通の統一原則を作り、これを統一実施するところに綜合上の一つの特徴がある。つまり、ある意味で「プロクルステスの方法」を採っているのである。ところでこのプロクルステスの方法は、資金と所得に共通の測定基準を強制するものであるから、その資料は資金概念体系には必ずしも適合せずまた所得概念体系にも適合しないものとなるであろう。例えば国民所得概念には有用であるが本来マネーフロー会計には無用であるため計算されなかった帰属計算や内部取引が綜合目的のために資金循環分析に採用せられているが、これは明かに資金分析にとって不用の存在である。他方中古資産の売買記録は、資金の動きを分析するには必要であるが、国民所得会計にとっては無関係である。さらに、減価償却費の算定に対する両分析の基準は、本来異っており、純粹の資金分析概念に適合するものは流動性維持原則による計算であり、他方純粹の国民所得分析概念に適合するものは、生産資本の稼得能力維持原則による計算であるべきである。これを後者に統一することによって資金分析⁽²³⁾には適合しない資料が得られることとなる。それ故、こうした資金・所得両分析に単一の中間的記録方法を強制するアプローチによれば、個々の分析固有の理論的特徴がなくなり、導かれるモデルを不毛のものとする「不必要な妥協」⁽²⁴⁾のみ残るであろう。

Ⅲ. SNA 改訂案における綜合アプローチ

現行 SNA は、その刊行後社会会計の進歩が著しく、現情では旧式となったために、改訂が要望せられ、ストーンの指導下に作成された新体系が現在審議

(23) ステューヴェルは、前者を liquidity method と呼び、後者を rentability method と呼んで区別する。Stuvel, Systems, *ibid.*, pp. 221-223.

(24) Stone, Mathematics, p. 233.

第 8 表 SNA 改訂勘定要約表

	1	2	3	4	5	6	7	8
期首 貸借対照表	1				A ₀			
経常勘定 生産	2		C	V		E		
所得・支出	3	P			-D	Z		
資本勘定 資本支出	4				V			
資本調達	5	L ₀	S			K	R	L ₁
海外勘定	6		I	G	B			
再評価	7				R			
期末 貸借対照表	8				A ₁			

(備考) A₀, C, V, E, P, D, Z, L₀, S, K, R, L₁, I, G, B, A₁ は, それぞれ期首の資産, 消費, 粗投資, 輸出, 粗付加価値, 減価償却費, 海外からの所得の純額, 期首の負債, 貯蓄, 海外からの資本移転の純額, 資産再評価分, 期末の負債, 輸入, 海外への経常移転, 海外への純投資, 期末の資産を意味する。

せられている。第 8 表は、ストーンによる改訂 SNA の要約表である。⁽²⁵⁾ 改訂体系の特徴は、第 8 表が示すように、実物フローの体系と資金フローの体系、ストックの体系としての国民貸借対照表、期首と期末の貸借対照表の変化分と資本勘定のリンクとなる再評価勘定を含む一般体系であることにある。ただしこの体系は、イ. 基礎的な三勘定の構成と計算範疇については生産勘定をはじめ現行 SNA のそれを踏襲している。ロ. 行列表示である。ハ. 第 8 表では明瞭ではないが、i 生産勘定については、商品、生産部門、消費者財貨・サービス、

(25) Stone, Social Accounts, *ibid.*, p. 6. United Nations, Economic and Social Council, A System of National Accounts (Proposals for the Revision of SNA, 1952) E/CN.3/320, 1965. H. Stone Tice, Report of a Conference on the Proposals for Revision of the United Nations System of National Accounts, held by the Conference on Research in Income and Wealth, the Review of Income and Wealth, Mar., 1967, pp. 36-102. 日本銀行統計局「国民経済計算の新しい方向——国連標準方式の改訂案——統計資料 第 9 号 参照。経済企画庁経済研究所国連：国民所得勘定標準方式改訂の国際的方向，季刊国民経済計算 No. 15, 昭和 42 年 3 月所収——参照。なお統計研究会，国民経済計算における政府勘定付録参照。

政府目的に細分せられ、ii 所得勘定については資金的なアナリシスとの統合を考慮して、付加価値、所得移転、制度部門に細分しており、この制度部門は、非金融企業、金融機関、民間部門に分割され、iii 資本勘定を実物フローの体系に入る資本支出勘定と資金フローの体系に入る資本調達勘定とに二分し、前者を生産勘定と同じ基準によって生産部門在庫、固定資産形成、消費者財貨・サービス、政府目的に分ける。資本調達勘定は所得勘定と同じ基準で分割された制度部門の外に、企業の土地購入・資本形成、金融的請求権、資本移転に細分されている。また ニ. 海外部門は地域別貸借対照表をもち、ホ. 新しい項目である再評価勘定と期首・期末の貸借対照表が加っている。ヘ. 補足表の仕組みも代り、小分類の投入産出表が加ったので総合の意図が強調せられた。

以上から SNA 改訂案が、i 金融分析の成果を加え、また期首・期末のストックの分析表を全面的に導入した点で、他の体系はもとよりストーンやステューヴェルの既発表のアプローチを越えるところがあり、ii 方法論的にみれば、商品、付加価値等の市場勘定と制度部門と産業部門という取引者勘定と組合せる方式をとり、また複数分類システムをとっているところからストーンの「適正な方法」に立つものであり、3. SAM に比較すると経常消費と耐久消費および資本更新と拡張との区別が未だ採用されていない点を除けば、社会会計理論の最新の成果であると考えられる。

ただし改訂体系にも問題点は残っている。それは、基本勘定のデザインと計算法が、現行 SNA と同じく混合体系と呼ばれる勘定のデザインを採用していることに由来する。以下でこれを考察するために SNA の生産勘定と所得勘定を要約し、第1章の数字をいれると、つぎのようである。

生 産 勘 定			所 得 勘 定		
国内要素所得	23,368	消費支出	20,935	消費支出	21,005
		投 資	2,763		
		輸 出	4,946		
		- 輸 入	5,276	貯 蓄	2,505
国内要素所得	23,368	国内生産物	23,368		国内要素所得
					23,368
				国民所得の 処分	23,870
					国民所得
					23,870

SNA の生産勘定は、**国内生産物**への支出を計上する勘定である。いま第 1 章と同じく Y, C, J, E, I を国民所得、消費支出、投資、輸出、輸入とし、ダッシュのついた集計値を国内集計値、しからざる集計値を国民集計値、添字 1, 2 を国民経済、外国とすると、生産勘定は、借方が $Y_{11} + Y_{21} = Y' = 23,368$ となるから、貸方の支出項目消費支出、投資、輸出、(減)輸入は、計算上国内概念による $C', J', E', -I'$ となるべきある。ところで、他の基本勘定では、これらの支出がどのように解釈されているかを見るために 1 例として SNA の所得勘定の消費支出をとり上げる。国民所得勘定にあっては、借方 $Y_{11} + (Y_{12} - Y_{21}) = 23,870$ に対応して、消費は**国民消費**C でなければならない。すなわち、SNA 方式では、消費支出は生産勘定にあっては C' 、所得勘定においては C であることが明らかである。他の支出範疇も同様に、生産勘定以外の勘定では $E, -I, J$ となる。それ故、生産勘定の消費支出と所得勘定の消費支出とは $(C_{12} - C_{21})$ 、また生産勘定の輸出と海外勘定の輸出は $(C_{12} + Y_{12})$ 、おなじく輸入は $(C_{21} + Y_{21})$ だけ相異することが明らかで、同一であるのは資本勘定のみである。それ故国内勘定と国民勘定とを混合した方式である SNA の範疇は、体系内でコンシステンシーをもたない。勿論、生産勘定を国内概念によって作り他方所得勘定を国民概念によって作ることに、意味がないわけではなく、前者は投入産出分析体系とくに産業間および海外との中間生産物の流れと要素所得フローを総合する可能性を与え、後者は所得・支出分析を資金分析と総合する上で有効である。しかしこうした実用性は、単一の体系内での同一概念の多義性を許すものではない。第 1 章で総合目的が国民勘定・国内勘定体系によって果され、しかも概念上のコンシステンシーが全然害われなことを我々に見たのである。SNA 方式と国民勘定・国内勘定体系の優劣は明かであり、この点は改訂案のいまだ解決していない問題点といえるであろう。

4. 総合化の条件

ここでわれわれは、社会会計の個々の分野を統一体系に総合する場合、何が必要な条件であるかを整理して見よう。

社会会計の諸分野は、元来それぞれの理論式に対応する意図と、発展の歴史とを持つ独立の領域である。それ故、こうした諸分野の総合を達成するためには、第一に、資金と実物の両領域にまたがり、かつ外国との取引を含み、また活動別取引範疇別の取引フローをすべて含むところのきわめて包括的かつ一般的な勘定体系において、その分枝をなす勘定として各分野が位置付けられることが、まず必要である。こうした一般的体系においてのみ個々の分野はそれぞれの場が与えられ、かくて総合の可能性が与えられる。第二に、この総合一般体系は、国民勘定と国内勘定を互換し、これを介して国民勘定のサブ アカントと国内勘定のサブ アカントとを連結する機能をもつことが必要である。総合体系が純粋国民勘定型の体系であるか純粋国内勘定型の体系である場合、総合の有効範囲は限られてくる。また勘定を異にすると概念を異にする混合方式の勘定体系であれば、ある勘定と他の勘定の間の範疇の定義上のコンシステンシーが失われる。第3に、総合の方法論として イ．国民所得勘定と補足表によって個別分野の総合を図る便宜的方法、ロ．統一的尺度によって個々の分野を調正するプロクルステス的方法、ハ．個々の体系固有の分類基準を認め、これを総合可能な体系のもとで分類変換装置によって連結する「適正なる方法」の三つがある。イは安易かつ実行可能であるが、詳細な取引フローの連結が困難であり総合の真の目的から程遠いのであり、ロ は結局のところすべてを不毛の状態におくという効果しかないために、これまた総合目的を達成する上で適当ではなく、結局 ハ の連結方式がストーンの説明どおり適切な方法であると理解できるのである。

ところで社会勘定の総合がたんに社会会計学者の学問的興味にとどまらず、実質的な意味をもつためには、さらにいま一つ付言すべき点がある。それは、

総合せられる個々の体系が経済学的に意味ある事前体系を作りうるような方法で連結せられるということである。というのは、総合の実質的効果いかんは、現在よりもヨリ一般的な国民予算が得られるかどうかにかかっているからである。これは、個々の社会勘定が総合体系という同じ座標の上で共働し、そしてどのダイヤルを廻せばどうした結果が得られるかが予測できるような事前体系が得られることを意味する。そして、これが最も有効に達成される状態は、総合体系が国民経済予算のための一般的総合モデルを背景として行われる場合であることは、云うまでもない。このモデルは、実物の流れ（例、商品）と実物の流れ（例、農業部門の主要生産物）との連結、実物の流れ（例、実物資本形成）と資金の流れ（例、金融機関の貸付）との連結、資金の流れ（例、国庫収入）と資金の流れ（例、国庫の地方団体への融資）との連結を、またストック（例、企業部門の実物資産）とフロー（例、国内産出）との連結を与える一般的総合モデルでなければならない。

ステューヴェル博士のグランド デザインは、この点については顕著なメリットはない。グランド デザインに入る部分体系の間のスイッチの用意や市場勘定をスクリーンとして取引者の勘定・商品群・取引者の勘定を連結する彼の構想は、会計的連結手段を提示するにとどまるからである。他方、ストーンは取引行列および対応行列を示しているが、実質的に総合モデルとしての意味があるのは、SAM を用いる実物的成長モデルだけであり、その他の体系たとえば金融的請求権・国民または部門貸借対照表・国民所得勘定の総合を導くべき金融モデルは、試作の域にとどまっていること、したがって社会会計の全体領域のための総合モデルは未だ完成せられていないことが明らかである。

われわれは、実際になされている総合体系をいくつか吟味した。その結果、勘定体系を通して国民概念と国内概念の区別が明示されない点と、一般的総合モデルとの対応がない点とを除けば、SNA 改訂体系が従来の中核理論の成果を集めた体系であることが明らかとなった。そこで、残る問題として、イ．国民概念、国内概念の再吟味によって第1の点が解決せられ、ロ．第2の点が解決せられることが、総合理論家の今後の課題となるであろう。

後入先出法と三つの企業利益概念

中 野 勲

1. 序 論

いわゆる基礎在高法 (base-stock method) が三通りの企業利益概念のいずれかに立脚しているものとして文献上において説明されていることを、われわれは別稿⁽¹⁾であきらかにした。その三つの利益概念とは、(1)現金利益、(2)経営利益、および(3)貨幣的利益分割思想、である。その企てにひきつづいて、ここでは、基礎在高法とおなじく、価格変動が期間損益におよぼす影響に対処するために提唱されてきた棚卸資産原価配分方法の一つであるところの、後入先出法 (last-in first-out method) をとりあげることにする。そうして、後入先出法もまた基礎在高法の場合とおなじ (またはきわめて類似した) 三通りの企業利益概念のうちいずれかを前提においたうえで、無条件的にまたはある条件つきで、支持されてきていることを、以下においてあきらかにしようとする。すなわち、現在までの後入先出法擁護論のなかにひそんでいる企業利益概念をとくに抽出・吟味し、ひいてはその研究結果をもって、従来からわれわれの行なってきている資本維持研究のために活用したい、と考えるのである。

(1) 拙稿、基礎在高法と三つの企業利益概念、国民経済雑誌、第117巻 第1号 (昭和43年1月号)、38—56頁。

2. 後入先出法の技術的構造

周知のように、後入先出法は、「数量法」としての後入先出法と、「金額法」としての後入先出法とに大別される。一般に、後入先出法は、当該棚卸資産の期首在高に等しい期末在高をその期首在高原価額で評価しつづけることをつうじて、（貸借対照表の側面からいえば）期首と期末の両方の在高のなかにふくまれている在高部分が価格変動のために期首と期末とで相互にことなった金額で評価された場合に生ずべき・期間損益への・影響を排除すること、あるいは（損益計算書の側面からいえば）当期払出品量のうちで当期取得品量に等しい部分を（当期の価格水準を反映しているという意味で）カレントなその当期取得品原価で評価すること（その払出品が販売品を意味する場合にはその払出品原価部分すなわち売上原価部分と売上収益との同一価格水準の対応を達成すること）、において、いちぢるしい技術的特徴をもっている。けれども、期首在高に等しい期末在高の範囲をさだめる場合に、つぎの二通りの方法が考えられる。第一は、物質的にみて「同質的な性質をもつ諸項目 (items of a homogeneous nature)⁽²⁾」のみをもって一つの棚卸単位をつくり、そしてその各単位ごとに期首在高数量と期末在高数量とを数量的に比較して、期首在高に等しい期末在高の範囲をさだめる方法である。棚卸資産原価配分が数量を基礎として行なわれるか金額を基礎として行なわれるかによって棚卸資産原価配分方法を数量法と金額法とに大別する渡辺進博士の考え方にしたがうならば、この方法は、「数量法」としての後入先出法と呼ぶことができる。つぎに第二に、物質的な同質性が存在するかどうかにはこだわらないで、ある特定の見地からさだめられた経営区分 (business division) の内部にふくめられているすべての

(2) Raymond A. Hoffman, *Inventories, A Guide to Their Control, Costing, and Effect upon Income and Taxes*, New York 1962, p. 222.

(3) 渡辺進著、棚卸資産会計〔改訂版〕、昭和40年、385頁。

棚卸資産項目を、種類や品質や加工段階のちがいは無視して、一括することにより、一つの棚卸単位を形成し、この棚卸単位のなかに存する諸財貨の期首および期末における金額合計（原価合計または売価合計）を、その両金額がおなじ価格水準に立つように調整したうえで、金額的に比較して、期首在高に等しい期末在高の範囲をさだめる方法も存在する。この方法は、「金額法」としての後入先出法となづけられてよいであろう。⁽⁴⁾（「原価」を基準とする後入先出法はアメリカ合衆国ではドル価値後入先出法 “dollar value” Lifo と呼ばれ、「売価」を基準とするそれは後入先出売価棚卸法 Lifo adaptation of retail method と称される）。以下において、数量法としての後入先出法と金額法としての後入先出法を簡単に例示することにしよう。（ただし、金額法のほうはドル価値後入先出法のみを代表させることが許されるであろう）。

(4) アメリカ合衆国の内国歳入法は、ドル価値後入先出法と後入先出売価棚卸法の両者を課税所得の計算上みとめているが、たとえば前者の方法にかんするその棚卸単位（プール）の設定基準について大略つぎのようにのべている。この場合には、「自然的事業単位プール」(natural business unit pool) が原則として用いられるべきであり、この一つの単位に所属するすべての棚卸資産投資が、種類や質の相違および原材料・仕掛品・完成品等の別をとわず、1つのプールを構成する。この自然的事業単位についての直接的な定義は存在しないが、それは次の基準にもとづいて確定されるべきである。(a)内部管理目的のために納税者によって採用されている自然的な経営区分 (natural business division) であること、(b)きりはなされた別箇の生産施設および諸工程が存在していること、(c)個々の営業活動について別箇の損益記録が保持されていること。かくて、製造または加工業者の場合、自然的事業単位は、通常は一つ又は相互に関連する二つ以上の製品ライン内における、材料の獲得、その加工・製造、さらに加工された財の販売をふくむ全活動をふくんでいる。もちろん一つのライン内でも、ある特定の段階までの生産活動とそれ以後の活動が別箇の区分として運営されているときには、二つの自然的事業単位からなる。(Regulation § 1.472-8 (b)(1) Natural business unit pools, cited from : Raymond A. Hoffman, op. cit., pp. 336-337).

(a) 数量法としての後入先出法

たとえば当該棚卸資産についての当期中の出入りはつぎのごとくであったとする。

前期繰越	100単位	@ ¥ 100	¥ 10,000
第一回払出	50単位		
第一回受入	200	@ 120	24,000
第二回受入	100	125	12,500
第二回払出	200		
第三回受入	100	@ 130	13,000
第三回払出	200		
受入合計	<u>500</u>	受入原価合計	<u>59,500</u>
払出合計	<u>450</u>		

後入先出法は、それが適用される期間の長短によって、「期別後入先出法」(一会計期間を単位として適用される場合)、「月別後入先出法」(1ヶ月ごとに適用して期末にいたる場合)、および「そのつど後入先出法」(払出しがおこなわれるつどその時点にもっとも近い取得分の原価を払出原価とする方法)の三種⁽⁵⁾がある。しかし、後入先出法の理論的な究明にとっては、この点はさして重要ではないので、ここでは上の例をもちいて期別後入先出法のみを例示しておこう。

期末棚卸品原価 = 前期繰越品のうちの50単位の原価 (¥100×50) = ¥5,000

当期払出品原価 = 受入原価合計 (¥59,500) - 期末棚卸品原価 (¥5,000) = ¥54,500

この例のように、期末在高数量(50)が期首数量(100)よりも少なくなっているならば、前期の取得原価で評価されている期首在高のうちその差額(50)に相当する部分は、当期の払出品原価にふくまれることになる。つまり、この場合には、払出品原価を当期のカレントな価格水準にもとづく原価によって計算するという後入先出法の特色は、部分的にさまたげられることになるのであ

(5) 渡辺進稿、棚卸資産原価配分(体系近代会计学第二巻、山下勝治編、損益計算論、中央経済社、昭和34年、第4章)、155頁。

る。この問題について、このように期末在高数量が期首在高数量よりも減少した場合には、その流動化した在高量の全部または一部分について、その払出品原価はカレントな価格を反映するよう修正されるべきである、という主張がしばしばなされてきた。⁽⁸⁾しかるに、ややくわしくみると、この修正をうけるべき流動化資産の範囲がどれだけであるべきか、という点にかんして、二通りの見解が対立しているのである。すなわち、一つの考え方としては、当該期間において流動化された部分であって近い将来において補充されるであろうものは、その流動化が当経営の自発的な意図にもとづいて生じたかそれとも当経営の支配しえない原因によって不本意に生じたかを問うことなしに、そのすべてをその予想取替原価（またはその代用としての今期の取替原価）にもとづいて払出品原価に計上しようとする（したがって価格上昇時にはその全数量についての予想取替原価評価額と後入先出法評価額との差額に等しい準備金を設定すると

- (6) アメリカ合衆国においては、課税所得の計算上、このような修正を行なうことが、二度みとめられた。まず第一回目は、かの第一次大戦の勃発いらいある種の財貨の欠乏が生じてきて後入先出法をもちいて評価されている棚卸資産のくいこみが起ってきた事態に対処するために、1942年の内国歳入法改正にさいして、通常「不本意な流動化と取替の条項」(“Involuntary Liquidation and Replacement Section”)とよばれている規定がつけくわえられたのである。この規定によれば、後入先出法にもとづいて評価されているある棚卸資産を、戦争に起因する諸理由のために取替ることができず、そのために「不本意の流動化」が生じた場合、その納税者は、その流動化分（くいこみ分）の後入先出法評価額と将来におけるその分の実際取替原価額との差額を、その流動化が生じた年度の課税所得へのプラス（前者が後者よりも大きい場合）またはマイナス（後者が前者をこえる場合）としてくり戻すことをえらぶ権利をみとめられた。つまりプラスとしてくり戻す場合はそれに対する追加的な税の支払いが、そしてマイナスとして戻す場合は（無利子の）税の償還がなされるのである。この規定をうけるためには、流動化は1948年1月1日よりも前に生じたものに限られ、そして取替は1953年1月1日よりも前に生じなければならなかった。ついで第二回目として、朝鮮戦争がはじまった1950年からふたたび生じてきた材料不足に対処するために、1950年6月30日と1954年12月31日とのあいだに発生する「不本意の流動化」にたいして、第二次大戦中とおなじ選択権がみとめられた。この期間中の流動化分の取替は、1956年1月1日までになされることが要求された。(Raymond A. Hoffman, *op. cit.*, pp. 153-158).

いう)主張がおこなわれている。⁽⁷⁾そして、もう一つの考え方によれば、当期におけるすべての流動化数量ではなくて、不本意に流動化され当経営の自主的な判断は関係していないような部分についてのみ、その予想取替原価評価額とその後入先出原価評価額との差額に等しい準備金を、払出品原価を修正する形で設定すべきである、と主張されている。⁽⁸⁾したがって、たとえば、当企業の設備または当企業に原料を供給している企業の設備において労働問題が生じたり、そこに火災が生じたり、⁽⁹⁾あるいは政府の要求におうじたり、したために、不本意に流動化が生じた棚卸資産部分についてのみ、カレントな取替原価への修正が行なわれるべきであるとするのが、後者の考え方である。

(b) 金額法としての後入先出法

ここでは便宜上ドル価値(後入先出)法のみを考察の対象にする。この会計方法の基底に存在する利益概念の性格をくわしく検討するために、とくに注目すべき点が二つある。第一点は、期首在高と期末在高とをある特定時点の価格水準において金額的に比較するという場合、その特定時点として、ドル価値法が採用された第一年度首(これを基準年度首とよぶ)とたとえば今年度の期首といったあるカレントな時点のうちいずれを用いるべきか、という問題である。

われわれの解釈によれば、アメリカ合衆国の内国歳入法において規定されている「二重評価法」⁽¹⁰⁾(double extention method)は、過去の基準時点における価格水準にかかわらずして期末在高と期首在高との両者を比較するための典

(7) Samuel G. Broad, Valuation of Inventories, the Accounting Review, July 1950, pp. 232-234.

(8) Carman G. Blough, Reserve for Involuntary Liquidated Inventories under the LIFO Method, the Journal of Accountancy, March 1948, pp. 204-206.

(9) Raymond A. Hoffman, op. cit., pp. 161-162.

(10) United States Internal Revenue Code and Related Regulations, § 1. 472-8 Dollar-value method of pricing LIFO Inventories, (e) (2) Double-extention method に規定がある。

型的な方法であり、他方、同じ内国歳入法においては他のすべての評価方法が実行不可能あるいは不相当である場合に例外的にのみ承認されるにすぎない「リンク・チェーン・指数」⁽¹¹⁾ (link-chain index) を使用する方法こそが、カレントな当該年度における価格水準にもとづいて期首と期末の両在高を比較するという本質をもつ方法なのである。

二重評価法のもとにおいては、当年度末の棚卸高と当年度首の棚卸高とが、いずれも基準年度首の価格にもとづいて評価されたうえ⁽¹²⁾で、相互に比較される。もしも両者が等しければ、当年度首における当該棚卸資産の後入先出法評価額がそのまま当期末の棚卸資産評価額としてくりこされる。もしも前者が後者をこえており、したがって期末在高が期首よりも増加しているならば、その「棚卸資産増加分にたいする後入先出法原価は、そのプールの今年度原価の合計とそのプールの基準年度原価合計との比率を、基準年度原価にかかわらしめて測定されたその増加分の金額に乘ずることにより決定される。」⁽¹³⁾したがって、この比率を計算するためには、当該年度首または末における当該棚卸資産を、⁽¹⁴⁾

(11) Ibid., § 1. 472-8, (e) (1) においてこの方法が言及されている。

(12) 基準時点よりも後にはじめてプールに入る項目については、次のいずれかの原価が、基準時点の原価とみなされてよい。(1)その項目が基準時点に存在していなかったものであるならば、もしもその項目が基準年度に存在していたとすればその原価はいくらであったであろうかを、合理的に確定してよい。(2)その項目が基準時点において存在していたけれども当該納税者によってそのときには保有されていなかったならば、もしも彼がその項目をその時に保有していたとすれば彼にとってその原価はいくらであったであろうかを、入手しうるデータまたは記録をもちいて確定してよい。(3)上の(1)又は(2)の方法で歳入局長官の満足するような原価決定は行ないえないが、基準年度よりも後のある年度におけるその項目の原価を彼の満足しうるようにより再構成または確定しうるならば、このようにして定められうる最も以前の原価を、基準年度原価としてもちいてよい。(Section 1. 472-8 (e) (2) (iii)).

(13) Raymond A. Hoffman, op. cit., p. 238.

(14) 今年度における増加量の基準年度原価を、その今年度原価に還元するための比率を求めるために、今年度首と今年度末とのうちいずれの時点の棚卸高を二重評価するかは、その増加分が今年度首近くに取得されたと仮定されるか、それとも今年度末近くに取得されたと仮定されるか、に依存する、とわれわれは考える。

今年度のカレントな原価と基準年度原価とにもとづいて、二重に(つまり二回)⁽¹⁵⁾ 評価しなければならない。この方法が「二重評価法」と称されるゆえんである。ともかくこの場合には、この比率によってカレントな原価に還元された当期増加分の評価額を当年度首棚卸高後入先出法原価にくわえたものが、当年度末の後入先出法評価額となるのである。最後に、基準年度首価格で評価された期末在高が同じ評価基準にもとづく期首在高よりも減少しているならば、今年度にもっとも近い過去年度に生じた増加層からさかのぼって取りくづされてゆくという仮定に立ったうえで、どの年度の層がくいこまれたかをまず確定する。ついで、基準年度と当該年度のあいだの価格変動比率をその当期減少量基準年度評価額に乗じてえた額を、当期首の後入先出法による棚卸資産原価から控除すれば、ドル価値法による棚卸品原価がえられるのである。

このようにして、二重評価法によれば、期首および期末の各在高の諸構成要素を直接に基準年度首の価格で評価するという型で、期首在高と期末在高とを基準年度首の価格水準にもとづかせたうえで、両者を比較するのである。⁽¹⁶⁾

つぎに、リンク・チェーン・指数をもちいる方法について説明しよう。「この手続のもとでは、原価の水準の変動はまず最初に一年ごとの基準で (on an

(15) 1つのプールを構成する諸項目の今年度原価 (current-year cost) はつぎのようにして決定される。(a) もっとも最近に購入または生産された財の実際原価を参照して。(b) 当年度中に購入または生産された財の、取得の順による実際原価にてらして。(c) 当年度をつうじて購入または生産された財のすべてのものの原価の総計を、このように購入または生産された単位数の合計で割った額にひとしい平均単位原価を適用することにより。(d) 歳入局長官の見解において、所得を明瞭に反映するところの任意の他の正当な方法にしたがって (Section 1. 472-8 (e) (2) (ii))。私見によれば、(a) は今年度末の棚卸高を二重評価する場合にもっとも適当であり、(b) は今年度首の棚卸高を二重評価するための現在原価概念として適切である。(ホフマンは前掲書中のある設例において、このような仕方でも(b)の現在原価をもちいている。Raymond A. Hoffman, op. cit., pp. 245-247)。そして(c)は、当期末棚卸高(のうち期首在高をこえる部分)が、当期中のすべての取得物の平均的な混合からなっている場合における、その期末在高の二重評価のための現在原価概念としてもっとも適当である、とおもわれる。

(16) 当期末在高の現在原価を b 、その在高についての基準時点から当年度末までの価格変動率を P_2 、当期首在高の期首原価を a 、その在高についての基準時点から当年度首*

annual basis) 測定され、それから、(基準時点から当該年度までの) その累積的な変化は、その年の指数とあらかじめ決定されている最終の累積指数とを乗ずることにより、反映せしめられる。⁽¹⁷⁾ このようにして、リンク・チェーン法によれば、各年度末における棚卸資産在高をその各年度の期首価格と期末価格とで二重に評価することにより、その各年度内における・当該棚卸資産プールについての・価格変動率を算定する。そして、第一年度から任意のある年度までのかかる価格変動率を累積的に乗ずることによって、その間の価格変動率をもとめることができる。

さて、リンク・チェーン法による場合にも、当期末および当期首の棚卸資産(現在)原価は、それぞれ、基準年度から当年度末までの累積価格指数、および基準年度から当年度首(つまり前年末)までの累積価格指数で除することによって、見かけ上は、当期末および当期首の原価を基準年度の価格⁽¹⁸⁾であらわし、そしてその基準年度の価格水準において比較する。それ以後の手続は、うえにのべた二重評価法の場合とおなじである。

けれども、リンク・チェーン法が期首と期末の両在高を(二重評価法の場合とおなじく)過去の基準年度の価格水準のもとで比較しているようにおもわれ

*までの価格変動率を P_1 とする。そうすると二重評価法のもとでの期首在高と期末在高の金額的比較はつぎの形で行なわれる。

$$\frac{b}{P_2} - \frac{a}{P_1} = \frac{bP_1 - aP_2}{P_1P_2} = \frac{P_1(b - a\frac{P_2}{P_1})}{P_1P_2} = \frac{P_2(\frac{P_1}{P_2}b - a)}{P_1P_2}$$

b と a の構成要素が同一でないかぎり $\frac{P_2}{P_1}$ は a についても b についてもその当期中の価格変動率をあらわさない。ゆえに二重評価法はカレントな価格水準での金額比較と同じ結果にならないのである。

(17) Raymond A. Hoffman, *op. cit.*, p. 243.

(18) この場合、当期末棚卸高原価(当期首原価であらわされたもの)は、基準年度から前年末までの累積指数で除し、当期首棚卸高原価(前年度首原価であらわされたもの)は基準年度から前年度首までの累積指数で除すことがある。この手続は、各年度の期末棚卸高はその年度の期首ちかくにおいて購入されたと仮定するものであろう。(ホフマンの前掲書中の設例では、かかる手続がもちいられている。Cf. Raymond A. Hoffman, *op. cit.*, pp. 245-247).

るのは、まったく計算手続にまどわされた錯覚であって、実際にはこの方法は、うえの両在高を今年度首または前年度首という比較的カレントな価格水準にもとづいて比較し、金額的増減をもとめているのである。その意味で、リンク・チェーン・指数をもちいる方法は、二重評価法とはことなるユニークな本質をもつというべきである。(前者を「前進法」、後者を「遡及法」ということもできるであろう)。

リンク・チェーン・指数による方法がカレントな価格水準にもとづく期首在高と期末在高との比較をもたらすことは、つぎのようにして証明されうるであろう。いま、ドル価値法が採用された第一年度(基準年度)から当該年度(第 n 年度)までのあいだの任意のある年度(第 m 年度とする)における期末棚卸資産プールの・期末原価評価額を期首原価評価額で除してえられた・比率(第 m 年度内における価格変動率)を P_m とする。 $(m = 1, 2 \dots n)$ 。当該年度(第 n 年度)における期首在高の・当期首の現在原価による・評価額を a 、当該年度の期末在高の・当期末の現在原価による・評価額を b とする。この場合において、リンク・チェーン・指数によれば、つぎのような形で期首在高と期末在高の金額比較が行なわれる。

(19) このことを明確に指摘した文献は筆者の知るかぎりほとんど皆無であるが、ホフマンはこのことを不明瞭にはあるが暗示している。「その手続(二重評価法をさす——引用者注)はまちがいだとはいわれえない。しかしまた、それが後入先出法の唯一の正しい適用法だともいえないのである。……時間が経過するにつれて、それは適用がますます困難になる。というのは基準棚卸高(the basic inventory)にはふくまれていなかった新しい項目に対してより多くの理論的原価(theoretical costs)が計算されねばならず、そして、もしも当年度の期首および期末の棚卸高にふくまれている諸財貨が基準日において保有されていたならば原価総計が示したであろう額のあいだで比較が行なわれるからである。後入先出法が使用されてきた期間中にその単位原価が異なった変動を示してきた諸項目のあいだでの、棚卸資産ミックスの変動のもたらす全影響が、そのミックスの変化が生ずる年度の利益に反映されるのである。……ドル価値原則のもとにおいては、任意の特定年度の期首と期末とにおける手許財貨の相対的数量(the relative quantity)の比較は、基準年度単位原価にもとづく評価額を比較することよりもむしろ当年度首単位原価にもとづいて両方の棚卸資産を評価することにより、一層よく行なわれる、と論じられうる。」(Raymond A. Hoffman, op. cit., p. 248).

$$\frac{b}{P_1 P_2 P_3 \cdots P_n} - \frac{a}{P_1 P_2 P_3 \cdots P_{n-1}} = \frac{b - a P_n}{P_1 P_2 P_3 \cdots P_n} = \frac{\frac{b}{P_n} - a}{\frac{1}{P_n} (P_1 P_2 P_3 \cdots P_n)} \cdots (1)$$

この(1)式の分子において、 b は第 n 年度末在Highのその年度末現在原価であり、 P_n はその在Highについての $\frac{\text{当期末原価}}{\text{当期首原価}}$ という比率をあらわしているから、 $\frac{b}{P_n}$ はまさに第 n 年度末在Highのその年度首原価に正確に等しい。ゆえに $\frac{b}{P_n} - a$ は、第 n 年度首の価格水準のもとにおいてその年度末の在Highとその年度首の在Highを金額的に比較していることを示しているわけである。⁽²⁰⁾

以上を要するに、二重評価法は期首在Highと期末在Highとを基準年度首の価格水準にひきもどして比較し（遡及法）、リンク・チェーン指数による方法はそれらを今期首または前期首の価格水準にもとづいて比較する（前進法）ことが、あきらかとなった。

ドル価値法の根底に存在する利益概念をあきらかにするために注目すべきいま一つの問題は、ある特定時点（基準年度首なり今期首なり前期首なり）における価格水準にもとづいて期首在Highと期末在Highとを金額的に比較するという場合、厳密にいつて両在Highについての「何が」比較されるのか、ということである。もっと具体的にいいあらわすと、その比較されるものの内容は、期首および期末のそのプールにおける生産物そのものの・特定時点における・評価額で

(20) P_m ($m=1, 2, \dots, n$) を、第 m 年度末の当該プールの・第 m 年度首と第 $m-1$ 年度首とにおける価格による二つの評価額のあいだの・比率を示すものとする。そして、第 m 年度末の在Highは第 m 年度首の現在原価 a_m でいったんあらわされたうえで、この評価額が $P_1 P_2 \cdots P_m$ により、基準年度原価にひきもどされる場合を考えよう。この場合の期末在Highと期首在Highとの金額比較はつぎの式で示される。

$$\frac{a_m}{P_1 P_2 \cdots P_m} - \frac{a_{m-1}}{P_1 P_2 \cdots P_{m-1}} = \frac{a_m - a_{m-1} P_m}{P_1 P_2 \cdots P_m} = \frac{\frac{a_m}{P_m} - a_{m-1}}{\frac{1}{P_m} (P_1 P_2 \cdots P_m)}$$

$\frac{a_m}{P_m}$ は、第 m 年度末在Highを第 $m-1$ 年度首の原価で評価した額を示すので、ここでは、当年度末在Highと当年度首在Highが前年度首の価格水準にもとづいて比較されているといえる。

あるか、それともその両プールにおける生産物を期首および期末においてそれぞれ製造するために必要な諸原価要素量の・特定時点における・評価額であるか、という問題なのである。⁽²¹⁾

もしも比較されるべきものが期首および期末における「生産物そのもの」(の金額的表現)であるならば、その比較を特定の共通時点における価格水準にもとづいて行なうためには、その特定価格水準のもとでの期首生産物量の取得価格とそこでの期末生産物量の取得価格とが比較されるべきである。(そうすればその比較の結果としての差額は——もしも生ずるとすれば——生産物量の差額に正確に呼応する)。しかるに、この意味の取得価格は、その特定時点における価格と技術水準のもとでの期首生産物量の製造原価額およびそこでの期末生産物量の製造原価額にはかならない。ゆえにまた、(各期末のカレントな価格とカレントな技術水準のもとでの製造原価額で一旦評価された)各期末生産物量をこの意味の(特定価格水準のもとでの)取得価格に換算するには、その生産物評価額にたいして、

$$\frac{\text{特定時点の価格と特定時点の技術水準のもとでの製造原価}}{\text{期末価格と期末技術水準のもとでの製造原価}} \dots\dots(1)$$

であらわされる比率を乗ずればよいことは、あきらかである。

それに対して、比較されるべき内容が、「生産物そのもの」ではなくて「原価要素量」(の金額的表現)であるならば、その比較を特定時点における共通の価格水準にもとづいて行なうためには、期首生産物量を期首技術水準のもとで生産するに要する諸原価要素量および期末生産物量を期末技術水準のもとで

(21) 当期首と当期末とにおける当該プールの内容が、同一種類の生産物の同一量から構成されている場合、生産物そのものの・特定時点における・評価額として期首在高と期末在高とを比較すれば、両在高はまったく等しい。けれども、たとえば、当期中に生産技術の向上があったために、同一量の生産物をつくるのに当期末には当期首よりもある特定種類の生産要素量が少なくてすむならば、原価要素量の・特定時点における・評価額として、期首在高と期末在高とを比較するならば、期末在高は期首在高よりも減少していることになる。すなわち、比較されるものの内容をどう考えるかにより、その比較の結果は異なってくるのである。

生産するために必要な諸原価要素量を，その特定比較時点の価格水準のもとで取得するための原価額が比較されるべきである。ゆえにまた，（各期末のカレントな価格とカレントな技術水準のもとでの製造原価額で一旦計算された）各期末生産物量をこの意味の（特定価格水準のもとにおける）取得価格に換算するためには，その各期末生産物評価額に対して，

$$\frac{\text{特定時点の価格と期末技術水準のもとでの製造原価}}{\text{期末価格と期末技術水準のもとでの製造原価}} \dots\dots(2)$$

であらわされる比率を乗ずればよいことがわかるであろう。

この問題にかんしてマックアンリー (Herbert T. McNally) はつぎのように主張する。「この価格変動指数（各年度末棚卸資産の現在原価をその年度首の価格水準にひきもどすための指数……引用者注）の作成にあたって，製造された諸項目の・価格下落以外のものにもとづく・単位原価削減は，価格増加を相殺することを許されない，ということが重要である。このようにして，期末棚卸高中のある完成生産物項目の数量は，そのカレントな製造指図書において必要とされる材料数量および加工時間の・カレントな原価価格水準と当年度首の原価価格水準とにおける・材料費，労務費および経費によって評価されるべきである。」⁽²²⁾ すなわちマックアンリーによれば，期末生産物量の現在原価を期首価格水準にひきもどすためにその現在原価に乗すべき比率の公式として，

$$\frac{\text{当期首価格と当期末技術水準にもとづく期末生産物製造原価}}{\text{当期末価格と当期末技術水準にもとづく期末生産物製造原価}}$$

を主張している。これは，うえに示した (2) 式の一例に相当するのであり，したがって，ブレイクリ (Edward J. Blakely) とクナットソン (Peter H. Knutson) が正しく指摘しているように，この意味の金額比較は「棚卸資産の単位を生産物の単位から原価要素の単位（材料費，労務費および経費）に変更した」⁽²³⁾ ものだ，ということができよう。すなわち，この方式は当該プールの

(22) Herbert T. McNally, The Current Status of Lifo, the Journal of Accountancy, May 1958, p. 60.

(23) Edward J. Blakely and Peter H. Knutson, L. I. F. O. or L. O. F. I.—Which?, the Accounting Review, Jan. 1963, p. 82.

期首生産物数量とそのプールの期末生産物数量とを、生産物単位として比較するのではなく、期首においてその期首生産物量を製造するために必要であった諸原価要素量が期末においてその期末生産物量を製造するために要する諸原価要素量より多いか少ないかを(もちろん数量的にはなく金額的に)比較するのである。つまり、この種のドル価値法のもとでは、同一の原価要素量に換算される生産物量を毎期同一の原価額で貸借対照表上くりこして行くことになる。しかるに技術進歩の結果同一の原価要素量からより多くの生産物が製造されてくるから、この評価手続はしばしば、以前よりも多くの生産物単位数を以前とまったく同じ原価額で貸借対照表上評価しつづけることになる。

ブレイクリとクナットソンはこの点をとらえて、かかる方法によれば「完成品のより大きな数量の取得のために処分可能利益あるいは実現利益が減ぜられる⁽²⁴⁾」ことになり、また「原価という言葉のいかなる合理的な意味をも取り去るほど低い額で棚卸高を評価⁽²⁵⁾」することになる、と反論している。この立場からいえば、原価要素単位ではなく生産物単位そのものの比較を行なう前掲の(1)式による方法が支持されることになるであろう。

以上のべた二つの点、すなわち期首在高と期末在高との金額比較を行なうのはいかなる時点の価格水準のもとにおいてか、そして、その比較される内容は(とくに生産物について)生産物そのものであるか又はその時その時の技術水準のもとでその生産物を製造するために必要な原価要素量か、についてとくに

(24) Ibid., p. 84.

(25) Ibid., p. 86. ファーミンもまたつぎのようにのべている。「生産要素に対して支払われた、その『インフレ的』と主張された価格の上昇がたんなる価格水準の上昇ではなくて技術の改良に対する特定の反応をあらわしているならば、もしも構成要素(原価要素——引用者)識別アプローチがもちいられるならば、棚卸資産原価の流れの不当な配分が行なわれたので」あり、「棚卸資産評価額を増加させることなしに、完成品にかかわらしめてみると棚卸高物量単位の累積が生じうる」のである、と。(Peter A. Firmin, Dollar Value Lifo: Legitimate or Not?, the Accounting Review, April 1963, p. 276).

考慮を払いながら、ドル価値後入先出法の計算例をつぎに示すことにしよう。⁽²⁶⁾

第 一 表

	手 許 在 高 原 価					
	現 在 原 価		基 準 年 度 原 価		年 度 首 原 価	
	単 価	合 計	単 価	合 計	単 価	合 計
第 1 年 度						
期首棚卸高						
項目 A 10単位	\$ 50	\$ 500				
項目 B 5単位	10	50				
項目 C 0単位	10	0				
		\$ 550				
期末棚卸高						
項目 A 10単位	\$ 52	\$ 520	\$ 50(50)	\$ 500(500)	\$ 50(50)	\$ 500(500)
項目 B 4単位	12	48	10(10)	40 (40)	10(10)	40 (40)
項目 C 1単位	14	14	10(10)	10 (10)	10(10)	10 (10)
		\$ 582		\$ 550(550)		\$ 550(550)
第 2 年 度						
期末棚卸高						
項目 A 10単位	\$ 55	\$ 550	\$ 50(50)	\$ 500(500)	\$ 52(52)	\$ 520(520)
項目 B 2単位	13	26	10(10)	20 (20)	12(12)	24 (24)
項目 C 3単位	16	48	10(10)	30 (30)	14(14)	42 (42)
		\$ 624		\$ 550(550)		\$ 586(586)
第 3 年 度						
期末棚卸高						
項目 A 10単位	\$ 60	\$ 600	\$ 50(50)	\$ 500(500)	\$ 55(55)	\$ 550(550)
項目 B 2単位	15	30	10(10)	20 (20)	13(13)	26 (26)
項目 C 10単位	6	60	10(3)	100 (30)	16(4.8)	160 (48)
		\$ 690		\$ 620(550)		\$ 736(624)

(注) 第一年度、第二年度および第三年度の期末棚卸高についての、基準年度原価および年度首原価の表示において、カッコ内に示された数字があるが、これは、各年度末における技術水準を基礎にして（しかも単価は基準年度原価なり年度首原価なりを用いて）計算された製造原価をあらわしている。カッコをつけていない数字はもちろん、基準年度原価については基準年度首の技術水準、年度首原価はその年度首技術水準にもとづく製造原価を意味する。

(26) つぎに示す例は、 Hofmann の前掲書における設例 (Raymond A. Hoffman, op. cit., pp. 245-247) をいくらか変更しかつ若干の追加的な仮定を挿入することにより、筆者がつくったものである。

〔例〕 当企業のある棚卸資産プールは、A、BおよびCの三種類の製品から構成されている（ただし第一年度首にはCはゼロであった）。第一年度、第二年度および第三年度におけるこのプールの内容の構成と、それらをさまざまな価格水準にもとづいて評価した場合の諸数値を例示すれば第一表のとおりである。

第一表のデータにもとづいて、つぎの四つの種類のドル価値法を第二表に例示する。(a)二重評価法であって生産物単位の比較を行なう方法、(b)二重評価法であって原価要素単位の比較を行なう方法、(c)リンクチェーン指数法であって生産物単位の比較を行なう方法、(d)リンクチェーン指数法であって原価要素単位の比較を行なう方法。

第二表の計算から次の二つの注目すべき事実がきらかになった。

(1) 第一年度末棚卸高評価額と第二年度末棚卸高評価額とは、二重評価法の場合には（生産物単位の比較の方法であると原価要素単位の比較の方法であることを問わず）同一であるが、リンクチェーン指数法の場合には（生産物単位の比較法も原価要素単位の比較法も）それぞれ変化している。そして、二重評価法の場合にそれらが同一であったのは、第一年度末在高と第二年度末在高とが、その構成要素は相互にこたっているにもかかわらず、それら在高の基準年度（首）原価評価額が同一であったという理由にもとづいている⁽²⁷⁾。他方リンクチェーン指数法にあって第二年度末在高評価額が第一年度末在高より \$ 4.2 ふえている理由は、期首在高と期末在高の比較がここでは（基準年度首価格水準ではなくて）第一年度末価格水準にもとづいて行われており、そしてこの価格水準のもとでは第二年度末在高構成内容の・第一年度末在高内容に比しての・変化は第一年度末(第二年度首)原価で評価して \$ 4 (= \$ 586 - \$ 582) に相当し、それを当期価格指数 106.5 (= 624 ÷ 586) にもとづいて第二年度末価格に修正すると約 \$ 4.2 となること、にもとづいているといえよう。つまり、第

(27) 第二年度末在高は第一年度末在高にくらべて、Bが2単位へってCが2単位ふえているが、BもCも基準年度首単位原価がともに \$ 10 でひとしいために、この二つの在高の基準年度首原価評価額はひとしいのである。

第 二 表

	二 重 評 価 法					
	生産物単位の比較			原価要素単位の比較		
	第一年度	第二年度	第三年度	第一年度	第二年度	第三年度
1. 期首繰越高（第二年度以後は前年の8）	550	550	550	550	550	550
2. 期末現在原価による期末棚卸高	582	624	690	582	624	690
3. 基準年度原価による期末棚卸高	550	550	620	550	550	550
4. 価格指数（2÷3）	106	113	111	106	113	125
5. 基準年度原価による期首棚卸高（第二年度以後は前年度の3）	550	550	550	550	550	550
6. 基準年度原価による棚卸資産増加額（3-5）	0	0	70	0	0	0
7. 期末現在原価による棚卸資産増加額（6×4）	0	0	78	0	0	0
8. 本法による期末棚卸高評価額（1+7）	550	550	628	550	550	550
	リンクチェーン指数法					
	生産物単位の比較			原価要素単位の比較		
	第一年度	第二年度	第三年度	第一年度	第二年度	第三年度
1. 期首繰越高（第二年度以後は前年の10）	550	550	554.2	550	550	554.2
2. 期末現在原価による期末棚卸高	582	624	690	582	624	690
3. 期首原価による期末棚卸高	550	586	736	550	586	624
4. 当期価格指数（2÷3）	105.8	106.5	93.8	106	106.5	110.6
5. 累積価格指数（4×前年の5）	105.8	112.7	105.7	106	112.7	124.6
6. 基準価格による期末棚卸高（2÷5）	550	553.7	652.8	550	553.7	553.7
7. 基準価格による期首棚卸高（第二年度以後は前年の6）	550	550	553.7	550	550	553.7
8. 基準価格による棚卸資産増加額（6-7）	0	3.7	99.1	0	3.7	0
9. 期末現在原価による棚卸資産増加額（8×5）	0	4.2	104.7	0	4.2	0
10. 本法による期末棚卸高評価額（1+9）	550	554.2	658.9	550	554.2	554.2

二年度末在高は第一年度末在高とくらべて、基準年度首価格水準のもとでは等価である(二重評価法の場合)が、第一年度末(第二年度首)価格水準にもとづく等価ではない(リンクチェーン指数法)という例を、第二表は示しているのである。ドル価値法という特殊な会計方法の問題だけにとどまらず、一般的にいて、二つの異なる時点における二つの財貨在高が(なんらかの意味で)等価かいなかを考える場合に、いったいいかなる時点の価格水準にもとづく等価性を考えるべきか、ということは、たとえば実体維持思考を発展させるうえにも重要な問題ではなかろうか。

(2) 第二年度末棚卸高評価額と第三年度末棚卸高評価額とは、生産物単位の比較を行なう方法の場合には(二重評価法であるとリンクチェーン指数法であると問わず)異なった数値になっているが、原価要素単位による比較を行なう方法の場合には(二重評価法であってもリンクチェーン指数法であっても)まったく等しい数値になっている。第一表からあきらかなように、第三年度末棚卸高中の項目Cについての単位あたり製造原価が基準原価であらわして\$10から\$3に、年度首原価で表現すると\$16から\$4.8へと、激減しており、そしてこのことは、第三年度中において項目Cの製造技術の画期的な向上があったことを示している。

この場合、生産物単位の比較を行う方法(便宜上二重評価法のみを考えよう)によれば、第三年度末には第二年度末に比して生産物としての項目Cが7単位だけ増加しており、その基準年度単価\$10を乗ずるならば、基準年度首原価であらわして\$70の増加が当期中に生じた。そこでそれを当期価格指数111にもとづいて第三年度末価格に還元すれば、\$78の増加が生じた、と考えられる。しかるに、原価要素単位の比較を行なう方法によれば、第三年度末在高中の項目Cはたしかに7項目ふえているけれども、当期中の製造技術の進歩のために当期末の技術水準のもとではかかる増大した第三年度末棚卸高の製造に要する原価(基準年度首単価または第三年度首単価にもとづく)は第三年度首棚卸高の製造に要する原価と全く同一である(\$550又は\$624)という点が強調される。必要な原価要素量が等価なのであるから同一の金額で期末在高をくり

こすべきだ、と主張される。このようにして、たんにドル価値法という特定の会計方法についてのみならず、一般的に考えて、二つの異なる時点における財貨在高が等価（金額的に等しい）かいなかを考える場合、それは生産物単位としての等価であるか又は原価要素単位としての等価であるか、という問題があることがわかる。たとえば実体維持思考を発展させるためには、このような問題をふかく検討することが必要なのではなからうか。

3. 後入先出法と基礎在高思考

後入先出法は（基礎在高法とおなじく）ある特定の企業利益概念の算定をめざす会計方法であり、その利益概念の正当性によってのみこの方法はよく根拠づけられうる、とわれわれは考えるのであるが、このことをあきらかにするためには、まず第一に、このような企業利益概念という角度以外のなんらかの立場からの後入先出法の根拠づけの試みはいずれも論理的にみて不十分であることが、示されなければならないであろう。

すでに広くみとめられているように、後入先出法が立脚している仮定（最も近く取得されたものから払出が行われ、期末棚卸品は最も古く取得されたものから順次なるという仮定）が企業における現実の物の流れに合致しない場合はきわめてしばしば存在する⁽¹⁾。したがって、物の実際の動きに一致した原価配分

(1) ハズバンドはつぎのように述べた。「とくに棚卸資産は多少とも連続的な取替をこうむるものである。有効な経営は通常、とくにスタイルとか破損しやすい財とかが関係している場合には、その古い在庫品を最初に処分するものである。……（ゆえに）期末棚卸高における物理的な財が最初の棚卸資産投資をあらわすということは、めったにない。」（George R. Husband, *The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation*, in : S. A. Zeff and T. F. Keller (ed.), *Financial Accounting Theory, Issues and Controversies*, New York 1964, p. 103). 後入先出法の強力な擁護者である渡辺進博士は、物の実際の動きがおおむね後入先出的である場合も存在することを一方では強調しつつも、「しかし後入先出法が考案され主張されてきたのはかかる場合に適用するためではない。物の実際の流れが概ね先入先出的であることを認めながらも後入先出法の適用が考えられるのである」として、後入先出的仮定がおおむね物の実際の流れに合致しないことを認めておられる。（渡辺進著、*棚卸資産会計*（改訂版）、昭和40年、126頁）。

をもって理想的な(もっとも正しい)会計手続と考える伝統的な立場⁽²⁾によれば、原価の「ある流れの仮定が財の実際の流れのもっとも顕著な特色を反映⁽³⁾」している場合にのみその仮定は「現実的」とよばれ、そしてこの見地からみれば後入先出法(とその背後にある仮定)は「作為的」である、ときめつけられるに⁽⁴⁾いたった。このようにして、ペイトンによれば、「第一に、そして何よりも、採用されるいかなる仮定も、確認しうる疑いのない物的事実から不当にはなれるべきではない。……存在しうるすべての理論的観念の立場からみて、経済的な流れ(economic flow)は物的な流れと一致しないかもしれない。しかし、その証明の責任は、物的な検査や経験のデータ、有能な工学のデータと基本的にくいちがっていることが証明されうるなんらかの会計手続の採用を主張する者に対してきわめて重くおわされるのである。」⁽⁵⁾

このようにして、後入先出法の立脚している原価配分の仮定は財の実際の動きにはおおむね一致しないために、かかる「実際の『物の流れ』には概ね即応しない『原価の流れ』を前提とすることが認められるためにはそこに何等かの合理的な根拠が存在していなければならない。」⁽⁶⁾それは一体何であろうか。

ハズバンドとペイトンによれば、その根拠の一つとして主張された考え方

(2) たとえばペイトンは、個別法について「これは理想的な手続である」が実際的でない、とのべている。(William A. Paton, *The Cost Approaches to Inventories*, in : H. F. Taggart, *Paton on Accounting*, the University of Michigan 1964, p. 371).

AAAもかつて同様の見解を発表した。(AAA, *Supplementary Statement No. 6, Inventory Pricing and Changes in Price Levels*, in : *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements*, American Accounting Association, p. 36. 中島省吾訳編, 増訂AAA会計原則, 昭和39年, 102頁)。

(3) AAA, *Supplementary Statement No.6*, op. cit., p. 36. (中島訳, 102頁)。

(4) *Ibid.*, p. 36. (中島訳, 103頁)。

(5) William A. Paton, *The Cost Approaches to Inventories*, op. cit., p. 372. また、William A. Paton, *Last-in, First-out*, the *Journal of Accountancy*, May 1940, p. 358 にも、ほとんど同趣旨の主張がおこなわれている。

(6) 渡辺進著, 前掲書, 126頁。

は、いわゆる基礎在高思考である、と指摘される。「Lifo 狂達は、棚卸資産はすくなくともある正常在高量までは本質的に固定資産であり、それに即して評価されるべきだ、としばしば主張する。」⁽⁷⁾すなわち、ゴーイング・コンサーンは通常すくなくとも特定の最少数量にひとしい棚卸資産を維持しなければならず、その意味でこれは固定資産的性格をもっているのです、その棚卸資産数量が不変にとどまっているかぎりそれは最初の購入原価にもとづいて表示されるべきだ、というのである。⁽⁸⁾さきに見たように、後入先出法によれば、期末在高のうちで期首在高と数量的または金額的に等しい部分はその期首原価という固定的評価額のままで期末貸借対照表に計上されるのであるが、この手続はその数量が固定資産的性格をもつということにより正当化される、と主張されるのである。

このような基礎在高思考の・後入先出法への・採用にたいして、ハズバンドおよびペイトンのとった態度は、このような思考はそれ自体としては妥当性をもつけれども、「基本的にはかかる概念は会計にたいするあたらしいアプローチを要求する」⁽⁹⁾ものであり、現行制度としての「真の歴史的会計」⁽¹⁰⁾（true historical accounting）あるいは「標準的な実践」⁽¹¹⁾とはその思考および手続は合致しない、とするものであった。どういう意味で合致しないかということをも、ペイトンはつぎのように詳述している。

「後入先出法においては、手許財貨はつねにもっとも古い在庫品の原価から構成されている、と仮定される。このことは、その保持される棚卸高の最少数量をつみあげるための原始原価が諸勘定に恒久的に留保されるということの意味する。……この最少在高をこえる棚卸資産超過分は、仕入および払出しの記

(7) William A. Paton, Last-in, First-out, the Journal of Accountancy, May 1940, p. 358.

(8) ハズバンドもこの見解をとりあげ批判している。Cf. George R. Husband, The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation, op. cit., p. 103.

(9) George R. Husband, op. cit., p. 103.

(10) Ibid., p. 103.

(11) William A. Paton, Last-in, First-out, op. cit., p. 358.

録にてらしてできるかぎりもっとも古い増加分にかかわらしめて評価されるであろう。この手続が設備にたいして適用される場合にその結果はどうなるか。たとえば、営業活動の開始時においてX会社は100台の類似したトラックを一台1,500ドルの原価で取得し、そして3年後にこれらのトラックは、もとのものと同じタイプの100台のあたらしい単位によって各1,200ドルの原価で取替られる、と仮定しよう。後入先出法にしたがうと、第三年度末におけるトラックのその『棚卸高』は、現存しているその車の原価がたんに120,000ドルにすぎないという明白な事実にもかかわらず、150,000ドルで釘づけにされているのである。さらに何回トラックのストックが更新されようとも、そして後のトラックの原価が最初の取得物の原価からどれだけ相違していようとも、この状況は不変のままであろう。

設備勘定についてのこのような取扱いは、よき実践とはまったく反対のものであり、おそらくいかなる公認会計士によっても許されないであろう。諸記録は諸資産の以前のジェネレーションの原価はなくて、むしろ諸施設の現在のレイアウトの原価を表示すべきである、という要請は、ほとんど公理的である。⁽¹²⁾」

以上のペイトンの主張を要約すればこういえよう。固定資産にかんする標準的な会計実践においては、個々の諸財貨の取得と費消という個別的・物財的・事実にもとづく原価配分が行われるのであり、したがって、棚卸資産を個々の構成要素の集りとしてではなくてむしろ（少なくとも基礎在高部分については）一体として結合された一つの固定資産として、つまり一体的・機能的・事実に着目して原価配分を行うべきだとする基礎在高思考は、現行の会計実践と、調和するものではない、ということなのであろう。⁽¹³⁾

(12) Ibid., pp. 358-359.

(13) ハズバンドもつぎのようにいう。「もしも原価の変化のために、一定量の棚卸資産を維持するためにより大きい又は小さい資本が必要とされるならば、歴史的会計はその事実を記録しかつ表示すべきである。もしもこれがなされないならば、その記録は不正確になる。」(George R. Husband, *The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation*, op. cit., p. 103).

要するに、棚卸資産を^一体的・^機能的立場からながめるかぎりは基礎在高思考は妥当なものであるけれども、従来の^個別的・^物財的立場をすててかかる新しい立場へ移行することが正当かいなかは、従来の（基礎在高法および後入先出法出現以前の）会計実践の枠の中では判断されえない問題である、といわなければならない。すなわち、基礎在高部分が固定資産であるという主張の前提には、棚卸資産を^一体的・^機能的にながめるという立場が存在するわけであるが、このような立場は（複会計制度をのぞく）従来の会計実践にはなかった新しいものであるから、この立場そのものの妥当性がまず問われねばならないのである。

4. 後入先出法と同一価格水準的対応思考

さきへのべたように、後入先出法が立脚している原価の流れにかんする仮定は財の実際の動きにはおおむね一致しないものであり、したがって後入先出法をささえる理論的根拠はなにか、ということが特に問題となってきた。そしてその根拠の第二番目のものとしてここでとりあげるのは、財の実際の動きを反映するとき原価配分よりも後入先出的な原価配分によるほうがいっそう有意義な（または真実な）企業利益を算定しうる、とする主張である。すなわち、さきの基礎在高—固定資産観にもとづく・後入先出法の・正当化のころころみだが、基礎在高棚卸資産はいわば固定資産であるというアナロジーをつうじて後入先出法の評価手続を伝統的会計理論の枠の中で合理化しようとした——その企てが不成功であることはすでにのべた——ものであるのに対して、この立場は、企業利益概念という側面からみて財の実際の動きを反映する原価配分方法⁽¹⁾のもたらす利益はかならずしも有用なものではなく、後入先出法（および基礎

(1) 財の流れにもとづく原価配分方法を理想と考える古典的な会計理論に対する不信は、たとえばつぎのような形で表明された。「たんに財の流れのみを考慮することによってある方法よりも他の方法を用いることを正当化しようとすることの誤りは、二人の石炭業者（coal dealers）が同一の等級の石炭をあつかっているという仮設的なケースを例としてあげることにより、あきらかとなる。一方の業者は、あたらしい石炭のロット*

在高法)の志向する利益概念は他の棚卸方法によりもたらされるそれとは異質で新しいけれどもそのかわりに一層有用または真実である、と主張するものである。そしてこの主張は、収益と費用との「同一価格水準の対応」およびそれをつうじての「棚卸資産損益の排除」という形で展開されてきた。⁽²⁾

*をうけとると、それを以前の石炭の仕入分の頂上に堆積としてつみおろす。他方の者はいく分かより精巧な機構をもっているの、あたらしい石炭のうけ入れを以前の仕入分の頂上におろすが、ホッパー(hopper)の中へおろすのである。前者の業者の場合における石炭の流れは、彼がその堆積の頂上から石炭をとり出すと仮定すると、後入先出の基準にもとづいているであろう。後者の業者の場合においては、石炭の流れは先入先出基準にもとづいているであろう。というのは彼はそれをホッパーの底からとり出すからである。一方の者がその堆積の頂上から販売したが他者はホッパーの底からそれを引き出したということだけのために、その各業者が石炭の比較可能な売上について異なった利益を計上すべきであると主張することは、通常の利益概念に一致しているものとはおもわれない。……もしもわれわれが、さまざまな棚卸資産原価配分方法について、それらが財貨にはかならずしも関係のない原価の流れにかんする諸仮定を反映すると考えるならば、われわれはそれらの諸利点について一層現実的な結論に到達するであろう。」(Carman G. Blough, *Changing Accounting and Economic Concepts Affect Methods of Inventory Pricing*, the *Journal of Accountancy*, Sept. 1948, pp. 205-206.

(2) 後入先出法が志向する利益概念をこのように「同一価格水準の対応」という概念と結びつけて論じようとするには、異論がありうるかもしれない。たとえば後入先出法をつぎのように理解する見解がある。「後入先出法の精神は、棚卸資産の正常在高について価格変動損益を期間損益から中和化させることにあり、正常在高をこえる在高については価格変動損益の中和化を図ろうとするものではない……」(企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書、第四 棚卸資産の評価について、大蔵省企業会計審議会、注解7)。このような見解によれば、収益と費用との同一価格水準の対応ということは——もしも達成されるとしても——それは後入先出法が事後的にもたらす効果にすぎず、この会計方法の真の根拠は、あくまでも、正常在高を中和化する(期首と期末と同じ金額で評価する)ことにより期間利益から(この在高の評価替により生ずべき)価格変動損益を排除することにある、と考えられるかも知れない。しかし後入先出法のもとにおいて、この正常在高から上の意味の価格変動損益を中和化することが正当化されるのは、当期の払出品を当期のカレントな原価で評価することが必要である場合のみである。(たとえば、もしも前期からくりこされてきた正常在高の全部が火災により焼失してしまった場合、この損失は営業活動に無関係であるから、これは当期の収益にチャージされることなく、繰越利益剰余金にチャージされることに決定したとする。そ*

この「同一価格水準的対応」という概念は、期間収益にたいしてそれが立脚しているのとおなじカレントな価格水準にもとづいて表現された期間費用を対応させようとする考え方であるが、やや詳細に考えると、(1)いかなる範囲の棚卸資産費用について収益との同一価格水準的対応を行なうのか、(2)いかなる意味の同一価格水準的対応をその範囲の棚卸資産費用について達成しようとするのか、という二点にかんしては見解の相違がみられるのである。そうして、後入先出法の根底にあると考えられる利益概念を抽出するためには、この二つの問題点を精密に考えておくことにより、同一価格水準的対応という概念を分析しておくことが必要とおもわれる。ここでは、われわれは便宜上、上の(2)のほうの、同一価格水準的対応という概念のもつ意味の分析から、まず話をはじめようとおもう。

後入先出法との関連において語られてきた「同一価格水準的対応」概念は、もっとも根本的には、同一全般価格水準的対応概念と同一個別価格水準的対応概念とに大別されうるようにおもわれる。前者は、収益と費用とを同一の全般的購買力価値をもつ貨幣単位にかかわらしめて表現するという目的のために、すでに当期のかかる貨幣価値にもとづいて表現されている当期収益にたいして、当期払出品の・過去時点における・取得原価にたいしてその過去時点と現

* してこの場合、その損失はその焼失した財貨に付されていた評価額で計上されるべきか、またはその焼失した正常在高を填補するために当期において取得された財貨の当期の取得原価にもとづいて計上されるべきか、はあきらかでない。しかしもしも前者の方針がとられるならば、期末正常在高（当期中の取得品）を期首正常在高評価額にもとづいて評価する（価格変動損益を中和化する）ことはなされるべきではなく、その期末在高の当期中の実際取得原価にもとづいて評価されるべきことは、あきらかである。それに反して後者の評価方針がとられるならば、期末正常在高を期首正常在高評価額で評価すること（価格変動損益を中和化すること）が、当期火災損失をその填補に要したカレントな原価で計上する意味で、有意義であるかもしれない。このようにして、正常在高の価格変動損益を中和化する手続は、後入先出法のものでさえも、当期払出品が正常な棚卸資産費用をあらわしており、したがってそれをカレントな原価にもとづいて収益にチャージすべき場合、あるいは当期払出品がかりに臨時の損失として費消されたものであっても、その損失をその填補に要する現在原価にもとづいて当期収益又は繰越利益剰余金にチャージするべく決定された場合にのみ、正当化されるのである。）このよ*

在時点とのあいだの一般物価変動割合を乗じてカレントな貨幣価値に修正した額を棚卸資産費用として計上しようとする考え方である。それにたいして、後者は、期間収益をもって当期販売財の・カレントな・個別販売価格の合計と理解したうえで、このような期間収益にたいして、当期のカレントな個別取得価格にもとづいて評価された棚卸資産費用を対応させようとする考え方である。

まず、同一全般価格水準的対応概念にかかわらしめて後入先出法に言及したものと、たとえば1953年に発表されたアメリカ会計学会の見解をあげることができる。その見解によれば、「後入先出の流れの仮定は現在では広くとり入れられている。しかし、財の実際の流れと、ごくおおまかな意味においてにせよ、一致するという根拠でその仮定を正当とみなしうる適用例は、あるとしても、ごく稀である。『作為的』な後入先出法は価格水準の変動が著しい期間には当期の原価 (current costs) (その貨幣単位の一般購買力の変動を反映するように修正されたドル価値原価) を当期の収益に対応させることに接近する手段として歓迎されるむきがある。しかし、このような作為的な対応の正確性がその結果生ずる現実よりの背離をも正当化しうる程であるか否かについては大きな疑問が残る。⁽³⁾」(上点引用者) しかしながら、このように後入先出法が

* うにして、正常在高量が期末において保持されている場合にも、それについての価格変動損益の中和化がおこなわれるべきかどうかは、当期払出品を収益(又は繰越利益剰余金)にたいして同一価格水準的に対応させる理論的および実際の必要があるかいなかによって根本的に決定されるのであるから、後入先出法の理論的根拠としては、「正常在高についての価格変動損益の排除」ということよりも、「収益と棚卸資産費用との同一価格水準的対応」ということのほうが一層根源的である、と我々は考えるのである。もちろん、ここで我々が主張したいのは、後入先出法の究極的な理論的根拠が貸借対照表上の在高計算の側ではなくて収益費用計算(を行う損益計算書)の側にある、ということのみであり、正常在高以外のすべての棚卸資産の払出品原価が、収益にたいして同一価格水準的に対応せしめられるべきだ、というようなことではない。

(3) Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, Supplementary Statement No. 6, Inventory Pricing and Changes in Price Levels, in: Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements and Preceding Statements and Supplements, American Accounting Association, p. 37. (中島省吾訳編, 増訂AAA会計原則, 昭和39年, 103頁)。

同一全般価格水準的対応を志向する方法であると断定したうえで、その前提に立ってこの目標を後入先出法が正確に達成しうるか否かを問題にすることは、きわめて不適切であると我々は考える。というのはこの断定は後入先出法そのものの内在的な理解によってみちびきだされた判断というよりも、むしろ修正原価主義を正しいとする立場からの・後入先出法の・一つの「眺め方」を示すにすぎないからである。⁽⁴⁾ 個別価格の変動と全般価格変動が平行するという保証はほとんどありえないから、カレントな個別価格を棚卸資産費用に反映させる後入先出法が同一全般価格水準的対応という目的をきわめて不完全にしか達成しえないのはもちろんであって、かかる目的をこの会計方法の理解のために設定することこそがあまりである、とおもわれる。

さて、つぎに「同一個別価格水準的対応」であるが、後入先出法のめざしている目標が（当期に費消・販売された棚卸資産についての）この意味の同一価格水準的対応にあることを主張する文献は枚挙にいとまがないほどであり、こ⁽⁵⁾

(4) 片野一郎博士もつぎのようにのべられた。「棚卸資産評価における後入先出法にしても、基準有高法にしても、また低価法にしても、あるいは価格変動準備金の設定にしても、さらに、減価償却における加速償却法にしても、種々の方法による資本支出と収益支出の相関的操作にしても、その他いろいろの秘密積立金操作にしても、そのいずれもが直接間接貨幣価値変動に起因する計算上の利益と損失の長期的相殺による計算上の利潤の平均化手段である、とみるのが至当である。」（片野一郎著、インフレーション会計の焦点、昭和34年、43頁）。

(5) 山下勝治博士はこの点をつぎのように指摘された。「後入先出法は……入庫口の新しいものの順にこれを払出すと仮定して、払出品原価を計算する方法である。それは、初めから在庫品の流れ——原価の流れを無視して、もっぱら、売上収益に対比すべき売上原価の対応をできるだけ同一価格水準的対応関係におくための、損益計算上の要請に基礎をおくものである。」（山下勝治著、新版会计学一般理論、昭和38年、79頁）。

渡辺進博士もつぎのように述べておられる。「後入先出法において想定されている原価の流れは先入先出法の場合と全く逆であって、おおむね実際の物の流れには即応しない。しかもかかる原価配分方法が一般に承認されているのは、現在の収益に現在の原価を対応せしめるという後入先出法の有する機能の有用性によるものである。」（渡辺進稿、後入先出法、神戸大学会计学研究室編、新会计学辞典、昭和41年、8頁）。

番場嘉一郎博士はつぎのように主張される。「収益額と同一価格水準における原価額を収益額から控除することによって適正な経営損益が算定されるという仮定にたつき*

の見解がいちおう現在の後入先出法理解における通説をあらわしている、といえる。しかしながら、この対応概念について、(a)同一価格水準とは正確には「いつ」の価格水準をいうのか、(b)この場合の対応とは「何」と「何」とのあいだの対応をいうのか(とくに金額後入先出法をふくめて考える場合)、という二点については、つっこんだ分析はまだなされていないのが現状である、と考えられる。

(a) 渡辺進博士は、同一価格水準的対応(およびそれをつうじて期間損益から排除されるべき棚卸資産損益)にかんする精緻な研究のなかで、国民所得会

*り、現在の収益に対して過去の棚卸資産原価……を対応せしめるところの通常原価主義会計に対して、いかなるモディフィケーションを施すべきかといえば、それには2つの行き方が考えられる。(a)通常原価配分方法によって決定された費用を現在の原価に置き換える方法ないし修正する方法をとること;(b)棚卸資産原価の配分方法を合目的な配分方法に変更すること、のいずれかである。」そして基準棚卸法(基礎在高法)および後入先出法はこのうちの(b)に属している、と主張されるのである。(番場嘉一郎著、棚卸資産会計、昭和38年、401~402頁)。

ペルベはつぎのようにのべた。後入先出法の「第一の目的は当期の売上にたいして当期の原価をわりあてることである。」(Maurice E. Peloubet, Last-in, First-out Once More, the Journal of Accountancy, June 1940, p. 448). さらにペルベは一步を進めてつぎのようにも述べている。「……作成されるもっとも正確な計算書は、そこにおいてカレントな営業活動ができるだけカレントなドルにもとづいて表現されているものである。」(ditto, Has Lifo Fallen, the Journal of Accountancy, April 1948, p. 302).

アーサーも、基礎在高法と後入先出法の両者は、「カレントな売上にたいして過去ではなくてカレントな原材料仕入をチャージすることにより、会計上の結果から棚卸資産利益を排除する」ものである、とのべている。(Henry B. Arthur, Inventory Profit in the Business Cycle, the American Economic Review, March 1938, p. 31).

ブロードも、「現在では、後入先出法はカレントな収益に対してカレントな原価を対応させるための実際的な方法をあらわしている、という見地に対して一般的な支持が存在しているとおもわれる」と主張する。(Samuel G. Broad, Valuation of Inventories, the Accounting Review, July 1950, p.231).

その他、ブローおよびフィニー・ミラーも、同様の見解を主張している。(Cf. Carman G. Blough, Reserve for Involuntary Liquidated Inventories Under the LIFO Method, the Journal of Accountancy, March 1948, p. 204.; H. A. Finney and H. E. Miller, Principles of Accounting, Intermediate, 5th ed., Englewood Cliffs, N. J., 1958, p. 268).

計論の領域において純国民所得を算定するために控除されるべき棚卸資産費用額の算定方式としての、クズネッツ（Simon Kuznets）により示された「取替原価法」とプレイ（F. Sewell Bray）により提唱された「補充原価法」とをとりあげて検討しておられる。その研究によると、まずクズネッツ説によれば、生産された純国民所得とは、生産された一切の財貨および用役の価額（value）とこの生産のために消費された財貨の価額の差額である。そして、棚卸資産の消費についていえば、その評価基準たるその「価額」とは、理論的には消費過程が完了した時点（すなわち販売の時点）における・消費された棚卸資産の・時価を意味する、とクズネッツはのべている、といわれる。⁽⁶⁾この見解は要するに、当期の収益にたいして、その収益が認識される時点と同一時点における・その棚卸資産の・取替原価を対応せしめようとする立場なのであるから、これを、（収益と費用との）同一時点個別価格水準的対応と名づけることができるであろう。

それに対してプレイ説においては、企業の実質資産の一部を構成する財貨ストックを維持し生産能力を維持することなくしては利潤は発生しないという立場から出発する。このような計算目的を達成するためには、当期の棚卸資産費用は、クズネッツのいうような各払出時点における取替原価ではなくて、当期中に（それら払出品の補充のために）実際に発生した原価がもちいられねばならないことになる。⁽⁷⁾この補充のための原価を渡辺博士は別の箇所で「実際取替原価」とも呼んでおられる。⁽⁸⁾このようにして、プレイ説においては、期間売上収益にたいして、当期払出品の再取得のために当期において発生した原価を対応せしめる方式が主張されているのであるから、この対応方式を、（収益と費

(6) 渡辺進著、棚卸資産会計（改訂版）、215—227頁。

(7) 同上、227—235頁。

(8) 同上、280頁。

用との) 同一期間個別価格水準的対応と名づけることが許されるであろう。⁽⁹⁾

のちにも示すように、渡辺博士によれば、上の二種類の「同一価格水準的対応」のいずれによっても、「⁽¹⁰⁾ 眞実の原価」したがってまた眞実の利益が算定される、と考えられる。しかしながら「企業会計の見地からは補充原価法(同一期間個別価格水準的対応——引用者注)を基礎として棚卸資産損益を考えることが⁽¹¹⁾ 適当であると思われる。」

(d) 同一時点個別価格水準的対応にしてもまた同一期間個別価格水準的対応にしても、それらの対応においては、いったい何と何が対応せしめられるのであろうか。まず数量法としての後入先出法のもとでは、販売される財貨と、その取得原価が当期棚卸資産費用に計上されるころの財貨とは、まったくの同一物であることは期待されえないけれども、(当該棚卸単位が物的にみて同質的な財貨のみから構成されているから) 相互に等質的である、といえよう。すなわち、ここでは相互に等質的な二組の諸財貨について、一方の組のものゝの当期販売価格合計と他方の組のものゝの(当期)取得原価とが、同一価格水準的に対応せしめられるのである。そこで、このような場合における対応を、等質的・同一(時点または期間)個別価格水準的・対応とよぶことにしたい。

けれども、すでにふれたように、金額後入先出法(したがって例えばドル価値法)の場合には各プールはこのような同質的財貨のみから構成されているとはかぎらないのであって、たとえば一つの自然的事業区分にふくまれる種々の財(ex. 自動洗濯機, ドライアー, 電熱器, 皿洗い器)が一つのプールにふく

(9) 当期に喰込みが生じた場合には、その喰込み分に対応する棚卸資産費用は、その補充のために要する金額にもとづいて計上されるべきである(同上, 234頁)。けれども、その補充が将来期間になされるとしても、今期においてはその将来原価を見積ることは不可能であるから、その代用として今期末の原価などをもちいざるをえないであろう。そのかぎり、⁽¹⁰⁾ 「同一期間個別価格水準的対応」という呼称はこの場合にも正当化される。

(10) 同上, 240頁。

(11) 同上, 240頁。

⁽¹²⁾ まれている。したがって、洗濯機の売上収益に対して、ドライヤーと皿洗い器の当期取得（製造）原価がチャージされるということも、ありうるわけであり、この場合にその両者がおたがいに物質的にみて同質的であるということはどうていできないであろう。しかしこの場合にもドル価値法のもとでは、売上収益を構成するその洗濯機と棚卸資産費用を示すそのドライヤーおよび皿洗い器とは、ある特定時点（期首在高と期末在高とがその時点の価格水準にもとづいて金額的に比較されるところの時点）の価格水準にもとづいて評価された場合の価額が等しい（その意味で等価的である）のである。つまり、ドル価値法において計上される当該棚卸資産費用は、基準比較時点の価格水準のもとで当期の販売財と等価的な当期取得品部分（もちろんこの部分にふくまれる財貨の内容を識別することは通常できない）の当期取得品原価に近似的に等しいことが証明されうるのである。⁽¹³⁾ そこでこのような意味の同一価格水準的対応を、

(12) この設例は次のものから引用したものである。Regulation §1.472-8, (b) (2) (ii) (related to United States Internal Revenue Code).

(13) この証明はつぎのようにして行なわれうると我々は考える。当該棚卸資産プールの期首繰越品原価 A 、そのプールの期首在高の基準時点の原価を a 、当期取得品の基準時点原価を b 、その当期取得品についての、基準時点と今期とのあいだの、価格変動割合を $1+x$ （したがって当期取得品の当期取得原価は $b(1+x)$ となる）、そのプールの当期末在高の基準年度原価を $a+c$ ($c \geq 0$)、したがって、当期払出品の基準時点原価（それを d としよう）は $b-c$ となる。（ $\because d=a+b-(a+c)=b-c$ ）。そして、そのプールの期末在高の・基準時点と今期とのあいだの・価格変動割合を $1+y$ とする。そうするとこのプールにおける当期払出品原価 $B=A+b(1+x)-\{A+c(1+y)\}=b(1+x)-c(1+y)\cdots\cdots$ (I)。ところで、当期払出品の基準年度原価、したがってまたこの当期払出品と等しい基準年度原価をもつ当期取得品部分の基準年度原価は $b-c$ であり、したがって、この当期取得品部分の当期取得原価 $B'=(b-c)(1+x)\cdots\cdots$ (II)。(I) と (II) とから、 $B-B'=c(x-y)\cdots\cdots$ (III)。

(a) $c=0$ の場合、(III) 式から $B-B'=0$ となる。すなわち、当期払出品原価と、その当期払出品と基準年度原価において等しい当期取得品の当期取得原価とは等しい。

(b) $c>0$ の場合、 $x \neq y$ ならば $B \neq B'$ 。しかし、 x は当期の取得品の・基準時点と今期とのあいだの・価格変動率であり、 y は当期末在高についての同じ価格変動率であり、先入先出的な財の流れがみられるかぎり当期末在高は当期中の取得品から構成されて*

等価的・同一⁽¹⁴⁾（時点または期間）個別価格水準の対応とわれわれは名づけたい
 と考える。もしもドル価値法が数量法としての後入先出法のたんなる簡便法では
 なくてはなんらかの理論的根拠をもつとするならば、その根拠は第一次的には
 かかる対応概念にもとめられるのではあるまいか。

ところで、さきに、ドル価値法のもとにおいて期首在高基準時点原価と期末
 在高基準時点原価とが等価であるかいなかを比較する場合に、(a)いかなる時点
 の価格水準における価額の比較であるか、（たとえば基準年度首の価格水準で
 あるかそれとも当年度首のそれであるか）、(b)何についての価額の比較である
 か（生産物の棚卸高について、生産物単位としての価額の比較かそれとも期末
 在高および期首在高におけるそれら生産物を製造するに要する原価要素量につ
 いての価額の比較か）という二つの相互に独立した問題が生ずることを説明した。
 そして、いまここで当期払出品と当期取得品（の全部または一部分）との
 等価関係を論じてきたさいにおける「等価」という概念は、さきの期首在高と
 期末在高との比較における同じ名称の概念と異なるものではないから、同一価
 格水準の対応にさいしての等価概念についても、上の二つの問題点が関係して
 くることがわかるであろう。かくして、等価的な同一価格水準の対応という考
 え方は、厳密に分析するとすくなくともつぎの諸種の概念にわけられねばなら
 ない、とわれわれは考える。

* いるから、 x と y とはかなり接近する傾向があるといえる。（もしも当期末在高が当
 中の取得品総量と（財貨種類について）同一の組成をもつならば、つねに $x=y$ ）。した
 がって、一般的に $B \approx B'$ または $B = B'$ がなり立つといえる。

(c) 当期末在高基準時点原価が当期首在高基準時点原価よりも減少している時は、数量
 法としての後入先出法のもとでの数量的減少の場合と同様に、その減少分について過去
 原価が当期収益にチャージされることになる。

(14) 等価的・同一期間個別価格水準の対応とは、当期売上収益を構成する諸売上⁽¹⁴⁾にたいし
 て、その販売財貨と基準時点原価においてひとしい当期取得品部分の・その販売財を補
 充するための財の当期中の取得時点における・取得原価の合計を対応させること、とし
 て定義したい。そして、等価的・同一時点個別価格水準の対応とは、当期売上収益を構成
 する諸売上⁽¹⁴⁾にたいして、その各販売財貨と基準時点原価においてひとしい当期取得品部
 分の・その各売上時点における・取得原価を対応させることである、と定義しておく。

- a) 生産物単位基準年度首等価的・同一時点（または期間）個別価格水準的対応
- b) 生産物単位当年度首等価的・同一時点（または期間）個別価格水準的対応
- c) 原価要素単位基準年度首等価的・同一時点（または期間）個別価格水準的対応
- d) 原価要素単位当年度首等価的・同一時点（または期間）個別価格水準的⁽¹⁴⁾対応

以上の論述から、一般にごくおおまかに使用されている同一価格水準的対応という概念がもたらす多様な意味がほぼあきらかにされたとおもわれるが、最後にいま一つ、これらのうちの任意の同一価格水準的対応概念は、当期に払出された棚卸資産の全部についてそのように同一価格水準的に収益に対応させることを意味するのか、それとも当期払出品の（なんらかの立場から限定された）一部分についてのみの同一価格水準的対応を示しているのか、という問題がのこされている。前者の考え方をかりに全部的同一価格水準的対応、後者のそれを部分的同一価格水準的対応と名づけておくことにしよう。

バタースのつぎのような見解は「部分的同一価格水準的対応」⁽¹⁵⁾概念を示唆するものと解釈されるであろう。すなわち彼の研究によれば、後入先出法の支持論のうちには、処分可能現金説（企業利益は営業活動から生ずる現金〔等価物〕のうちで費消・販売された財貨を維持したのちに残る・処分可能現金に近

(14) このうちのたとえば a) の概念はつぎのことを意味すると考えられる。すなわち、これは当年度の売上にたいして、その各販売ロットを構成している諸生産物とその生産物単位としての基準年度首価値（基準年度首の価格水準のもとにおける評価額）において等しいところの当期取得物の当期取得原価を対応させることをいうのである。また、たとえば c) の概念は、当年度の売上にたいして、その各販売ロットを構成している諸生産物と、その生産物を製造するための原価要素量の・基準年度首価格水準のもとでの・評価額において等しいところの、当期取得物の当期取得原価を、対応させることをいうのである。他の諸概念もこれらに準じて解釈していただけるであろう。

(15) J. K. Butters and Powell Niland, *Effect of Taxation: Inventory Accounting and Policies*, Boston 1949, pp. 130-134.

づけられるべきであるとする説)と現在原価説(棚卸資産と固定資産の両者について現在価格水準において計算された原価を収益に対応せしめるべきであると主張する説)とが、他の諸説にらんで存在している、と指摘されている。(これら諸説の内容そのものについてはのちにくわしく検討することにしよう)。しかるにパタースによれば、「処分可能現金あるいは現在原価の提唱者の立場が妥当なものであるのは、継続的な営業活動の見地からみて棚卸資産投資がもとのままに維持されねばならない場合のみである。⁽¹⁶⁾」逆にいえば、棚卸資産が当会社の長期的収益力をそこなうことなしに流動化されうるかぎりは、そのように企業を継続させるために不可欠でない棚卸資産を再取得するために・歴史的原価をこえて必要とされる・金額を、処分可能でないものとして利益から排除しておく必要性はないというのである。つまり、すくなくとも理念的には、棚卸資産を固定資産の部分(当会社にとって維持してゆくことが必要な継続的投資)と投機的構成部分とに区分して、前者についてのみ、処分可能現金としての利益の算出あるいは現在収益と現在原価との対応という目的を達成するために、同一期間個別価格水準の対応または同一時点個別価格水準の対応⁽¹⁷⁾をおこなおうとするようである。

このような部分的同一価格水準の対応の考え方に真向うから対立して「全般的同一価格水準の対応」の主張を展開する説として、渡辺進博士の所説をあげることができる。さきに示した同一価格水準の対応および棚卸資産損益にかんする精緻な研究のなかで、博士は、純国民所得の計算方式としてクズネッツの同一時点個別価格水準の対応方式とブレイの同一期間個別価格水準の対応方式とを吟味された。しかるにそのブレイ説では、棚卸資産は(さきのパタース説と同様に)比較的安定的な数量として維持されてゆく部分と半投機的な部分と

(16) Ibid., pp. 131-132.

(17) 処分可能現金説と現在原価説との手続上のちがいは、前者が期間収益にたいして(固定的棚卸高からの)払出品の実際取替原価(に相当する当期原価)をチャージさせるのにたいして、後者では販売時点における取替原価が期間収益に対応せしめられる、という点にもとめられているようである。(Ibid., p. 133).

に概念上区分され、そして前者の部分は取替・維持がはかられねばならないから営業利益の測定にあたってはこの在高部分の棚卸資産損益（取得原価と現在原価の差額）は排除されるべきであるが、後者はいつでも企業にとって支障なく処分されうる在高であるから棚卸資産損益についておもいわずらう必要はなく取得原価にもとづいて費用に計上すべきである、と論ぜられているのである。つまりここでは、バタース説と同様に（正常在高のみについての）部分的・同一期間個別価格水準的対応の主張がおこなわれている。これにかんして渡辺博士によれば、「しかしながらこの場合棚卸資産損益が発生していないのではなくて、いわゆる投機在高にかんする棚卸資産損益は営業損益に吸収されることとなるのみである」と批判される。博士によれば、後入先出法は基礎在高法とことなり、「基礎在高」という観念を前提してはいないのであって、むしろそういう観念からは解放されて直接的に収益と費用との同一価格水準的対応を達成するための方法として登場したのである、と理解される。⁽¹⁸⁾かくして、その同一価格水準的対応というのは、基礎または正常在高という観念を前提としない以上は、当期払出品のすべてをカレントな原価にもとづいて棚卸資産費用に計上するという意味の、全部的同一価格水準的対応をいうことになるのである。

このようにして、同一価格水準的対応という概念はつぎの諸種のものに分類されることがあきらかとなった。（第三表を参照）。もちろんこの20通りもの同一価格水準的対応のうちの任意のものが現在の後入先出法によって完全な形で実現されうるわけでないのはいうまでもない。数量法としての後入先出法によって完全に実現されるのは B-I-a-(2) の「部分的・等質的・同一期間個

(18) 渡辺進著、前掲書、239頁。

(19) 同上、291頁。

第 三 表

※

A 同一全般価格水準の対応

B 同一個別価格水準の対応

B-I 同一期間個別価格水準の対応

B-I-a 等質的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-a-(1) 全部的・等質的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-a-(2) 部分的・等質的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b 等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(1) 全部的・生産物单位基準年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(2) 部分的・生産物单位基準年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(3) 全部的・生産物单位当年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(4) 部分的・生産物单位当年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(5) 全部的・原価要素单位基準年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(6) 部分的・原価要素单位基準年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(7) 全部的・原価要素单位当年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-I-b-(8) 部分的・原価要素单位当年度首等価的・同一期間個別価格水準の対応

B-II 同一時点個別価格水準の対応

B-II-a 等質的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-a-(1) 全部的・等質的・同一時点価格水準の対応

B-II-a-(2) 部分的・等質的・同一時点価格水準の対応

B-II-b 等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(1) 全部的・生産物单位基準年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(2) 部分的・生産物单位基準年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(3) 全部的・生産物单位当年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(4) 部分的・生産物单位当年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(5) 全部的・原価要素单位基準年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(6) 部分的・原価要素单位基準年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(7) 全部的・原価要素单位当年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

B-II-b-(8) 部分的・原価要素单位当年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応

※ この概念の詳細な分析は、本稿とは無関係なので、ここでは行われなかった。

別価格水準的対応」⁽²⁰⁾ いがいのなにもものでもなく、またドル価値法がもちいられた場合に忠実に達成される対応形式は、 $B-I-b$ の(2)、(4)、(6)または(8)であるにすぎない⁽²¹⁾。しかしもともと、後入先出法という会計方法は（他のすべての会計方法と同様なんらかの目的（おそらく適切な費用収益の対応と正しい企業利益の算定という目的）を達成するための手段にすぎないのであるから、その手段の正当性は、その手段そのものによって何が完全に達成されるかということにもとづいて判断されてはならないのであって、むしろ、なんらかの別箇独立の見地からみて正当と考えられるある目的（ある適正な収益費用の対応形式）を出来れば完全に、しかしまた十分な近似的正しさをもってでも、達成しうるかいなかにもとづいて判断されるべきであろう。そしてかかる判断のためには、後入先出法によって完全には達成されえないような対応概念をも体系的に整理しておくことが有用でありうる、と我々は考えたのである。

ところで、価格変動を前提においた会計理論においてかかる「同一価格水準

(20) すなわち、数量法としての後入先出法においては、当期取得品数量までの当期払出品量は当期のその取得品量取得原価で計上される（この原価は実際発生原価であるが、同時にそれは当期払出品の補充のために生じた原価であるという意味をもつ）が、その取得品量をこえて払出された数量——もしもありとすれば——はカレントな原価ではなくて過去期間の取得原価にもとづいて収益にチャージされることになる。かくしてここで実現される対応形式は、部分的・同質的・同一期間個別価格水準的対応である。

(21) ドル価値法のもとでも、期間売上収益を構成する各売上が行われた個々の時点における・その販売された財と（基準時点価格において）等価的な財の・取得価格を、その収益に対応することは不可能であるから、ここで正確に実現されうる対応形式は、数量法の場合と同様に（等価的）同一期間的な対応であるにすぎない。また、当期払出品の基準時点価格が当期取得品の基準時点価格をこえている場合には、その超過量については過去の取得原価が収益にチャージされる。かくして、ここでも、たんに部分的な同一価格水準的対応しか達成されないのである。かくして、等価的で、部分的でかつ同一期間的な4つの対応形式のいずれかが、ドル価値法によって達成されうるものになる。さきに掲げた第二表において、(i)生産物単単位比較・二重評価法は $B-I-(b)-(2)$ の対応を、(ii)生産物単単位比較・リンクチェーン指数法は $B-I-(b)-(4)$ の対応を、(iii)原価要素単単位比較・二重評価法は $B-I-(b)-(6)$ の対応を、そして(iv)原価要素単単位比較・リンクチェーン指数法は $B-I-(b)-(8)$ の対応を達成するのである。

的対応」が要請されてきたのは、いったい「なぜ」であろうか。正しい損益計算をおこなうためには、「なぜ」収益と費用とが同一価格水準的に対応せしめられるべきなのであろうか。この素朴な問にたいする第一段階としての解答は、収益と費用とが異なる価格水準を反映しているならば、比較されるべきその二つの量は(異なる価値内容をもった貨幣単位にもとづいて表現されているという意味で)質を異にしているので、その相互に異質な数値を同質的(homogeneous)な数値に修正するために、すでに今期の価格水準を反映している収益にたいして対応せしめられるべき費用をもまた今期の価格水準にもとづかせようということが、同一価格水準的対応のねらい(ないしは根拠)である、と論ぜられている⁽²²⁾。同一価格水準的対応の理論的根拠がこのように収益と費用とのあいだの同質性を回復せしめることにあるという説をうけつぎつぎ、同時にわれわれは、(すでに示したように同一価格水準的対応にはきわめて多くの種類のものが存しうることからも明らかなように)収益と費用とのあいだの「同質性」にはさまざまな種類のものがあり、したがって(きわめて多くの種類のもののうちの)ある特定の同一価格水準的対応手続を採用するということは(きわめて多くの同質性概念のうちから)ある特定の意味の同質性を回復せしめるという道筋を意識的にえらびとったことを意味する、と考える。同質性概念が複数個ありうることは、たとえば、さきに示した「同一全般価格水準的対応」によれば、収益と費用とがともに同一の全般的購買力価値

② 山下勝治著、新版会计学一般理論、昭和38年、61—64頁。片野一郎博士もつぎのようにのべられている。「現代の会计学における三大コンヴェンションの一つである貨幣価値不動という仮定は、計算貨幣の尺度単一性の原則を意味するものであり、会計理論はこの貨幣価値不動の仮定の上に打ちたてられているのである。したがって、貨幣価値の変動という現象は、会計理論がよつて立つところの計算貨幣の尺度単一性という基本的前提が失われる事態を意味するのである。計算単位としての円は、名目的には同じ円であるが、貨幣価値の変動するにつれて円の実質的計算尺度は動揺する。貨幣価値変動期において名目貨幣計算がもたらす一切の経済的矛盾は、程度の差こそあれ、計算単位の尺度異質性にもとづく計算混乱にその原因がある。」(片野一郎著、インフレーション会計の焦点、国元書房、昭和34年、3頁)。そして、このような計算尺度の尺度異質性を匡正することが、インフレーション会計の課題である、といわれる。(同上、7頁)。

をもつ貨幣単位にもとづいて表現されるという意味の同質性が達成されうるが、「同一個別価格水準的対応」を行なうならば、収益と費用とがともに同じカレントな経済条件のもとにおける現在価格であるという意味の同質性が実現される、ということからも、わかるであろう。⁽²⁵⁾

このように、ある特定種類の同一価格水準的対応概念を達成するような会計方法を支持するということは、その特定の同一価格水準的対応によって実現されうるある特定の同質性を多くの同質性概念のうちから妥当なものとしてえらびとったことを意味する。そうするとある特定の同一価格水準的対応手続の真の根拠は、その特定の同質性がとくにえらびとられたのは「なぜ」であるかという問に対する解答をさがしだすことにより、発見されうるであろう。この点について山下勝治博士によれば、後入先出法は「初めから在庫品の流れ——原価の流れを無視して、もっぱら、売上収益に対比すべき売上原価の対応をできるだけ同一価格水準的対応関係におくための、損益計算上の要請に基礎をおくものである。」⁽²⁴⁾そして、このように同一価格水準的対応を志向することの意義について、「もともと、棚卸在庫品の価格騰貴に基く評価引上げによる未実現利益は、いわゆる棚卸資産利益 (inventory profit) を意味するものである

(23) さらに一步すすめて考えると、伝統的な会計実践における、現在収益と歴史的取得原価にもとづく費用とのあいだにも、ある特定の意味における「同質性」は存在する、といえるのではなからうか。すなわち、もしも収益および費用をあらわす諸金額は（たとえば円と名づけられた）貨幣単位が何箇回収されたか、あるいは何箇投下されたかを示すものであると解されるならば、そしてもしも企業会計の課題がこのような名目的貨幣量の計算によって達成されうるものとすれば、かかる収益とかかる歴史的な原価にもとづく費用とは、ともに名目的な貨幣単位数量をあらわすものとして、価格変動の有無にかかわらず、つねに同質性を保っている、といえよう。したがって、とくになんらかの同一価格水準的対応手続により「同質性」を達成しようとする場合には、その求められる「同質性」なるものは、歴史的な原価による損益計算のもとの上の意味の「同質性」とは異なるある特定の「同質性」でなければならない。そうすると、なぜこのような特定の「同質性」がことさらめとめられるべきか、ということの根拠が、同一価格水準的対応論者により示されねばならないこととなろう。この根拠とは、究極には、歴史的な原価主義におけるとは異った特定の利益概念への要請という点にあるのではなからうか。

(24) 山下勝治著、前掲書、79頁。

が、こうした未実現利益を排除するところに棚卸品に対し時価評価を否定する立場があるわけである。しかし、先入先出法では、仕入口の古いものの順にその仕入原価を売上原価とすることは、その売上原価にとられた古い仕入口商品の在庫中の価格騰貴相当分が、売上利益として表面化する……これに反して、後入先出法は、上のような在庫中の棚卸評価利益を売上損益計算から排除しようとして案出されたもので⁽²⁵⁾ある。

このようにして、山下博士によれば、同一価格水準的対応ということの一般^的意義は、収益と費用とのあいだに実質的な同質性をつくりだすことにあると考えられるが、後入先出法という特定の会計方法をつうじて特定種類の同一価格水準的対応——それがいかなるものかは後に検討する——を志向することの個^別的意義は、ある特定種類の同質性を損益計算のうえで志向することをつうじて「棚卸資産利益⁽²⁶⁾」をふくまない企業利益——その内容については後に検討する——を算定することにある、と考えられているのである。それでは、後入先出法は、いかなる種類の同一価格水準的対応と（それをつうじて）いかなる内容の企業利益を達成しようとしているのであろうか。

(25) 同上、80頁。

(26) 渡辺博士によれば、「棚卸資産損益」とは「企業利益の算定上棚卸資産費用として賦課せられるべきであった真実の原価と歴史的な原価の差額」として定義されている。そして「我々は真実の原価が歴史的な原価を超える場合に歴史的な原価を費用とすることによって生ずる費用賦課の不足額を棚卸資産利益と呼び、真実の原価が歴史的な原価に満たない場合に依然として歴史的な原価を費用とすることによって生ずる費用賦課の超過額を棚卸資産損失と呼ぶこととする。」（渡辺進著、前掲書、239頁）。

5. 後入先出法と「現金利益」概念

後入先出法が追求しているものとして主張される一つの利益概念はいわゆる「現金利益」(cash profit) 概念である。これは、おおまかにいうと、伝統的かつ名目的な貨幣利益のうちで当期に払出されたものと等量あるいは等価の棚卸資産量の取替のために再投資された（又はされるべき）部分をのぞくことにより、すくなくとも利益実現の時点においてはいかなる用途にも自由に処分可能な現金をあらわす金額をもって正しい企業利益とみる考え方である。1936年にワーカー (R. G. Walker) はこの説を主張した。彼によれば、基礎在高法、棚卸資産準備金法および後入先出法の三者は「基礎在高族評価方法」(“base-stock family of valuation methods”) となづけられた一つのグループを構成するものとされ、そしてこれら諸方法の根底には、「純利益」はいかなるものであるべきかについての一つの結論が存している、と主張された。「この結論とは、継続事業の見地からながめた場合に投資持分の資本醸出 (the capital contribution of investment equities) をそこなうことなしに処分せらるる額に利益の引出しを制限する必要があるという点に一層大きな実際的な力点がおかれるべきである、ということである。これを別のいい方でいうと、その結論とは、可能な分配のための基礎として報告されるべき純利益は、簿記上の利益 (bookkeeping return) のうちで、基礎的な利益産出状態 (the basic income-producing estate) がもとのままにとどまっていると感ずることにたいして——事業が許すかぎりにおいて——なんらかの合理的な根拠が妥当するという意味で、処分可能 (appropriable) で消費可能 (consumable) であるような部分にかぎられるべきだということ、であるとおもわれる。もっと実際的にいいあらわすと、おそらく……営業活動の長期的な純現金収入 (the long-run net cash proceeds of operations) が、純利益の報告にたいする実際的な期

首、期末の指標として用いられるべきだ、ということである。⁽¹⁾ (上点引用者)。

ついで1938年にアーサー (Henry B. Arthur) が発表した見解によれば、基礎在高法と後入先出法の両者は、「カレントな売上にたいして過去ではなくてカレントな原材料仕入をチャージすることにより、会計上の結果から棚卸資産利益を排除⁽²⁾」しようとする方法である。この場合、その「棚卸資産利益」とは、「現金ではなくてむしろ未販売の棚卸資産によってあらわされた利益⁽³⁾」つまり当期(名目的)利益のうちで当期に販売された財貨を取替るためにより高原価の棚卸資産にもどし入れられた額をいうのである。

マックアンリー (H. T. McAnly) は、後入先出法の意義について、この会計方法は当期の「もっともおそい発生原価を売上に対応させる⁽⁴⁾」ことをつうじて、「実際に実現されておりそして租税、配当、利益分配(profit-sharing)、賃金増加そして実行しうる価格引下げとして分配に充当しうるところの利益をより正しく表示する結果となる棚卸資産評価のための一つの方法である⁽⁵⁾」(上点引用者)と主張している。しかしながらこの「現金利益概念」の提唱はマックネイルとハーサム(N. P. McNair and A. C. Hersum)の見解においてもっとも明瞭であるといえることができる。すなわち彼等によれば、「後入先出法概念の効果は各年度における報告利益を彼の現金増加(increase in cash)に対応させること、いいかえるとそれは、みかけ上の利益を価格上昇の年度と価格

(1) Ross G. Walker, The Base-Stock Principle in Income Accounting, Harvard Business Review, Autumn Number 1936, p. 85.

(2) Henry B. Arthur, Inventory Profit in the Business Cycle, the American Economic Review, March 1938, p. 31.

(3) Ibid., p. 28.

(4) H. T. McAnly, The Case for Lifo: It Realistically States Income and is applicable to any Industry, the Journal of Accountancy, June 1953, pp. 691-700, included in: S. A. Zeff and T. F. Keller, Financial Accounting Theory, Issues and Controversies, New York 1964, p. 130.

(5) Ibid., p. 130.

下落の年度とのあいだに再配分する⁽⁶⁾」ことにある、つまり「当年度損益計算書を彼の現金所得の変化 (the changes in his cash income) に一致させ、かくして彼の報告利益を（すくなくとも棚卸資産にかんするかぎり）いわゆる経済的利益 (economic income)、すなわち総収益の現在貨幣額にたいして現在価格水準にもとづく現在原価がチャージされた場合にのみ決定される利益に一層密接に一致させるものである。」⁽⁷⁾（上点引用者）

うえのいくつかの引用例から、後入先出法の理論的根拠は収益と費用との「同一価格水準の対応」をつうじて（当期の名目的貨幣利益のうちで当期に販売された財貨を取替るためにヨリ高原価の棚卸資産にもどし入れられた額を意味する）「棚卸資産利益」を企業利益から排除し、そしてそのことによりいわゆる「現金利益」を計算しようとする説が、むかしから現在までひきつがれてきていることがあきらかになったであろう。この場合、この利益概念のもとで要求される「同一価格水準的対応」とは、さきにかかげた諸種のものうちのいずれを意味するかを正確に規定すること、および、「現金利益」というやや不明確な名称をもった利益概念の内容を正確に規定することが、まず第一に必要であると考えられる。

わが国における「現金利益」説のもっとも精密にして有力な主張者であられる渡辺博士は、すでに示したように、収益にたいして各販売日の取替原価の合計を対応させるところの「取替原価法」（われわれの名称によれば同一時点個別価格水準的対応）と、収益に対して当期販売品の取替のために当期に実際に発生した取得原価（これを博士はまた実際取替原価とも呼ばれた）を対応させる「補充原価法」（われわれの呼称では同一期間個別価格水準的対応）とに、同一価格水準的対応概念を区分された。そして博士によれば、「企業会計の見地からは補充原価法を基礎として棚卸資産損益を考えることが適當である」と⁽⁸⁾

(6) Malcom P. McNair and Anita C. Hersum, *The Retail Inventory Method and Lifo*, New York 1952, p. 157.

(7) *Ibid.*, p. 157.

(8) 渡辺進著、棚卸資産会計〔改訂版〕、昭和40年、240頁。

主張された。そしてこれが適当と考えられたのは、この補充原価法としての「同一期間個別価格水準的対応」によってまさに「現金利益」が計算されうることによるのである。「この『現金利益』の概念は実際取替原価を賦課することによって算定される利益の概念の別の表現であることは明らかである。売価に対して実際取替原価が賦課されて余剰を生じる場合、その余剰は現金形態（現金等価物を含む）のものであるべきであり（それが更に設備の拡大・棚卸資産保有量の増大等に充てられることを妨げるものではない）これを処分するとも資本は損傷されることがない。現在の収益に実際取替原価を賦課することによって『現金利益』が齎されるものであり、『現金利益』は実際取替原価を収益に賦課することの結果であるということが出来る。而して『現金利益』の概念は販売のときにおける取替原価を賦課するという意味の取替原価法と結合する概念ではないことは、後入先出払出原価（ここに実際取替原価なる表現を用いたところの）と取替原価との差異からみて明らかである。⁽⁹⁾」

ここからあきらかになることは、まず第一に、「現金利益」概念のもとにおいて要求される同一価格水準的対応は、正確にいうと、「同一期間個別価格水準的対応」(B-I)にほかならないということである。この場合、当期払出品とまったく同質的な財貨を取替るために発生した当期実際取替原価を当期収益に対応させようとするのが「等質的・同一期間個別価格水準的対応」(B-I-a)の考え方であり、数量法としての後入先出法はこの種の対応をつうじてもとの財貨と同質的な財貨の同一量を維持したのちの「現金利益」を算定しようとする方法であるとみることが出来る。それにたいして、当期払出品と物質的な同質性はかならずしももたなくてもよいが、ある基準時点の価格水準のもとにおいてそれと等価であるところの・当期取得品中の・(不特定の)部分についての当期取得原価を当期収益に対応させようとするのが「等価的・同一期間個別価格水準的対応」(B-I-b)であり、ドル価値法はこの種の対応をつうじて、もとの財貨と等価の財貨量（物質的には同質的とはかぎらない）を維持したのち

(9) 同上, 286頁。

の「現金利益」を算定しようとする方法である、と理解することができる。

ここであきらかになった第二の点は「現金利益」の性格である。当期中の諸利益実現時点においてその販売から生じた収益（現金または現金等価物）とその販売品の実際取替原価とのあいだの差額が「現金」形態であるという保証があるのは、その販売時点またはその近くの時点においてのみである。これは、渡辺博士のうえの説明に示唆されているように、この利益がただちに設備の拡大や棚卸資産量の増大に充当された場合には「現金」形態でなくなることから、あきらかであろう。そしてまた、もしも当該利益実現時点において販売された品にたいする取替がその時点よりもいくらか後に行われるというケースを考えるならば、この場合には、当該販売収益とその販売品の取替原価の差額だけが利益実現時点周辺において「現金」形態をとっているにとどまらず、その収益とその販売品の実際取得原価の差額（すなわち名目利益）の全体がその取替が行われる時までには「現金」形態にとどまりうる、といえよう。ただ名目利益のうちの実際取替原価と取得原価との差額に相当する「現金」部分は、当企業がゴーイング・コンサーンとしての活動をつづけてゆくためにはおそかれ早かれその販売資産の取替のために充当されざるをえないので、この差額は渡辺博士が示唆されるように「自由に処分可能」ではない、あるいは同一数量または同一価値量の「棚卸資産をそこなうことなしに処分可能」ではない、と主張することは可能である。ゆえに、「現金利益」概念は、正確には、同一数量または同一価値量の棚卸資産の維持をそこなうことなしに（当期末ではなくて）当期中の各利益実現時点（またはその近傍）において分配しうる「処分可能現金」（disposable cash）の合計をいう、と定義することができよう。

このようにして、「現金利益」とは当期中の各利益実現時点近傍における処分可能現金の期中合計額を意味し、そしてかかる利益概念と必然的に結びつく「同一価格水準対応」とは等質的または等価的な同一期間個別価格水準的対応を意味することが判明した。そこで、われわれは一步を進めて、このような意味の同一価格水準的対応をつうじてこのような意味の現金利益を確定することは一体会計理論のうえからみていかなる根拠をもつか（またはもたないか）と

いう大切な問題をたちいって考察することにしよう。その考察の順序として、われわれはまず、かかる「現金利益」概念が、企業活動のある特定の側面を反映するものとして形成されていることを諸文献に即してあきらかにし、そして第二段階として、ほかならぬこの側面をとくに反映するとき利益概念を形成しかつ追求するということは、企業会計の機能と利益概念の基本的性格についてのある特定の見地に由来することを主張しよう。(この場合われわれはまず、等質的な同一期間個別価格水準的対応によって達成されるところの、当期払出品と等質的な財貨の同一量を維持したのちの処分可能現金としての現金利益概念を前提におくことにし、等価的同一価格水準的対応にもとづく現金利益はその後で考察する)。

「現金利益」概念の提唱者はおおむね、「ゴーイング・コンサーンは通常すくなくとも特定の最少量にひとしい棚卸資産を維持しなければならない⁽¹⁰⁾」という事実認識に立脚して、そのように不可欠の棚卸資産を当期において取替えるに要する金額を棚卸資産用としてチャージしたのちの収益余剰をもって正しい企業利益と考えるのである。このような基本的な立場にたいして、財貨の種類や品質が比較的短期間のうちに変化する可能性の大きい流行商品にたいしては数量法としての後入先出法は適用可能でないではないか、という批判が考えられる。この批判にたいしてコッター (Arundel Cotter) は、「筆者の知るかぎり、後入先出法の提唱者で流行商品にそれが適用可能であることを提案したものはない。流行がもっとも重要な役割を演ずる産業においては、その産業の必要のために考案された会計のシステムが工夫されている⁽¹¹⁾」と反論している。

(10) George R. Husband, *The First-in, Last-out Method of Inventory Valuation*, op. cit., p. 103.

(11) Arundel Cotter, *Why Last-in? A Comment on the Husband Article*, the *Accounting Review*, Sept. 1940, "The Accounting Exchange", included in: S. A. Zeff and T. F. Keller, *Financial Accounting Theory, Issues and Controversies*, New York 1964, pp. 110-111.

この反論は事実上、数量法としての後入先出法が、基礎在高法と同様に、⁽¹²⁾ 払出される財貨とそれを補充するために取得される財貨とのあいだに物質的な同質性が存在していない場合には適用されえないことを承認したものにほかならない。そしてこの承認は他の多くの後入先出法の擁護者によっても行われているのであって、たとえばホフマンも、数量法としての後入先出法においてもちいられる「特定財貨ごとのプーリングの主たる短所は、後入先出法が選定されているその特定財貨が一時的または永続的に他の財貨によっておきかえられる場合に、インフレ的利益の認識を回避しつづけることができないことである。このようなおきかえは、競争上の理由とか製造工程の変化あるいは顧客の需要の変化とか、またはたんに前にもちいられた原材料の欠乏とかのために生ずるであろう。多くの場合において、そのあたらしい財貨を古い後入先出法プールの一部分としてとりあつかうことは実行可能ではない。このようにして、古い財貨の数量が減ぜられるときには、以前にくりのべられた利益が反映されてくるのである。」⁽¹³⁾

このようにして、数量法としての後入先出法は流行商品を取りあつかう産業分野において適用不可能であるのみならず、また一つの企業の特定の棚卸資産プールにおいてもその財貨の種類または品質が変化したときには、適用可能でないのである。とくにこの後者のケースに着目する場合、われわれは、一般的に、特定の種類と質をもつ棚卸資産の一定量を維持したのちの収益余剰である「処分可能現金」利益概念は、その財貨の種類と品質が不変にとどまっている

(12) 基礎在高法が同質な財貨が存在しつづける場合のみ適用可能であるにすぎないことは、ベルベがつぎのように告白している。「この方法（基礎在高法のこと——引用者注）はすべてのタイプの企業にたいして無差別に適用されることはできないことは認められる……。一般的にいって、それはなんらかの方法で材料を加工しないいかなる産業にも適用されえない。その材料は基本的 (basic) かつ同質的 (homogeneous) でなければならず、そしてスタイルやデザインについてのいかなる問題も関係しないようなものでなければならない。」(Maurice E. Peloubet, *Present Day Problems in Inventory Valuation*, N. A. C. A. Year Book 1936, New York 1936, p. 184).

(13) Raymond, A. Hoffman, *Inventories, A Guide to Their Control, Costing and Effect upon Income and Taxes*, New York 1962, p. 223.

ところの比較的短期間においてのみ一貫した適用が論理的に可能であるという意味で、短期的現実適合性をもつ、⁽¹⁴⁾ということができよう。

つぎにわれわれは、「現金利益」とその前提におかれている企業活動パターン（経営は以前と同じ質をもった財貨の・すくなくとも以前と同一の量をゴーイングコンサーンとして維持してゆかねばならないということ）の仮定がもつ第二の性格をあきらかにするために、バタースの所説を検討しよう。さきに少し引用したように、彼の見解によれば、「処分可能現金」利益説が妥当するのは、「継続的な営業活動の見地からみて棚卸資産投資がもとのままに維持されねばならない場合のみである。いいかえると、利益から棚卸資産利益を排除する主張は、主として棚卸資産が——構成要素的ではなくて一体としてながめられた場合に——正当に固定資産、当会社の必要な継続的投資とみなされうる度合に依存している。棚卸資産が当会社の長期的な収益力をそこなうことなしに任意に流動化されうる度合において、棚卸資産利益を利益から排除する根拠は大いに弱められる。そのときには棚卸資産は固定資産というよりも投機的保有物 (speculative holdings) という性格をはるかに多くおびる。」⁽¹⁵⁾このようにバタース説によれば、棚卸資産在高のうち「固定資産」的な構成部分についてはそれを維持したのちの現金利益が企業利益として計上されるべきであるが、かならずしもゴーイング・コンサーンとしての活動を継続させるために維持することが不可欠ではないところの「投機的」構成部分についてはそれを数

(14) 片野一郎教授は実体資本維持説の短期的妥当性をつぎのように指摘された。「実体資本維持すなわち経営の生産・販売を前と同じ内容、同じ規模に持続するということは、短期的にみればまさしくその通りでなければならないが、長期的にみれば、継続企業の経営の実体は産業技術の進歩発展と社会生活の変化に即応していやでも変って行かざるを得ないのである。十年前と同じ社名の造船会社が今日では生産高の半分を陸上用の機械を作っているというような事例は他にもざらにみられる。」(上点引用者)。(片野一郎、米英における貨幣価値変動会計——米英における経済事情を中心とする現代貨幣価値変動会計に対する批判——(神戸大学会計学研究室代表、山下勝治編、所得会計論、中央経済社、昭和39年、168頁)。

(15) J. K. Butters and P. Niland, *Effect of Taxation: Inventory Accounting and Policies*, Boston 1949, pp. 131-132.

量的に維持することは不要である、と考えられるのである。これを費用収益対応計算の側面からいえば、当期に販売された財貨量のうち当期取得品数量に相当する部分はその当期取得品原価にもとづいて計上し、当期販売量が当期取得品量をこえる部分——もしもありとすれば——のうちで期首繰越品中の投機的在 high（将来維持する必要性のない在 high 部分）から払出されたとみなされる部分——もしもありとすれば——はそれの過去の取得原価にもとづいて当期費用に計上し、その超過量のうちで（将来にも）維持されてゆくべき在 high にくいこんだとみられる部分はそれを取替るための現在原価にもとづいて当期の費用に計上すべきことになるであろう。要するにこの見解によれば、（全部的ではなくて）部分的・等質的・同一期間個別価格水準的対応（B-I-a-(2)）こそが適切な現金利益の算定のために要求されることになる。そして、われわれもまたこの見解に与するのであるが、ともかく「現金利益」にかんするこの見解が承認されるかぎりにおいて、この企業利益概念とその背後に存する特定の企業活動パターンは、棚卸資産のうちの・維持が不可欠である・固定的在 high のみに妥当するという意味で部分的現実適合性をもつとわれわれは主張する。⁽¹⁶⁾

このような理解にもとづく場合において、当該棚卸資産の期末在 high が期首在

(16) 実体（資本）維持説が「部分的」現実適合性をもつということは、ドイツにおいてはかのシュミット（Fritz Schmidt）によってつとに認識されている。すなわちシュミットの有機的貸借対照表論においては、取引の内容におうじて、それぞれ異った資本概念にもとづく企業利益が構想されているのである。① 正常な商品・製品販売取引については販売日再調達時価にもとづく費用評価額と収益との差額として売上損益が計算される。（実質資本維持にもとづく利益）。② 他人資本をもって行なう投機取引についてはその投機的財貨の歴史的取得原価とそれの売却収入との差額として利益が計算される。（名目資本維持にもとづく利益）。③ 自己資本をもって行なう投機取引については、その投機的財貨の一般購買力修正原価（その取得原価をその取得時点と売却時点とのあいだの貨幣の一般購買力の変化割合にもとづいて修正した金額）とその売却収入との差額として、利益が計算される。（一般購買力資本維持にもとづく利益）。(Vgl. Schmidt, Fritz, Die organische Tageswertbilanz, dritte Auflage, Wiesbaden 1951, S. 252). このようにしてシュミットは、収益と費用との同一個別価格水準的対応にもとづく損益計算は投機的な取引活動の結果を把握するためには妥当でないことをみとめていたのである。

高を下まわっている場合、後入先出法のもとにおいていかなる措置が理論的にみてこうぜられるべきであろうか。すでに先に若干あきらかにしたように、この問題については、当該期間において流動化された部分であって近い将来に補充されるであろうものはすべてその予想取替原価（またはその代用としての今期の取替原価）にもとづいて払出品原価に計上しようとする主張が行われている。そしてまたこの主張にたいしては、当期におけるすべての流動化量ではなく、本意に流動化された部分についてのみ、その払出品原価をカレントな原価に修正すべきである、という主張も行われている。この問題についてブロード (S. J. Broad) の見解によれば「たんに基礎在高の流動化が自発的であるか不本意であるかによって異なった処理を正当化することは、利益の決定を志向する会計理論のもとでは困難である。もしも後入先出法の概念がカレントな収益にたいしてカレントな原価を正しく対応させることであるならば、いずれの場合にも取替原価をもちいることが必要であるとおもわれよう。自発的であろうと不本意であろうと、基礎在高が一時的にくいこんだというだけの理由で、何年も前に取得された財の価格……を売上原価の一部としてもちいることは、その概念からの離脱である、とおもわれよう。……それゆえに、正常在高が流動化されたときにはいつでも、収益にたいして取替原価をわりあてるならば、一層有用な財務諸表が結果するであろう。」⁽¹⁷⁾このようにしてブロードの所説によれば、正常在高が流動化された部分については、その流動化が自発的に行われたかそれとも不本意に生じたものであるかを問わず、その在高の（できうれば）「予想取替日における原価」、もしもそれが見積り困難であるならばその代用物としての「現在取替原価」(current replacement cost) にもとづいて費用に計上されるべきである、と主張される⁽¹⁸⁾。この場合、とくに「正常在高」の流動化と限定されているのであるから、なんらかの方法で限定された投機的在高の払出は現在原価で評価されないことになるのであろう。このよう

(17) Samuel J. Broad, Valuation of Inventories, the Accounting Review, July 1950, p. 233.

(18) Ibid., p. 233.

に解釈するならば、「現金利益」概念にたいして部分的現実適合性をみとめようとするわれわれの説からみて、このブロード説は完全に支持されることができ⁽¹⁹⁾る。

さて、「現金利益」概念がもっている第三の基本的性格をあきらかにするために、この利益概念にたいするつぎのような批判に耳をかたむけることにしよう。現金利益にもとづいて後入先出法を擁護しようとする見解のエッセンスは、コッターが適切に主張しているように、「いかなる特定会計期間末においても、（たとえば）当該原材料価格が当期中は上昇しつつあるか又は下落しつつあるかにはかかわりなく、表示される利益の金額を配当として分配ししかも前期首とおなじだけの実質的な富（real wealth）をもって新会計期間を開始することが……できるべきである⁽²⁰⁾」という点にある。この場合、論争の焦点は、損益計算をつうじて維持すべき「実質的な富」をもって後入先出法擁護論者達が以前と同一の財貨の同一量とみなしていること、つまりこのように富の本質というものを物財的にとらえていることが妥当かいなかに集中したのである。このコッターの主張に反論して、ハズバンドは、棚卸資産は（他の諸資産と同様）企業とその投資家にとってはたんなる物財ではなく「交換価値」として存在していると主張した。「それらは投資家達にとって交換価値という意味以外のいかなる意味でも真の富ではない。だから、交換価値の増加ということが、企業がそのために存在しているところのものであり、成功か失敗かは交換価値の増加または減少によって……測定される。……通常の場合、投資家は貨幣価値を投資し、彼が当該事業活動期間中にもっているすべてのものは貨幣

(19) この場合、問題となるのは、正常在高と投機的在高とをいかにして区分するかという点にある。後入先出法は期首在高と期末在高とのうちの少ない方の数量として正常在高を規定し、この正常在高についての棚卸資産損益を期間損益から排除する方法であると理解する人々もあるが、正常在高と投機的在高とをこのように区分することは理論的に承認することはとうていできないであろう。理論的に「あるべき」正常在高量は、その時その時の経営の現状にてらして個別的に決定されなければならないであろう。

(20) Arundel Cotter, *Why Last-in ? A Comment on the Husband Article*, op. cit., p. 110.

価値または貨幣価値にたいする請求権であり、そして彼が最後にうるものは貨幣価値である。それゆえ、その結果をこれら（貨幣価値——引用者注）にかかわらしめて表現する会計が物的なものにかかわっている会計よりも事実と真実の両者にはるかによく合致しているであろう。⁽²¹⁾」このようにして、ハズバンドは、利益が生ずる前に維持されているべき富の本質は、投資家の見地（ないしは投資家が企業ととりむすんでいる関係）からみると、一定の財貨数量としてではなくて貨幣価値量として理解されなければならない、と主張したのである。

ジョンソン (Charles E. Johnson) は、後人先出法が実質的利益を計算する会計方法であるという主張に反論するさいに、同一財貨量を企業の維持すべき富と考えてそれに対して同一評価額を付すことを批判して、「諸棚卸高がほぼ同じ物的数量をあらわしておりそれゆえに当社は以前よりも豊かにも乏しくもなっていないからという理由で、ある会社がその1953年の棚卸高を1938年の価格で評価すべきだとするのことは、この財貨の集合がほとんど確実に1953年には1938年とは経済的にことなつた意義をもっている、という可能性を無視するものである。」⁽²²⁾すなわち当該財貨の個別価格の変動が全般的な物価の変動をこえ又は下る場合には、その差異は経済的にみるとその財の実質的な価値の変動をあらわすのであるから、これは会計上損益として認識されねばならない、といわれるのである。

このようにして、投資家が企業にたいしてもつ関係または全体経済の価値変

(21) George R. Husband, A Reply to Mr. Cotter, the Accounting Review, Dec. 1940, "The Accounting Exchange", included in: Stephen A. Zeff and Thomas F. Keller, Financial Accounting Theory, Issues and Controversies, New York 1964, pp. 114-115.

(22) Charles E. Johnson, Inventory Valuation: The Accountants' Achilles Heel, the Accounting Review, Jan. 1954, in: Zeff and Keller, op. cit., p. 96. このジョンソンの主張と同一の趣旨の見解は、つぎの文献にもみられる。Maurice Moonitz, The Case against Lifo as an Inventory-Pricing Formula, the Journal of Accountancy, June 1953, included in: Maurice Moonitz and A. C. Littleton (ed.), Significant Accounting Essays, Englewood Cliffs, p. 467.

動と企業資産（価値）との関係にたいしてとくに着目するならば、たしかに企業の諸資産は物財の一定数量としてではなくてむしろそこに投下された一定の貨幣数量あるいは一定の貨幣価値量（一般購買力価値としての貨幣価値量）として貨幣的に把握されるべきであろう。したがって、これらの場合には、企業利益が生ずる前提として維持されているべき富の本質は、一定の財貨数量ではなくてむしろそこに投下された一定の貨幣数量あるいは貨幣価値量という点に存すると考えられよう。しかし、これらの批判は、「現金利益」概念の根拠を破壊したものではけっしてなくて、むしろこの利益概念が、企業資産あるいは富というものを、外部投資家や全体経済の価値変動などとの関連においてではなくて、もっと別の関連においてとらえていることを明らかにするのに役立つのみである。この点について「現金利益」を擁護される渡辺博士はつぎのように主張される。「株主の手中にある資金は投資の方向について全く選択的である。しかし企業は一定の事業を営む目的をもって資本を調達し、その調達された資本は一定形態の資産の維持取替のために拘束せられるものとするのが妥当である。かかる場合において企業の利益（所得）とは費消した資本を回収して後に残る余剰分である。問題を棚卸資産に限定していえば同一量の棚卸資産を補充して後に残る余剰が利益である。……後入先出法はかかる見地に立つ実質資本（実物資本の意味における）維持のための棚卸資産原価配分方法であると考えなければならない。所有者である株主とは一応区別された企業実体を想定する限り、かかる費用・利益観は認めることができる。」⁽²³⁾（上点引用者）。

この論述において明瞭に表明されているように、「現金利益」概念は、株主等の投資家と企業との関係とか国民経済の価値変動と資産との関係とかに基礎をおくものではなくて、むしろ、株主等の投資家とは区分された企業実体（おそらく生産活動の場としての経営）に着目し、その企業実体のなかではいったん投下された貨幣資本は特定財貨に（すくなくとも短期的かつ部分的には）拘束されつづけなければならない、という一点のみを重視し、そのいわば「経営

(23) 渡辺進著，前掲書，365頁。

的現実」に立脚して、そのように拘束的に維持されてゆくべき一定の財貨量をもって利益決定の前に維持されるべき富と考えるのである。⁽²⁴⁾ ウィクソン編の「会計士ハンドブック」においては、この処分可能(現金)利益アプローチは、「会計周期 (the accounting cycle) をもって、販売があってそのあとに仕入がつづくものとして——実質的にみると現金から現金への周期タイプではなくてむしろ棚卸資産から棚卸資産への周期タイプとして、考えているのである⁽²⁵⁾」と批判されているが、これは現金利益概念が、うえにのべられた「経営内の現実」を反映するものとして形成されていることを、示すものといえよう。このようにして、現金利益概念とその背後にある企業活動パターンは、経営的現実適合性をもつものとして、論者によって主張されていることがあきらかになった。⁽²⁶⁾

以上の考察を要約すると、結局、「現金利益」概念とその背後にある仮定(企業は同一財貨のすくなくとも同一量を維持しつづけることが不可欠である

⁽²⁴⁾ このように「現金利益」説が「経営的現実」に立脚しそれを反映せしめることを志向することは、企業が解散し経営が存在しなくなった時には(まだ残余財産は分配前であっても)ただちにこの利益概念は適用されなくなることから、示されうるのであろう。「企業が解散し残余財産が株主に分配される場合には従来企業内部において拘束的であった資金は自由となる。この場合分配された財産の金額と、原始投資額を一般物価指数で換算した金額との差額は株主にとって投資損益の一部を構成するものと考えべきである。」(渡辺進著、前掲書、365頁)。

⁽²⁵⁾ Rufus Wixon (ed.), *Accountants' Handbook* (4. ed.), New York 1964, p. 12・34.

⁽²⁶⁾ ムーニッツはつぎのようにのべて、貨幣資本が持定財貨に拘束されつづけてゆくという現金利益説の仮定に反論する結果となっている。「棚卸資産の諸単位は顧客へ販売するために取得され、処理され、そして保有される。各々の再購入、または再購入するかどうかということは、時、タイプおよび数量にかんして、独立の決定である。棚卸資産の各回転のつど、その結果生ずる顧客からの収入は棚卸資産への投資の流動性を回復し、かくして投資の金額と方向についてあたらしい一組の決定を可能にする。」(Maurice Moonitz, *op. cit.*, p. 468). ハズバンドも、現金利益説をとるコッターを批判して、「コッター氏はまた、企業は選択することによって (by choice) 継続企業になるということを忘れてるようにおもわれる」とのべる。(George R. Husband, *op. cit.*, p. 115). しかし、短期的かつ部分的には、貨幣資本は持定財貨に拘束されるとみるほうが正しいのではあるまいか。

とする仮定）は、短期的（再調達される財の質が変わらない期間中のみ適用されうろという意味）で、部分的（棚卸資産のうちの固定的または正常的な在高位にたいしてのみ妥当するという意味）で、かつ経営的（生産活動の場としての経営の内部的現実にあてはまるという意味）な、現実適合性をもつものとして、主張されていることが判明したのである。この短期的・部分的・経営的・現実適合性という特質は、現金利益概念とそれを支える仮定がもつメリットであると同時に、それはこの概念が短期的にしか、部分的にしか、経営的にしか妥当しないことを示すという意味で、この概念の限界をあらわすともいえるかもしれない。たんに「短期的」にしか首尾一貫的に適用できないような理論は駄目ではなかろうか、企業には投機財的な性格をもつ資産も多く存在するのにそれにたいしては妥当しないような理論は非現実的ではなかろうか、企業（とくに株式会社）は本質的には株主の所有物なのだから、企業利益は経営の内部的現実などではなくてむしろ企業と株主との出資関係に基礎をおいて（貨幣〔数量または価値〕計算として）遂行されるべきではないか……等々、「現金利益」概念にたいする外在的批判はとどまるところを知らないとも考えられる。われわれの見解によれば、多様な利害関係者群と複雑な関係を取りむすびながら存在している現代の経営のすべての諸側面を、一つの資本概念と一つの利益概念によって完全に把握し反映しつくすということは、おそらく不可能であり、その意味で、「現金利益概念」のもつ現実適合性がただか短期的で部分的で経営的であるということ、つまり一面的であること自体は非難されるべきではない、とおもわれる。（実際、伝統的な名目利益概念もまた——経営的妥当性などもたないということからもわかるように——一面的なものである）。ただ問題は、この意味において一面的な概念を他の意味において一面的なものに優先して採用しようとした根拠が当然なければならない。その根拠ないし選択原理は何であろうか。

後入先出法によって「現金利益」を確定しようとした人々は、企業会計が果すべき課題ないし機能の一つとして、報告利益数値が「聡明な経営管理のため

のよい指標をもたらす⁽²⁷⁾』ということ、さらには、「人々(とくに利害関係者——引用者注)を誤らせることがもっとも少ないような方法で、入手したものを伝達すること⁽²⁸⁾」を要求したのである。このように、企業会計は経営者をして聰明な経営の管理を行なうことを可能にし、また利害関係者をして誤まった行動に走らないようにするためには、企業利益をして真に分配可能な額として規定する実際の必要があるといえよう。なぜなら、経営は自己をゴーイング・コンサーンとして保ってゆくためには費消された生産財の取替を確保しなければならず、また他方において利害関係者のもっとも切実な要求は利益の分配を受けることにあり、したがって、処分可能な利益がどれだけかということが、双方の利害当事者にとってもっとも大きい争いになるからである。このような関連をマックアンリーはつぎのように指摘している。すなわち、彼の主張によれば、「後入先出法の健全性についての賛否の両論は利益概念の相違にもとづいている。利益はカレントな売上にたいして最近の原価を対応させそして現実に分配のために充当しうる利益(後入先出基準)をあらわすべきか、それともこれらの充当可能な利益プラスまたはマイナス棚卸資産の継続的な投資の価値変動をあらわす金額の結合したもの(先入先出基準)であるべきか。……後入先出法を採用する傾向の増加とそれへの広い関心からみて、実際に充当可能な利益すなわち実現利益(actual available or realized income)を意味するものへと利益概念はせばまっているようにおもわれる。というのは、利益の処分は、大きな範囲において、もはや経営者の手もとには存しないからである。租税は半分以上をとる。……賃金増加への要求は報告利益にかみあわされている。そして、報告利益が上昇する場合には消費者および政府からの価格引下げへの圧力が存在する。このようにして、どれだけか実現利益として充当可能かをあきらかにするための方法が、決定的に重要なのである。⁽²⁹⁾」

(27) Henry B. Arthur, *Inventory Profit in the Business Cycle*, the *American Economic Review*, March 1938, p. 31.

(28) Ross, G. Walker, *The Base-Stock Principle in Income Accounting*, op. cit., p. 84.

(29) Herbert T. McAnly, *The Current Status of Lifo*, the *Journal of Accountancy*, May 1958, p. 58.

このようにして実際に処分可能な利益額が利益として報告されるべきだとするならば、ゴーイング・コンサーンにとっては、その処分可能利益は、経営にとってその活動を維持したうえでの処分可能額であるべきであり（経営的現実適合性）、その場合、企業のすべての資産がかならずしも経営活動の継続のために保有されねばならないわけでない（投機的な財もある）から、この利益概念は棚卸資産の一部（しかし主たる部分）にのみ適用されうるにすぎなくなる（部分的現実適合性）、そしてまた、同質的な財貨の一定量の維持ということを考えるかぎりこの利益概念は短期的にしか妥当しないことになる（短期的現実適合性）。

以上において、短期的・部分的・経営的・現実適合性をもつ現金利益概念をとくに企業利益概念としてえらぶべきだとする根拠は、企業の現実的諸関連のこの側面を把握する利益概念が、価格変動時において真に分配可能な金額を示す点で経営者および利害関係者にとってもっとも有用であり誤った行動をふせぎうるという点にもとめられていることが明らかとなった。しかしこれで問題がすっかりかたづいたわけではない。つまり、かかる選択根拠にもとづいて現金利益がえらばれていることはわかったとしても、いったいこのような選択根拠として表明されている要請は損益計算上の企業利益によってみたまされるべきであらうか。かかる要請はむしろ資金運用表がみたすべきものであって、報告利益がこれによって左右されるのは会計的にみて妥当でないのではなからうか。⁽⁵⁰⁾ このような、現金利益の選択根拠そのものの会計的妥当性をあきらかにするた

30) クーランによれば、後入先出法は当期の資金の入りとしての収益と資金の出としての実際取替原価との比較により利益を決定するという意味で、「損益計算書と資金計算書とのあいだの一層密接な類似性をもたらすという効果をもつ。……けれども経営上および投資上の諸決定が資金にかんする情報を要求するということは、資金計算書と損益計算書とを混同することを支持する議論となるのではなくて、むしろこれら二つの計算書を相互に関連づけて用いることを支持する議論なのである。後入先出法が損益計算書にたいして資金的要請を課するということは、後入先出法の採用を支持する議論ではなくて後入先出法の廃棄を支持する議論なのである。」(John W. Coughlan, *The Guises of Replacement Cost*, the *Accounting Review*, July 1957, p. 436).

めには、周知のように、諸利害関係者にたいして分配可能な利益を報告するということが、損益計算上の重要な原則である実現原則の元来意図するところである、という議論がハックス(Karl Hax)によって展開されている。すなわち彼の説によれば、実現原則は、販売財貨が現金(または現金等価物)という流動的な形態に転化したときに収益を計上するという点において処分可能利益をもとめるという意味をもっていたのであるが、価格上昇時においてこの意義を保持するためには、収益にたいして実際取替原価が費用としてチャージされるべきである。というのは、この実際取替原価と取得原価の差額に相当する名目利益部分はゴーイング・コンサーンにとってはただちにその費消・販売された財の再調達にむけられるので、処分可能でなく、その意味で未実現と考えられるからである。⁽³¹⁾このようにしてハックス説によると、利害関係者に対して企業が分配可能な利益の大きさを正しく伝えひいては彼等の誤った行動をふせぐという・現金利益概念の・選択根拠は、損益計算における実現原則に以前からひそんでいた考え方に一致するものとして、支持されることになろう。もちろん、ハックスのかかる実現原則の拡張にたいしては批判も存する⁽³²⁾のであるが、後入先出法そのものの研究を意図する本稿ではこの問題についてこれ以上ふかく立ちいることはできない。

つぎにわれわれは、等価的な同一期間個別価格水準的対応(第三表におけるB-I-b-(1)から(8)までのもの)のもとにおいて考えられる(ドル価値法により算定される)「現金利益」概念について考察することにしよう。まず第一

③1) Karl Hax, Die Substanzerhaltung der Betriebe, Köln und Opladen 1957, SS. 61-68.

③2) 森田哲弥氏はこの点につきつぎのように批判されている。「しかし、実現主義の原則というものは、収益(Ertrag)認識の基準または認識と測定との基準であり、費用に関する規制を全く含まないのであるから、この原則は決して差額概念としての利益(Gewinn)の額、実現利益の大きさを規制するものではない。したがって、実現利益の大きさを分配可能性という観点から問題にし、「実現主義の拡張」を考えることは見当違いである。」(森田哲弥, カール・ハックス著, 『経営実体維持論』, ビジネスレビュー, Vol. 5 No. 3, 122頁)。

にわれわれは、(数量法としての後入先出法における)等質的な同一価格水準の対応だけにあきたらずに(ドル価値法における)等価的な同一価格水準的対応があたらしく展開されてきたということは一体何を意味するのであろうか、という問題を考えなければならない。マックアンリーはこのあたらしい展開をうながした契機にかんして次のように語っている。1940年前後から第二次大戦に起因したインフレーションが生じて来たおり、従来において数量法としての後入先出法を適用しえなかった業者たち、すなわち「小売業者、卸売業者および多くの原材料または部分品をもちいて多様な生産物の製造に従事する人達は、いかに後入先出法を適用するかの問題に直面したのである。というのは同一物の数量的な対応 (identical matching by quantities) は、スタイルまたはデザインの変化、ある棚卸日における個々の項目の数量の一時的な変動、材料の代替、生産方法の変更などのために、非実際のまたは不可能であったからである。」⁽³³⁾このようにして、ドル価値法(売価還元後入先出法をふくむ)がうまれ出たきっかけは、費消・販売された財とそれを補充するために再調達される財とのあいだに同質性が存在する場合にのみ数量法としての後入先出法は適用可能であるにすぎないので、この会計方法のもっているかかる短期的現実適合性を克服して、同一の棚卸資産プールにおける財貨の質の変化にはかかわりなしに(その意味で長期的に)適用されうるような後入先出法を考案しようとしたことにあるようである。つまり、短期的現実適合性しかもたない等質的の同一期間個別価格水準の対応から(数量比較を価値的比較におきかえることによる)長期的現実適合性をもあわせもつ等価的の同一期間個別価格水準の対応へと対応概念は発展してきたものと考えられる。⁽³⁴⁾その結果としてドル価値法のも

③) Herbert T. McAnly, The Current Status of Lifo, the Journal of Accountancy, May 1958, p. 56.

④) この場合、「長期」および「短期」という概念は、一定不変の時間の長さを示すものではない。「短期」とは当該営業活動に関連してもちいられる諸棚卸資産の質が不変にとどまっている期間を意味し、「長期」とは一回以上のかかる質の変化をカバーするとき不特定の期間を意味するものと、われわれは規定する。

とで考えられる「現金利益」とは、もとと同一数量の財貨ではなくて、ある基準時点の価格水準においてもとのものと等価であるような財貨量を維持したのちにおける処分可能利益を意味することになる。

各期末における・以前とは質をことにする・棚卸資産在高が(価値的に)期首在高とつねに比較されうるということは、後入先出法の適用を長期的に可能ならしめる点ではきわめて有用であることは疑いない。しかしこの手続によって、その基準時点価値において一定の(不特定種類の)棚卸高が利益計算をつうじて維持されてゆくということ(いわば棚卸高の一定価値量の維持)は、いかなる理論的根拠にもとづいて正当化されるのであろうか。この問題は、「現金利益」の立場からドル価値法を根拠づけようとする場合においてもっとも中心的な点なのであるが、いままでのところほとんどいかなる説明もなされていないようである。⁽³⁵⁾

この問題について若干の私論をあきらかにして御批判をあおぎたいと考える。たとえばある企業(A)における期首在高はラジオ100台であり、そしてその期末在高はテレビ100台であり、そしてこれらは同一の棚卸資産プールに所属すると仮定する。(同一の生産ラインにおいてラジオの製造設備とテレビ

35) 渡辺博士は金額法の一般的意義をつぎのように説明しておられる。「金額法ではあらゆる棚卸資産は企業資本の投下物であると考えられる。例えば、棚卸単位を拡大して性質が類似する多数の品目を包含する棚卸単位を設定する場合、当該棚卸単位の内部においては、共通の物量的測定尺度は必ずしも存在しない。しかしながらこの場合、共通の測定尺度として円を用いることとすれば、評量単位を異にする多数の棚卸単位を統合して一の棚卸単位とすることが可能となる。ここにおいてはあらゆる棚卸資産は円の具体物として観念せられるが故に、企業資本の投下物であるという意味において、物品Aの一円は物品Bの一円と同質的であり、互に代替的である。このように共通の測定尺度を円に求めることによって、金額法は棚卸単位を拡大し、棚卸単位数を極小化することを可能ならしめ、多種多様の物品を取扱う企業における棚卸資産原価配分手続を単純化するに大いに役立つものとなった。」(渡辺進著、棚卸資産会計〔改訂版〕、385—386頁)。この説によれば、金額法では棚卸資産は企業資本の投下物であるという観念にもとづいて金額比較が行われるというのであるが、その「企業資本」とはいかなる内容をもつ資本であるかが、まさに問題であるとおもわれる。

製造設備が併存しているときには、かかる事態はおおいにありうることである。さらに、その期首のラジオ100台の基準時点（当期首とする）価格は100万円、期末のテレビ100台の基準時点価格は500万円である、と仮定しよう。そうすると、ドル価値法によれば、期首のラジオ100台と等価であるテレビの台数は20台（ $=100\text{台} \times \frac{100}{500}$ ）となるから、その20台のテレビが期首在高ラジオ100台と同じ原価額で評価されることをつうじて維持されるのである。

このような維持をささえる理論的根拠を解明するために、この企業（A）と同じ時点に開業した企業（B）を仮定する。この企業（B）は基準時点である当期首（ドル価値法の価値比較時点）において、たまたま100万円を投下して100台のテレビを取得したとしよう。そしてBは当期末においても同じ100台のテレビを期末在高として保有している、と仮定する。この二つの企業AとBとをくらべると、基準時点である当期首においてはいずれも100万円の貨幣もっていた。それは同じ100万円なのであるから、それが各企業にたいしてもっている「価値」もまた等しいものであるはずである。したがってもしも当期首におけるその貨幣の「価値」が損益計算をつうじて維持されるべきであるとすれば、ある時点においてAとBが同じ種類の財貨もっているかぎり、損益計算をつうじて維持されるその数量はひとしくなければならない。Bは最初からテレビを買ったがAはさきに他のもの（ラジオ）を取得しついで今期末にテレビを買ったということは、途中のプロセスの相違を示すにすぎず、そのことのために今期に損益計算をつうじて維持されるテレビの台数がAとBとでちがうというのはまったく不合理であろう。このようにして、もしも投下貨幣の・当企業にとっての・価値が損益計算をつうじて維持されるべきであるとすれば、期末のテレビ100台を当期首の取得価格であらわして、その金額を当期首のラジオ100台の当期首価格と比較することによって、この後者の金額（それは当期首の近くにおいてそのラジオ100台に投下された貨幣額を示す）によってテレビをどれだけ取得しえたか（それはその貨幣額に等しい・テレビの・期首価格によってあらわされる）を確定し、この確定された金額をもって損益計算をつうじて維持すべきであろう。以上要するに、原初投下貨幣資本が・当企業

の各期末在高を構成する特定財貨種類にたいしてもつ(もっていた)・個別購買力価値を損益計算によって維持すること——これを各期末財貨・個別購買力(資本)維持と表現しておこう⁽³⁶⁾——がドル価値法のねらいであり、かかる意味の個別購買力量を維持したのちの収益余剰が、(ドル価値法のもとにおける)等価的・同一期間個別価格水準的対応をつうじて達成される「現金利益」の具体的内容である。

ところでこのような内容をもつ現金利益を算定するための手続としての「等価的・同一期間個別価格水準的対応」は、さきに第三表において示したように、(a) 全部的な対応であるか部分的な対応であるか、(b) 生産物単位について等価的であるか原価要素単位について等価的であるか、(c) 基準年度首(ドル価値法が採用された第一年度首) 価格水準において等価的であるかそれとも当年度首価格水準において等価的であるか、におうじて、 $2 \times 2 \times 2 = 8$ 通り

(36) わかりやすいえば、この「購買力維持」は、たとえば上例では、100万円の貨幣は基準時点においてテレビ20台を買うこともラジオ100台を買うこともできたのだから、その貨幣の・当企業にとっての・価値は、ラジオ100台に対する購買力としてもまたテレビ20台の購買力としても表現され、したがってこの意味の貨幣価値は、ラジオ100台を維持することによっても、またテレビ20台を維持することによっても、維持される、という主張のもとづいている。従来の購買力(資本)維持概念としては、特定範囲の多数の財貨種類(その範囲とはかならずしも当企業の当該棚卸プールの構成する諸財貨種類の範囲とは一致しない)を平均的に取得すると仮定した場合のいわゆる「一般購買力」を維持しようとする説があり、またある特定の個別的財貨種類(たとえばラジオ)を(現実の当企業のプールの内容がもはやラジオをふくまないときにもそのことにはかわりなく)取得するための「個別的購買力」を維持しようとする説も考えられる。しかし、これらの「一般購買力」(資本)維持も、「個別購買力」(資本)維持も、企業の各期末在高にふくまれる現実の財貨種類と正確には一致しない財貨種類を基礎にしている点で、経営の現実には十分に適合しないのである。この意味で、ドル価値法の基礎に存している「各期末財貨・個別購買力」(資本)維持は、各期末に現存している財貨種類にかかわらしめた場合の原初投下資本の購買力価値を維持しようとするものであり、その点でもっとも大きな「経営的・現実適合性」をもった購買力(資本)維持概念である。さらに、かかる「各期末財貨・個別購買力」(資本)維持概念を採用すれば、いわゆる「実体維持説」が生産財の質または種類の変化にさいして直面していた困難を解決するための手がかりが与えられるであろう。

の異った種類のものに分かれうる（さきの第三表における B-I-b-(1) から -B-I-b(8)までのもの）のである。このうちのいずれの「対応」によってもっとも妥当な「現金利益」が算定されることになるかはまったくあきらかではない。しかし筆者の暫定的な結論としては、B-I-b-(4)の「部分的・生産物単位当年度首等価的・同一期間個別価格水準的対応」がもっとも適当であると考えられる。その理由であるが、第一に、部分的か全部的かの問題については、等質的な同一価格水準的対応の場合と同様に、当期販売品のすべてがゴイング・コンサーンにとって取替られることが不可欠であるとはかぎらない。したがって、取替不用の・投機財の・払出については「同一価格水準的対応」が不要であるので、その意味で、部分的な同一価格水準的対応がもちいられるべきである。第二に、生産物単位等価か原価要素単位等価かについては、すでにのべたように、当該プールの構成する財貨の質は変化しておらずしかも当期中に生産技術の進歩が生じた場合（したがって同一の原価量によってより多くの生産物が製造されうる場合）、前者によれば当期に実際に販売されたものと等量の当期生産物製造原価が当期売上原価として収益にチャージされるのに対し、後者においては、当期の実際販売量よりも多い量の生産物の当期取得原価が当期収益にチャージせしめられる。当期に生産技術の向上があったことは、当企業が正常在高として維持すべき数量が現実増加したことをべつに意味しないから、かかる結果をもたらすところの原価要素等価的な対応は経営的・現実適合性をもつとはかぎらない。ゆえに生産物単位等価的な同一価格水準的対応がもちいられるべきである。とわれわれは考える。最後に、基準年度等価的か当年度首等価的かという問題であるが、われわれが後者を主張する理由はつぎの二点である。(i) 前者によれば、当期首在高をあたかもそれが基準年度（ドル価値法が採用された第一年度首）の価格のもとで取得されたかのごとく仮定してその基準年度価格で評価されたとすうえで、その評価額相当の貨幣資本が基準年度において当期末在高をいくら取得しえたかを確定するがために、その評価額を当期末在高の基準年度価格と比較するわけである。しかし、当期首在高の取得にかんするかかる仮定はまったく現実に反しており、当期首在高は（先

入先出的な物の流れを仮定すると) 実際にはその当期首に近い時点で取得されたと考えられるから、むしろ、当期首価格水準にもとづいて期首在高と期末在高とを比較すること(つまり当期首価格水準のもとで当期首在高を取得するために投下された貨幣額はその時点でどれだけの当期末在高を買いえたかを確定すること)のほうがはるかに現実に適合している。(H)ホフマンも指摘しているように、基準年度価格水準のもとで在高比較をおこなう方法(すなわち二重評価法)は、「時が経過するにつれて適用がますます困難になる。というのは基準棚卸高(the basic inventory)にはあらわれなかった新しい項目にたいしてより多くの理論的原価(theoretical costs)が計算されねばならず、そしてもしも当年度の期首および期末棚卸高にふくまれている諸財貨が基準日において保有されていたならば原価総計が示したであろう金額のあいだで比較がおこなわれるからである。⁽³⁷⁾」このようにして、部分的・生産物単位当年度首等価的・同一期間個別価格水準的対応をわれわれが支持する理由があきらかになったであろう。

以上でこの節における考察をおわることにしよう。ここで得られた結論は、つぎのように要約されうるのであろう。後入先出法を理論的に根拠づけようとする一つの方向として、この会計方法は、当期中の各利益実現時点近傍において処分可能な・営業活動からの・現金(等価物)の期中合計額を意味するところの「現金利益」を、(等質的または等価的な)同一期間個別価格水準的対応をつうじて、算定しようとするものである、とする主張が存在する。この場合、数量法としての後入先出法によって達成される(べき)等質的・部分的・同一期間個別価格水準的対応によって確定される(当企業の固定的棚卸高を数量的に維持したのちの収益余剰としての)現金利益概念は、短期的・部分的・経営的・現実適合性をもつものであること、そしてこの意味での一面的な現実適合性をもつ利益概念を他の意味で一面的適合性をもつ利益概念に優先して採用しようとする根拠は、企業会計というものは利害関係者をして当企業からの処分可能な利益額について誤った判断と行動にみちびいてはならない、とする会計

(37) Raymond A. Hoffman, *Inventories*, op. cit., p. 248.

目的観にもとづいていることを、われわれは主張した。しかるに、現実においては、数量的な同一価格水準的対応から等価的な対応への発展がみられているのであるが、ドル価値法を手段とするかかる発展のもつ意味は、数量法としての後入先出法とそれにより算定される「現金利益」のもつ短期的現実適合性を一層長期的な適合性へと改善しようとしたことにある、と解釈した。そして、かかるものとしてのドル価値法のもとにおいて算定される「現金利益」は、「各期末財貨・個別購買力（資本）維持」を達成したのちの収益余剰としての利益として規定されうることがあきらかにされた。そしてかかる意味をもつ「現金利益」を達成するためにもっとも妥当な収益費用対応方式は、「部分的・生産物単位当年度首等価的・同一期間個別価格水準的対応」であることをわれわれは論証したのである。

6. 後入先出法と「経営利益」概念

まず、「経営利益」と「同一価格水準的対応」と「後入先出法」とがどのように関連しているか、ということを考察しよう。渡辺進博士は、さきに引用したように、同一価格水準的対応にかんする研究のなかで、純国民所得の算定のために控除されるべき棚卸資産費用の算定方式としての「取替原価法」と「補充原価法」とをとりあげて検討された。われわれの用語でいえば前者に同一時点個別価格水準的対応を意味し、また後者は同一期間個別価格水準的対応を意味している。この後者は「現金利益」の算定に結びついた手続であるが、前者のほうについて、渡辺博士は、「払出時点における取替原価（再調達価額）を棚卸資産費用とすることは、それが収益と完全に同一時点的な原価であるという意味で⁽¹⁾ 真実の原価である」（上点引用者）と主張しておられるが、この対応手続により算定される企業利益の内容についてはふれておられないのである。

番場嘉一郎教授によれば、価格変動時における企業会計の重要な課題は、経

(1) 渡辺進著、棚卸資産会計〔改訂版〕、240頁。

営者が価格変動に対処するために必要な意思決定を行うことができるがために、そして企業外部者も企業の真の収益能力を知ることができるがために、本来の「経営損益」と「価格変動損益」とを分離することにある、と主張される。そして「収益と同一価格水準における原価額を収益から控除することによって適正な経営損益が算定される。⁽²⁾」個別物価指数によって歴史的原価を修正することをつうじてこの経営損益の算定上収益から控除されるべき棚卸資産費用を計算する方法について、番場教授は「売上原価は棚卸資産取得時の指数と販売時の指数によって修正される。⁽³⁾」(上点引用者)とのべておられることからわかるように、ここで考えられている同一価格水準的対応とは、(収益と費用との)同一時点個別価格水準的対応⁽⁴⁾であることはあきらかである。

このようにして、名目利益から「価格変動損益」を控除した結果としての「経営利益」は「同一時点個別価格水準的対応」によって達成されることがわかったが、これらの諸概念と「後入先出法」とはいかなる関連があるのであろうか。この問題は、後入先出法という会計方法をつうじて、はたしてこの「同

(2) 番場嘉一郎著、棚卸資産会計、昭和38年、401頁。ウィクソン編の「会計士ハンドブック」においてもつぎのようにのべられている。「後入先出法は、現在原価あるいは現在取替原価概念の利益 (the current cost or current replacement cost concept of income) につながるものとみとめられている。……普通に定義されるところでは、現在原価にもとづく利益とは、収益がその収益の産出のために消費された用役の現在原価(すなわち販売時における取替原価)をこえる超過額である。販売時の取替価格を収益の産出にかかわる犠牲の尺度として採用することにより、収益と費用とは等しい個別的購買力をもつドル (dollars of equal specific purchasing power) にもとづいて表示される。」(Rufus Wixon (ed.), Accountants' Handbook (4th ed.), New York 1964, pp. 12-34-12-35).

(3) 番場嘉一郎著、同上、404頁。

(4) ただ、番場説によれば、「帳簿原価額と修正原価額(または再調達原価額)との差は、そのすべてが資本修正勘定へのプラスまたはマイナスとして処理されるべき性質の金額とはならない。この差が一般物価指数による修正原価額と帳簿原価額との差をこえる場合には、こえる部分は利益または利益剰余金の性格をもつと解すべきである。」(同上、405頁)。この点において、番場説は、この差額の全部を資本修正とみなす実体維持(または実質資本維持)説とことなっている。

一時点個別価格水準的対応」がよく達成されうるかという問題に帰着する。「ある条件のもとでは、単位原価基準の後入先出法（a unit-cost based LIFO method）は、現在取替原価（販売日における取替原価のこと——引用者）の十分に密接な近似値である原価を収益に対応させることを結果するかもしれない。もしも仕入がしばしば小口で行なわれ、材料棚卸高単位がコンスタントかまたは上昇しつつあり、棚卸資産の回転が高く、そして生産の周期が短いならば、原価の発生と費消とのあいだのタイムラグは短く、そして後入先出法による費用は現在取替原価の十分な近似値となるであろう、しかし、大口のひんばんでない仕入が行なわれ、材料棚卸高単位が減少し、回転がおそく、そして生産周期が長いならば、その2つのもののあいだには、関係はすくないであろう。⁽⁵⁾」このようにして、後入先出法が同一時点個別価格水準的対応を十分な近似的正しさをもって達成しうるかどうかはいくつかの条件に依存することがらであり、したがって後入先出法の「計算構造的⁽⁶⁾概念」がこの同一時点個別価格水準的対応およびそれをつうじての「経営利益⁽⁷⁾」の算定ということによって正確に表現されうると主張することには、やや疑問の余地があるとおもわれよう。しかし、そうであるからといって後入先出法の「目的的本質⁽⁷⁾」がこの同一時点個別価格水準的対応にあるとする主張をただちに否定してしまう人があるならば、その人は、「何事かを完全におこなうことができないならば、それをまったく放棄したほうがよい、という理想家的な議論をおこなっているのである。……たしかに、不完全な救済にもいくらかの利点は存在する。」⁽⁸⁾ われわれはここでは、いちおうペルベのこの最後の言葉を信じておくことにしよう。⁽⁹⁾

(5) Rufus Wixon, op. cit., p. 12・35.

(6) 後入先出法の理解において、この会計方法の「計算構造的⁽⁶⁾概念」と「目的的本質」とを区別する考え方は、番場嘉一郎教授の説にもとづいている（前掲書、466—468頁）。

(7) 番場嘉一郎著、前掲書、468頁。

(8) Maurice E. Peloubet, Has Lifo Fallen? , the Journal of Accountancy, April 1948, p. 303.

(9) 番場教授によれば、「後入先出法は、形式的には再調達原価法と異なるけれども、その目的的本質はこれを再調達原価思考に求めるほかないであろう」と主張される。（前掲書、468頁）。ここで「再調達原価思考」とは、われわれの用語によれば、収益と費用との同一時点個別価格水準的対応思考ということなのである。

以上においてわれわれは、「経済利益」とは当期収益と(それに関連した)各販売時点における取替原価の合計とのあいだの差額としての利益を意味し、そしてこの利益は、収益と費用との「同一時点個別価格水準的対応」をつうじて達成されるものであり、そして「後入先出法」はこの種類の同一価格水準的対応を達成するための不完全ではあるが一つの有用な会計方法と考えられる、ということをも主張した。しかし、この三者の関係をいっそう実質的に、そしてまた精密に考察するために、われわれはまず、「経営利益」概念はいかなる根拠にもとづいて主張されてきたかを検討することにしたい。(その場合まず、数量法としての後入先出法によって不完全にはあるが達成される等質的・個別価格水準的対応〔さきにかかげた第三表の B-Ⅱ-a〕と、かかる等質的対応をつうじて算定される特定の経営利益概念を前提におくことにしよう)。

すでに渡辺博士により詳細に記述されている⁽¹⁰⁾、後入先出法という名称をもちいた棚卸資産費用計算法の最初の公式の提案はアメリカ石油協会が1934年11月に行なったものである⁽¹¹⁾。その提案のなかで、アメリカ石油協会は、損益計算において後入先出法により達成されるべき重要な目的として、「カレントな売上にたいしてカレントな原価を対応させること」(Current Costs Against Current Sales)という項を一番初めにかかげて、そのなかでつぎのように主張した。「棚卸資産数量がほぼ不変にとどまっているかぎり、あるいは売上があたらしい取得物(生産高と仕入)に等しいかぎり、原油および生産物のカレントな原価がカレントな売上にたいしてチャージされるべきである。」⁽¹²⁾(上点引用者)。この場合、ここでは収益と費用との同一価格水準的対応を志向すること自体が究極の自己目的であるかのごとく語られているのであるが、われわ

(10) 渡辺進著、前掲書、253頁。

(11) この提案はつぎの小冊子にふくめられているという。“Basic Principles of Last In, First Out”, Recommended by the Committee on Uniform Methods of Oil Accounting and approved by the Board of Directors of the American Petroleum Institute, Dallas, Texas, November 12, 1934: この一部分はつぎの書に掲載されている。Raymond A. Hoffman, *Inventories*, op. cit., pp. 148-150.

(12) Raymond A. Hoffman, op. cit., p. 148 から引用。

れの見解によれば、「同一価格水準的対応」にはさまざまな種類のものが存在しうるのであるから、とくに同一時点個別価格水準的対応をえらぶ以上はその選択根拠がなければならない、とおもわれる。

1936年にアメリカ会計士協会棚卸資産特別委員会（American Institute of Accountants, Special Committee on Inventories）は、上のアメリカ石油協会の・石油会社棚卸資産にたいする・後入先出法の適用を支持する報告書を発表した。そのなかにおいて、先入先出法と後入先出法とのあいだの争点は、『売上原価』とは『以前に棚卸された原価』（“previously inventoried costs”）を意味するものとみなされるべきか、またはそれは『当期再生産原価』（“current reproduction costs”）を意味しているか⁽¹³⁾という点にあると解明して、後入先出法の特質が収益と費用との同一価格水準的対応にあることを主張した。この場合、当委員会の見解によれば、後入先出法をつうじてかかる同一価格水準的対応を達成することの意味は、それがあある特定の利益概念を算定するというところにもとめられているようにおもわれる。「石油産業は、原材料財貨の価格変動が実際上生産物財貨にたいして同時的かつ対応的な影響をおよぼすような産業グループに属している。このような場合には、販売および他の営業の担当者によって考えられている実質的な利益余剰（The effective profit margin）は、……一方の当期販売価格と他方における……それに関連する原材料の再生産原価または取替原価とのあいだの開きを反映するものと解されている⁽¹⁵⁾。」もちろん、原材料財貨とそれからつくられる生産物とのあいだに価格変動が迅速につたわるというこの特徴は、他の産業にもみられるが、たとえば綿織物業や製粉産業では先物取引市場を利用することにより、「その購入価格と販売価格

(13) American Institute of Accountants Special Committee on Inventories, Valuation of Inventories, the Journal of Accountancy, Aug. 1936, p. 126.

(14) この同一価格水準的対応が、理念的には同一時点個別価格水準的対応を意味することは、当委員会が、綿織物および製粉産業においては「先物」(the futures)をつうじてこの同一価格水準的対応を達成しうる、とのべていることから推定されうであろう。(Ibid., p. 125).

(15) Ibid., pp. 124-125.

とを相互に関連づけることができ、そのようにして、表示利益としてこの利益
余剰概念を実現することができるのである。⁽¹⁶⁾」しかるに、「『後入先出』原則
の主たる目的は、財務諸表上の利益の決定において、販売価格とこのような販
売価格の直接的な原因となったような原材料価格とのあいだに実質的な相関関
係をつくりだそうとすることである。⁽¹⁷⁾」つまり、後入先出法は、当期収益と当
期棚卸資産費用との同一時点価格水準的対応をつうじて、原材料価格と生産物
価格が相関的に変動するとき産業において営業の担当者達によって観念され
ている企業利益概念に一致した利益を算定しようとする会計方法である、と考
えられているのである。後入先出法が志向する利益概念がこのように営業担当
者によって観念されているごとき概念であるということは、かかる後入先出法
支持がなんらかの意味で「経営的見地」にもとづいていることを示唆するもの
と推定されよう。⁽¹⁸⁾しかしそれにしても、(イ)同一時点個別価格水準的対応の適用
の前提として、その企業の原材料価格と生産物価格とのあいだに同時的な影響
が存すべきことが指摘されているが、これはいったいどういうことであるか、
またこの前提は、「経営利益」概念が妥当するために不可欠なのであろうか。⁽¹⁹⁾

(16) Ibid., p. 125.

(17) Ibid., p. 128.

(18) 事実、この報告書の中で、当委員会はつぎのように主張している。「堅実で実際的な見地から考えると、財務諸表における利益決定はわれわれが経営的見地 (the business viewpoint) と名づけるものを認めなければならない、という結論が不可避である。」(Ibid., p. 128).

(19) ブロウもかかることを、後入先出法が適用されうるための前提にしているようである。「後入先出法および基礎在高法は、当期の販売価格 (current sales prices) と当期仕入または生産原価 (current purchase or production costs) とのあいだには密接な相互関係があるということ、引渡される個々の財は手許在庫品から来るであろうが、当期の仕入または生産のための原価は、当期の売上をカヴァーするために発生したのであるということ仮定するものといえよう。このような推論は、たとえばある会社がその価格を現在原価 (current costs) にもとづかせる場合に適当なものといえよう。」(Carman G. Blough, Changing Accounting and Economic Concepts Affect Methods of Inventory Policy, the Journal of Accountancy, Sept. 1948, p. 206).

(甲)原材料価格と生産物価格とのあいだに相関関係がみられるということと、営業担当者により「経営利益」が妥当な利益概念とみなされるということとのあいだには、どのような内面的な関連があるか、(イ)営業担当者が利益と考えるものとしてのある利益概念を会計上の利益として承認すること、かかる「経営的見地」を採用する根拠は何か。

この三つの問題点を頭におきつつ「経営利益」概念の根拠をいっそうふかく考察するために、つぎに、合衆国の内国歳入法における後入先出法の承認を要請するためにペルベが上院財務委員会にたいして1938年に行なったスピーチの内容を検討しよう。⁽²⁰⁾このときペルベは銅・真鍮製品製造協会(the Copper and Brass Mill Products Association)を代弁してそれらの産業の事例に基礎をおきながら、彼の主張を展開していったのである。彼の見解によれば、これらの産業はつぎの二つの特徴を有する、と考えられた。第一に、この産業ではかなりの金属の在庫量がたえず基礎在高として保持されなければならない。というのは「一定量のある生産物を生産するためには、かなりより大きな量が加工されなければならないのであって、その差はスクラップで循環資産を構成する。このほかにも、その個々の量的要求については大幅に相違するところの注文の流れについて、その経済的な生産を可能にするためには、工場内のさまざまな点において部分的に加工された材料の諸数量が保持されなければならない。⁽²¹⁾」第二に、この産業はおいでつかわれる材料である銅はきわめてはげしい価格変動をこうむるということである。⁽²²⁾このように、この産業においては、一定量の基礎在高を保持する必要性があり、かつ原料の価格変動がきわめてはげ

(20) Maurice Peloubet, Statement of Maurice E. Peloubet, New York City, The Copper & Brass Mill Products Association, included in : Maurice Moonitz and A. C. Littleton (ed.), Significant Accounting Essays, Englewood Cliffs 1965, pp. 450-456. (reprinted from U. S. Senate, Hearings Before the Committee on Finance, 75 th Congress, 3 rd. Session, on H. R. 9862 (Revenue Act of 1938), March 17, 18, 19, 21 and 22, 1938).

(21) Ibid., pp. 451-452.

(22) Ibid., p. 452.

しいので、これらの事態に対処するために「銅、真鍮製品製造工業は、市場価格の変動 (market fluctuations) からの損失を回避し、かつそれによって利得をも除外するような仕方で、その事業を運営しているのである。」⁽²³⁾そして、価格変動からの損益を除外するためのこの方策は、「次の仕方で仕入と売上とを対応させることによって達成される。」⁽²⁴⁾

この産業の製造・販売は個別注文にもとづいて行われ、そしてその「注文は通常——一般には90日、ときにはそれ以上も先の——ある将来の時点に引渡されるべく引受けられる。注文の引受価格は、加工費 (fabricating charges) とその注文が引受けられる日における・その生産物にもちいられる金属の・価格とを加えた額である。その後ただちに、そのひきうけられた注文を達成するに要する銅、錫または他の諸金属について買約定が行なわれる。数週間または数ヶ月のあいだはその製品は引渡されないであろうし、その金属はうけとられないであろう。しかし、製造業者は、彼が行なった売上をカバーするための金属を獲得しうることを知っており、かつ彼はその金属については利得も損失もえようとしないで、彼の加工費と彼の事業がそれにもとづいて行なわれる基礎である顧客にチャージされる加工費とのあいだの差額について利益をえようとすること、を知っている。銅および錫の価格が変動するつど、銅および錫製品の価格は引上げられあるいは引下げられる。生産物の価格の変更は、金属価格の変動のち数時間以内におこなわれる。……かくして、顧客に販売される生産物にたいして購入されかつそこにふくまれる金属については真鍮製造業者は利得も損失もしない。」⁽²⁵⁾

以上の論述から、同一時点個別価格水準的対応をつうじて達成される「経営

23) Ibid., p. 451.

24) Ibid., p. 451.

25) Ibid., p. 451.

26) ベルベの意図が収益と費用との同一時点的な対応にあることは、ベルベが、綿織物または小麦粉製造業のごとき諸産業は彼等の棚卸資産にたいして「かけつぎ」取引 (“hedging transactions”) を適用しており、したがって後入先出法を適用した場合と同じ結果をうることができたのに、皮革、非鉄金属の製造加工業においては有効な先物*

利益」をささえている理論的根拠がほぼあきらかになった。つまり、一定量の基礎在高をつねに保持することが必要でありかつその財貨について価格変動がみられるために、その在高量の取替を意識的に操作することによる投機的利益および損失を経営が回避している場合には、「経営的見地」に立ってこのような経営の意図と状況に合致した利益を会計上の利益として表示するために、収益と費用との同一時点個別価格水準的対応をつうじて「経営利益」を算定しようとするのが、この利益概念のねらいであると考えられる。ペルベはこの経営利益についてまた、「後入先出法は製造またはサービスにもとづく利益 (a fabricating or service profit), 当企業がそれをうるために運営されている利益を表示し、そして処分されえない棚卸資産にもとづく利益または損失を表示しないであろう」(上点引用者)⁽²⁷⁾とも語っている。

さきにわれわれは、三つの問題を提起し、そのうちの第一として、原材料価格と生産物価格とのあいだに同時的関連があることが「経営利益」概念の妥当性にとって不可欠であるか、という疑問を提出した。この点について渡辺進博士は、「正しい棚卸資産費用の計算は棚卸資産原価の配分に関するものであって、その原価が売価によって回収せられるかどうかは全く別個の問題である」⁽²⁸⁾

*市場が存しないことのために、同一価格水準的対応が許されないのは不公平であると、主張していることから判断される。(Ibid., p. 454). これらの主張について、マックネアおよびハーサムはつぎのように解説している。「ある種の産業、たとえば製粉業は、諸取引をかけつぎするために、組織化された先物市場を用いることができ、かくして實際上、後入先出法を使用するのと同じ結果をえたのである。……製粉業者は彼等の「かけつぎ」が成功した範囲において、粉の販売日における小麦の現行価格と等価の小麦原価を確保しえた。そして彼等の利益および損失をこの現在売上原価 (current-cost-of-sales) にもとづいて報告することが、内国歳入局によってながいあいだ承認されてきた。……取引をかけつぎするための先物市場をもちいることのできない産業を、同じ材料現在原価基準にもとづいて租税申告書を作成することから排除することには、不公平のエレメントがある、と主張された。」(M. P. McNair and Anita C. Hersum, *The Retail Inventory Method and Lifo*, New York 1952, p. 162).

(27) Maurice E. Peloubet, Last-in, First-out Once More, A Discussion of Certain Points Raised by Professor Paton, the *Journal of Accountancy*, June 1940, p. 450.

(28) 渡辺進著, 前掲書, 380頁。

から、この要件は後入先出法の適用の是非にとっては無関係である、とのべておられるが、われわれも全く同感である、基礎在高についての投機的損益を回避するために各販売時点の近くにおいてその販売財貨の補充を行なうならば、そのことの系として、かかる販売時点（に近い時点の）取替原価を収益から確実に回収するとともに収益と販売日取替原価の差としての・製造と販売活動のみにもとづく・経営利益を確実に獲得するためには、販売価格が取替原価におうじて変動するというはこのましいことであるが、これは後入先出法適用のための不可欠の条件ではありえない。そのための不可欠な条件とは、同一時点個別価格水準の対応をつうじて、当該財貨についての取得時から販売時までのあいだの価格変動を期間利益から排除することが、経営の現実に適合していること、という一点のみである。この意味の⁽²⁹⁾経営的・現実適合性とは、もう少し具体的にいうと、基礎在高量の棚卸資産は将来の価格変動の見通しがどうあるろうともゴーイングコンサーンとしての活動を維持するためには取得・保持されねばならない「非自発的投資」(an involuntary commitment)であり、したがってその財の・取得時と販売時とのあいだの・利益は経営がその追求を志向する利益ではない、ということである。⁽²⁹⁾この意味の⁽³⁰⁾経営的・現実適合性の存在が同一時点個別価格水準的対応が妥当するための不可欠の条件であるとおもわれる。

(29) ワーカーはこの点をつぎのように表現している。「いかなる企業の基礎的な棚卸資産装備も、それにもとづいて当企業がながく活動しかつ存続しなければならずそしてそれについてはいかなる投機的な選択をもたないような種類および数量としてながめるのがおそらく最善の方法であろう。」(Ross G. Walker, *The Base-Stock Principle in Income Accounting*, Harvard Business Review, Autumn Number 1936, p. 87).

(30) この場合に生ずる重要な問題は、各財貨について、その取得時点と販売時点とのあいだに生じた価格変動は、非自発的・非投機的・差額として期間利益から排除することが可能であるとしても、その販売日とその販売された財を取替るための取替日とがことなるときには、この後者の2つの時点間における価格変動は投機的損益といえるのではないか、という疑問が生じるであろう。たしかに、この両者間の取替原価の差額だけ貨幣が結果的にみて節約された又は余分にかかったことは事実であるが、この差額の稼得が自発的かつ意識的に追求されていることを論証することは困難なのではなからうか。

さきに示した第二の問題点、すなわち販売価格と取得価格とのあいだの相関関係の存在ということと、営業担当者により「経営利益」が妥当な利益概念とみなされることのあいだには、どういう関連があるか、という問題について、たとえば渡辺博士によれば、「売価が原価の騰貴に伴って騰貴する事業においては、同量の棚卸資産を再評価する（棚卸資産費用計算上は歴史的原価をチャージすることによって費用の過小計算を行う）ことによって生ずる架空利益の存在が、そうではない事業におけるよりも速かに意識され、その対策の必要が痛感されたであろう⁽³¹⁾」とのべておられる。このようにして、売価と原価の相関関係の存在は、棚卸資産損益の認識をうながして、経営利益概念の提唱をもたらしたという事実的連関は存在しえたかもしれない。しかし、論理的には、すでにのべたように、経営利益概念が妥当とみとめられうるのは、各財貨についてその取得時点と販売時点とのあいだの価格変動を非自発的・非投機的として期間利益から排除することが経営的・現実適合性をもつかぎりにおいてのみである。したがってまた、その結果として、この利益概念が妥当するのは、当期に販売された財貨のうちで経営が取替・維持を要する部分のみであり、取替を要しない部分はいわば投機的部分としてその取得原価にもとづいて当期の収益にチャージされれば足ると考えられる⁽³²⁾。この意味で、「経営利益」概念のもつ妥当性は部分的・現実適合性であるといえよう。

なお、期末在高が期首在高よりも減少するにいたった場合には、その喰込み分のうちで、企業の現状にてらして基礎在高の維持のために取替られるべき部

(31) 渡辺進著、前掲書、380—381頁。

(32) さきにも引用したところであるが、バタースも、処分可能現金利益概念および「現在原価基準」（われわれの表現によれば同一時点個別価格水準の対応）にもとづく「経営利益」が妥当であるのは、棚卸資産が基礎在高であるかぎりであり、企業の長期的収益力に支障をきたすことなく流動化されうる場合にはその在高は投機的保有物（speculative holdings）とみなされうるので、その流動化分を取得原価でチャージすることによりこの事実が損益計算に反映されるべきである、と主張される。もちろん「原則としてそれらを反復的な営業利益から分離させるべきだ、という強い主張はなされうる。」（J. K. Butters and P. Niland, op. cit., pp. 131-132）。

分は、そのカレントな原価を近似的に見積りそれを払出品原価として計上すべきである。⁽³⁵⁾

さきにかかげた第三の問題点、すなわち経営的見地にもとづいて企業利益概念の妥当性を判断するのはいかなる根拠にもとづくのであるか、という点であるが、この問題にかんしては、後入先出法を論じたいかなる文献も——筆者の知るかぎり——ふれていないのである。私見によれば、その根拠とは、当企業が今期において行った経営活動の成果をカレントリーに表示するためには、同一時点個別価格水準的対応にもとづく経営利益がもっとも有用である、という点にもとめうるのではなからうか。たとえば、当該財貨の取得以降においてその販売価格は不変であるがその取替原価が上昇しているような場合には、取得原価にもとづく損益計算は、その財の・取得時点と販売時点とのあいだの・価格変動利益(棚卸資産利益)を期間損益に混入することにより、カレントリーにみればその財の販売にかんする利幅が(取替原価の相対的上昇のために)減少しつつあるという事実がおおいかくされうるのである。かくして、同一時点個別価格水準的対応は、非同一価格水準的対応にまさっている、ということができる。

さらに、同一時点個別価格水準的対応と同一期間個別価格水準的対応とを比較しよう。一般的にあって、もしも当該販売財の取替時点がその販売時点よりも後であるならば、後者の対応は前者の対応よりも遅い時点の取替価格を費用に計上することをつうじて(販売時点からみて)将来の棚卸資産原価の動向を期間損益のうえに迅速に先取りして反映するという傾向をもつ。したがって、(販売時点よりも後の)収益の趨勢がその先取りされた原価の動きによる利益への影響を相殺するとき経過をたどらないならば(たとえば原価は下るが収益はもっと下ってその結果利益がゼロになるといった動きを示さないならば)、同一期間的な対応は販売時点よりものちの時点の利益の趨勢をその販売時点の利益のうえにすでに投影させるという点で、同一時点的対応の結果よりも有用かもしれない。けれども、販売時点よりものちの原価の変動方向と(同じく)

(35) J. K. Butters and P. Niland, op. cit., p. 133.

のちの収益の変動方向が利益への影響において反対である場合（たとえば原価は下がるが収益はもっと下がる場合、又は原価は上がるが収益はもっと上がる場合）には、同一期間的な対応は、原価の側だけの将来の趨勢を当該販売からの利益に先取りして反映することにより、かえって将来の利益の動向について誤りをもたらすであろう。つまり、同一期間個別価格水準的対応は、同一時点の対応に比して、それがもたらす情報においてやや不安定さをもつと考えられる、かくして、厳密に言えば、当該期間の経営活動の収益性を示すという目的にとっては、同一時点個別価格水準的対応が適していると考えられる。

ところで、当期中に販売された財貨と当期中に取得された財貨とが部分的または全部的に質または種類を異にするにいたった場合には、等質的・同一時点価格水準的対応は適用不可能となるであろう。というのは、この対応概念とそれにもとづく「経営利益」概念は、名目的貨幣利益のうちで当該財貨の歴史的な原価と販売日取替原価との差額を、当経営が追求を意図しない・非自発的棚卸資産投資に生じた・不可避的価格変動損益として、期間損益から排除する立場にたっているのである。ところが、当該棚卸資産投資のうちどれだけの範囲の資産が非自発的な投資であり、またどれだけの資産がその保有期間中における価格変動にもとづく損益を追求しようとする部分（投機的保有物）か、ということ、その投資を行なうさいの経営者の意識を調べることにより確定することは、不可能であろう。ゆえにこの区分を行うための実際的な方法としては、当該棚卸財は、それが販売された後に取替られるか又は取替られないか、という点から判断する外ない。かくして、「経営利益」概念を有意義に適用するためには、当期販売品のうち取替られた（または取替られる予定の）ものと取替られないことにきまったもの（これは投機的財貨とみなされる）とが峻別されるべきである。しかるに、販売品と取得品（したがってまた期首在高と期末在高）とが質または種類をことにしているならば、物質的な意味で両者間の対応をつけることは不可能であるから、当期販売品中で取替られないであろう数量を確定することはできない。ゆえに、この場合には等質的・同一時点個別価格水準的対応は適用不可能であろう。ゆえにこの意味において、この対応にも

とづく「経営利益」は、短期的・現実適合性をもつことがあきらかとなった。

かくして、等質的・同一時点個別価格水準の対応にもとづく「経営利益」概念は、短期的・部分的・经营的・現実適合性をもつことが示されたのである。いくつかの対応概念と利益概念のうちでこの概念がとくに論者により推奨されている場合、その選択根拠は、ゴーイング・コンサーンを前提にして非投機的保有物の存在を十分に考慮したうえで当期の経営活動からのカレントな収益性をあきらかにするためには、「経営利益」概念がもっとも有用であるということにもとづいているのであろう。そうすると一歩進んで、このように経営的立場から非投機的保有物を考慮して収益性を測定するということは、はたして企業会計の課題であるか、という問が出るかもしれない。大きな問題なので、これは別稿で考えることにしよう。

ところで、ドル価値法は、われわれのいう「等質的・同一時点個別価格水準の対応」(B-Ⅱ-a)に不完全であるがアプローチする方法としても考えられよう。この対応概念は、当期中の各販売収益にたいして、その各販売財貨と基準時点価値において等価であるところの当期取得財貨のその各販売日取替原価を棚卸資産費用としてチャージすることをいうのである。この企業利益概念は、等質的な対応が棚卸資産の質または種類の変更にさいして適用不可能になるのに対して、経営利益を長期的・現実適合性をもつものにするという意義をもつのではないか、とおもわれる。すなわち、ここで考えられる企業利益概念は、各販売財貨に投下されていた貨幣資本の個別的購買力をカレントな当期取得財貨のその販売時点原価額という型で回収。維持したのちの収益余剰として定義されうるであろう。現実のドル価値法は(期末在高が期首在高より減少しないかぎり)販売時点ではなくて実際取替時点におけるかかる個別購買力維持のための原価額を収益にチャージする点で、この同一時点的対応にもとづく「経営利益」概念と異なる。企業というものは、その原初投下資本のもつ個別的購買力を各期のカレントな財貨にかかわらしめて維持するものである、という前提に立って、このような利益概念は支持されうるのであろう。

この場合にも、その購買力(を体現する諸財貨)のすべてを維持することは

必要ないであろうから、部分的対応が妥当である。つぎに、生産物単位等価的か原価要素単位等価的かという点については、さきに現金利益のところでのべたのと同じ理由にもとづいて、生産物単位等価的な対応の方が妥当であると考ええる。最後に基準年度首等価的か当年度首等価的かという問題については、もちろん当年度首等価的な対応のほうが適切であろう。なぜならば、現実において当企業の貨幣資本は遠い過去の基準年度首価格水準にもとづいて当期販売品から当期（再）取得品へと流入するのではなくて、その流入はあくまでも今期の価格水準にもとづいているからである。

このようにして、等価的な同一価格水準の対応のうちでもっとも妥当な種類は、部分的・生産物単位当年度首等価的・同一時点個別価格水準の対応であるとわれわれは考える。

7. 後入先出法と「貨幣的利益分割」思想

ここにいう「貨幣的利益分割」思想とは、うえにあきらかにした「現金利益」あるいは「経営利益」のもつ意義と、それを貨幣的利益中の他の部分（この部分は後入先出法擁護者によれば「棚卸資産利益」と呼ばれる）から区別することが必要であるということはみとめるが、それとともに、その棚卸資産利益となづけられる部分もまた正当な実現利益であるから、これも期間利益から排除しないで「現金利益」または「経営利益」と区別したうえで期間利益の構成部分として表示すべきである、とする立場である。もちろん後入先出法そのものは「棚卸資産利益」を排除する傾向をもつという意味でこの「貨幣的利益分割」という目的を達成しているわけではもちろんないのではあるが、この会計方法は「現金利益」または「経営利益」を近似的にとりだすという意味で、「貨幣的利益分割」の有用性を信じる人々にとってはこの分割が後入先出法の意図をいっそう正しい方向に押しすすめるものである、と考えられた。つまりこの分割思想は後入先出法の内在的理解の試みではけっしてなくて、むしろ（ある人々が正しいと信じているところの）貨幣的利益計算のわくの中において後入

先出法の意図あるいはねらいを反映させた場合に考えられる規範的な企業利益思考として展開されたのである。⁽¹⁾

後入先出法を批判する人のなかにも、このような「貨幣的利益分割」の有用性を指摘する人はいたのであって、たとえばワルター (James E. Walter) は後入先出法の使用が利益のいつそう正確な表示を可能にするという主張にたいしてこうのべた。「そうであるかどうかは利益の定義に依存する。もしも経営の諸目的がもっともよく果されるべきであるとすれば、いわゆる資本利益または損失 (capial gains or losses) が損益計算書において営業利益 (operating income) から区別されるべきことは同意される。⁽²⁾」けれども、だからといってその資本利得または損失を損益計算書あるいは利益剰余金計算書からまったく除外すべきだということにはならない、とするのである。

シュラッター (Chas. F. Schlatter) は1942年にこのような「貨幣的利益分割」思想を後入先出法に関連づけてはじめて発表した。彼の見解によれば、ある企業の生産物が主として材料費からなっており、その生産物とその原材料との現在市場価格 (the current market prices) のあいだに相互に非常に密接な共鳴 (sympathy) がみられ、そしてその価格が上昇傾向にあるとしよう。そうすると、「売上品にふくまれる材料費要素は、その価格が上昇するまえに取得されたために低いので、その材料の・販売可能な生産物への・能率的な転換 (efficient conversion of the material into a salable product) によって提供されたものでもまた能率的な販売 (efficient merchandising) によって提供されたものでもないある超過利益 (an extra profit) が生ずる。

(1) ジョンスンはつぎのようにして、この分割思想を主張する。「いまこそその革新(後入先出法のこと——引用者)をその論理的な帰結にまでおしすすめ、そしてわれわれが現在工夫しうる貨幣的利益についてのもっとも有用な尺度の諸要素としての、価格利得および損失と営業上の利得および損失との両者を十分に明示すべき時である、といえよう。」(Charles E. Johnson, *Inventory Valuation: The Accountant's Achilles Heel*, the *Accounting Review*, Jan. 1954, included in: Zeff and Keller, *Financial Accounting Theory*, p. 101).

(2) James E. Walter, *Last-in, First-out*, the *Accounting Review*, Jan. 1950, p. 64.

価格の趨勢が下むきであるときには、不能率な営業活動（inefficient operation）にもとづかない損失が生ずる。⁽³⁾」

シュラッターによれば、この市場利益および損失の存在ということは損益計算にとってつぎの2つの意味をもつのである。まず第一に、「これらの市場利益および損失はその性質上非常に一時的なもので」⁽⁴⁾（上点引用者）あり、「もしも当企業が継続するならば、この項目（市場利益——引用者）を消費するために市場損失があきらかに生ずるであろう。⁽⁵⁾」そしてまたこの市場利益は、あきらかに今期の一つの利益だが「いま営業をやめることによってのみ十分に実現されうるにすぎない」という特殊性⁽⁶⁾をもっている。そして第二に、かかる市場利益または市場損失は、本来の製造・販売活動にもとづく利益をあいまいにするという欠陥をもつ。「市場利益が当期において生じた場合には、「企業が非能率的に運営されたときにも損益計算上に示される純利益はまったく大きい」⁽⁷⁾ということがあり、また市場損失が生じている期には、「市価下落のための純損失はその経営が非常に能率的に運営されたという事実を完全にあいまいにするかもしれない。⁽⁸⁾」

ところでシュラッターによれば、基礎在高法および後入先出法は、市場利益および損失のこのような性質を徹底的に理解していたが「かけつぎ」ができないか又はそれを行なわないことを好む人々のあいだで発生した、と主張される。そして、後入先出法はうえにのべたような性質をもつ「市場利益の丘を切りさげて市場損失の谷を埋め、そして損益計算書において示される純利益を純営業利益または損失（net operating income or loss）にいっそうちかいものにする

(3) Chas. F. Schlatter, Market Profits on the Operating Statement, the Accounting Review, April 1942, p. 172.

(4) Ibid., p. 173.

(5) Ibid., p. 175.

(6) Ibid., p. 175.

(7) Ibid., p. 173.

(8) Ibid., p. 173.

る。」⁽⁹⁾ その結果として、市場利益のもつ性格が特殊なものであること、およびその市場利益および損失が本来の営業利益または損失をあいまいにすること、に由来する諸問題は除去される。しかしこの会計方法は、第一に「帳簿上および貸借対照表において不正確に表示された棚卸資産を結果する」⁽¹⁰⁾ とともに、第二に「帳簿上も損益計算書上も、市価の変動からの利得または損失を示しはしないのである。」⁽¹¹⁾ すなわち後入先出法はこの二つの点において完全表示に反している、と彼は考えるのである。とくに後者の主張について補足すれば、「市場利益および損失」は非常に特殊な性格のものではあるけれどもやはり正当な(貨幣的)利益の構成要素だという見地が、シュラッター説にはみられるのである。⁽¹²⁾ このようにして、彼は、「棚卸資産を不正確に表示するという欠陥を回避し、そして利益の源泉についての真実を完全に表示する」⁽¹³⁾ がために、次の方法を提案する。すなわち、まず期末貸借対照表上の棚卸資産は、個々の状況におうじて先入先出法あるいは平均法などによって「現実の原価」(the real costs)を反映するように評価する。そして当期の損益計算書においては、「原材料を販売可能な生産物に転換することおよびその生産物を販売することから結果する営業利益または損失」⁽¹⁴⁾ (売上収益と「その売上の日における」⁽¹⁵⁾ 取替原価との差額の期中合計)と「市場利益または損失」とが区分表示されることになっている。

(9) Ibid., pp. 173-174.

(10) Ibid., p. 174.

(11) Ibid., p. 174.

(12) この点にかんしてシュラッターはつぎのように云う。「彼等(会計士達—引用者)は、市場利得および損失はゴーイング・コンサーンの場合には何年もの期間にわたってけっして実際には実現されえないから、このような利得と損失は特別の処理と特別の考慮にあたいする、ということは容認しようとするかもしれない。彼等は完全表示(full disclosure)を欲するので、市価の変動の結果は損益計算書の上で無視されるべきではない、と彼等は信じているのである。もしも市場利益があったならば、それは示されるべきである。」(Ibid., p. 174).

(13) Ibid., p. 174.

(14) Ibid., p. 174.

(15) Ibid., p. 177.

Case I つぎの要約された損益計算書は、市場価格変動が存在しなかったある期間についての一企業の営業活動の結果を示している。（この例はたんなる比較のためである。）

損 益 計 算 書

19一年12月31日に終る期間

売 上	\$ 1,050,000
売 上 原 価	<u>1,000,000</u>
売 上 総 利 益	\$ 50,000
営 業 経 費	<u>60,000</u>
純 営 業 損 失	<u>\$ 10,000</u>

Case II

仮定をすこし変える。当期中において材料の市場価格が上昇し、その結果、当期売上品の再生産のための製造原価は平均して20%上昇し、そして生産物の販売価格も相関的に上昇したので、売上収益は販売量の増加をとまなうことなしに合計で\$ 1,250,000になったと仮定する。そして、当期に販売された生産物にふくまれる材料はこの価格上昇が生ずるよりもいづらか前に取得されていた、と仮定する。

損 益 計 算 書

19一年12月31日に終る期間

売 上	\$ 1,250,000
売 上 原 価	<u>1,000,000</u>
総 利 益	\$ 250,000
営 業 経 費	<u>60,000</u>
純 利 益	<u>\$ 190,000</u>

この純利益は性質と内容をことにする営業損益と価格上昇からの利益との混合物であるために、その提供する情報は不十分である。そこで、貨幣的利益をこの二つの要素に分割する損益計算書を示せば、つぎのごとくである。

損益計算書

19一年12月31日に終る期間

売 上		\$ 1,250,000
売 上 原 価	\$ 1,000,000	
プラス：売上品中 の材料の市価上昇	<u>200,000</u>	
売上品再生産原価		<u>1,200,000</u>
総 製 造 利 益		\$ 50,000
営 業 経 費		<u>60,000</u>
純 営 業 損 失		\$ 10,000
プラス：市場利益		<u>200,000</u>
純 利 益		<u>\$ 190,000</u>

この損益計算書においては \$ 10,000 の営業損失と市場価格上昇からの \$ 200,000 の利益とを分割して示しており、それらの数値は「低い営業利益または損失さえもが価格上昇からの利益によって相殺されたことを示すのである。」⁽¹⁶⁾ かくして、かかる貨幣的利益の分割をつうじて、「市場利益または損失」が一時的な性質のものでありかつ営業をやめないかぎり処分できない性質のものであることについて利害関係者に注意と警告をうながすことができるとともに、製造・販売活動にもとづく余剰である営業利益または損失が市場利益によってあいまいにされることを回避することができるというわけである。

ジョンソン (Charles E. Johnson) もほぼ同じ内容の主張を展開している。彼はまず会計上の利益概念を定義しようところみるのであるが、その場合、「企業利益とはある会社が特定期間中に分配するとしてもその期末においてその期首と同じ富裕さに (as well off) とどまりうるところの最高額である」⁽¹⁷⁾ という有名なヒックスの定義を採用する。そしてその「富裕さ」について、企業はその過去の貨幣的投資を回収したときに以前と同じ富裕さにあるものと仮定している。すなわち「企業の利益稼得活動は、そこにおいて利用可能な資金がその支出にひとしいかそれよりも大きい現在価値をもつ将来の純収

(16) Ibid., p. 176.

(17) Charles E. Johnson, Inventory Valuation, op. cit., p. 91.

入を実現することを期待して経営によって投資されるところの、投資と実現の周期の重複する系列とみなされる。これらの期待の成功は、実現した収入をそれと関連するとみなされる過去の投資部分と比較することによりテストされる。⁽¹⁸⁾」ジョンソンはこのような利益概念を、「貨幣投資回収」概念の利益（a “recovery of monetary investment” concept of income）となづけている。

このような「貨幣的利益」概念にたっているので、彼は、いわゆる「棚卸資産利益」が真の利益ではないという主張を拒否する。過去の投資を回収したのちの今期の収益はすべて当期の実現利益である、というのである。しかし彼は、情報の有用性という点からみて、「営業利益」（operating margin）——現在売上収益とその売上時点における現在原価との差額としての利益——と「価格利得または損失」（price gain or loss）——実際取得原価と売上時点原価とのあいだの差額としての利益——との分割がきわめて有用である、と主張するのである。つまり、報告される情報の有用性という立場からジョンソンもまた（さきのシュラッターと同様に）貨幣的利益の分割を主張する。もっと具体的にいうと、これは「入手しうるすべての情報の完全表示（a full disclosure）」⁽¹⁹⁾

（上点引用者）であるので、当企業が本来の製造・販売活動からどれだけの利益をえたかということがあきらかになると²とも、また、価格変動への適応（つまり価格利得を最大化しそして価格損失を最小化するということ）にどの程度成功したかをも、つげることができるのである。すなわち、この場合における「情報の完全表示」とは、源泉別に分割された利益情報を包括的に（又はもれなく）表示するということの意味する。かかる「完全表示」の意図は、ある特定の利害関係者がある特定の利用目的のためにそのような分析的かつ包括的な表示を必要とするからこれをとくにその目的のために提供するのだということとは必ずしもなくて、むしろ、さまざまな情報利用目的とさまざまな企業利益観を心にいだいている種々の利害関係者が会計情報を利用するためにはこのよ

(18) Ibid., p. 92.

(19) Ibid., p. 100.

うに分析的な諸情報をできるだけ包括的にならべておいてやるのが最上であるという考え方なのである。⁽²⁰⁾このようにして、かかる「貨幣的利益分割」思想の根底には、すべての利害関係者にたいして普遍的に妥当する会計的利益概念などというものは(すくなくとも現段階においては)確定しがたいという考え方、つまり「普遍的な単一の利益概念」への断念がひそんでおり、しかもこのような「あきらめ」の上に立ちつつ多様な利用目的にたいするできるだけ有用な利益計算の形成をこころみたるものが、この「貨幣的利益」分割思想なのである。⁽²¹⁾

このような分割表示のためにジョンソンが提案している損益計算書の一例をここに示しておこう。さきのシュラッター説とほとんど同様であるが、価格変動損益の表示において「利益」をもたらした項目と「損失」の生じた項目とを区分表示しようとしている点において若干のあたらしさを認めることができるであろう。⁽²²⁾

(20) この点についてジョンソンはつぎのようにいう。「このアプローチ(貨幣的利益分割というアプローチ——利用者)を採用することにより、会計士は彼にとって入手しうるすべての情報の完全表示を行なったという弁護しうる立場にある。価格利得および損失は未実現であると信じる人々にとっては、彼等がもちいようと欲するいかなる用途にたいしても処用可能利益(disposable income)についてのデータが利用されうる。この立場を拒否する人々も同様に、会社の諸事象についての彼等の判断を形成するうえにおいて彼等の欲する種類の情報をうるのである。実質利益(real income——一般物価指数にもとづいて貨幣価値変動を修正した利益)の補足計算をひきだしたいと欲する人々は、一般物価指数をもちいることをつうじてかかる分析をうちたてるための確固とした基盤をうるのである。」(Ibid., pp. 100-101).

(21) このような、「普遍的に妥当する単一の企業利益概念」への断念と、かかる断念のうえに立った有用な損益計算の形成への試みという方法論的立場は、「貨幣的利益分割」思想のもっとも発展した主張である、アメリカ会計学会の1966年の報告書、“A Statement of Basic Accounting Theory(とくに p. 31)にもあらわれている。この書物については筆者自身はのちに検討したいと考えるが、この書物にあらわれている利益概念は、「修正原価主義にもとづく発生主義利益の分割」思想である、と考えられる。

(22) Ibid., p. 100.

損益計算書

19××年12月31日終了の年度

収益合計（内訳は省略）	\$ × × ×
費用合計（同上）	<u>\$ × × ×</u>
当期営業利益	\$ × × ×
価格変動にもとづく利得または損失	
現在原価費用が実際原価費用をこえる超過額（同上）	\$ × × ×
実際原価費用が現在原価費用をこえる超過額（同上）	<u>(× × ×)</u>
純価格利得（加算する）	<u>× × ×</u>
所得税控除前純利益	\$ × × ×
所得税	<u>× × ×</u>
当年度純利益	<u><u>\$ × × ×</u></u>

以上の論述をつうじて「貨幣的利益」分割思想の内容とその根本的な立場がほぼあきらかになってきたのであるが、最後に、ペイトン (W. A. Paton) の主張に耳をかたむけることにしよう。すでに知られているように、ペイトンは、後入先出法について、それは期末棚卸資産原価を過小表示するという点について大きな欠陥をもつ（この点については先入先出法よりも劣っている）が他方においてこの方法によれば「収益とそれにわりあてられるべき費用とがすくなくとも大ざっぱにいて現在支配している 価格水準 (the prevailing price level) にかかわらしめて表示され」⁽²³⁾そしてその結果として売上原価（したがってまた期間利益）の「いっそう敏感で現在の測定 (more sensitive and up-to-date measurements)」⁽²⁴⁾がもたらされるという点で、(先入先出法がもたない) 長所を有している、と主張した。この場合、収益と費用との同一価格水準の対応をつうじて「現在の測定」をおこなうことが何故に望ましいかが示されなければならない。この点について彼の見解は明瞭ではないのであるが、販売された棚卸資産を取替えたのちにおいて「処分可能な利益」を、全貨幣利益のうちの一部として表示することがのぞましい、という点に、結局

(23) William A. Paton and William A. Paton Jr., *Asset Accounting, An Intermediate Course*, New York 1952, p. 67.

(24) *Ibid.*, p. 90.

その同一価格水準的対応の根拠はもとめられるようである。⁽²⁵⁾ただかかる「処分可能利益」をもって従来の貨幣利益にかわりうる正しい企業利益とみる立場にたいしては、これは「利益の決定と利益資金の利用という2つの別箇のプロセスを混同している」⁽²⁶⁾と批判するのである。要するに、損益計算の立場からペイトンが後入先出法にたいしてとる立場は、棚卸資産を維持したのちの「処分可能利益」を示すことが(損益計算の理論からではなくて)財務管理の立場からみてのぞましいという点でこの会計方法にたいしてメリットを見出すとともに、⁽²⁷⁾他方においていわゆる「価格利得および損失」をそれが正当な実現利益であるにもかかわらず期間利益から除外するということが不当である、とするものである。

このようにして、ペイトンによれば「必要なのは先入先出法と後入先出法の両方の長所を結合する手続——棚卸資産と売上原価との両方を現在原価基準におくことをもたらすであろう手続である。⁽²⁸⁾」この場合「現在原価」とは、期末棚卸資産評価にたいしてもまた当期売上品原価の評価にたいしても「当期末の取替原価」を適用するのである。期末評価はともかくとして当期払出品の評価にまで期末取替原価をもちいるのはきわめて不当かつ奇怪であり、むしろここでは期中の実際取替原価がもちいられるべきだと考えられる。

② この点についてペイトンは、先入先出法は収益とカレントな原価との対応を行なわないので損益計算の見地からは後入先出法よりも不満足である、と主張したあと、この不満足な理由に言及して、「回転率が高いときにはこの点はそう重要ではないが、場合によっては、先入先出法を適用した結果は、(処分可能利益の意味での)純利益のいちぢるしい過大表示(または過小表示)となるであろう」とのべている。(Ibid., pp. 69-70).

③ Ibid., p. 69.

④ この問題にかんしてペイトンはつぎのようにいう。「当年度の始めと同じ棚卸資産および他の諸資源の物的装備 (the physical layout) ——企業の生産能力——を維持するのに必要とされる・顧客からうけとられた・資金を当年度の処分可能利益とみなすことは、よき財務管理ではない。」(Ibid., p. 69).

⑤ Ibid., p. 70.

(例) M社のある特定種類の棚卸資産について

	単 位 数	売 価	取 得 原 価	期末取替原価 (単価 \$ 15)
当期総受入品 (期首繰越をふくむ)	100,000		\$ 1,150,000	
期中払出品	80,000	\$ 1,080,000	\$ 880,000	\$ 1,200,000
当期末残存品	20,000		\$ 270,000	\$ 300,000

取得を記録する仕訳だけしかまだおこなわれていないと仮定すると、当期中の払出品（販売品）と当期末棚卸高との両方を（期末の）取替原価基準におくために必要な仕訳は、

売 上 品 原 価	\$ 1,200,000	仕 入	\$ 1,150,000
繰 越 商 品	300,000	株 主 持 分	350,000
—商品評価替—			

貸方の \$ 350,000 はある特殊な持分勘定である。もしも当該商品の取得価格の変動が一般物価指数によってあらわされるところの貨幣価値の変動を反映しているならば、この勘定は貸借対照表の貸方に資本修正として計上されるのが正しい。しかしそうでなくてこの \$ 350,000 が一般物価水準にたいするこの商品の個別価格の相対的な上昇をあらわすならば、この金額は価格変動にもとづく利得をあらわす。そしてこの利得のうちで当期売上品の上に生じたと考えられる部分は実現したものとして当期利益に吸収される（それは取替原価にもとづく当期売上品原価 \$ 1,200,000 と取得原価にもとづくそれ \$ 880,000 とのあいだの差額 \$ 320,000 である）。のこりの \$ 880,000 は、ペイトンは言及していないけれども、未実現利益（未実現増価）として貸借対照表の貸方の株主持分の区分にふくめて次期にくりこされるべきである。当期の利益に吸収される部分はつぎの仕訳が行なわれる。

株主持分 — 商品評価替	\$ 320,000	損 益	\$ 320,000
--------------	------------	-----	------------

このような処理を行なった場合の損益計算書は、商品の原価いがいのすべてのチャージを無視すると、つぎのようになるであろう。

売 上	\$ 1,080,000
売 上 原 価 (取替原価)	<u>1,200,000</u>
純 損 失	\$ 120,000
全発生原価に取替原価を適用することからの 持分修正——売上原価にわりあてべき部分	<u>320,000</u>
純 利 益 (記録原価基準)	<u>\$ 200,000</u>

われわれの見解によれば、すでにのべたように、当期の売上原価の評価基準として当期末の取替原価をもちいるというのは、維持すべき在高のうちで期末にまだ取替られていない部分にたいする（将来の取替原価の代用としての）評価基準として以外は、まったく不合理であり、この場合にはむしろ、当期中の各取替時点における実際取替原価の当期中の合計が売上原価としてもちいられるべきである。

われわれは上において、これらの「貨幣的利益分割」思考は根本的にはすべての利害関係者の要求にひとしく役立つところの「単一の企業利益概念」というものは見出されることはできないという断念を前提として、すべての利害関係者がそこから自分の欲する情報を選びだしうるどころの・企業活動の結果にかんする・情報源として、当期の製造・販売活動にもとづく利益部分と市場価格変動に由来する利益部分とに利益情報を分析して表示しておこうという点にこの利益概念の意図がみられることを主張した。たしかに貨幣的利益の分析と統合ということを損益計算書のうえでおこなっておくならば、諸利害関係者にたいする情報源としてのその有用性はおおいに高められるかもしれない。しかしこの点においてつぎの三つの重要な問題が生ずることをわれわれは見逃してはならないであろう。

(1) ある単一の・あるべき・企業利益概念は発見されえないであろうということ、これはもう少しふかく考えると、一体どういうことなのであろうか。会計情報の利用目的がかぎりなく多様であるために、その多様な目的に役立つだけの多様な内容を単一の利益数字に反映させることはできないということなのであろうか。しかし、利用目的におうじた会計情報を提供するということは、その目的におうずるように事実を歪めて報告するということを意味するの

ではなくて、複雑な現実の諸関連（あるいは諸側面）のうちからその目的に役立つごとき側面をえらびとって把握し報告するというを意味すべきであろう。したがって、すべての利用目的に役立つ単一の企業利益概念をもとめることはできないということは、現代企業のすべての事実関連を完全に把握しつくすことは不可能であるということに、結局は帰着するのではないであろうか、たとえば、さきにのべた「現金利益」あるいは「経営利益」概念は、いずれも短期的（又は長期的）・部分的・経営的・現実適合性をもつにすぎない。しかしまたいわゆる貨幣的利益もそれが価格上昇時の経常的な取替をまかないうる保証はないことからあきらかなように、経営的・現実適合性は（取替を要しない投機的財貨をのぞいては）ほとんどたないのであり、その意味で企業のすべての現実の諸側面を反映してはけっしていない。かくして、現在考案されあるいは実践されているいかなる利益概念も単一ではとうていすべての目的に役立つことはできないのである。ここから、「普遍妥当的な・単一の・利益概念にたいする断念」が正当にも生れてきたのではなからうか。

(2) このような断念のうえに立って、「ある基本的な利益」を適当に分析しておくことにより多様な利用目的にたいする情報源にしようとする場合、なぜそれが「貨幣的利益」の分割として遂行されるべきなのであるか。たとえば（なんらかの種類）実体維持にもとづく利益——「実体的利益」が分割の対象となつてはなぜいけないのであろうか。⁽²⁹⁾このことは、やはり、実体的利益ないし現金利益（そしてまた経営利益も）がもつ短期的・部分的・経営的・現実適合性ということに関係があるのではなからうか。とくに部分的・現実適合性しかもたないために、この利益概念は投機的財貨の売買損益の計算に適用された場合には意味がない。つまり投機的な財貨の売買益をまず貨幣的利益として算出する——これはまったく有意味である——が、その貨幣的利益から価格利益をマイナスして実体利益を算出してもこれは無意味である。それに反して貨

(29) 「実体的利益」——「現金利益」と金額的にひとしい——を分割するというのは、たとえば、価格上昇時には、貨幣的利益－価格利益＝実体利益という形で実体利益を分析する方法をいうものとしよう。

幣的利益はある意味でたんに部分的ではなくて（すべての資産にあてはまるという意味の）全部的・現実適合性をもつのではなからうか。投機的財貨についてはその実際取得原価と売却益との差額としての貨幣利益が妥当することはもちろんであるが、経常的にゴーイング・コンサーンにとって取替えられてゆくべき財貨についても、その貨幣的利益は有意義である。この利益のうちの市場（または価格）利益部分は、たとえ経営の立場からは即時に分配されうる金額ではないとしても、経営と出資者のあいだの法律的関係にてらしていえば「分配可能利益」であり、また経営と出資者のあいだの資金の委託-受託関係からいえば、この利益部分も、出資者により提供された貨幣資本の増殖分の一部をあらわすという意義をもつ。かくして、貨幣的利益は、経営-出資者間的・全部的（全資産的）・現実適合性もち、この意味で、実体利益ではなくて貨幣的利益こそが分割の対象となるべきである。

(3) このようにして、貨幣的利益の分割が有意義なこととしてみとめられるとしても、なぜこの分割は正規の財務諸表である損益計算書のうえでおこなわれるべきであり、なんらかの補助的な計算書において行われるべきではないのであるか。損益計算書においてこの分割がぜひともおこなわれるべきであるとすれば、それを根拠づける論理が会計理論の他の部分と有機的に関連づけて展開されていなければならないのではないか。ペイトンは「財務管理」の立場からかかる分割の有用性を主張したのであるが、やはり損益計算の理論の一環として分割の理論は展開されるべきである。この点について十分に具体的な理論を展開することはいまは不可能であるが、きわめて大ざっぱな形でこの論理の方向を示すことはできるとおもわれる。おそらく理想的な企業利益概念とは、現代企業における複雑な諸関連を（すくなくともその重要な部分は）残らず反映したものであるべきであり、短期的にも長期的にも又全寿命期間にたいしても適合すべきであり、全部の資産に妥当すべきであり、かつ経営の内部的現実
に適合しているだけでなくまた経営-利害関係者間的・現実適合性をも持つべきであろう。しかるにかかる理想的な単一の利益概念は構想すらもおそらく不可能であり、そこでもっとも基本的な貨幣的利益を分割することによりか

かる理想的な利益概念の与える情報内容にたいして一步でも近づこうとするのである。ゆえにもしも損益計算書上の利益が理想的な企業利益概念にすこしでも近づくべきであるならば、その接近のための実際的な方策である「貨幣的利益」の分割は当然に損益計算書のうえでおこなわれるべきではなからうか。

8. 結 語

以上われわれは、後入先出法に関連して語られている三つの企業利益概念、すなわち「現金利益」、「経営利益」および「貨幣的利益分割」思想のそれぞれについて、その理論的根拠ならびにその限界をあきらかにしようとつとめたのである。さきにわれわれは基礎在高法との関連においてすでにこれらの三通りの利益概念が主張されていたことを示したのであるが、この同じ利益概念が本稿において示したごとく、後入先出法をめぐる論議のなかにも発見されうるといことはまことに興味あることとおもわれる。そしてこの三つの利益概念はたんに棚卸資産原価配分方法のなかにも顔をのぞかせているだけではない。時価減価償却をめぐる諸文献のなかにもまたこの三つの概念はみいだされるのである。さらに、ドイツおよびアメリカにおける企業利益を体系的にとりあつかった諸文献のなかにも、この三つの企業利益概念はそれぞれ支持者を見出している。その支持者の名前をつらねて表現するならば、「現金利益」はテ・フェーン・ハックス・エックルト的類型、「経営利益」はシュマーレンバッハ・マールベルクの類型、そして「貨幣的利益分割」思想は（AAA ヤ AIA のいくつかのモノグラフをはじめアメリカの諸論者により多く主張されているという意味で）アメリカ的類型と、それぞれ表現することができよう。本稿ではわ

(1) 拙稿、基礎在高法と三つの企業利益概念、国民経済雑誌、第117巻 第1号、昭和43年1月、38—56頁。

(2) 拙稿、原価主義と時価主義との交渉——その一つの類型について——、企業会計、第17巻12号（1965年12月号）、56—57頁、を参照。

れわれはこの三つの企業利益概念のうちのいずれがもつとも妥当であるかの判断は下さずに、もっぱら客観的にこの三つを抽出し、その理論的構造を究明しようとしたのである。

(完)

研究会記事

所員研究会

第24回 (昭和41年8月17日)

ECAFEの立場と考え方

片野彦二

ECAFEの国連機構のなかにおける地位、その成り立ち、その業績、等を通して、ECAFEの性格および、それがアジア諸国の発展に対して果たした役割について述べた。

この目的のために、ECAFEが過去において発表してきた各種のドキュメントを手がかりとしてえられるECAFEの性格が述べられた。また、報告者がECAFEに滞在していた間の経験も附加されて述べられた。

第25回 (昭和41年9月28日)

最近のラテンアメリカ情勢

西向嘉昭

政治的不安定が低開発諸国の経済発展を妨げる重要な障害であることは周知のところであり、とくに政変が相次ぐラテンアメリカではこの現象は顕著である。しかしながら、他方においてラテンアメリカの経済発展過程それ自身が政治不安をひきおこす要素を内包していることも事実である。すなわち、経済発展に伴う社会構造の変化、たとえば人口の都市集中化は都市に未組織な大衆社会を形成せしめるが、それが政治制度に反映しないために生じる不安定がそれである。たとえば、経済発展の進んだブラジルでは、議会はその定員が各州に配分されている結果、圧倒的多数を占める後進諸州それゆえ伝統的大地主階級によって支配されている。しかし、直接選挙で選ばれる大統領は、都市の未組織な大衆の支持を必要とする。都市人口は文盲率が低く、それゆえ有権者数も多いからである。そ

ここで、選挙戦では大統領候補はそれらの都市の大衆にアピールする革新的公約を打ち出し、その支持を得ようとするいわゆるポプリスタ（煽動的政治家）が多い。当選後は、公約実現の努力をするが、それは保守的な議会勢力と当然対立する。大統領は国民の過半数の支持を得ているが、議会もまた合法的に構成されているのであって、ここに政治権力それ自体の合法性に矛盾が生じることになる。議会は政府の革新的な政策目標は支持するが、その遂行のための財源が自己に不利益をもたらすことは拒否する。この対立は、軍部が「調停」という口実のもとに政治に介入する機会をあたえることになる。しかし、経済発展にともなう社会構造の変化が政治制度に反映しない限り、この「調停」は問題の「解決」にはならず、政治不安が存続することになる。

第26回 (昭和41年12月5日)

南北貿易の現状と動向

川 田 冨久雄

1960年代はいわゆる「開発の10年」として期待され、低開発国はこの期間に年率5%の経済成長を遂げ、その貿易も世界貿易の26%ないし28%を占めるものと予測されたが、1960年代の前半の経過を見ると予想とは逆に低開発国の世界に占める割合は20%程度にまで低下して来ている。

低開発国の輸出停滞の理由としてはその主要輸出品である一次産品は需要の所得弾力性が低いこと、技術革新による人造代替品の出現、輸入需要国における原単位の低下、先進国の国内保護政策などがあげられている（1966年通商白書総論 p.102）

低開発国は工業の発達が遅れているので、一部労働集約的な軽工業品を除いては国際競争力に乏しいことはいままでもないが、小麦、羊毛、とうもろこしなどの一次産品の分野でも先進国との競争においてその地歩を失ないつつある。

低開発国は輸出は伸び悩む一方、輸入は増加をつづけ、増大する国際収支の赤字は先進国からの援助によってその相当部分が補われている。しかし、赤字を悉く先進国の援助でまかなうことは困難であるから、貿易の拡大が必要である。貿易の拡大のためには先進国も援助と同時に従来と異なった貿易政策をとって協力すべきであるという主張が低開発国側から強調された。

1964年にジュネーブで開かれた国連貿易開発会議（UNCTAD）では一次産品問題、製品、半製品問題、補足融資問題などを中心に全ゆる施策が提案、検討された。特に製品・半製品に対する特惠制度の導入は戦後の世界貿易を貫いて来た自由、平等、無差別、互恵の大原則を大幅に修正するものであり、極めて重大な問題である。

これらの主張は低開発国側の立場からすればまことに無理からぬものがあるかもしれないが、低開発国側にも再考せねばならない点があろう。低開発国の国際収支の赤字は低開発国の行過ぎた工業化政策による財政支出の増大、これに伴なうインフレーションの進行、工業化のための機械、原料、燃料等の輸入増加、などによるものである。従って問題はインフレーション経済を安定させることであり、このためには工業化政策の行過ぎの是正、為替相場の調整、農業開発の重要性の再認識が必要であらう。

第 27 回 （昭和42年 3 月22日）

企業利益と課税所得との関連

渡 邊 進

近時わが国の法人税法における課税所得の計算方式等に関して多くの意見書が発表されているが、それらで用いられている同一の用語が必ずしも同一の内容を意味していない等の理由によって、税務会計は多くの分野において再検討されねばならない段階に達している。再検討が必要と考えられるのは次の諸点である。

1. 税務会計の意義、税務会計とは如何なる会計であるか。税務会計と税法との関係。
2. 企業利益と課税所得との差異が問題とされる場合の「企業利益」とは如何なる利益を意味するか。企業利益は課税所得と本来一致すべきものであるかどうか。
3. 企業利益と課税所得との「調整」が問題とされる場合の「調整」とは如何なる意味に理解すべきであるか。この場合「税額控除」は如何なる意味を有するか。
4. わが国の法人税法では確定決算依存主義がとられ、課税所得は企業利益を基礎として計算するものとされているが、企業利益に基づく計算とはどのように理解すべきであるか。

本報告はこれらの諸点に関する私見を表明したものである。

第28回 (昭和42年5月10日)

行動科学と経営学

吉原英樹

1 はじめに

最近、わが国においても各方面で「行動科学」(behavioral science)という名前がよく使われている。また、経営学においても、行動科学的とか行動科学的アプローチといったことがよくいわれるようになっている。

それでは、行動科学とは何か。行動科学とはどのような性格の学問であるか。また、行動科学は経営学においてどのようにとり入れられているか。経営学における行動科学的アプローチとはどういうものか。この報告ではこのような問題をとりあげて考察しようとする。ただ、問題はきわめて大きく、また難かしいので、この報告では、ごくかぎられた文献をもとにして予備的な考察を加えるにとどまることになる。

2 行動科学とは

行動科学は、ごく一般的には、人間行動の一般的な実証理論を開発しようとする新しい動きと定義することができるであろう。しかし、このような一般的な定義によっては、行動科学とは何かはほとんど明らかとならないであろう。行動科学を明らかにするためには、行動科学が備えているいくつかの顕著な特徴をみていくことが、より有効な方法であろう。

行動科学は次のような一連の特徴を備えている。

- (1) 自然科学主義……行動科学は、人間行動に関する一般的な理論を自然科学の方法の上に打ち立てようとする。基本的な点では、自然科学と社会科学との間の方法的な相違は認めない。このような自然科学主義から、量化主義、経験主義、実証主義といった一連の特徴が出てくる。
- (2) 学際的接近……行動科学は、人間行動に関する既存の諸学問の革新的な統合をはかろうとする。共通の方法と共通の理論的言語を用いて、人間行動にたいして学際的な接近(interdisciplinary approach)を試みる。

- (3) 統一理論……行動科学は、人間行動に関する統一的な一般理論の開発を目標としている。このため、方法の統一と理論的言語の統一をきわめて重要視する。
- (4) 政策科学……行動科学は、自然科学と同じように実際の、応用的である。それは一面において、政策科学 (policy science) の性格をもっている。いうまでもないことであるが、自然科学がそうであるように、行動科学はイデオロギーではないし、まして倫理的な規範ではない。
- (5) 情報科学とコンピューター……行動科学は、今日では、情報科学を基軸的な科学として、またコンピューターを不可欠の道具として展開されている。

3 経営学における行動科学的アプローチ

経営学において行動科学的アプローチといわれる場合、それは大きく次の二つの流れに分けることができると思われる。第一の流れは オペレーションズ・リサーチやマネジメント・サイエンスなどと呼ばれている分野である。これには、さらに、マネジメント・インフォメーション・システム (MIS) , システム・エンジニアリングなども含まれている。これらは、現実の企業の直面する種々の問題を解決するために、数量的、システム的なアプローチを展開している。そこで、情報科学や意志決定論がコンピューターと結びついて、行動科学の影響をかなり強く受けるようになってきている。

これにたいして、経営学における行動科学的アプローチの中心的な流れとして、企業行動科学と呼ばれるものがある。近代組織論ないし記述的意志決定論を基礎とした「企業の行動理論」がその中心的なものである。そこでは、企業の意志決定過程の記述科学的な実証理論の展開が行なわれている。そこでも、さきあげた行動科学の一連の特徴を備えたアプローチがとられている。なお、企業行動科学については、近く出版される予定の『企業行動科学』（占部都美編著、鹿島研究所出版会）を参照していただきたい。

要するに、経営学は、行動科学的アプローチをとることによって革新的な変貌をとげつつあるといえる。

第29回 (昭和42年7月5日)

わが国における百貨店企業の形成過程

井 上 忠 勝

昭和10年5月、福岡市に株式会社岩田屋が創設され、翌11年10月百貨店営業を開始した。わが国の百貨店企業のほとんどが呉服店よりの発展であったのと同様に、同社も江戸時代中期に起源をもつ呉服店を母体とし、その基礎の上に形成されたものであった。本報告はこの呉服店より百貨店への転換過程、とくにこの転換の計画者となり推進者となった二代中牟田喜兵衛の意思決定過程に焦点をあて、これを経営史的に分析したものである。なおこの点については、近く出版が予定されている「岩田屋経営史」(同社刊)を参照されたい。

第30回 (昭和42年9月11日)

アメリカにおける電子計算機の適用について

小 野 二 郎

電子計算機の適用という場合、論理的な適用の可能性の立場と、現実的な適用の限界の立場とを区別して考えなければならない。前者は、電子計算機適用の可能性を、経済的・人的・その他の制約を無視して、思索の上で極限迄追求しようとするものであり、後者は、現実の適用状況を——したがって、実際の種々の諸制約の下で——検討するものである。

この2つの視点の必要なのは、現実の社会的経済的諸制約を無視し、論理的可能性のみをみて、コンピュータが即座に実現するように考えるのは誤りであるし、また一方、現実の適用状況のみをみて、電子計算機の適用レベルを判断するのにも大きな危険があるからである。

アメリカにおいて、論理的適用可能性限界の追求の盛んなことはいちもない。国防、自然科学、企業経営の領域はいちもなく、裁判、教育、ドキュメンテーション・サービ

スなどに迄その対象領域は及んでいるし、質的にも、オートマタという新研究領域の出現、コンピューター・シミュレーションによるビジネス・システムの設計と分析、機械翻訳の研究など、思索的あるいは実験的段階における成果は非常に大である。そして、この側面における研究は更に大きな足どりで進んで行くことと思われる。

ところで、一方現実的適用——各領域における電子計算機の導入台数約2万9千台といわれる——の重点は、情報の適時処理とそのフィードバックによるシステム活動の合理化ということにおかれている。ホテル・航空機座席の予約、株式取引所業務、銀行業務の機械化、タイム・シェアリング・システムの発展などがその主なものである。たしかに、仕事量のスケールは大きいけれども、論理的可能性の研究の結果が示す程高度なものとはいえないのである。

私は、その主な原因は、経済的制約以外に、将来に関する不確実性要因にあると考える。これは、理論的には単純な条件として処理されるけれども、現実にはシステム全体の活動に決定的な影響を与えるものだからである。アメリカにおいても、わが国においても、この不確実性要因の解明が、これからのコンピューター適用領域を規定する鍵となるであろう。

金融専門委員会

第 1 部 会

第 1 回 (昭和41年7月28日)

金融分析と所得分析

神戸大学 矢 尾 次 郎

第 2 回 (昭和41年9月17日)

NEW-ORTHODOX 理論の検討

神戸大学 石 井 隆 一 郎

経済経営研究 第18号(Ⅱ)

第3回 (昭和41年10月22日)

新準備資産創造問題

神戸大学名誉教授 田 中 金 司

第4回 (昭和41年12月17日)

アメリカにおける有期預金について

神戸大学 大 野 喜久之輔

第5回 (昭和42年1月14日)

国内均衡と対外均衡

神戸大学 石 井 隆 一 郎

第6回 (昭和42年3月6日)

国際流動性論争の一こま

神戸大学 藤 田 正 寛

第7回 (昭和42年4月22日)

取引貨幣の需要について

神戸商科大学 三 木 谷 良 一

第8回 (昭和42年5月27日)

実物勘定と金融勘定との統合

神戸大学 能 勢 信 子

第9回 (昭和42年7月8日)

寡占的市場構造と資本調達

神戸大学 新 野 幸次郎

第10回 (昭和42年7月25日)

欧米諸国における証券発行のメカニズムの比較

神戸大学 住ノ江 佐一郎

第11回 (昭和42年9月9日)

新準備資産創造に関する諸問題

大阪府立大学 松 村 善太郎

第12回 (昭和42年11月4日)

金と金の価格について

神戸大学名誉教授 新 庄 博

第13回 (昭和42年11月14日)

資金循環分析について

日本銀行 石 田 定 夫

第14回 (昭和42年12月9日)

金の価格と生産

神戸大学 則 武 保 夫

第 2 部 会

第39回 (昭和41年7月23日)

定期預金に関する貨幣の理論と貨幣政策論

龍谷大学 板 倉 董 一

第40回 (昭和41年9月17日)

相互銀行の現状と将来

兵庫相互銀行 田 中 義 一

第41回 (昭和41年10月22日)

近代利子論生成の一齣

和歌山大学 三 上 隆 三

第42回 (昭和41年11月26日)

新 中 国 経 済 警 観

神戸商科大学 三 木 谷 良 一

第43回 (昭和41年12月17日)

わが国銀行経営の動向調査について

神戸大学 矢 尾 次 郎

第44回 (昭和42年1月14日)

外部貨幣と内部貨幣

—銀行組織と一般均衡分析—

関西大学 貞 木 展 生

第45回 (昭和42年2月25日)

最近の金融経済上の諸問題

日本銀行 小 尾 知 愛

第46回 (昭和42年4月22日)

わが国景気動向の中期的考察

東洋紡績経済研究所 安 居 洋

第47回 (昭和42年5月13日)

ポンドの将来と英国経済

神戸大学 則 武 保 夫

第48回 (昭和42年6月17日)

HISTORICAL BACKGROUND OF
AMERICAN BANKING SYSTEM

VASSA COLLEGE 前教授 M. M. BECKHART

第49回 (昭和42年7月29日)

資本自由化をめぐる諸問題

東京銀行 梶 原 正 男

第50回 (昭和42年9月9日)

新準備資産創造に関する諸問題

大阪府立大学 松 村 善 太 郎

経済経営研究 第18号(Ⅱ)

第51回 (昭和42年10月28日)

資本の自由化と証券市場

神戸大学 則 武 保 夫

第52回 (昭和42年12月9日)

南アの金問題

神戸大学 藤 田 正 寛

国際経済専門委員会

国際経済専門委員会は、(1) アジア経済研究委員会と (2) 南北貿易研究委員会 (昭和41年度まで) および援助問題研究委員会 (昭和42年度まで) の2つの分科会に分けて運営されている。それぞれの分科会の活動状況は次のとおりである。なお開催場所は経済経営研究所である。

1. アジア経済研究委員会

アジア経済研究委員会は、本年度については特定の集会はもたなかったが、この研究委員会の委員による研究は、経済経営研究所のアジア経済研究叢書 第7冊として出版された。

2. 南北貿易研究委員会

南北貿易研究委員会は、昭和41年度文部省科学研究費補助金(総合研究)の継続交付(主査 川田教授)をうけ、以下のとおり研究会を開催した。

第10回 (昭和41年9月9日)

低開発国における経済計画の諸問題

片野彦二

第11回 (昭和41年10月7日)

LAFTA の現状と課題

西向嘉昭

第12回 (昭和41年11月23日)

交易条件の決定機構

中島潤

第13回 (昭和41年12月23日)

南北貿易問題の意義

藤井茂

なお、この研究委員会の委員による研究論文は経済経営研究所の研究叢書第13冊（「南北貿易と日本の政策」）として出版された。

3. 援助問題研究委員会

援助問題研究委員会は、昭和42年度文部省科学研究費補助金（総合研究）の交付（主査藤井教授）をうけ、以下のとおり研究会を開催した。

第1回 (昭和42年9月5日)

経済援助の理念

入江猪太郎

経済経営研究 第18号(Ⅱ)

第2回 (昭和42年10月6日)

低開発国経済統合における問題点

村上 敦

第3回 (昭和42年11月9日)

西ドイツの援助政策

川田 富久雄

第4回 (昭和42年12月21日)

国際的物価上昇と金の生産

則武 保夫

企業経営科定例研究会

第184回 (昭和41年12月14日)

経営の境界をこえるデータ・システム

米花 稔

1950年代後半、電子計算機が企業経営の事務室に導入せられてから、事務処理が、データ・プロセッシングとしてあげられ、さらにIDPシステムとか、トータル・システムとして、経営活動のよりどころとしてのデータ・プロセッシングのあり方が進められてきた。1960年代となって、さらにこれらは、いわゆるマネジメント・インフォメーション・システム(MIS)としてとりあげられている。経営機械化の高度化のプロセスを知ることができる。

このような企業経営内の高度の機械化は、うえのようなつみかさねのコンセプトによってそれらを目標としてとりくまれているけれども、現実の段階はなおかなりひくい段階に

ある。今後ともとりくまれるべきものと考えられる。

ところが、最近のコンピューター・ネットワーク、ならびにタイム・シェアリングが可能になってきたことから、企業経営の境界をこえたオン・ラインによる機械結合が著しく進展しつつある。このことから、企業と企業、企業と官庁その他の事業体の間における業務事務の体系的機械化の可能性が漸次大きくなりつつある。それらが業務事務であるだけに、かえって、経営内の機械化の高度化より、より容易に展開することの可能な分野がみられはじめた。しかもこのような経営の境界をこえるデータ・プロセシングの進展は、それのみにとどまらず、多様な成果なり影響を経済社会にもたらす可能性がある。これらの点を中心に考察を加えてみた。

第 185 回 （昭和42年1月18日）

ドキュメンテーションについて

杉 村 優

現在、研究所附属の経営分析文献センターはドキュメンテーション・センターとして鋭意整備されつつあり、その機械化にも努力が払われている。本報告では、ドキュメンテーション、さらには当センターの機械化システムが持つ意義を明らかにし、システムの現状と問題点について報告した。

ドキュメンテーションは、（ドキュメント中に含まれている）情報を最大限に獲得し、かつ役立たせるため、記録されている専門的な知識を順序よく提供し、組織立て、かつ伝達するために必要な技術の集合体であると定義されている。したがって、その対象は特殊化されている専門的な思想、しかも小さな単位であり、これを能率的に伝達するにはある程度高度な処理伝達技術が必要になる。このような技術の集合体なのである。

ここで、その特徴を類縁の技術である図書館技術との関連においてみる必要がある。いわゆる専門図書館は一般図書館とは明らかに目的が異なり一研究補助目的と学習援助目的一、その結果収集処理対象も異なる。しかも、近時の学術研究の急速な進展にともなう情報の質的・量的変化によって新しい処理技術が要請され、これら新技術の集合体としてのドキュメンテーションが生成したという歴史的発展過程にすでに特徴的な相異点を見ることが出来る。これら技術は、一般図書館のそれが知識の集大成としての図書を中心に管理

・保管志向的であるのに対し、利用・提供(サービス)志向的である。さらに、それは積極的には図書やパンフレットの処理技術というよりは、むしろ、新しいものを編集してゆくためにドキュメントの中に含まれる情報やほかの資料からのデータを収集してゆく技術である点に本質的な意義がある。

ドキュメンテーション活動のプロセスは下のようによにまとめられるが、それとコンピュータリゼーションとの関係について考えてみたい。翻訳・抄録・分類・索引の過程、つまり主題分析に関係して現在ひとえに人間の知的作業に依存し、しかも最も負荷の多い過程のコンピュータリゼーション、あるいは事実検索のより高度な手法については研究・実験段階で、まだ実用の域には達していないが、書誌活動あるいは文献検索の面はすでに科学技術分野で実用化されている。本報告では、かかるコンピュータリゼーションが米国あるい

1. 収集活動

情報源調査(収集資料探索)

収集手配

資料受入

情報選択

処理手配

2. 組織化活動

翻訳

抄録

分類

索引

蓄積

3. 伝達・提供(サービス)活動

書誌活動

速報的書誌活動

週及的書誌活動

検索サービス

文献検索

事実検索

閲覧サービス

はわが国でどのように、しかもどの程度まで行なわれているか、さらに、社会科学ドキュメンテーション・サービスが、具体的活動としては書誌活動と文献検索としてまずとりあげられねばならないという点について考察した。

以上のようにして、科学技術分野ですでに現実のものとなった書誌活動と文献検索のコンピュータリゼーションの社会科学領域への適用を目指した当センターのシステムの位置づけを行なった後、その現状と問題点を述べた。

経済性の問題を別にして、若干の問題点をあげると、それはとりもおさず社会科学の特性に起因する問題である。具体的には、社会科学用語のターミノロジーの問題であり、

論題と主題内容の相関に関する問題である。これらはまず文献検索の効率に影響するシリーズの編集を困難にし、検索効率を低下させ、また、論題の順列索引 (KWIC) の有効性を致命的に減少させる。さらに、情報要求の特性なかんづく検索時におけるそれとからんで機械の大型化が必要であり、これを回避するためには人的処理過程が多くなりシステムが全体的には複雑になる等の問題である。

第 186 回 (昭和42年3月22日)

企業利益と課税所得との関連

渡 邊 進

課税所得の計算方式の意義を明確にするために、税務会計において以下の諸点について再吟味を行い一義的な解釈を得ることが要請せられている。すなわち、1. 税務会計の意義、2. 企業利益概念の吟味——課税所得概念との比較において——3. 企業利益と課税所得との「調整」が問題とされる場合の「調整」の意味、4. 「企業利益に基づく計算」の解釈である。本報告は、以上の点に関する考察を行うものである。

(付記。本報告は、企業経営定例研究会と所員研究会との合同研究会において発表せられた。)

第 187 回 (昭和42年5月21日)

会計的利益概念の構造と資本維持計算

中 野 勲

資本維持の角度から会計上の利益概念を研究しようとする場合には、その前提としてそういう角度からの研究はどういう意味と範囲において必要なのかということが検討されなければならない。この報告では、アメリカの一会計学者ヘンドリックセン (Eldon S. Hendriksen) の著になる *Accounting Theory* と題する好著を手がかりとしてこの問題を研究した結果が発表せられた。ヘンドリックセンの見解にしたがうと、会計的利益にかんしてはすくなくとも次の四つの角度から検討がなされなければならない、といわれる。

(1) 会計的利益はどういう目的のために報告されるか。

- (2) 会計的利益はどのような算定方式によって計算されるか。
- (3) 期間利益はまずもって当期の経営業績の尺度として役立つべきか、それともまず第一に期首資本を維持したのちの分配可能額であるべきか。
- (4) 会計的利益はいかなる範囲の利害関係者集団に帰属する利益であるべきか。

会計的利益をめぐって存在しているこの四つの問題領域の各々において、いわゆる「資本維持」という考え方がどのような形であらわれ、そして、その考え方がそれらの各問題を考えてゆくうえで（またはその解決のために）どのような実益を發揮しうるか、をこの報告で説明しようとしたのである。

そこで行なわれた報告の結論はつぎのようにいえる。まず(1)の問題については、会計的利益がその利益報告データの利用者の利用目的に真に役立つことを明らかにするための論理的前提として「資本維持思考」は不可欠である。つぎに(2)であるが、企業利益の算定方式としての「財産法」と「損益法」とを一つの計算組織として統合するには「資本維持」という観念が重要である。(3)の問題については、一定の期首資本を維持したのちの「分配可能額」としての利益が期間利益概念としてもちいられるべきであり、経営の業績尺度利益はこの期間利益の内訳として損益計算書に表示されるべきことを、「資本維持」という観念は要求する。最後の(4)の問題にかんしては、「普通株主にたいする純利益」が期間利益として採用されるべきことを、「資本維持思考」は要求する。

執筆 者 紹 介 (執筆順)

べい か みのる
米 花 稔……………教 授・経 営 機 械 化 部 門
経 営 学 博 士

さ さ き せい じ
佐 々 木 誠 治……………教 授・海 事 経 済 部 門
経 済 学 博 士

い の う え た だ か つ
井 上 忠 勝……………教 授・国 際 経 営 部 門

の せ の ぶ こ
能 勢 信 子……………教 授・経 営 計 測 部 門
経 営 学 博 士

な か の い さ お
中 野 勲……………助 教 授・経 営 経 理 部 門

経済経営研究（既刊）目次

第16号（Ⅱ）昭和41年3月発行

フランスの低開発国援助政策……………	川田 富久 雄
ブラジルの外資導入政策の問題点……………	西 向 嘉 昭
ラテンアメリカにおける米国バナナ企業の経験……………	井 上 忠 勝
海運合理化と定員問題……………	山 本 泰 督
特定引当金について……………	渡 邊 進
リースの会計に関する一考察……………	小 野 二 郎

第17号（Ⅰ）昭和41年11月発行

法人税法における減価償却資産原価の期間的配分……………	渡 邊 進
政府勘定の改定と問題点……………	能 勢 信 子
地域経済と主体的エネルギー……………	米 花 稔
発展途上国の輸出多様化と経済技術協力……………	川 田 富 久 雄
書評 G・スチューフェル著「社会勘定の体系」……………	能 勢 信 子

第17号（Ⅱ）昭和42年3月発行

経営規模の指標としての内航船舶量……………	佐々木 誠 治
企業合同の管理機構……………	井 上 忠 勝
意志決定の合理性と組織……………	吉 原 英 樹
低開発国における資本変動の一考察……………	藤 田 正 寛
国際的不等価交換の検証……………	片 野 彦 二

第18号（Ⅰ）昭和42年12月発行

マレーシアの通貨制度の史的発展……………	川 田 富 久 雄
低開発経済の発展における貿易の役割……………	片 野 彦 二
戦前の移民輸送とわが国の海運業……………	西 向 嘉 昭
組織スラックと企業の適応的行動……………	吉 原 英 樹

THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

Director : Minoru BEIKA
Secretary : Hirotake SAKAI

GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH

Fukuo KAWATA	Professor of International Trade Dr. of Economics
Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economy Dr. of Economics
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics.
Masahiro FUJITA	Associate Professor of Regional Study on Latin America
Hikoji KATANO	Associate Professor of International Trade Ph. D. in Statistics
Hiromasa YAMAMOTO	Associate Professor of Maritime Economy
Yoshiaki NISHIMUKAI	Associate Professor of Regional Study on Latin America

GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH

Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Business Mechanization Dr. of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Nobuko NOSÉ	Professor of Business Statistics Dr. of Business Administration
Jiro ONO	Associate Professor of Business Administration and Business Mechanization
Isao NAKANO	Associate Professor of Accounting
Hideki YOSHIHARA	Research Associate of International Management

Office : The Kanematsu Memorial Hall.
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO · KOBE · JAPAN

昭和43年 3月22日 印刷
昭和43年 3月25日 発行

編集兼発行者
神戸市灘区六甲台町
神戸大学経済経営研究所
印刷所
大阪市南区高津2の20
汎和印刷株式会社

Annual Report on Economics and Business Administration

18 (II)

1968

CONTENTS

Current Regional Problems of Economic Development in Europe and U.S. A.	Minoru BEIKA
Indices on the Development of Kobe Port (1)	Seiji SASAKI
Role of a Copying Entrepreneur in Organizing a Department Store in Kyushu, Japan	Tadakatsu INOUE
Integration of Social Accounts : A Survey	Nobuko NOSÉ
The Last-in, First-out Method and Three Concepts of Business Income	Isao NAKANO

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY